～人が住まい、集い、にぎわう、元気な中心市街地の実現を目指して～

金沢市中心市街地活性化基本計画

（平成19年５月～平成24年３月）

石川県　金沢市

平成 19 年５月

〔　平成 23 年７月７日変更　〕

目　次

○基本計画の名称 ---------- 1

○作成主体 ---------- 1

○計画期間 ---------- 1

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ---------- 1
［１］金沢市の沿革 ---------- 1
［２］これまでの中心市街地活性化に関する取組 ---------- 2
［３］中心市街地の現状分析 ---------- 9
［４］課題の整理 ---------- 20
［５］中心市街地の活性化に関する基本的な方針 ---------- 22

２．中心市街地の位置及び区域 ---------- 27
［１］位置 ---------- 27
［２］区域 ---------- 28
［３］中心市街地要件に適合していることの説明 ---------- 29

３．中心市街地の活性化の目標 ---------- 35
［１］金沢市中心市街地活性化の目標 ---------- 35
［２］計画期間 ---------- 35
［３］数値目標 ---------- 36

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用
に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 ----- 51
［１］市街地の整備改善の必要性 ---------- 51
［２］具体的事業の内容 ---------- 52

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項 ---------- 85
［１］都市福利施設の整備の必要性 ---------- 85
［２］具体的事業の内容 ---------- 86

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の
供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための
事業等に関する事項 ---------- 92
［１］街なか居住推進の必要性 ---------- 92
［２］具体的事業の内容 ---------- 93

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 ---------- 105
［１］商業の活性化の必要性 ---------- 105
［２］具体的事業の内容 ---------- 106

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 ---- 147
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 ---------- 147
［２］具体的事業の内容 ---------- 149

◇４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所 ---------- 162

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 ---- 163
［１］市町村の推進体制の整備等 ---------- 163
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 ---------- 167
［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 ---------- 170

10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 ---- 196
［１］都市機能の集積の促進の考え方 ---------- 196
［２］都市計画手法の活用 ---------- 196
［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 ---------- 198
［４］都市機能の集積のための事業等 ---------- 207

11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項 ---------- 208
［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 ---------- 208
［２］都市計画との調和等 ---------- 209
［３］その他の事項 ---------- 209

12．認定基準に適合していることの説明 ---------- 210

様式第４［基本計画標準様式］

○基本計画の名称：金沢市中心市街地活性化基本計画
○作成主体：石川県金沢市
○計画期間：平成 19 年 5 月から平成 24 年 3 月まで（4 年 11 月）

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［1］金沢市の沿革

金沢のまちの起こりは、蓮如の北陸地方の布教により一向宗徒の勢力が強まり、農民を中心とした信者が、長享 2 年（1488 年）、加賀の守護富樫政親を高尾城に滅ぼした後、真宗本願寺の末寺を金沢御坊として建立し、加賀一向宗の中心として、寺のまわりに後町、南町などのまちがつくられたことがはじまりといわれています。

天正 8 年（1580 年）、佐久間盛政により金沢御坊は攻め滅ぼされ、盛政はここに金沢城を築きました。天正 11 年（1583 年）、盛政が賤ヶ岳で敗れた後、七尾小丸山城にいた前田利家が金沢城に入城したのが、この年の 6 月 14 日といわれています。以来、加賀、能登、越中を合わせた加賀百万石の城下町として繁栄を続け、元禄期には人口約 12 万人、全国第 4 位、経済力においても幕府に次ぐ富を所有するほどに発展しました。

明治 4 年（1871 年）の廃藩後、金沢町となり、同 22 年（1889 年）4 月 1 日市制が施行され、太平洋戦争でも戦災を受けず、城下町のまちなみ、文化や伝統等を守り、石川県の県庁所在地として、政治、文化、経済の中心として発展を続けました。

平成 8 年（1996 年）4 月 1 日には中核市となり、自然・歴史環境、学術・文化、これらを基礎とした地場産業、さらに福祉とコミュニティの土壌を大切にしながらも、絶えず革新への営みを心がけ、自ら世界に向け発信していく世界都市を目指しています。

金沢市中心市街地

［2］これまでの中心市街地活性化に関する取組

（1）金沢市における中心市街地の空洞化の進行

四百年以上、戦災や大きな自然災害を受けることのなかった金沢のまちは、金沢城を中心とした藩政期のまちの骨格を今に引き継いでおり、多様な都市機能がコンパクトに集積しながら、日本海側の中核都市として発展を続けてきました。しかしながら、全国的なモータリゼーションの進展、ライフスタイルの多様化、中心商業地をはじめとした急激な地価高騰等は、本市においても、中心市街地の人口減少、住宅の郊外化、公共施設の郊外移転、大型小売店の郊外展開、空き家・青空駐車場等の低未利用地の増加、マイカーによる交通渋滞、環境汚染等を引き起こし、中心市街地がこれまで有してきた様々な都市機能の低下をもたらすこととなりました。

このため本市では、平成 7 年 12 月に策定した金沢世界都市構想において、「土地利用は、都市周辺部の無秩序な開発や都心部の空洞化を土地利用の誘導により未然に防止していく」方向性を定めました。また、平成 9 年度には、庁内に都心ルネッサンス推進本部を設置し、中心市街地活性化を市政の最重要施策と位置付け、全庁的に中心市街地の活性化に取り組む体制を整えました。

こうした中、平成 10 年に中心市街地活性化法をはじめとする、まちづくり 3 法（改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法）が成立したことを受け、同年 10 月、中心市街地活性化基本計画（以下、「第 1 次基本計画」という。）を作成し、同年 11 月に国へ送付しました。

（２）中心市街地活性化の取組

第１次基本計画では、「にぎわいと伝統が調和した活力ある中心市街地の形成」を整備テーマとして、5 つの基本方針に則り、中心市街地の活性化に取り組んできました。

本市では、毎年度、基本計画を更新（新規事業の追加等）し、国へ提出するとともに、平成 11 年 7 月には、金沢市市街地活性化推進委員会（P165 参照）を設置し、行政のみならず、経済界、商業者、学識経験者、市民等の意見を取り入れながら、中心市街地活性化施策の推進に取り組みました。

さらに平成 15 年度には、第１次基本計画の作成から 5 年が経過したことをふまえ、実施事業に関連する統計資料の分析、進捗状況の把握、市民アンケート調査等を行い、「まちなかの定住と交流の促進」を整備テーマに平成 16～20 年度を計画期間とした基本計画（以下、「第 2 次基本計画」という。）を平成 16 年 3 月に作成し、第１次基本計画の基本方針を継承しながらも、新しい視点や発想を導入することによって、引き続き、多面的、重層的に中心市街地活性化に取り組んできました。

第１次基本計画
（平成 10～15 年度）

（整備テーマ）
◎にぎわいと伝統が調和した活力ある中心市街地の形成

（基本方針）
○歴史・文化・自然を活かした“歩くまち”づくり
○伝統環境と調和した住環境づくり
○商店街の特性を活かした魅力ある商業環境の形成
○総合的な交通体系の確立によるアクセスの向上
○基盤整備の推進によるにぎわいの創出

第２次基本計画
（平成 16～20 年度）

（整備テーマ）
◎まちなかの定住と交流の促進

（基本方針）
○個性を活かした美しいまちづくり
○暮らしの良さを実感する定住促進
○元気な商店街・都心ビジネスの形成
○人・環境にやさしいまちなか交通の確立
○まちなか交流活動の促進

また、中心市街地活性化基本計画に基づく各種施策の推進とともに、本市では、独自のまちづくりに関する条例を制定することで、伝統とにぎわいが調和した金沢ならではのまちづくりに積極的に取り組んできました。

○個性を活かした美しいまちづくり

〈具体的な中心市街地活性化施策の取組〉

本市では住民との協働を通じて、中心市街地に残る歴史的まちなみや建造物の保存、電線類の地中化、広見(※)、道筋や用水沿いの修景整備に努め、金沢の伝統的で潤い豊かな都市景観の創出に努めてきました。

一方、金沢のまちの骨格を形成する都心軸沿線では、平成 14 年に金沢駅武蔵北地区再開発事業第二工区（ルキーナ金沢）が完成し、平成 17 年には、金沢駅東広場（もてなしドーム・鼓門）が完成するなど、都市基盤整備が進捗しました。

また、金沢 21 世紀美術館（平成 16 年）、金沢文芸館（平成 17 年）、金沢能楽資料館（平成 18 年）といった伝統文化の継承と新たな芸術文化を創造する施設整備にも取り組み、金沢の個性を活かした美しいまちづくりを推進してきました。なかでも金沢 21 世紀美術館は、開館 2 年（平成 18 年 9 月末）で入館者が 274 万人に達し、本市の個性を活かしたまちづくりの新たなシンボル、にぎわい創出の施設として、周辺商店街との連携も図りながら、中心市街地活性化にも大きく寄与してきました。

(※)広見

・街路の一部が広くなっているところで、狭い小路での荷車の回転場、火除け地、火消しの集合場所、藩の高札を掲げる場、軍事的な意味等があったといわれています。城下町の町割りの特徴のひとつともいわれていますが、戦禍や都市化のため、全国の城下町でもほとんど残っておらず、金沢の貴重な財産となっています。

〈関連まちづくり条例〉

- **金沢市まちづくり条例（平成 12 年）**（a）
- **寺社風景保全条例（平成 14 年）**（b）
- **沿道景観形成条例（平成 17 年）**（c）
- **夜間景観形成条例（平成 17 年）**（d）

本市の歴史的文化資産である寺社等の風景を保全する「寺社風景保全条例」、美しい沿道景観を形成する「沿道景観形成条例」、金沢にふさわしい美しく魅力的な夜間景観を形成する「夜間景観形成条例」等を制定し、金沢ならではの歴史、文化、伝統といった個性を活かした美しいまちづくりを進めてきました。

また、平成 12 年には、住民自らが、自分たちの住む地域の目標を描き、まちづくりの自主的なルール（協定）を定め、金沢市とまちづくりに関する協定（まちづくり協定(※)）を締結することで、その実現を図っていく「金沢市まちづくり条例」を制定し、市民と行政が協働で、個性豊かな魅力あふれるまちづくりを進めてきています。

(※)まちづくり協定

・平成 19 年 3 月末現在、19 地区で協定が締結されましたが、うち 11 地区が中心市街地内です。

〔正式名称〕
（a）金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（市街化区域内）
　　金沢市における土地利用の適正化に関する条例（市街化区域外）
（b）金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例
（c）金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例
（d）金沢市における夜間景観の形成に関する条例

○暮らしの良さを実感する定住促進

〈具体的な中心市街地活性化施策の取組〉

定住促進は、本市の中心市街地活性化の大きな柱の一つであり、平成 13 年には、「まちなか定住促進条例」を制定し、まちなか区域（市内中心部の約 900ha）での戸建て住宅、共同住宅の建設等に対し、重点的に助成を行うことで、中心市街地の定住促進を支援してきました。

また、中心市街地での少子高齢化の進行に対応するため、ＪＲ金沢駅において、子育て支援施設である金沢駅こどもらんどの運営、各種福祉用具情報等の提供を通じて障害のある方や高齢者等の自立促進を図る金沢福祉用具情報プラザの開設（平成 14 年）、市民の健康づくりの推進拠点としての金沢健康プラザ大手町の開設（平成 17 年）等を行い、中心市街地での保健、福祉分野の利便性の向上を図りました。

さらには、安全・安心な暮らしに欠くことのできない地域コミュニティを醸成するため、住民が主体となった各種町内会活動を支援するとともに、近年、中心市街地で建設が増加しているマンション等の共同住宅においても町内会の組織づくりを働きかけると同時に、歴史的文化遺産としての旧町名復活にも地域住民と一体となって取り組み、中心市街地に住むことの良さを実感できる各種施策の推進に努めてきました。

〈関連まちづくり条例〉

- **まちなか定住促進条例（平成 13 年）**[a]
- **旧町名復活推進条例（平成 16 年）**[b]
- **コミュニティ空間条例（平成 18 年）**[c]

中心市街地において良好な住環境を整備し、定住を促進するために住宅建築等に支援（一般住宅は借入金の 10%、限度額 200 万円、新築分譲マンションは借入金の 5%、限度額 100 万円等）を行う「まちなか定住促進条例」、旧町名の復活(※)を推進することを契機として、地域コミュニティを醸成し、住民によるまちの活性化を図ることを目的とした「旧町名復活推進条例」、本市の個性と魅力の一つである広見、境内等のコミュニティ空間を活用し、地域コミュニティの活性化を図る「コミュニティ空間条例」等を制定し、中心市街地での暮らしの良さを実感できる施策の展開に努めました。

(※)旧町名の復活

・平成 19 年 3 月末現在、市内の 8 地区で旧町名が復活しましたが、すべてが中心市街地内です。
（主計町、下石引町、飛梅町、木倉町、柿木畠町、六枚町、並木町、袋町）

〔正式名称〕
（a）金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例
（b）金沢市旧町名復活の推進に関する条例
（c）金沢市における広見等のコミュニティ空間の保存及び活用に関する条例

○元気な商店街・都心ビジネスの形成

〈具体的な中心市街地活性化施策の取組〉

それぞれの商店街が個性を活かしながら、モール化、ファサード整備、アーケード整備等の商業基盤整備を進めるとともに、各商店街が地域ごとに連携して、イベントを開催するなど、中心商業地のにぎわい創出に取り組んできました。

平成 10 年に設立した㈱金沢商業活性化センター（P166 参照）は、中心商業地で長年使われていなかった大規模な空き地に商業施設プレーゴを整備（平成 13 年）することで、中心市街地のにぎわい再生と近隣商店街（片町商店街、柿木畠商店街、竪町商店街等）の回遊性向上を図るとともに、共通駐車券による駐車場ネットワーク事業、中心商店街情報誌発行事業、学生と協同でのまちおこし事業（香林坊ハーバー）等を実施し、中心商業地の活性化と魅力づくりを進めてきました。

また、中心市街地においては、小売業のみならず、業務機能も重要であることから、本市では、映像、デザイン、IT等、様々な分野でビジネスを始めようとしている起業家、創業間もないSOHO事業者等をハード、ソフトの両面でサポートするためのビジネス支援施設(※)として、武蔵ヶ辻、南町周辺の空きオフィス等に、ＩＴビジネスプラザ武蔵（平成 16 年）、金沢ビジネスプラザ南町（平成 17 年）、金沢ビジネスプラザ尾山（平成 18 年）を開設し、その立地場所の特性を活かした都心ビジネスの形成支援を行ってきました。

(※) ＩＴビジネスプラザ武蔵：貸オフィス 11 室のうち、11 室入居
金沢ビジネスプラザ南町：貸オフィス 8 室のうち、8 室入居
金沢ビジネスプラザ尾山：貸オフィス 9 室のうち、5 室入居（いずれも平成 19 年 3 月末現在）

〈関連まちづくり条例〉

・商業環境形成まちづくり条例（平成 14 年）[a]

市街地の拡大に伴う商業の広範な展開は、中心市街地の空洞化、地域商業の衰退、地域コミュニティの保持の観点等、まちづくりに大きな影響をもたらすことから、本市では、地域ごとのまちづくりの方向性、商業集積の方向性、目安となる店舗面積の上限を定めた商業環境形成指針を策定するとともに、都市機能の適正配置を通じ、個性豊かな都市環境の形成を図るため、「商業環境形成まちづくり条例」を制定し、平成 14 年から都市計画的なゾーニング手法を活用することで、大規模な集客施設の無秩序な郊外への拡散立地の動きに歯止めをかけ、中心市街地への都市機能の集積を進めてきました。

なお、「商業環境形成まちづくり条例」に基づく集客施設の建築等の事前協議を行う際の指針となる商業環境形成指針において、中心市街地活性化ゾーン、駅西都心軸業務集積ゾーン以外での目安となる店舗面積の上限は 1,000～5,000 ㎡とされているため、条例の施行後、前述の 2 ゾーン以外で、店舗面積 5,000 ㎡を超える大規模小売店舗の出店はありません。

〔正式名称〕
（a）金沢市における良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進に関する条例

○人・環境にやさしいまちなか交通の確立

〈具体的な中心市街地活性化施策の取組〉

藩政期のまちの骨格を現在に引き継ぐ本市におけるモータリゼーションの進展は、中心市街地において、慢性的な交通渋滞、生活道路への相当量の通過交通の流入、大気汚染等を引き起こし、道路が本来有していた地域コミュニティ空間機能を失うことにもつながりました。

このため、人・環境にやさしいまちなか交通の確立に向けて、バスを公共交通の基軸に置き、商業集積地・交通結節点と周辺住宅地を結ぶコミュニティバス（金沢ふらっとバス）の導入（此花ルート：平成 11 年、菊川ルート：平成 12 年、材木ルート：平成 15 年）、横安江町商店街のトランジットモール化（平成 11 年）、バス専用レーンの実施、公共交通優先システム（PTPS）の導入、観光期・通勤時パーク・アンド・ライドシステムの実施、バスＩＣカード導入（平成 16 年）等のバス利用活性化施策を推進することで、過度にマイカーに依存しないまちづくりを推進してきました。

また、中心市街地、とりわけ幹線道路における交通円滑化のため、荷捌き駐車場を整備するとともに、まちなか駐車場の適正配置に向けた「まちなか駐車場のあり方基本方針」を策定し、駐車場の無秩序で急激な増加を防止することによって、市街地への過度な自動車の流入抑制を図っていくこととしました。

さらには、歩行環境の整備においても、歩ける道筋整備基本計画に基づく潤いある道路空間の創出、電線類の地中化をはじめとした修景整備等、安全で快適に歩くことのできる環境づくりに努め、中心市街地のにぎわい創出の観点からも、市民、まちを訪れる人が快適で安心して歩くことのできるまちづくり（歩けるまちづくり）を推進してきました。

〈関連まちづくり条例〉

- **歩けるまちづくり推進条例（平成 15 年）**[a]
- **駐車場適正配置条例（平成 18 年）**[b]

住民に身近な道路（生活道路）は、とりわけ歩行者への配慮が重要であるとの考え方に基づき、地元住民等と金沢市が、歩けるまちづくりに関する協定（歩けるまちづくり協定(※)）を締結し、協定を締結したエリア内では、警察等の協力を得ながら、自動車交通量の多い道路において歩行者専用道路等の交通規制を導入するとともに、地域住民自らも公共交通を利用し、道路の美化清掃に取り組むなど、歩行者と自動車の良好な交通環境整備を推進していく「歩けるまちづくり推進条例」を制定しました。

また、駐車場の適正配置に関する規定を定めることで、交通渋滞の緩和と歩行者の安全を目的とした「駐車場適正配置条例」を制定しました。

(※)歩けるまちづくり協定
・平成 19 年 3 月末現在、市内 3 地区で協定が締結されましたが、すべてが中心市街地内です。

〔正式名称〕
（a）金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例
（b）金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例

○まちなか交流活動の促進

〈具体的な中心市街地活性化施策の取組〉

中心市街地活性化には、定住人口の増加と併せて、交流人口の増加が重要であり、市民の活発な交流活動を推進するため、地域住民が教育、防犯、防災、福祉、環境面等で相互に助け合う地域コミュニティ活動を支援（公募型金沢市ゆめまちづくり活動支援事業）するとともに、各種まちづくり団体とパートナーシップを築くことによって、市民が主体となったまちづくりを推進してきました。

また、中心市街地に人を呼び込み、まちの魅力を再発見する機会の創出や芸術・文化の新しい創作活動の場を提供する事業として、泉鏡花記念館（平成 11 年）、前田土佐守家資料館（平成 14 年）、金沢 21 世紀美術館、金沢文芸館、金沢能楽美術館等を開設し、これらの文化施設において合同企画展の開催、共通入館券の発行等を行うことで、施設間の回遊性を高め、国の内外から多くの人々を呼び込み、中心市街地での滞在時間を延長する仕掛けづくりに努めました。

また、平成 17 年 3 月に完成した金沢駅東広場もてなしドームの空間部分では、民間事業者とのタイアップにより、加賀友禅をモチーフにしたアート作品の展示、光のデジタルアート等を開催するとともに、地下広場部分においても恒常的にイベント、研究発表会、市民交流活動等を開催することにより、もてなしドームを金沢の新たな玄関口の交流拠点と位置付け、中心市街地における交流人口の増加に取り組んできました。

［3］中心市街地の現状分析

（1）中心市街地の既存ストックの状況分析と有効活用の検討

1）歴史的・文化的資源

金沢は、近世日本を代表する城下町で、卯辰山、小立野台、寺町台の三丘陵とその間を流れる犀川、浅野川の両河川により形成された自然地形を活かして、金沢城（石川門は国重要文化財）・兼六園（国特別名勝）とそれを取り巻く堀、広見を配した街路、多くの坂道や用水等の歴史的な都市構造が今も中心市街地に残されています。

この歴史的な都市構造とともに、長町武家屋敷群や東山ひがし茶屋街（国重要伝統的建造物群保存地区）、主計町（金沢市伝統的建造物群保存地区）、にし茶屋街等のまちなみ、台地や丘陵上に展開する寺院群等、数々の文化遺産が良好に保存されています。

また、明治期以降、軍都、学都としての性格も併せ持った都市となったため、旧制第四高等学校等の近代遺産も残されており、さらに、これらの形ある遺産に加えて、能楽をはじめ様々な芸能、金箔、漆芸、金工、陶芸等の伝統工芸や産業技術といった無形の遺産が市民の間に根付いています。本市では、これらの歴史的・文化的遺産を計画的に発掘や文献調査を進め、学術的価値や保存すべき範囲を明らかにし、文化財として指定することによって、将来に向けて確実に保存していくこととしています。

その他の文化遺産についても個別の建物、史跡または地区ごとの保存管理に関する計画の策定や周辺地域の景観の保全、伝統的環境の保護を図っていく必要があると考えており、本市は石川県と共同で、これらの貴重な「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」の世界遺産暫定リスト記載を目指して、国に提案を行い、金沢のまちの魅力を国の内外に向けて発信していくこととしています。

兼六園

伝統的建造物群（主計町）

伝統工芸（金箔）

２）景観資源

金沢は、恵まれた自然や地形を背景に歴史的で個性豊かなまちづくりを進めてきましたが、まちをさらに美しく魅力にあふれた快適なものとしていくため、平成元年、「景観条例」を制定し、伝統環境を保存育成するために必要な区域を伝統環境保存区域と定めるとともに、近代的な都市景観を創出するために必要な区域を近代的都市景観創出区域と定め、それぞれの区域において、建築物、工作物の規模、位置、色彩、意匠等の基準(景観形成基準）を設け、本市の個性豊かな美しい景観の形成を推進してきました。

現在、中心市街地の区域の約半分が、伝統環境保存区域及び近代的都市景観創出区域に指定されており、開発と保全の調和のとれた美しいまちづくりを景観面からも推進しています。

また、平成 18 年 3 月、周辺環境に調和した道路標識特区の認定を受け、区域周辺の環境と調和した道路標識を設置するための基本方針の立案を進めており、今後、景観と交通安全性のバランスを取りつつ、周辺環境と調和した金沢独自の道路標識設置を進めていくこととしています。

案内標識（縮小前）

案内標識（縮小後）

道路標識特区

３）社会資本

都市計画道路は、市全体の都市計画道路の総延長 313,087mのうち、概成済の路線も含め 248,455m（79.4%）が供用済ですが、中心市街地内では、都市計画道路の総延長45,160mのうち 41,655m（92.2%）が供用済みで、高い整備率となっています。

また、藩政時代の絵図と現在の地図を重ね合わせると、道路の骨格部分は、ほぼ一致しており、金沢のまちは、藩政時代のまちの遺産を現在に引き継ぎ、そして発展させながら道路等の基盤整備を行ってきました。（整備率は平成 18 年 3 月末現在）

都市計画決定を受けている公園・緑地等の公共空地は、262 カ所（485.1ha）ですが、うち中心市街地では、20 カ所（51.86ha）となっており、金沢城公園（28.5ha)、兼六園（11.1ha)、中央公園（3.7ha)、本多の森公園（6.6ha）といった歴史のある大規模な公園が都心部に集中し、全国にも誇りうる文化的景観を形成しています。

市街地再開発事業は、「開発と保全の調和」というテーマのもと、金沢駅～武蔵～香林坊・片町の都心軸沿いの近代化を図る主要な整備手法として、昭和 42 年から導入をはじめ、これまで 8 地区で事業を終え、現在も 2 地区で事業が進められています。

また、平成 16 年現在、市内中心部には、戦前（築 60 年以上）に建築された木造住宅が約 9,500 棟残されていますが、平成 11 年からの 5 年間で、1,300 棟（12.0%）以上が減少しました。こうした木造住宅（町屋）は、金沢の個性あるまちなみを形成する大切な要素であることをふまえ、平成 17 年度には、庁内に「金澤町屋継承・活用促進プロジェクト」を設置し、その活用促進策についての検討を始めました。

公共交通は、バス交通が中心であり、平成 18 年 12 月末現在、市内には、63 路線 397 系統（北陸鉄道グループ：58 路線・397 系統、ＪＲ西日本バス：5 路線）が運行しています。また、コミュニティバス（金沢ふらっとバス）も平成 11 年 3 月から運行を開始しており、年間約 70 万人が利用しています。

このように中心市街地では、藩政期以来の歴史をふまえたうえで社会資本のストックが順次積み重ねられてきており、今後も開発と保全の調和を図り、これらの社会資本に磨きをかけながら都市の基盤整備を行い、まちの魅力と風格を高めていきます。

金沢駅東広場（もてなしドーム）

金沢の町家

金沢城公園

４）産業資源

金沢は、伝統文化と学術の土壌に育まれ、多様な伝統工芸が現代に生きるとともに、こうした伝統に根付いた確かな職人の技が、新たなものづくりにつながり、技術力のある地場産業として発展し、今に受け継がれてきました。

新たな文化創造の発信拠点としての金沢 21 世紀美術館、芸術・文化分野で多くの優秀な人材を輩出している金沢美術工芸大学等の高等教育機関といった土壌を活かし、衣・食・住の生活文化にかかわる多様な分野で、デザイン力を活用した質の高い新たなものづくりを「金沢発ファッション」として提案、発信していきます。また、テキスタイルやアパレルなど繊維の新製品をはじめ、インテリアやアクセサリーなど高い技術力を活かした工芸の新製品開発に取り組んでいきます。

さらに、武蔵、香林坊、広坂間を新たにファッションストリートとして位置づけ、金沢発ファッション等の関連の店舗集積を推進していきます。

金沢 21 世紀美術館

ライフ＆ファッション金沢ウィーク

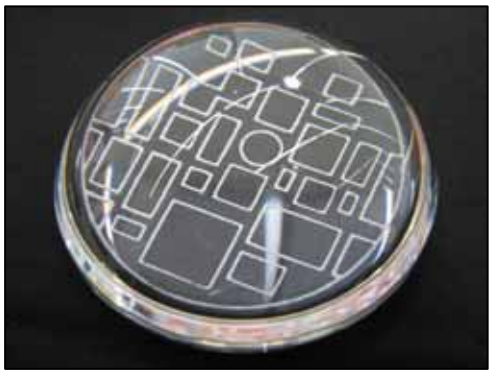

金沢 21 世紀美術館のペーパーウェイト

（２）統計的なデータ等による客観的な把握・分析

１）人口・世帯数に関する状況

① 人口・世帯数

・金沢市全体及び DID 区域（人口集中地区）内では、世帯数は増加傾向となっていますが、人口は平成 17 年に減少に転じました。一方、中心市街地では、人口・世帯数ともに減少傾向が続いていますが、その減少率は、近年、緩やかになってきています。

・中心市街地の世帯人員は 2.2 人／世帯となっており、金沢市全体や DID 地区の世帯人員（2.5 人／世帯）と比較して、小規模な世帯が多い状況が伺えます。

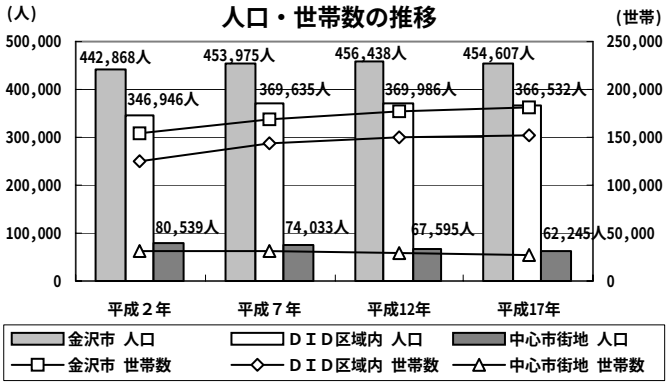

資料：国勢調査

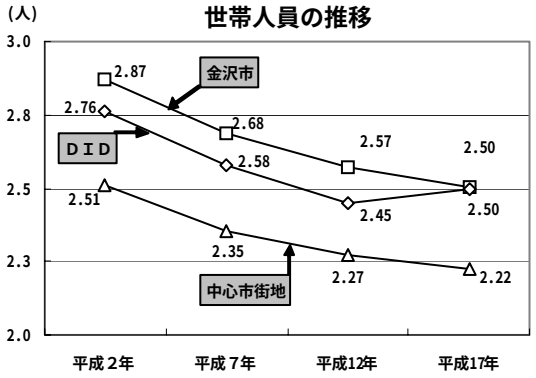

資料：国勢調査

② 高齢世帯数

・高齢世帯数は、金沢市全体及び中心市街地ともに増加傾向となっており、それぞれの全体の世帯数に占める割合も増加傾向となっています。

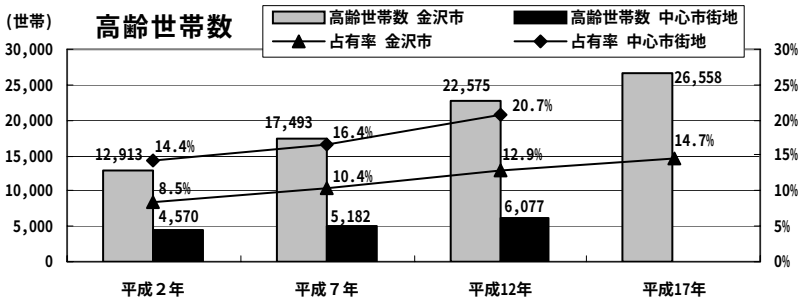

資料：国勢調査

高齢世帯数　：高齢単身世帯数＋高齢夫婦世帯数

高齢単身世帯：65 歳以上の人 1 人のみの一般世帯

高齢夫婦世帯：【平成 2 年～12 年】夫婦とも若しくはいずれか一方が 65 歳以上の夫婦一組のみの世帯
【平成 17 年】夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦一組のみの世帯

注）中心市街地の平成 17 年の値は不明
（統計区別データが未発表のため）

③ 高齢化率

・高齢化率は、金沢市全体で 18.8%と高齢社会（高齢化率 14～21%）を迎えているのに対し、中心市街地では 28.2%と超高齢社会（同 21%以上）となっています。

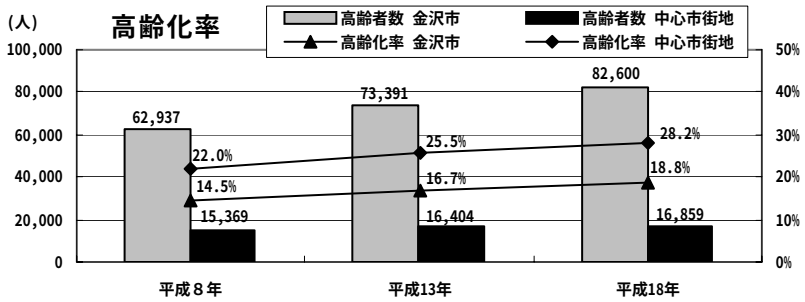

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2）商業に関する状況

① 小売商業

・金沢市の小売商業店舗数、年間商品販売額が減少しています。

・小売商業店舗数の 37.3%、年間商品販売額の 27.1%（平成 16 年現在）が中心市街地に集積しています。

・中心市街地では、小売商業店舗数、年間商品販売額の減少傾向が続いていますが、その減少率は、近年、緩やかになってきています。

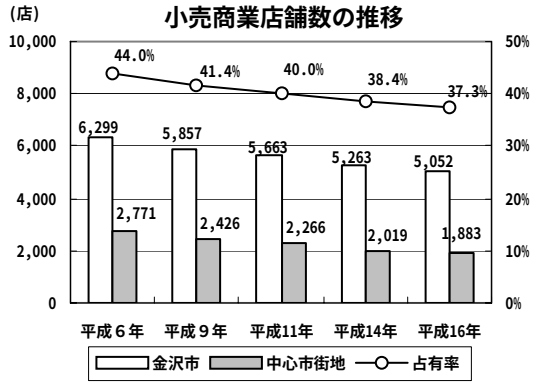

資料：商業統計調査、石川県

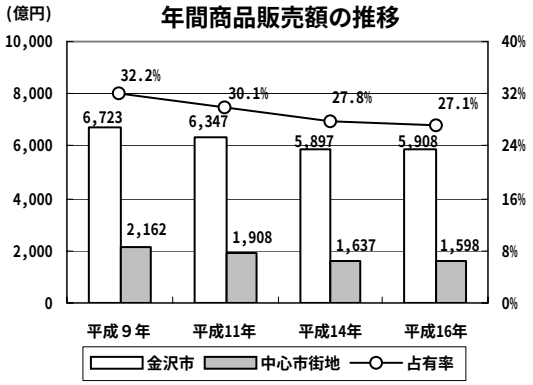

資料：商業統計調査、石川県

② 飲食業、サービス業の店舗数

・飲食業、サービス業は、店舗数及び金沢市全体に占める割合ともに減少傾向となっています。

・一方で、飲食業店舗数の市全体に占める割合は、55.3%（平成 16 年現在）となっており、金沢市の飲食店の半数以上が中心市街地に集積している状況が伺えます。

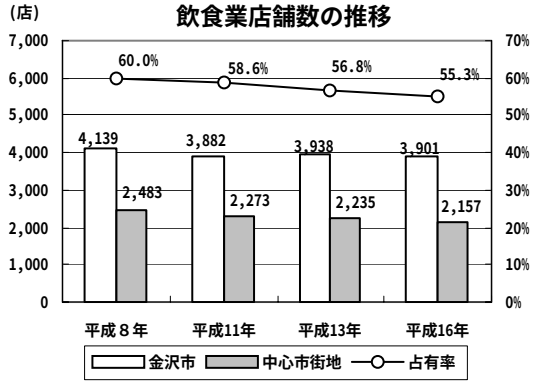

資料：事業所・企業統計調査

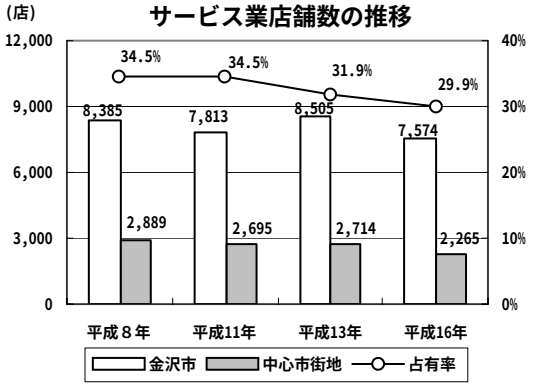

資料：事業所・企業統計調査

（※占有率：金沢市全体に占める割合）

③ 中心市街地の主要商店街の歩行者・自転車通行量

・平成 17 年調査の「平日」は、天候が雨であったため、前回調査（平成 15 年）と比較して歩行者・自転車通行量が減少する地点が多くありましたが、竪町、香林坊商店街では歩行者・自転車通行量の増加がみられました。

・平成 17 年調査の「休日」は、前回調査（平成 15 年）と比較して、周辺でのイベントの開催が少ない状況でしたが、香林坊、武蔵商店街では歩行者・自転車通行量の増加がみられました。

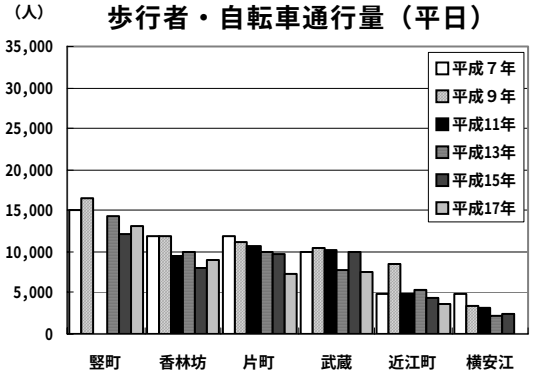

資料：歩行者通行量調査

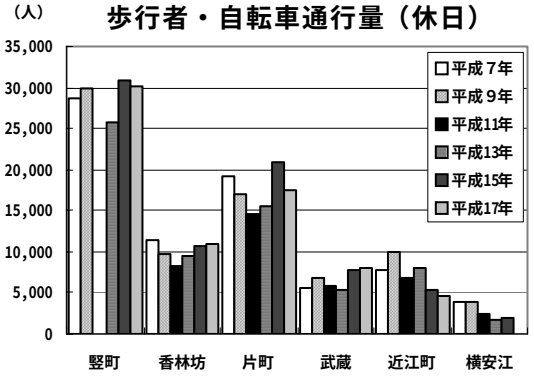

資料：歩行者通行量調査

④ 事業所数、従業者数の推移

・事業所数、従業者数は、金沢市、中心市街地ともに減少傾向となっています。

・事業所の 30.6%（平成 16 年現在）が中心市街地に集積していますが、その占める割合は、緩やかな減少傾向となってきています。

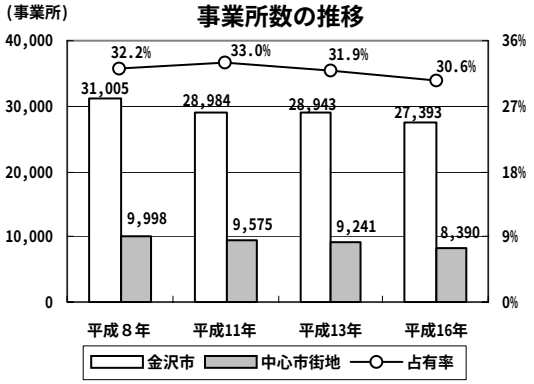

資料：事業所・企業統計調査

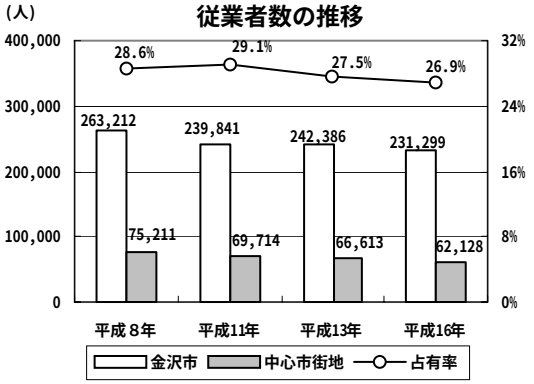

資料：事業所・企業統計調査

３）公共交通に関する状況

① 鉄道駅の乗車人員数

・ＪＲ東金沢駅で、乗客数の増加がみられますが、その他のＪＲ各駅及び電車（市内駅分）の乗客数は年々減少しています。

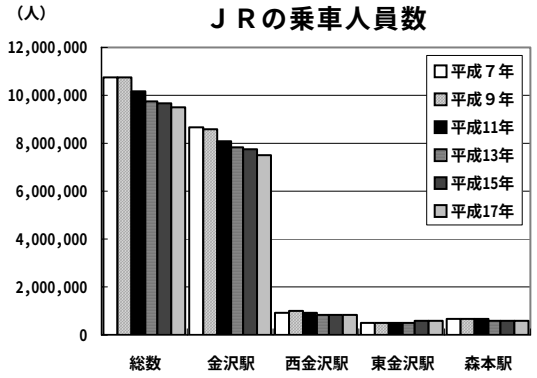

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

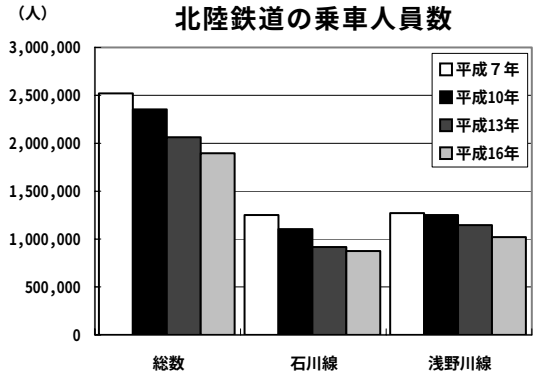

資料：北陸鉄道株式会社

② バス乗車人員数

・民間のバスの乗車人員数は、年々減少しており、特に市内線の乗車人員数の減少率が大きくなっています。

・金沢ふらっとバス（コミュニティバス）の乗車人員数は、全体では年々増加していましたが、平成 17 年度に減少に転じています。ルート別では、材木ルートは、平成 16 年 9 月にルート延長したこともあり、増加傾向となっています。

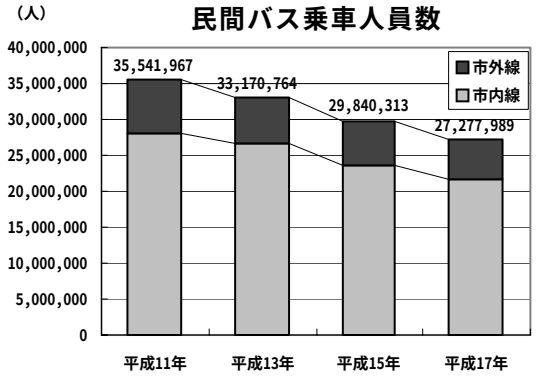

資料：民間バス会社

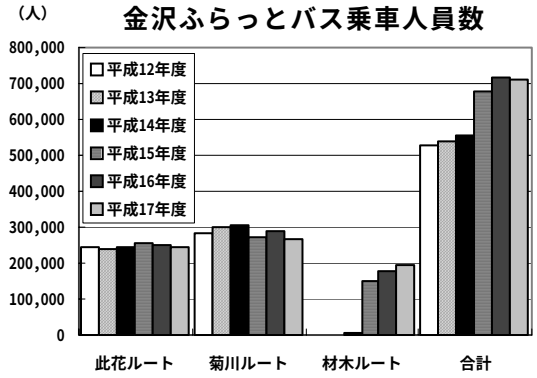

資料：金沢市

4）交流活動に関する状況

① 施設の利用者数

・中心市街地内の主要公共施設の利用者数は、経年的にみて緩やかな減少傾向を示していましたが、金沢 21 世紀美術館の開館に伴い、平成 16 年の主要公共施設利用者数は大幅に増加しています。（※金沢 21 世紀美術館：平成 16 年 10 月 9 日開館）

■主要公共施設の利用者数

	施設名称	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	増減率	
											H17/H9※	H17/H16
1	石川県立美術館	249,708	339,957	279,831	342,361	191,560	354,753	278,357	239,134	192,554	▲22.9%	▲19.5%
2	石川県立歴史博物館	122,905	111,860	110,356	91,012	95,447	104,835	89,170	76,937	71,606	▲41.7%	▲6.9%
3	中村記念美術館	24,225	19,589	20,228	16,950	15,624	20,030	17,946	16,051	15,229	▲37.1%	▲5.1%
4	民俗文化財展示館	5,312	4,689	4,637	5,838	6,099	4,706	4,419	3,822	6,368	19.9%	66.6%
5	成巽閣	164,134	131,847	116,854	100,384	108,591	113,667	85,674	85,757	75,187	▲54.2%	▲12.3%
6	泉鏡花記念館	-	-	11,128	23,473	23,581	23,260	20,101	17,972	21,327	▲9.1%	18.7%
7	前田土佐守家資料館	-	-	-	-	-	14,026	30,659	22,068	23,000	▲25.0%	4.2%
8	石川近代文学館	31,838	24,617	19,116	14,972	15,301	13,108	12,091	11,005	11,063	▲65.3%	0.5%
9	石川県立伝統産業工芸館	96,907	80,285	74,479	59,998	28,414	36,519	44,138	64,010	76,273	▲21.3%	19.2%
10	藩老本多蔵品館	27,838	25,288	20,205	17,616	17,670	18,600	14,074	11,065	13,091	▲53.0%	18.3%
11	ふるさと偉人館	8,045	8,599	7,021	7,423	5,833	6,698	6,569	8,109	8,083	0.5%	▲0.3%
12	金沢蓄音器館	-	-	-	-	14,482	14,541	11,642	12,591	9,742	▲32.7%	▲22.6%
13	徳田秋聲記念館	-	-	-	-	-	-	-	-	17,543	-	-
14	金沢21世紀美術館	-	-	-	-	-	-	-	682,193	1,350,563	-	-
15	兼六園	2,088,959	1,901,501	1,766,630	1,761,619	1,939,338	1,935,660	1,787,963	1,635,614	1,605,808	▲23.1%	▲1.8%
	総利用者数	2,819,871	2,648,232	2,430,485	2,441,646	2,461,940	2,660,403	2,402,803	2,886,328	3,497,437	24.0%	21.2%

※）平成9年のデータがない施設の増減率は、最も古い年間利用者数との比較　　資料：金沢市統計書

② ＪＲ駅の定期外乗車人員数

・ＪＲ東金沢駅で定期外乗車人員数の増加がみられますが、その他の各駅では減少しています。

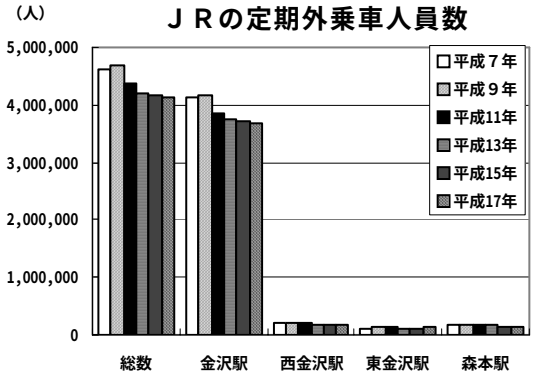

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

■ＪＲの定期外乗車人員数　　（単位：人）

	総　数	金 沢 駅	西金沢駅	東金沢駅	森 本 駅
平成７年	4,614,747	4,117,724	203,158	116,975	176,890
平成９年	4,694,675	4,172,293	213,759	125,836	182,787
平成11年	4,379,569	3,854,874	225,465	128,332	170,898
平成13年	4,215,043	3,756,251	178,849	115,943	164,000
平成15年	4,172,394	3,720,168	183,624	118,827	149,775
平成17年	4,122,027	3,678,295	174,513	121,626	147,593
増減率 (H17/H7)	▲10.7%	▲10.7%	▲14.1%	4.0%	▲16.6%

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

（３）地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

１）金沢世界都市構想第 2 次基本計画策定にかかる市民アンケート調査（平成 17 年 3 月）

対象者：金沢市内在住者 3,600 名（無作為抽出による郵送配布・回収）

回収率：34.0%（1,224 通）　回答者：男性 42.8%、女性 55.5%

・まちづくりに関する満足度調査の結果、「身近な生活道路の整備」、「高齢者や障害者（児）施設の整備や充実」、「少子化対策」、「公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策」、「市街地の整備」に関するニーズが高くなっています。

① 生活道路の整備についての満足度

・「身近な生活道路や路地など生活道路の整備」について満足（「満足」、「やや満足」の合計）と答えた方の割合は、中央地区(※)で 46.6%、市全体で 50.4%となっており、中央地区における満足度が 50%以下と高くないことから、生活道路の整備、充実に対するニーズが比較的高いことが伺えます。

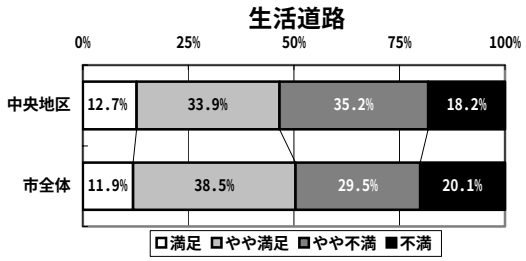

② 高齢者や障害者（児）施設の整備や充実についての満足度

・金沢市全体の「高齢者や障害者（児）施設の整備や充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 40.9%、市全体で 41.1%となっており、全市的に満足度が高くないことから、高齢者や障害者（児）施設の整備、充実に対するニーズが高いことが伺えます。

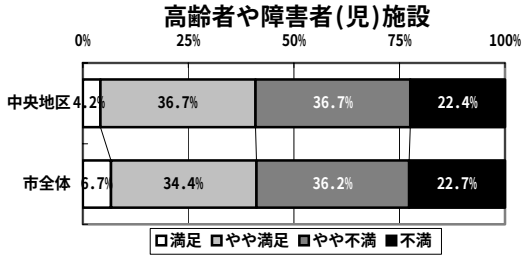

③ 少子化対策の充実についての満足度

・金沢市全体の「子育て支援、子育て相談、子育て情報の提供などの少子化対策の充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 36.5%、市全体で 33.6%となっており、全市的に満足度が高くないことから、少子化対策の充実に対するニーズが高いことが伺えます。

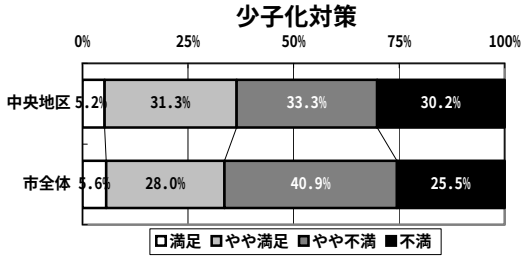

（※中央地区：中心部に位置する７つの小学校の通学エリア。中心市街地(860ha)を含む約 1,010ha）

④ 公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実についての満足度

・「公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 29.4%、市全体で 26.4%となっており、全市的に満足度が高くないことから、公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実に対するニーズが高いことが伺えます。

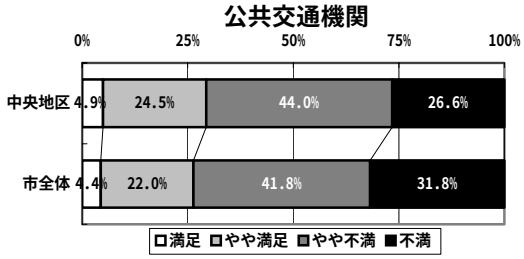

⑤ 市街地の整備についての満足度

・「土地区画整理事業や再開発事業による市街地の整備」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 48.2%、市全体で 48.9%となっており、全市的に満足度が 50%以下と高くないことから、市街地の整備に対するニーズが高いことが伺えます。

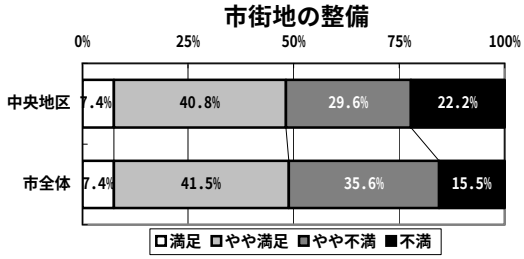

2）インターネットを利用した金沢のイメージ調査

① 問．中心市街地の活性化に必要なものは？

（平成 18 年 11 月 29 日～12 月 12 日実施　アンケート回答数：97）

・中心市街地の活性化に必要なものとしては、「利用しやすい交通体系」を求める意見が最も多く、41.3%を占めています。次いで、「にぎわいのある商店街づくり（19.6%）」、「歴史・文化・自然の活用（11.4%）」と続いています。

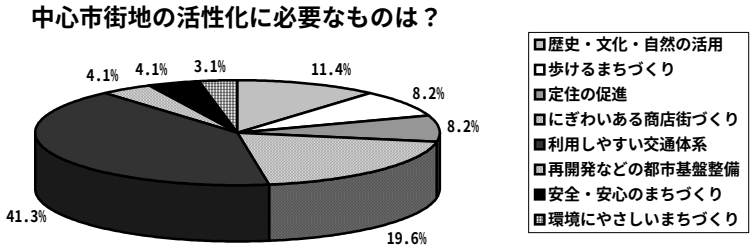

② 問．中心市街地へ出かける目的は？

（平成 18 年 12 月 13 日～12 月 26 日実施　アンケート回答数：80）

・中心市街地へ出かける目的としては、「買物、ウィンドウショッピング」が最も多く、42.5%を占めています。次いで、「通勤、通学（16.2%）」、「飲食（15.0%）」、と続いています。

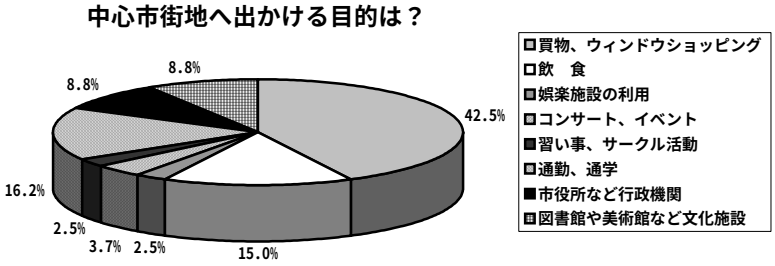

［4］課題の整理

本市では、第 1 次基本計画の作成後、毎年度、金沢市市街地活性化推進委員会に中心市街地活性化関連事業の実施報告を行うとともに、新規事業等を更新して国へ基本計画を提出してきました。また、平成 15 年度には、実施事業に関連する統計資料の分析、進捗状況の把握、市民アンケート調査の実施・分析を行い、これまでの中心市街地活性化関連施策の課題整理を行うとともに、今後の整備テーマを以下のとおり定めました。

（平成 16 年 3 月作成。第 2 次基本計画「第 3 章中心市街地活性化の整備目標と基本方針 3-1 基本計画の整備テーマ」より抜粋）

これまでの 5 年間の中心市街地活性化事業により、歴史・文化施設や活性化広場等の基盤整備は順調に進んでおり、今後は、整備された拠点施設を活用して「交流人口の増加」を図ることが重要な視点となってくる。

これからは中心市街地にある公共施設の管理・運営に、民間事業者等の能力やノウハウ、発想を取り入れ、市民が利用しやすい環境を整えるとともに、市民と協働でにぎわい創出を図ることが必要である。

また、平成 12 年度国勢調査によれば、本市の中心市街地の人口は依然として減少傾向にある。バブル崩壊後の地価下落をチャンスと捉え、金沢の持つ個性である歴史・伝統・文化を磨き、利便性の高い公共交通を充実させ、郊外とは違うまちなかの暮らしやすさを実感できる住環境を形成することで、幅広い年齢層の多様な人々が暮らす定住を促進し、中心市街地の人口流出に歯止めを掛けなければならない。

少子・高齢化による人口減少社会が間近に迫っている今日、21 世紀型の成熟・凝縮した地方中枢都市の再生を目指し、中心市街地における定住人口や交流人口の増加策を最重点施策として位置付け、計画を推進するため、整備テーマを『まちなかの定住と交流の促進』と設定する。

今般の法改正に伴い、新たな基本計画を作成するにあたり、改めて中心市街地に関連する統計資料等の検証、分析を行ったところ、地域住民、事業者等との協働による美しいまちづくりの展開、都心軸沿線の再開発事業や施設整備の進捗、定住促進策の展開、金沢市商業環境形成指針に基づく郊外大型店の出店抑制、㈱金沢商業活性化センターによる商店街活性化施策の推進、都市型新ビジネスの支援、金沢ふらっとバス、歩けるまちづくりをはじめとした公共交通活性化施策の展開等、民間事業者、市民等と一体となった中心市街地活性化の取組により、これまで続いてきた中心市街地における人口、小売商業店舗数、小売商業販売額、飲食業・サービス業店舗数の減少の縮小傾向、一部の商店街（武蔵商店街、近江町市場商店街等）での年間商品販売額の増加（P155 参照）、また、金沢 21 世紀美術館の開館による中心部の主要文化施設の利用者数の増加による国内外からの交流人口の増加等、中心市街地空洞化の改善傾向もみられるようになりました。

さらに、まちづくりに関する協定の締結、旧町名の復活等、中心市街地の住民や事業者等と一体となった施策の推進により、中心市街地の住民コミュニティの復活の兆しもみえてくるなど、厳しい経済社会状況下においても、定住促進、商業の活性化、公共交通の活性化等の中心市街地活性化については、一定の成果が上がってきています。

しかしながら、依然、中心市街地の人口、小売商業店舗数、年間商品販売額、地元購買率（P177 参照）、中心商店街の歩行者・自転車通行量、市内線バス利用者の減少等、全体的に中心市街地の地盤低下の傾向は続いており、少子高齢化の著しい進行、また、南町・武蔵ヶ辻界隈のオフィスについては、空室率がこの四年間、25%前後で推移（P191 参照）するなど、厳しい状況も見られます。

また、市民アンケート調査結果から、中心市街地に居住する住民は、「身近な生活道路の整備」、「高齢者や障害者（児）施設の整備や充実」、「少子化対策」、「公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策」、「市街地の整備」についてのニーズの高さが、また、インターネットを利用した金沢のイメージ調査結果からは、中心市街地において、「利用しやすい交通体系」、「にぎわいある商店街づくり」、「歴史・文化・自然の活用」、「定住の促進」等の推進を求めていることが読みとれます。

こうした中心市街地の現状分析、住民ニーズ調査等をふまえながら、今後も金沢が北陸地域の拠点都市として発展を続けていくためには、金沢の個性を活かした美しいまちづくりを基本におきながら、定住の促進、商店街・ビジネス街の活性化、交流の促進、公共交通の活性化等を通じて、「人が住まい、集い、にぎわう」中心市街地づくりを推進していくことが必要です。

［5］中心市街地の活性化に関する基本的な方針

人口減少、少子高齢社会を迎え、都市の拡大成長から既存ストックの有効活用と都市機能の集積促進を目指す方向へと都市政策の理念・制度の転換が図られましたが、本市においても、藩政期から有してきた多様な都市機能がコンパクトに集積されてきた都市構造、歴史、文化、伝統といった既存ストックを活かしながら、「人が住まい、集い、にぎわう」美しいまちづくりを一層進めていく必要があります。

これまでの取組、今回の法改正の趣旨、課題の整理等をふまえ、金沢が今後も北陸地域における拠点的都市であり続けるため、以下の 5 つの基本的な方針に基づき、中心市街地活性化を推進します。

■基本的な方針１．古いものと新しいものが調和する美しいまちづくりの推進

金沢は、四百年以上にわたり、戦災や大きな自然災害を受けることなく、藩政期のまちの骨格を今に引き継ぐ、全国でも数少ない貴重なまちです。

本市の個性は、恵まれた自然を活かした独特の都市構造と、歴史に根付いた文化、伝統にありますが、とりわけ中心市街地には、藩政期以来の城下町のたたずまいを今に伝える遺構や伝統的まちなみが色濃く残るとともに、市民生活にも、深く根付いた伝統文化が息づいています。金沢は、歴史に責任を持つべきまちとして、こうした金沢らしさを生み出す固有の資産、景観を守りながら、まちづくりに磨きをかけていくことが求められており、これまでにも住民と協働で、開発と保全の調和を図りながら、歴史的まちなみや建造物を保存し、電線類の地中化、広見、道筋、坂道や用水沿いの修景整備、活用に努め、潤い豊かな美しいまちづくりに取り組んできました。

一方、本市が今後も拠点性を持ったまちとして、発展を続けていくためには、伝統のみならず、絶えずまちに創造の営みを加えていくことも必要であり、金沢駅東広場整備・再開発事業等による都心軸沿線の整備、金沢 21 世紀美術館、金沢まちなか彫刻国際コンペティション事業等に代表されるまちに新しい息吹を吹き込む事業の推進によって、中心市街地の魅力に厚みを加え、新たな創造と情報発信の場を創出していきます。

また、県庁跡地については、中心市街地活性化の観点からも、市として、周辺一帯の回遊性に富む緑地空間整備に向けての協力に努めていきます。

約四百年間にわたり、蓄積されてきた自然、歴史、文化、伝統といった既存ストックを活かしたまちづくりに努めるとともに、中心市街地に新たな創造の営みを加え続けることで伝統の革新を図り、中心市街地において、古いものと新しいものが調和する美しいまちづくりを推進し、北陸新幹線開業（平成 26 年度予定）後も、国の内外から人を集めることができる魅力のある中心市街地を形成していきます。

■基本的な方針２．中心市街地の良さを活かした住環境づくりの推進

中心市街地の空洞化は、生活の場としての魅力喪失が大きな要因であると捉え、多様な定住促進施策を展開してきましたが、定住人口の減少傾向に歯止めがかからず、また、少子高齢化の進行は、中心市街地において、より深刻な状況を招いています。

定住の促進には、商業業務施設、公共施設、公共交通等の都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進めるとともに、地域コミュニティの再生等を通じ、子どもからお年寄りまでの誰もが、快適、安全・安心に暮らすことのできる住環境づくりを推進していく必要があります。

具体的には、子どもの読書環境を総合的に推進することを目的とした玉川こども図書館（仮称）を整備し、子どもの豊かな感性を育む環境を中心市街地に創出します。

また、金沢健康プラザ大手町、金沢福祉用具情報プラザ等の運営を通じ、生涯にわたり健康で生きがいを持って、自立した生活を過ごせるよう、市民の健康づくりに応えていきます。さらに、近江町市場交流プラザ（仮称）に子育て支援施設を設置するとともに、幅広い世代が集い、活動し、交流する機会を創出します。こうした多様な都市機能を中心市街地に集積することで、市民がそれぞれのライフステージに応じた生活の良さと魅力を感じることができるようにします。

地域コミュニティについては、本市のコミュニティの特色である「地縁を大切にする共同社会」を基本にしながら、地域ぐるみの相互扶助、親睦、防災・防犯活動等に支援をしていきます。また、平成 11 年より進めてきた旧町名の復活や、コミュニティ空間として親しまれてきた広見や境内等の再生、利活用による地域交流活動を行うことを契機として、今日失いかけている地域の絆をよみがえらせ、安全・安心なまちづくりを推進します。

また、近年、中心市街地にマンション等の共同住宅が増えてきたことをふまえ、こうした共同住宅においても町内会が組織されていくことを支援し、地域社会の活性化による快適な住環境の形成に努めるとともに、良好な住環境の保全のために自主的なルールづくりの必要性が生じたときには、地域住民と市が「まちづくり協定」を締結することで、住民が主体となった住みよいまちづくりに協働で取り組んでいきます。

住宅地の家並みや商店の連続性を阻害し、コミュニティ活動の希薄化をもたらす要因にもつながる青空駐車場等の増加については、「駐車場適正配置条例」に基づき、新たに駐車場を設置する際に助言・指導等を通じ、中心市街地への過度な自動車の流入を誘因する新規駐車場の設置を抑制するとともに、住宅地内への通過交通の流入を防ぐ取組を地域住民と協働で進めていきます。さらには、敷地整序型土地区画整理事業等、新たな中心市街地の再整備手法も検討し、低未利用地の解消に取り組み、都市機能がコンパクトに集積した中心市街地の良さを活かした住環境づくり、各種定住促進支援策を引き続き推進することで、幅広い世代が集う活力ある中心市街地を創出していきます。

■基本的な方針３．魅力ある商店街とにぎわいあるオフィス街の形成

まちのにぎわいは、商店街やオフィス、公共施設等に人・モノ・情報等が集まることによってもたらされるといえます。中でも、中心商業地は、多様化する消費者ニーズに対応した商品・サービスの提供機能、中心市街地の居住者への生活支援機能をはじめとした様々な機能を複合的に有し、都市活動の中心的役割を果たしてきましたが、定住人口の減少、大型店の郊外展開等の影響を受け、市全体に占める商店数、商品販売額は、相対的に低下を続けてきました。快適なまちなか生活の実現には、人を惹きつける魅力ある商業集積の形成、また、新しい都心ビジネスを生み出す機会の創出が必要です。

本市では、市全体の適正な商業集積の方向性を示した商業環境形成指針を策定し、基本計画とも連携を図りながら都心部への商業集積を図ってきましたが、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりに向け、この方針を堅持するとともに、中心市街地で生鮮食料品等を扱う店舗の出店支援等についても引き続き取り組んでいきます。

中心商店街では、5 タウンズフェスタ、むさしまつり等、周辺商店街が連携を図り、にぎわい再生に向けた活性化策に取り組むと同時に、竪町商店街、横安江商店街では、良好な歩行環境を確保するため、「歩けるまちづくり協定」を締結しました。また、柿木畠商店街、木倉町商店街では、旧町名の復活を果たすなど、商店街自らも地域において、快適に買い物を楽しめる環境づくり、まちづくりに力を入れています。

中心商業地を取り巻く経済状況は、依然、厳しいものがありますが、北陸新幹線開業を見据えた金沢駅周辺商業業務施設立地の活発化、再開発事業、近江町市場再整備事業の進捗等、商業環境の活発化もみられることから、今後は、金沢駅～武蔵ヶ辻～香林坊・片町地区の都心軸沿線商業集積地、後背地の連携を推進し、本市の商業集積に厚みを加える振興施策に事業者、行政が一体となって取り組んでいきます。

一方、南町に代表される中心オフィス街は、支店の統廃合にみられる企業の再編成の影響等を受け、空室率で厳しい状態が続いていますが、今後は、人・モノ・情報が集まる中心市街地で新しい産業の育成を促し、創造的なビジネスを展開していくこととします。具体的には、ＩＴビジネスプラザ武蔵、空きオフィスを転用した金沢ビジネスプラザ南町・尾山町等において、映像、デザイン、ＩＴ等、様々な分野でビジネスを始めようとしている起業家、創業間もないＳＯＨＯ事業者をハード・ソフト両面でサポートし、新しいビジネス、産業の創造を支援していきます。

また、平成 18 年度から開催された「ライフ＆ファッション金沢ウィーク」を契機として、今後は、伝統技術を活かしながら現代のライフスタイルにマッチした新製品の開発やものづくり、販路の拡大に取り組むと同時に武蔵ヶ辻～香林坊・広坂間において、ファッション関連の店舗集積（ファッションストリートの創設）を検討し、旧香林坊映画街におけるにぎわい再生の研究等、中心市街地の魅力ある商業集積の形成、新しいビジネスを生み出す機会の創出を通じて、快適な中心市街地の暮らしの実現をサポートしていきます。

■基本的な方針４．多様な人々が集う交流活動の推進

我が国の人口が減少局面に入ったとされる中、本市人口も、平成 17 年国勢調査において、前回調査時と比較し、0.4 ポイントの減少に転じました。こうした局面をふまえ、定住人口と併せ、交流人口も増やしていくことで、中心市街地を元気にしていくことが必要です。

今後、団塊の世代が退職期を迎え、時間と経済的ゆとりを持った世代が増加していくことが予想されます。また、観光においても、従来の団体旅行から、小グループ・個人旅行の増加にみられるように形態が変化してきています。これからのライフスタイルにおいては、「こだわり」、「ほんもの」といったことがキーワードとなり、まちづくりにおいても、他にはない、そこでしか体験できないものをいかに揃え、提供し、他地域との差別化、ブランド化を図るかが重要な鍵になります。交流とは、国の内外からのお客様を金沢のまちに迎え入れることであり、そのためには、まちが、「こだわり」や「ほんもの」に触れることのできる魅力を備えていなければなりません。

本市の中心市街地には、金沢城、兼六園、武家屋敷、茶屋街といった歴史的な文化遺産のみならず、金沢 21 世紀美術館、能楽美術館、前田土佐守家資料館、金沢が生んだ三文豪（泉鏡花、室生犀星、徳田秋聲）記念館等の文化施設、中心市街地を縦横に流れる用水、さらには、能、茶道、工芸、豊かな食文化等、中心市街地の至るところに生活に根付いた「こだわり」、「ほんもの」の歴史、文化、伝統が生きています。こうした魅力は、金沢のまちが持つ強みであり、これらハード、ソフト両面にわたる財産の連携を図ることによって、まちの魅力に磨きをかけていくことが極めて重要です。

平成 18 年 10 月からスタートした自動車の地域名表示ナンバープレート（いわゆる「金沢ナンバー」）は、運転マナー向上を通じ、周辺地域の交流を深める契機とするとともに、動く広告塔として、魅力ある金沢のまち、ブランドを全国に向けて発信していく契機とします。また、中心市街地に人を呼び込むためには、金沢へ快適にアクセスできる環境が整備されていることが重要であり、今後、北陸新幹線、金沢港、広域交通道路、金沢駅西広場再整備事業等の広域交通網の整備を積極的に行い、交流活動を交通アクセスの面から推進していきます。

国土交通省が平成 16 年に実施した都市住民を対象とした二地域居住に関するアンケート調査では、4 割を超える人々が将来、二地域居住を行いたいと回答しています。北陸新幹線が開業すれば、金沢と三大都市圏は 2 時間台で結ばれることとなり、金沢ならではの魅力的な生活や文化を楽しもうとする都市圏の住民が、本市にセカンドハウスを持ったり、週末・休日を本市で過ごすライフスタイルの拡がりも予想されます。

今後、こうした新しいタイプの交流人口の拡大に向けても力を入れ、国の内外からの人・モノ・情報の交流を促進していきます。

■基本的な方針５．歩行者、公共交通を優先したまちづくりの推進

本市では、モータリゼーションの進展、交通の広域化による慢性的な中心市街地の渋滞を解消するため、内・中・外の環状道路や市内中心部から放射状に伸びる主要幹線道路をはじめとした道路網整備を進めてきました。その一方、中心市街地は、藩政期のまちの骨格を引継ぎ、至るところに人々の暮らしが息づく細街路、広見、用水といった伝統的街路構造が数多く残されていることから、道路整備をはじめとする大規模な都市基盤整備を推進することは、まちの景観保全、事業の実現性からみても厳しい状況にあります。

こうした中、外環状道路「山側環状」が全線開通したことによる中心市街地の通過交通の減少、また、今後開業予定の北陸新幹線で金沢を訪れる人は、まちなかの移動にマイカーを利用しないことなどをふまえ、中心市街地では、歩行者、公共交通を優先した交通施策をさらに推進することによって、住む人、訪れる人にとって快適かつ安全であり、環境にもやさしいまちづくりを進めていきます。

具体的には、中心市街地では、歩行環境の向上を優先するため、「新金沢交通戦略」に基づき、市民、企業との連携を図りながら、歩けるまちづくりの推進、公共交通の利便性向上を図ります。歩けるまちづくりは、「人々が歩いてこそ、まちのにぎわいが創出される」という観点から、市民の視点に立って、マイカーに過度に依存しないまちの実現を図るもので、地域住民と企業、行政が一体となって、その実現を目指していきます。

また、自転車は、走行空間の不足という課題を抱えていますが、歩行者と共存できる走行環境の改善についての取り組みを進めていきます。

公共交通の中核を担うバス交通については、オムニバスタウン推進事業計画に基づきながら、バスの定時性の確保、速達性の向上に努めるとともに、交通事業者の協力のもと、市内におけるバス路線の定期的な見直しを通じて、低料金で乗り継ぎがしやすいサービスの提供に努めていきます。また、市民の側も金沢バストリガー方式(※)の活用によって、新しいバス路線の創設・増便等の提案を働きかけると同時に、公共交通の維持・発展のための責任の一端を担います。

なお、平成16年に導入されたバスＩＣカードシステムについては、その運行データをバス路線の効率的な運用に活かすとともに、カード機能を中心商店街で買い物の際に発行するポイントサービス（エコポイント）と連動し、公共交通と商店街が連携することで、中心市街地活性化を図っていきます。

金沢ふらっとバスについても、路線バスとの乗り継ぎシステムや新規ルートの研究を進め、市民の気軽な足としての役割を十分に担えるよう努めていきます。また、交通バリアフリーに関しても、引き続き、鉄道駅やバス停のバリアフリー化を支援し、中心市街地に住む人、訪れる人の誰もが移動しやすい交通環境の整備を進めていきます。

(※)金沢バストリガー方式

・バス事業者による積極的な利便性向上施策の導入を促すため、事前に設定した採算ライン（トリガー基準）を満たさなければ元に戻すことを約する協定（バストリガー協定）を町会や学校等の団体と交通事業者との間で締結するものです。本市は、これを市民の交通利便性向上を目的とした社会実験と捉え、協定締結の仲介をします。

２．中心市街地の位置及び区域

［1］位置

位置設定の考え方

・金沢城を中心とした藩政期の城下町の区域である本地区は、古くからまちの中心として発展してきた市街地であり、兼六園をはじめ、歴史的まちなみ等の歴史文化資源が数多く継承されています。また、行政・文化・教育・交通・医療・福祉など、多種多様な都市機能も集積し、金沢市の公共施設の約４分の１がこの地区に集積しています。

（位置図）

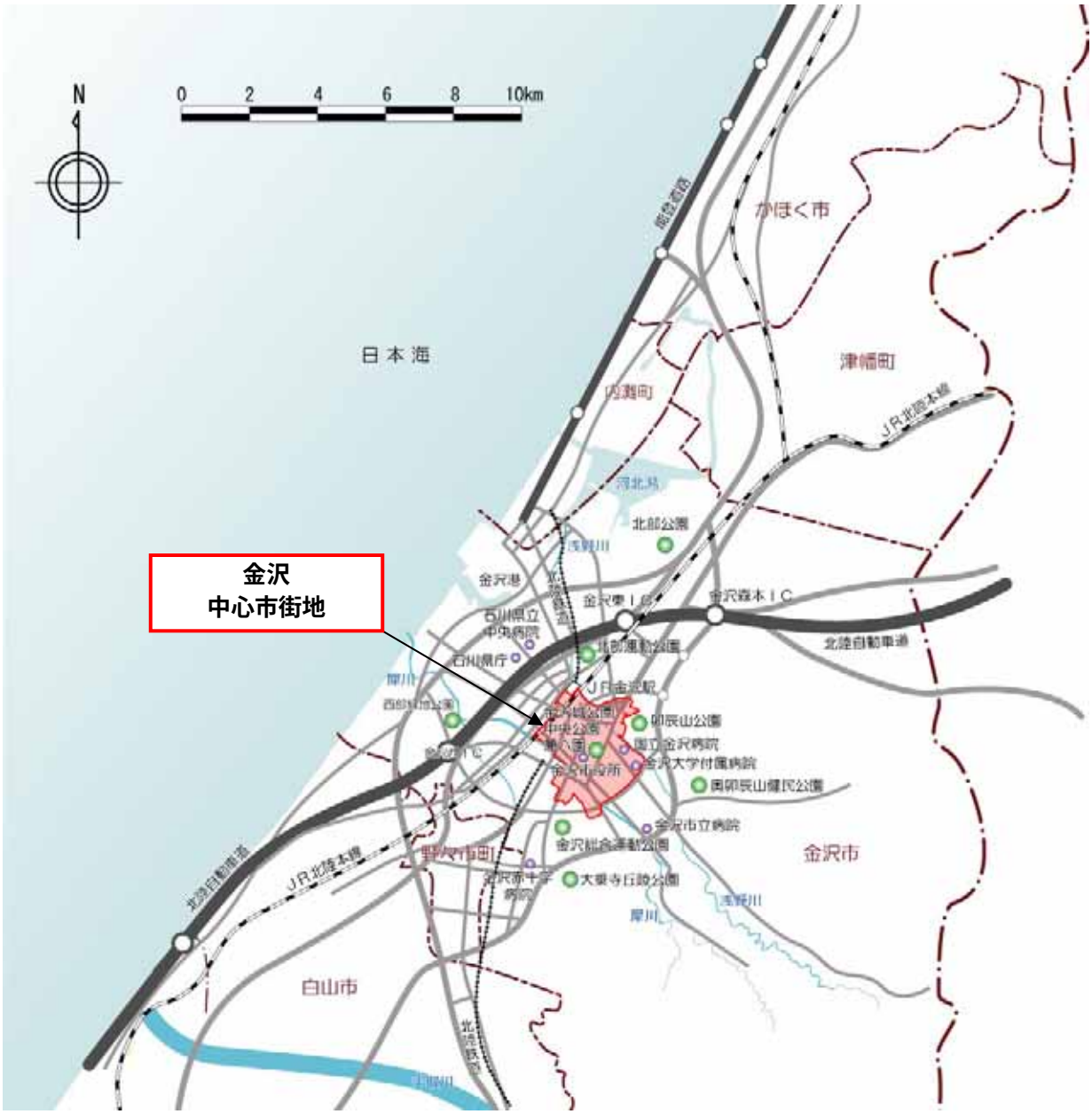

［2］区域

区域設定の考え方

■区域の面積：約 860ha

■区域の範囲：商業や業務施設、公共施設などの主要な都市機能拠点や金沢の個性を表す歴史・文化資源が集積している区域とするため、北は、東山ひがし茶屋街をはじめとした歴史が色濃く残る区域、南は、にし茶屋街や寺院群が広がる区域、東は、金沢大学病院を含む浅野川と中環状道路に囲まれた区域、西は、JR 北陸本線と犀川で囲まれた範囲とします。

（区域図）

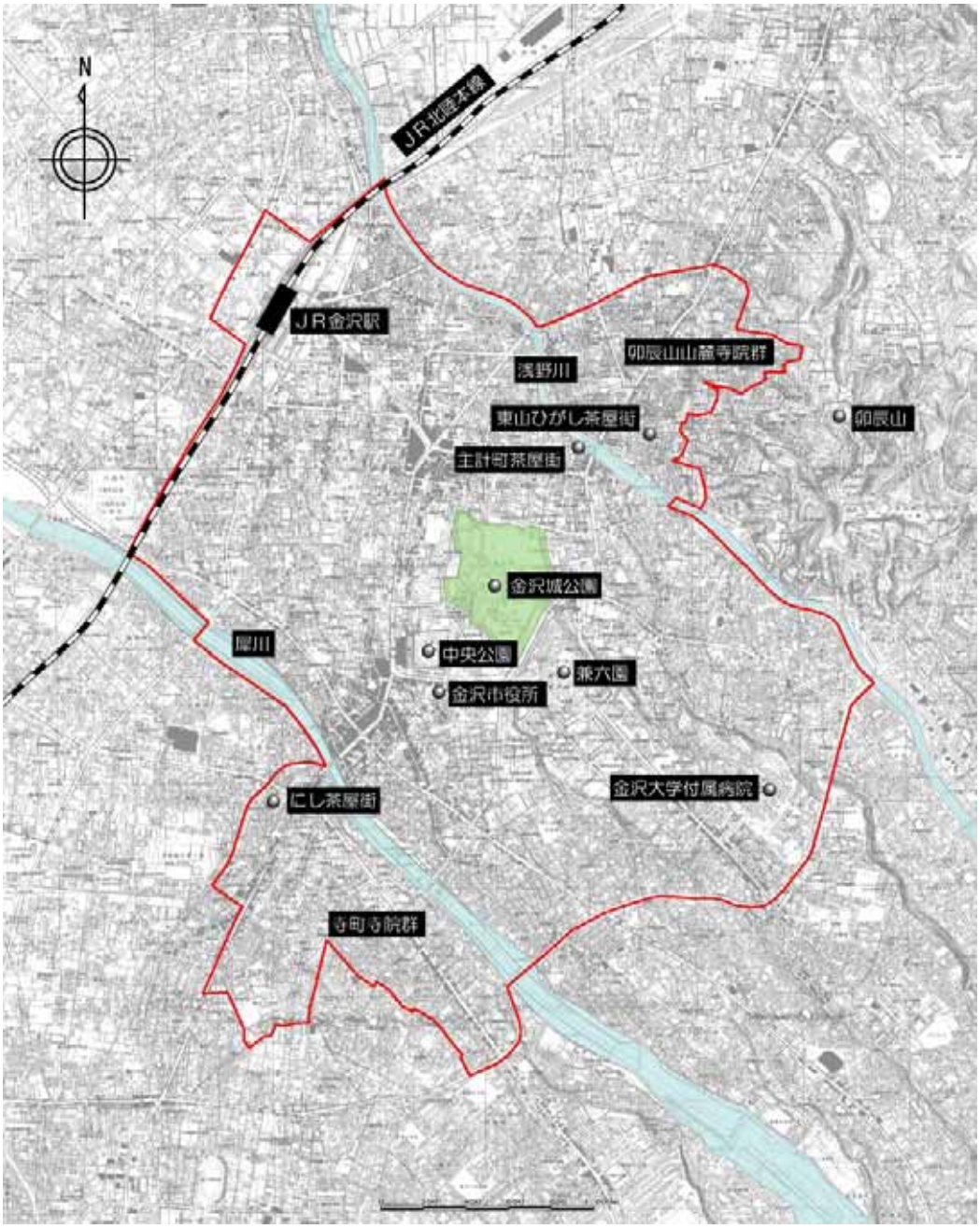

［3］中心市街地要件に適合していることの説明

要　件	説　明
第１号要件 **当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること**	**○金沢市の商業・業務機能が高密度に集積しています。** ・金沢市面積（46,777ha）の 1.8%を占める中心市街地内には、金沢市の小売店舗の 37.3%、飲食店の 55.3%、サービス業の 29.9%、事業所数の 30.6%、店舗面積が１万㎡を超える大型店の 41.7%が集積しており、金沢市の商業・業務機能が高密度に集積しています。 **■中心市街地における商業施設等の集積状況**

	金沢市	中心市街地(占有率)
小売店舗	5,052	1,883　(37.3%)
飲食店	3,901	2,157　(55.3%)
サービス業	7,574	2,265　(29.9%)
事業所	27,393	8,390　(30.6%)
大型店	12	5　(41.7%)

資料：平成16年商業統計調査、事業所・企業統計調査

○金沢市の多様な都市機能が集積しています。

・中心市街地内には、主要公共施設、文化・教養等の公共公益施設や交通結節点など、本市の中心的な役割を担う多様な都市機能が集積しています。

■公共公益施設の集積状況

施設分類	金沢市	中心市街地(占有率)
主要公共施設(国、県の機関)	13	5　(38.5%)
文化・教養施設(図書館等)	19	10　(52.6%)
美術館・記念館・資料館等	25	18　(72.0%)
ｽﾎﾟｰﾂ施設(体育館等)	42	1　(2.4%)
病院	49	17　(34.7%)
福祉・保健施設	34	7　(20.6%)
小学校	59	9　(15.3%)
中学校	24	3　(12.5%)
高校	21	3　(14.3%)
大学	7	1　(14.3%)
市民ｾﾝﾀｰ・市民ｻｰﾋﾞｽｺｰﾅｰ	15	2　(13.3%)
公共公益施設　合計	308	76　(24.7%)

資料：金沢市

要　件	説　明

○中心市街地を核とした商圏が形成されています。

・金沢市の商圏は、半径 50㎞、商圏人口約 120 万人とされ、石川県で最も大きな商圏を持つ都市となっています。

・このうち金沢市中心市街地の商圏人口は、石川中央地域を中心に約 72 万 4 千人となっており、石川県人口の約 6 割を吸引しています。

○広範囲の通勤圏が形成されています。

・金沢市は、石川中央地域を中心とした広範囲を通勤圏としています。

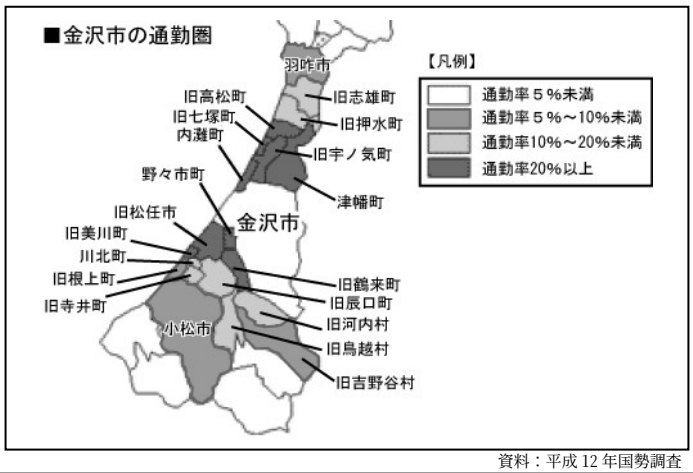

資料：平成 12 年国勢調査

旧志雄町（現宝達志水町）　旧押水町（現宝達志水町）　旧高松町（現かほく市）　旧宇ノ気町（現かほく市）
旧七塚町（現かほく市）　旧松任市（現白山市）　旧鶴来町（現白山市）　旧美川町（現白山市）
旧辰口町（現能美市）　旧根上町（現能美市）　旧寺井町（現能美市）　旧河内村（現白山市）
旧鳥越村（現白山市）　旧吉野谷村（現白山市）

○まとめ

金沢市中心市街地には、金沢の個性を表現する歴史的文化資源が数多く継承されているとともに、相当数の小売商業や各種事務所、各種公共公益施設等、金沢市の主要な都市機能が密度高く集積しており、様々な都市活動が展開されています。

また、金沢市の商圏や通勤圏は、石川中央地域を中心に広範囲に形成されています。

このように、金沢市中心市街地は、経済的、社会的に金沢市及び石川中央地域の中心的な役割を担っている地区となっています。

要　件	説　明
第２号要件 **当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること**	

○低未利用地が増加しています。

・中心市街地内の低未利用地（空地、駐車場）は、44.6ha（平成14年）で、経年的に増加しています。

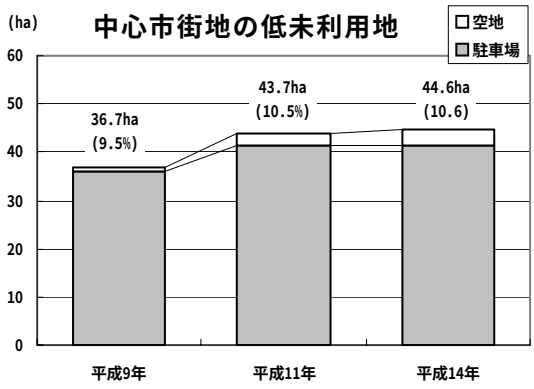

（　）内は中心市街地における占有率

資料：金沢市

○事業所数・従業者数が減少しています。

・中心市街地における事業者数、従業員数は、全て減少傾向となっており、市全体に占める占有率も全て減少傾向となっています。

■事業所数、従業者数

	金沢市		中心市街地	
	事業所数	従業者数	事業所数（占有率）	従業者数（占有率）
平成８年	31,005	263,212	9,998 (32.2%)	75,211 (28.6%)
平成11年	28,984	239,841	9,575 (33.0%)	69,714 (29.1%)
平成13年	28,943	242,386	9,241 (31.9%)	66,613 (27.5%)
平成16年	27,393	231,299	8,390 (30.6%)	62,128 (26.9%)
増減率 (H16/H8)	▲11.6%	▲12.1%	▲16.1%	▲17.4%

資料：事業所・企業統計調査

○空室率が高くなっています。

・金沢市の主要な商業地区における空室率は、一部で回復傾向がみられるものの、経年的に増加傾向となっています。

・特に南町地区や武蔵ヶ辻地区では、依然として空室率が25%程度の厳しい状況が続いています。

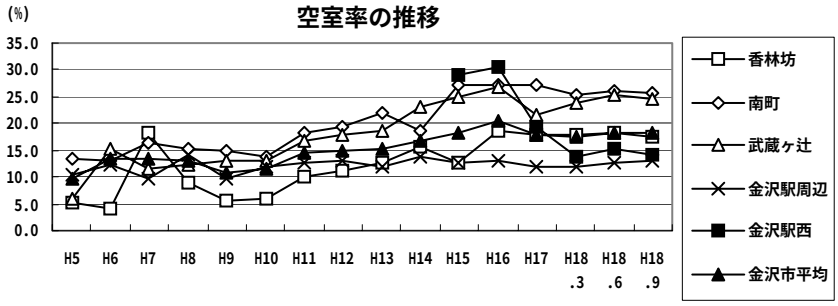

資料：オフィスマーケットレポート（シービー・リチャードエリス株式会社）より金沢市作成

要　件	説　明

○小売商業が衰退しています。

・金沢市の小売商業店舗数、年間商品販売額が減少しています。

・中心市街地が占める占有率は、近年緩やかな減少傾向となっています。

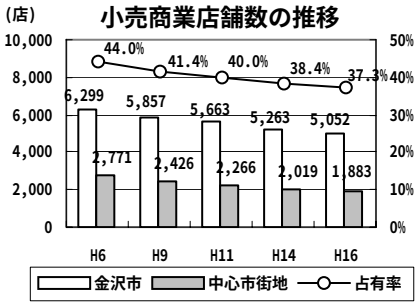

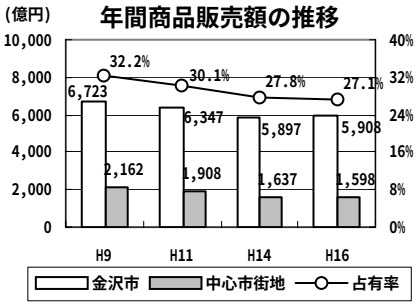

資料：商業統計調査、石川県

○主要商店街の歩行者数が減少しています。

・中心市街地内の主要な商店街の歩行者・自転車通行量は、これまでの取組の結果、一部で回復傾向がみられるものの、全体的には減少傾向となっています。

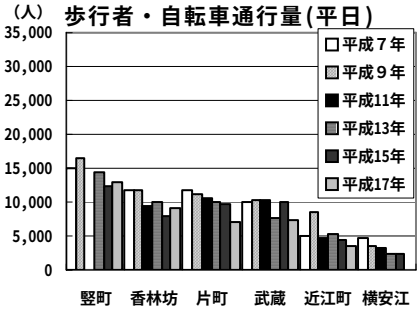

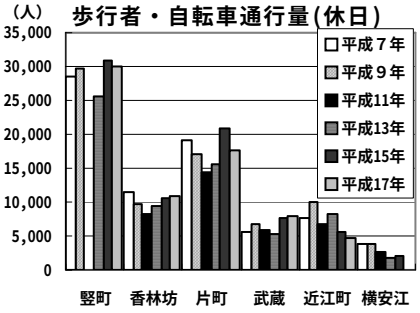

資料：歩行者通行量調査

○鉄道駅の乗車人員数が年々減少しています。

・ＪＲ東金沢駅で、乗客数の増加がみられますが、その他のＪＲ各駅の乗客数は年々減少しています。

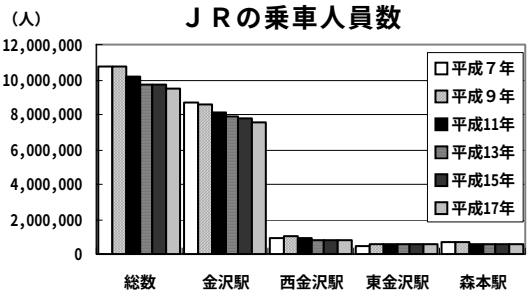

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

○まとめ

金沢市中心市街地は、土地利用や商業等の都市活動の面で衰退がみられ、今後もこの傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障を生じるおそれがあります。

要　件	説　明
第３号要件 **当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること**	**○金沢市を中心として大きな生活圏が形成されています。** ・県都金沢市は加賀百万石の城下町として、多くの観光客が訪れるとともに、歴史・伝統・文化の発信地、石川県の中心都市の役割を担っています。 ・石川県のほぼ中央に位置する石川中央地域では、社会・経済的に金沢市を中心とした大きな生活圏が形成されています。 **○中心市街地の活性化は、全市的な課題となっています。** **「金沢世界都市構想第 2 次基本計画」** ・10 の重点プロジェクトの一つとして「魅力と賑わいのある「快適都市」創造プロジェクト」が位置づけられており、この中で「金沢が本来有するコンパクトシティとしての都市構造を生かし、快適で賑わいと活力に満ちた中心市街地を形成する」といったまちづくりの方針が位置づけられています。 **「金沢市都市計画マスタープラン」** ・中心市街地の整備のあり方は、将来の金沢市の存立に大きくかかわるとともに、周辺の市街地整備にも大きな影響を与えることから重点地区として位置づけられています。 **○金沢ブランドの顔となる中心市街地の活性化が不可欠です。** ・金沢市の中心市街地は、北陸を代表する武蔵ヶ辻、香林坊・片町地区などの中心商業・業務地をはじめ、金沢 21 世紀美術館、兼六園などの文化施設、さらには、能、茶道といった伝統文化、金箔、加賀友禅等の伝統産業が暮らしの中に息づいており、全国、世界各地から人を集めることのできる金沢ブランドの顔となっています。 ・金沢は、「住んでみたいまち」、「訪ねてみたいまち」といった都市評価において高位にランキングされています。こういった金沢の都市評価は、金沢固有の魅力が息づく中心市街地の存在によることが大きいものです。 ・金沢のまちの魅力、活力を生み出す源泉である中心市街地の活性化を図ることは、金沢のまち全体の魅力、吸引力の向上につながっていくものであり、金沢が今後も国の内外から人を集め、北陸の中枢拠点都市としての役割を果たしていくためには、まちの顔である中心市街地の活性化が不可欠となっています。

要　件	説　明
	○まとめ 　金沢市の中心市街地は、「金沢らしさ」を表現する金沢固有の魅力が息づくとともに、商業・業務等の都市機能が集積しており、その中心市街地を活性化することは、将来の金沢市の存立に大きくかかわるとともに、周辺の市街地整備にも大きな影響を与える全市的な課題として位置づけられています。 　また、その中心市街地を持つ金沢市は、石川県の県都であるとともに、金沢を中心とした生活圏を形成する周辺市町村にとっての核都市として、中心的な役割を担う都市となっています。このことから、金沢市の中心市街地活性化は周辺都市並びに石川県全体の社会・経済活動の発展に大きな波及効果を持つものであり、必要不可欠なものとなっています。 　さらに、各種都市基盤や都市機能等の既存ストックが集積する中心市街地の活性化を図ることは、効率的な都市運営を図るコンパクトシティの観点からも、必要不可欠なものとなっています。 　これらのことから、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に推進することは、金沢市全体や周辺地域、石川県全体の発展に大きな波及効果をもたらすこととなります。

３．中心市街地の活性化の目標

［1］金沢市中心市街地活性化の目標

金沢は、藩政期のまちの骨格を引き継ぐ貴重なまちであり、金沢城、兼六園とそれを取り巻く堀、広見を配した街路、多くの坂道や用水など、歴史的な都市構造を今に伝えています。とりわけ中心市街地には、こうした城下町金沢の文化遺産群と文化的景観が数多く残されており、形ある遺産に加え、芸能、伝統工芸や産業技術といった無形の遺産も市民の日常生活の中に息づいています。その一方で、金沢駅東広場のもてなしドーム、金沢21世紀美術館に代表される新しい創造の営みも日々、中心市街地から生まれてきています。

こうした古いものと新しいものが美しく調和し、世界にも誇ることができる金沢であり続けるためには、中心市街地が元気で、「人が住まい、集い、にぎわう」場所であることが必要であり、以下の３つの目標を掲げ、中心市街地活性化を推進していきます。

目標：１　誰もが暮らしやすい中心市街地

金沢固有の美しい自然、歴史、伝統、文化、社会資本ストック等を有効活用し、開発と保全の調和を図りながら、多様な都市機能を集積させることが重要です。

また、旧町名の復活等にみられる地域コミュニティの再生等の取組を通じ、地域への愛着が感じられる潤い豊かな住環境づくりを進め、魅力的で誰もが暮らしたくなる中心市街地、そして、誰もが暮らしやすい中心市街地づくりを推進します。

目標：２　にぎわいと交流が生まれる中心市街地

魅力ある商業集積の展開と活気あるオフィス街の形成を通じ、地域住民及び来街者の利便性の向上、事業者等の社会的、経済的活動が活性化したにぎわいのある中心市街地づくりを推進するとともに、国の内外から金沢に人を迎え入れるため、まちの持つ魅力に磨きをかけ、他都市との差別化、金沢ブランドの確立、新産業の創出、北陸新幹線をはじめとした、広域交通網の整備を推進することで、人・モノ・情報が集まり、活発な交流が生まれる中心市街地づくりを進めます。

目標：３　過度に自動車に依存しない中心市街地

本市の中心市街地は、金沢城を中心とした藩政期の城下町の区域であり、中心部の至るところに人々の暮らしが息づく細街路、広見、用水といった伝統的街路構造が数多く残されていることから、道路整備をはじめとする大規模な都市基盤整備を推進することは、まちの景観保全、事業の実現性からみても厳しい状況にあります。

また、少子高齢化の進展、環境問題への対応の必要性、まちのにぎわい創出の観点からも、中心市街地では、歩行者、公共交通を優先したまちづくりを推進し、市民のモビリティ（移動利便性）の向上を図ることで、都市の魅力を高め、過度に自動車に依存しない中心市街地づくりを推進します。

［2］計画期間

計画期間は、平成 19 年 5 月から、現在進捗中の事業及び今後、整備予定の事業が完了し、その事業効果が現れると考えられる平成 24 年 3 月までの 4 年 11 月間とします。

［3］数値目標

１．「誰もが暮らしやすい中心市街地」に関する指標

【目標指標の設定について】

平成15年度に第１次基本計画の見直しを行った際、中心市街地活性化の具体的目標として、「中心市街地の人口の年間社会動態をプラスに転じること」を数値目標として設定しました。

その後、中心市街地における人口・世帯数は、ともに減少傾向が続いており、近年、この傾向は緩やかになってきていますが（P13参照）、依然として少子高齢化の進行、居住人口の減少に歯止めがかかっておらず、当面、中心市街地の人口を増加に転じさせることは、難しいと判断しました。

中心市街地の人口

	金沢市	中心市街地
	人　口	人　口
平成13年	439,475人	64,368人
平成14年	439,892人	63,574人
平成15年	440,543人	62,535人
平成16年	440,542人	61,439人
平成17年	440,006人	60,809人
平成18年	440,088人	59,737人

資料：住民基本台帳
（※各年4/1現在）

このため、定住促進関連施策の積極的かつ着実な推進を通じて、まずは、年間の社会動態（転入者と転出者の差）をプラスに転じさせることが、将来の中心市街地の定住人口の増加につながると考え、目標達成を測る指標としては、引き続き『中心市街地の人口の年間社会動態』を設定することとします。

【数値目標の設定について】

指　　標	現況値（平成14～18年の平均）	目標値（平成19～23年の合計）
中心市街地の人口の年間社会動態	▲ 462 人／年	プラスに

（１）最近5年間の中心市街地の人口の社会動態

ここ5年間（平成14～18年）の中心市街地の人口の社会動態は、22,861人が転入、25,171人が転出となっており、その差は、▲2,310人（年平均：▲462人）となっています。

中心市街地の社会動態（H14～18）

年	転入者	転出者	増減
H14	4,871	5,296	▲425
H15	4,513	5,325	▲812
H16	4,880	5,034	▲154
H17	4,200	4,794	▲594
H18	4,397	4,722	▲325
合計	22,861	25,171	▲2,310
平均	4,572	5,034	▲462

（２）中心市街地の地価動向

中心市街地の地価は、各調査地点とも、平成3年をピークに減少傾向が続いていますが、とりわけ中心商業地において、大幅な減少傾向がみられます。しかしながら、その減少傾向も平成13年以降は、緩やかなものとなっています。

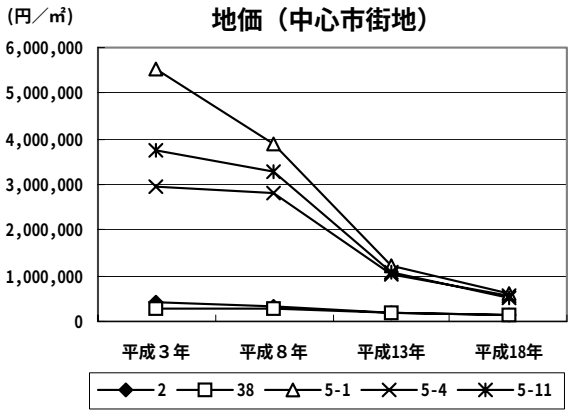

	図面番号
住 宅 地	2，38
商 業 地	5－1，5－4，5－11

資料：国土交通省地価公示

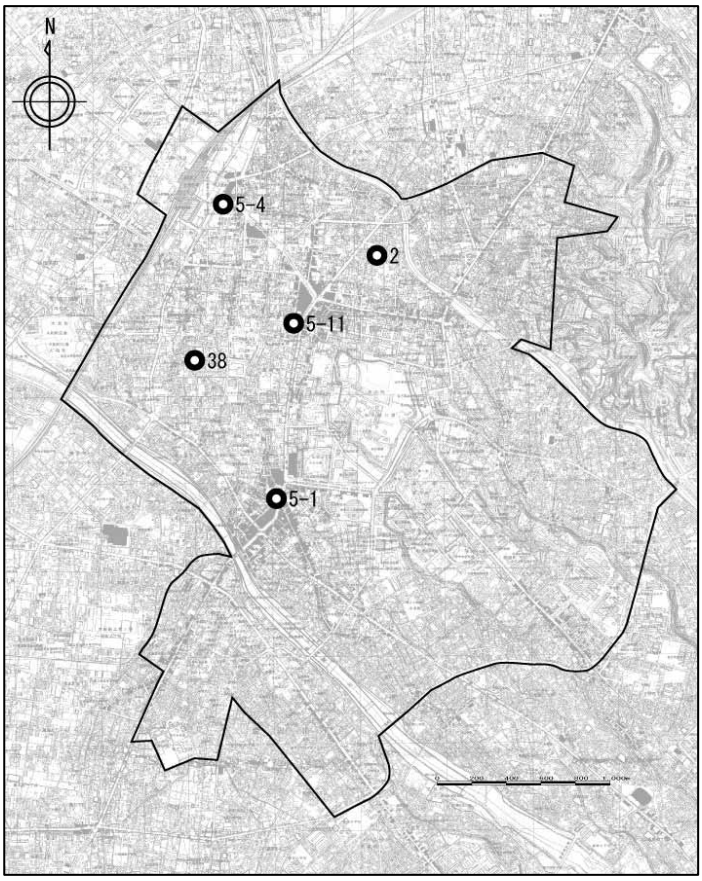

（３）平成13～18年の中心市街地における新規着工住宅戸数と平成19年以降の傾向

中心市街地における平成13～18年の新規着工住宅戸数を確認すると、戸建住宅の平成13～16年と平成17～18年の年平均は、それぞれ205戸と179戸となっており、あまり差がないのに対し、共同住宅の平成13～16年と平成17～18年の年平均は、それぞれ197戸と478戸であり、約2.4倍に増えています。

中心市街地の地価の下げ止まり、都心回帰の流れ等が、共同住宅（マンション）建設に拍車をかけたものと思われ、今後も都心軸沿線及びその後背地の商業地域におけるマンション建設の活発化、さらには、北陸新幹線開業（平成26年度予定）等の要因から、当面、この傾向が続いていくものと考えられます。

中心市街地における新規着工住宅戸数（平成13～16年）

	13年	14年	15年	16年	合 計	平 均
戸建住宅	185戸	196戸	217戸	222戸	820戸	205戸
共同住宅	142戸	148戸	326戸	172戸	788戸	197戸
合計	327戸	344戸	543戸	394戸	1,608戸	402戸

中心市街地における新規着工住宅戸数（平成17～18年）

	17年	18年	合 計	平 均
戸建住宅	174戸	184戸	358戸	179戸
共同住宅	401戸	556戸	957戸	478戸
合計	575戸	740戸	1,315戸	657戸

（※各年の1/1～12/31）

中心市街地における新規着工住宅戸数（グラフ）

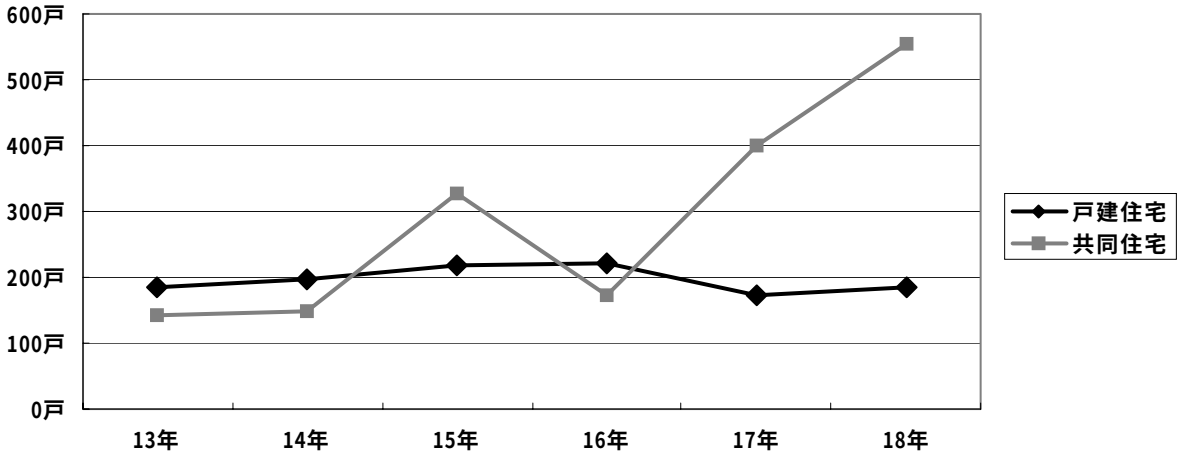

資料：建築着工統計

こうしたことから、計画期間内（平成19～23年度）における中心市街地の新規着工住宅戸数の年間増加見込み分としては、平成17年及び平成18年の共同住宅着工戸数の平均478戸から、平成13～16年の共同住宅着工戸数の平均197戸を差し引いた281戸が、純増していくと考えられます。

（４）中心市街地の世帯人数とまちなか共同住宅建設費補助制度の活用状況

中心市街地の世帯人員の平均は、2.20人（平成18年）となっています。また、まちなか共同住宅建設費補助制度の活用実績（平成18年竣工マンションの事例）から、77%の利用者は、従前の居住地が中心市街地以外となっています。なお、まちなか共同住宅建設費補助制度については、平成17年度までは、事業者への助成でしたが、平成18年度からは、マンション購入者への奨励金に制度を改めており、利用件数の増加が見込まれます。

まちなか共同住宅建設費補助制度利用者の従前居住地（平成18年）

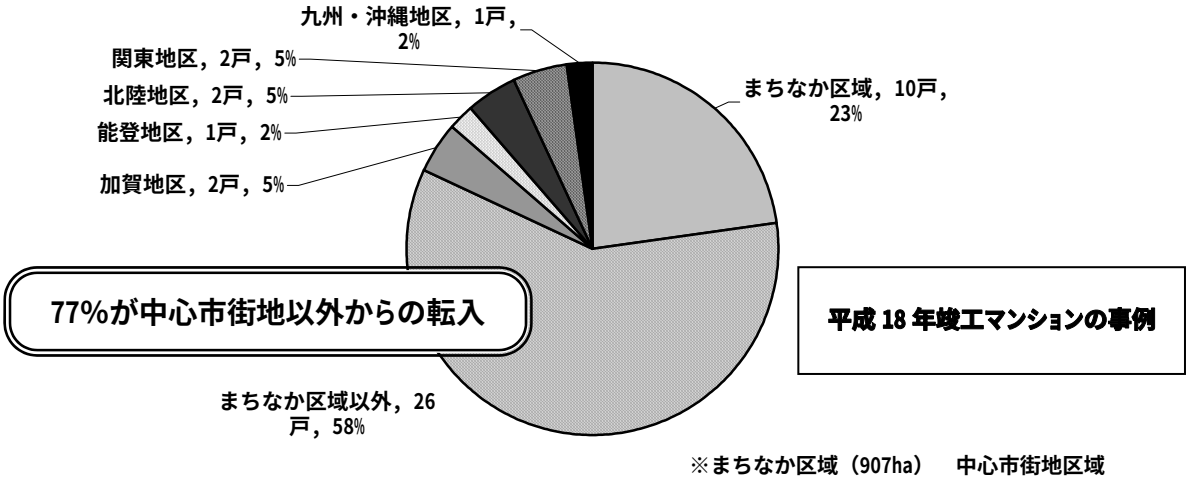

中心市街地における世帯人員の推移

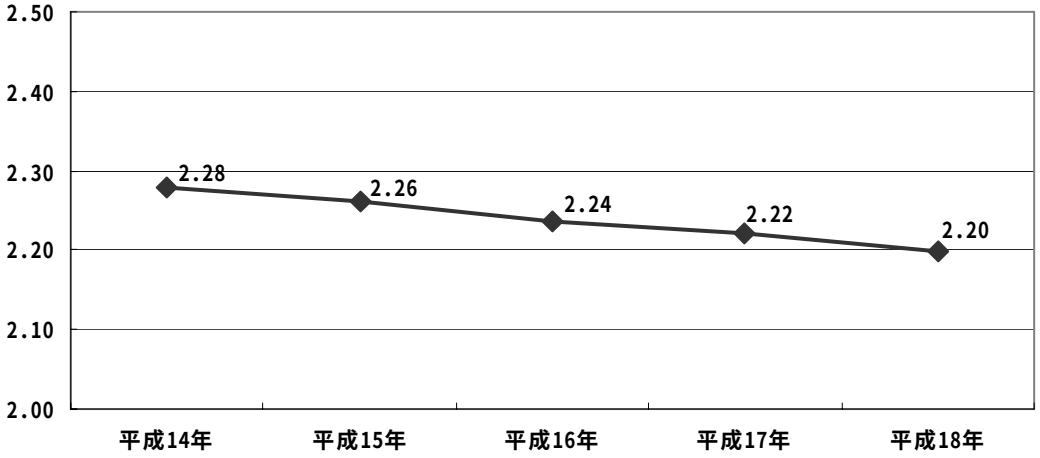

資料：住民基本台帳

増加すると考えられる 281 戸のうち、補助制度の活用実績から、その約 77%にあたる 216 戸（281 戸×0.77）が中心市街地以外の区域からの転入と考えられ、216 戸に中心市街地の平均世帯数 2.20 を乗じた 475 人（216 戸×2.20 人）が増加する人口と見込まれ、ここ 5 年間（平成 14～18 年）の中心市街地の人口の社会動態の年平均▲462 人を上回ることから、中心市街地人口の社会動態をプラスに転じることが可能になるものと予測されます。

【目標を達成するための主な事業】

目標達成に向けて、金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業第三・四工区を推進し、住宅、商業施設、シンボルロード、広場等の都市基盤を整備します。

また、少子高齢化に対しても、安心で快適なまちなかの暮らしをサポートしていくため、障害のある方や高齢者等の社会・日常における自立を図る金沢福祉用具情報プラザの運営、中心市街地での老人福祉施設の建設、子どもたちの豊かな感性を育む玉川こども図書館（仮称）整備事業などを推進します。

さらに、近江町市場の再開発ビル内に子育て支援施設や市民交流センター（近江町交流プラザ（仮称））を開設し、まちなか交流活動の活発化を図るとともに、中心市街地エリアにおいて、戸建て住宅や共同住宅の建設又は購入、昭和 20 年以前に建てられた木造建築の外観改修等に対して助成を行うことで、まちなか居住・定住を支援していきます。

【定期的フォローアップ】

毎年、中心市街地における新規住宅着工戸数の把握、金沢市統計書から中心市街地の人口の社会動態を確認することによって数値目標の達成状況を把握するとともに、フォローアップ状況に応じて、目標達成に向けた必要な措置を講じます。

2.「にぎわいと交流が生まれる中心市街地」に関する指標

【目標指標の設定について】

中心市街地のにぎわいと交流を示す指標としては、商業統計の年間商品販売額、小売店舗数、事業所数、観光入り込み客数等の推移が考えられますが、本市では、過度に自動車に依存しない中心市街地づくり（歩けるまちづくり）を通じて、都市の魅力、にぎわいを高め、歩行者の増加をめざしていること、また、平成 15 年度に第 1 次基本計画の見直しを行った際、主要商業地の歩行者・自転車通行量をプラスに転じさせることを数値目標として設定したことから、「にぎわい」を示す指標としては、歩行者・自転車通行量が適当であり、『中心市街地の主要商業地 7 地点（金沢駅、武蔵、横安江、近江町、香林坊、片町、竪町）における休日の歩行者・自転車通行量』を目標指標として設定します。

また、「交流」に関する指標としては、「金沢世界都市構想 第２次基本計画」における交流人口の基本指標として、ＪＲ金沢駅の乗車人員数を挙げていること、また、ＪＲ金沢駅は、金沢市民以外の利用者も相当数を占めていると考えられ、かつ、定期的に数値を把握することも可能なことから、『ＪＲ金沢駅の年間乗車人員数のうち、定期外利用者数』を目標指標として設定します。

【数値目標の設定について】

数値目標①

指　　標	現況値	目標値（平成 23 年）
主要商業地の休日の歩行者･自転車通行量（金沢駅、横安江、武蔵、近江町、香林坊、片町、竪町）	73,292 人（平成 17 年）	80,000 人　（9.1%増）金沢駅を除く。金沢駅については、調査初年（平成 19 年）時をベースとしてプラス傾向をめざす。

○主要商業地の休日の歩行者･自転車通行量（平成 9～17 年の推移）

休　　日

	平成９年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
調査日	10月5日	10月3日	10月14日	10月12日	10月9日
天　候	曇一時小雨	曇	晴れ	晴のち曇	晴れ
合　計	76,956	(65,496)	65,932	77,675	(73,292)
金沢駅	－	－	－	－	－
横安江	3,820	2,509	1,762	2,050	(1,906)
武　蔵	6,690	5,782	5,422	7,714	8,080
近江町	10,070	6,791	8,124	5,442	4,691
香林坊	9,629	8,168	9,504	10,677	11,017
片　町	16,966	14,523	15,455	20,806	17,544
竪　町	29,781	(27,723)	25,665	30,986	30,054
対平成9年比	100%	85%	86%	101%	95%

（　　）は工事期間中であり未調査であるため推計値　　資料：歩行者通行量調査

竪町：平成9年と平成13年の平均値、横安江：平成13年と平成15年の平均値

※平成15年のデータは、調査地点周辺でイベントが集中したため特異なデータとなっています。

■　歩行者・自転車通行量調査ポイント（平成 9～17 年）

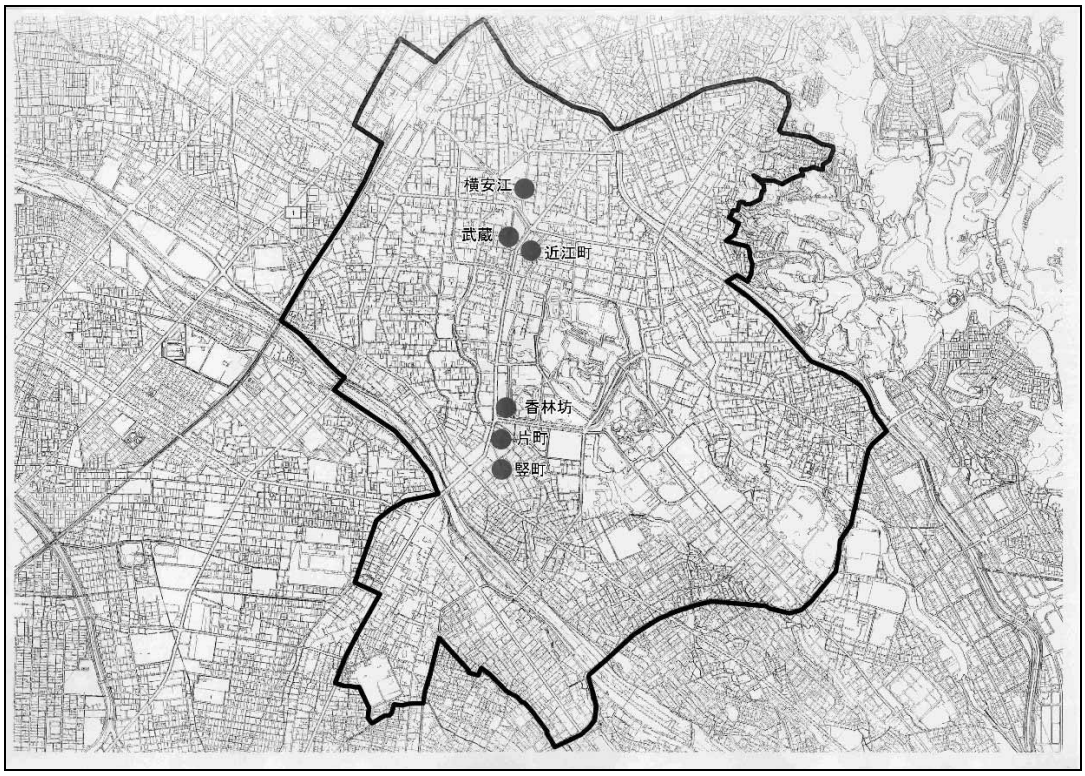

⑴ 近江町市場再整備事業等に伴う歩行者･自転車通行量の増加

現在、近江町市場の一角では、武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業（通称：近江町市場再整備事業）が行われていますが、近江町市場再整備事業(平成 21 年 3 月竣工予定)の実施によって、新たな食料品店や飲食店が地階や２階に配置される予定で、店舗床面積も約２倍の広さとなり、さらに消費者吸引力が高まるものと考えられます。また、近江町市場再整備計画事業は、近接する武蔵地区との国道部に新たな地下道を設けることから、回遊性の向上が期待され、武蔵地区からの通行量の増加も見込まれます。

これらのことから、新たな店舗の配置などによる休日の歩行者・自転車通行量調査の増加分として約 4,860 人(※1)を見込みます。

(※１)店舗数の増による歩行者・自転車通行量の増加

歩行者・自転車通行量は、これまで隔年で中心市街地内 62 地点の調査を行ってきています。近江町市場地区内では 8 調査地点がありますが、そのうち①の「パーキング口」をフォローアップ調査地点に設定しました。また、過去 5 回の調査結果に基づくと近江町市場地区内の総通行量のうち、「パーキング口」の通行量の割合は 20%となっています。

※近江町市場における調査地点

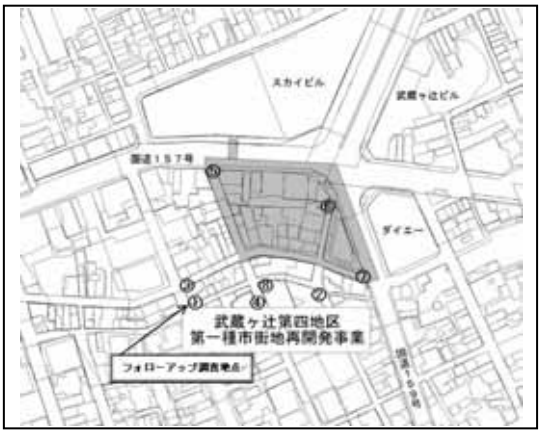

		平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年	合計	平均	割合
①	パーキング口（ﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟ地点）	10,070	6,791	8,124	5,442	4,691	35,118	7,024	20%
②	下近江町名店街入口	2,564	1,250	1,907	2,459	1,073	9,253	1,851	5%
③	十間町口	4,633	4,117	4,695	3,826	3,230	20,501	4,100	12%
④	よこい青果前	2,258	2,725	3,372	3,543	4,279	16,177	3,235	9%
⑤	スカイビル口	8,069	8,586	9,180	7,761	7,427	41,023	8,205	23%
⑥	むさし口	5,020	4,267	3,564	4,204	3,441	20,496	4,099	12%
⑦	ダイエー口	5,309	5,046	5,088	4,905	4,396	24,744	4,949	14%
⑧	上近江町消費者会館前	－	－	－	1,999	1,840	3,839	1,919	5%
	合計	37,923	32,782	35,930	34,139	30,377		35,382	

近江町市場再整備事業により、整備区域の店舗床面積が約 2 倍となることから、来店者数は 80%程度増加すると考えると、同様に近江町市場地区内の総通行量も平成 17 年度に比べ 80%増加が見込まれ、フォローアップ調査地点である「パーキング口」の通行量は次のとおりとなります。

30,377 × 0.8 × 0.2 ＝ 4,860 人の増加

また、近江町市場再整備事業で建設されるビルの 3～4 階部分には、金沢市の子育て支援スペース、生涯学習コーナー、市民サービスコーナー等を設置した近江町交流プラザ（仮称）が入居予定であり、近隣にある中央公民館彦三館や金沢駅こどもらんどの稼働状況からも、相当数の利用(※2) があると思われます。

以上のことから、近江町市場再整備事業の竣工により、近江町、武蔵の休日の歩行者・自転車通行量調査では、**約 5,000 人**の増加が見込まれます。

（※２）公益施設利用者による歩行者・自転車通行量の増加

近江町交流プラザ（仮称）の部屋面積(約 500 ㎡(予定))に、中央公民館彦三館のうち、同様に利用されている施設の平成 18 年度利用実績（約 688 ㎡、100,087 人/年）を掛け、１日あたりの利用者数を算出します。

500/688 × 100,087 × 1/365 ＝ 199 人の増加

（※１～２）4,860 ＋ 199　　5,000 人の増加

(2) 都心軸沿線における共同住宅建設による歩行者･自転車通行量の増加

施設名	建設戸数	居住人口増の見込み（1世帯当たり2.2人）	近隣商業地における（※4）歩行者増加の見込み
金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業（第三工区）	約60戸	約130人	約130人
金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業（第四工区）（※3）	84戸	約180人	約180人
民間による建設予定･販売中のマンション（武蔵周辺）	約210戸	約460人	約460人
民間による建設予定･販売中のマンション（香林坊周辺）	約120戸	約260人	約260人
合　　計	約474戸	約1,030人	約1,030人

（※３）第四工区は、平成 19 年春竣工

本市が行う金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業第三・四工区による住戸供給の他に、平成 26 年度開業予定の北陸新幹線の影響もあり、都心軸沿線では、民間によるマンション開発がいくつか計画されています。これらの住戸供給により、近隣の商業地における歩行者・自転車通行量の増加が予想され、主要商業地全体として、完成後には**約 1,000 人**の歩行者・自転車通行量の増加が見込まれます。

(※4) 近隣商業地における歩行者増加の見込み

「都心ライフスタイル調査報告書（平成 17 年 3 月金沢市 有効回答数:1,184)」より、休日の活動として、買い物へ出かける割合が約 50%となっています。これらのことから、居住人口の約５割が休日に外出し商業地へ向かうと考えられます。
また住戸からの商業地への移動であり、調査地点を往復すると考えられ、数値を２倍とします。

〔居住人口増の見込み×5 割×2 倍〕

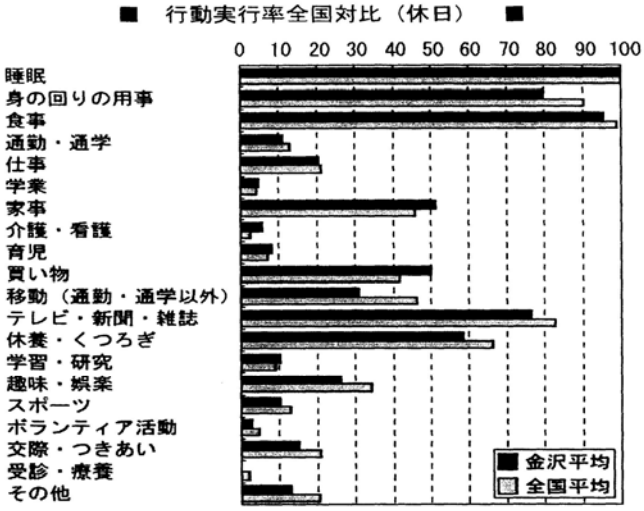

〔都心ライフスタイル調査報告書（平成 17 年 3 月)〕

また、近年、金沢駅周辺でも店舗面積が 10,000 ㎡を超えるファッションビルの出店により商業集積が進んできたこと、武蔵地区では、近江町市場の再整備等の都市基盤整備の進捗、香林坊・片町地区では、ファッション関係のブランド集積が進んできていることなどから、県外を含めた広域集積に拍車がかかる（平成 19 年 3 月のＪＲダイヤ改正で、土日祝日の午前中に、富山発金沢行きの快速電車が新たに 2 本運行を開始）と同時に、商業者自らも、無料周遊バス、タクシー等を運行することによって、金沢を訪れたお客様の中心商業地全体の回遊性向上に積極的に取り組んでいます。

さらには、「歩けるまちづくり推進事業」、「金沢エコポイントシステムの普及」等の歩行者、公共交通を優先した交通施策を推進することにより、歩いて楽しめる商業環境の創出を図り、中心商業地の歩行者・自転車通行量の減少に歯止めをかけ、中心商業地全体として**約 700 人**の歩行者・自転車通行量の上積みを図ります。

・ＪＲダイヤ改正による来街者増
　１便あたり定員 314 人×2 便＝628 人　うち 6 割程度(※5)（360 人）を買物客と想定

(※５)「中心市街地へ出かける目的」のアンケート（※インターネットを利用した金沢のイメージ調査：平成 18 年 12 月 13 日～26 日に実施）より、57.5%の人が「買物、ウィンドウショッピング」、「飲食」を目的として中心市街地へ出かけるという結果がでています。

問．中心市街地へ出かける目的は？（平成 18 年 12 月 13 日～12 月 26 日実施　アンケート回答数:80）

・中心市街地へ出かける目的としては、「買物、ウィンドウショッピング」が最も多く、42.5%を占めています。次いで、「通勤・通学（16.2%）」、「飲食（15.0%）」、と続いています。

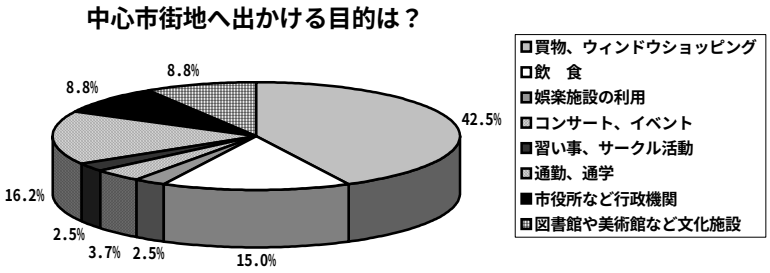

前述の来街者は、中心商業地に展開するファッション専門店、高級ブランド店等での買物を主目的とし、県外を含む広域圏から来集しており、一団となった香林坊・片町・竪町等商店街（P42「歩行者・自転車通行量調査ポイント」参照）を回遊すると想定されるため、最低でも 2 つの歩行者通行量調査地点である商店街を歩行すると考えられます。

360 人 × 2 商店街　　約 700 人

主要商業地における休日の歩行者・自転車通行量は、調査ポイントによって差異はあるものの、特異なデータである平成 15 年の合計値を除けば、平成 17 年の合計値は対平成 9 年比で 95%（P41 参照）となっており、平成 11 年や平成 13 年の比率を上回り、減少傾向に歯止めがかかってきていると考えられます。これは、平成 10 年以降、旧基本計画の取り組みによる一定の効果が現れ始めていると考えられます。さらに、近江町市場再整備事業や都心軸沿線における共同住宅建設など大規模なハード整備事業、金沢エコポイントシステムの普及や商店街への回遊性向上を促す無料ショッピングバスの運行などソフト事業の一体的な展開によって、より多くの歩行者・自転車通行量の増加が見込まれることから、今後、歩行者・自転車通行量は減少する傾向に無いと考えられ、各増加要因による増加人数は、平成 17 年の現況値に対しそれぞれ加算するものとします。

増 加 要 因	増加人数
近江町市場再開発事業による歩行者・自転車通行量の増加	約5,000人
都心軸沿線における共同住宅建設による歩行者・自転車通行量の増加	約1,000人
中心市街地活性化事業の相乗効果による増加	約　700人
合　　計	約6,700人

平成17年休日　73,292人＋6,700人　80,000人（平成23年目標）

数値目標②

指　　標	現況値	目標値
ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数	368万人（平成17年）	400万人（平成23年）

（1）ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者

ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数は、これまで減少傾向が続いてきましたが（※平成14年は、対前年比2.9%の増加。これは平成14年1～12月にＮＨＫ大河ドラマ「利家とまつ」の放映による観光客等の増加が要因と考えられます。）、平成17年には、対前年比1.4%増（平成16年：3,627,121人 ⇒ 平成17年：3,678,295人）となりました。

これは、金沢駅東広場（もてなしドーム・鼓門）の完成（平成17年3月）や周辺の土地区画整理事業等によるＪＲ金沢駅周辺整備の進捗、金沢21世紀美術館の開館（平成16年10月）、都心軸沿線の再開発事業、中心商業地の活性化策の成果が上がってきたものと想定されます。

現在も北陸新幹線開業を見据え、ＪＲ金沢駅周辺では、商業施設やホテルの建設・開業、マンション建設等（※1）が活発に進められており、今後も引き続き、ＪＲ金沢駅の利用者が増加する環境にあります。また、中心市街地全体で、歴史と文化の個性を活かした美しいまちづくり、ファッション等の商業集積を高めることにより、富山、福井を含めた広域からの集客力の強化にも引き続き取り組んでいきます。

さらには、新金沢交通戦略に基づき、中心市街地においては、歩行者と公共交通を優先した歩けるまちづくりを積極的に展開することによって、自動車での来街者よりも電車を利用して金沢を訪れる人を増やし、ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数を平成23年時点で、第1次基本計画を作成した平成10年度と同レベルである年間400万人（※2）まで増やしていくことをめざします。

（※1）

	施　設　名	備　考
商業施設	金沢フォーラス（堀川新町3－1）	平成18年11月開業　店舗面積18,736㎡ ※初年度は800万人の来客者見込
	金沢駅西口ビル（仮称）（木ノ新保町1-1）	平成19年5月開業予定　店舗面積1,972㎡
ホテル	ダイワロイネットホテル金沢（堀川新町2-20）	平成18年4月開業　208室
	ヴィアイン金沢（木ノ新保町1-1）	平成19年6月開業予定　210室
	ホテル金沢（堀川町1－10）	平成20年春開業予定
マンション	ポレスターステーションマンション（昭和町616-1）	分譲中　97戸
	日本レイト（本町2丁目地内）	平成20年3月竣工予定　130戸（予定）

（※2）平成17年以降も平成23年まで
平成17年の対前年比1.4%増加
を毎年続けると想定

■ＪＲ金沢駅の乗車人員数　　（単位：人）

	金沢駅	
	総数	定期外利用者数
平成９年	8,554,977	4,172,293
平成10年	8,322,326	4,020,499
平成11年	8,073,456	3,854,874
平成12年	8,012,606	3,826,731
平成13年	7,842,160	3,756,251
平成14年	7,886,759	3,863,779
平成15年	7,730,963	3,720,168
平成16年	7,571,429	3,627,121
平成17年	7,520,073	3,678,295

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数の推移と今後の目標

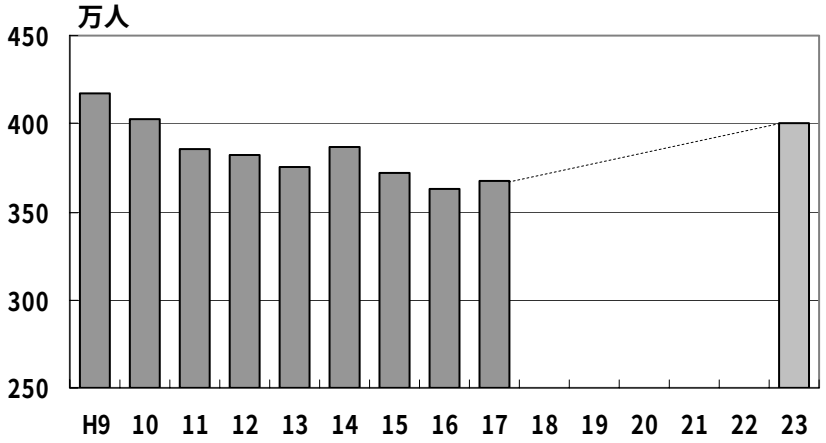

【目標を達成するための主な事業】

目標達成に向けて、武蔵ヶ辻地区における新たな交流拠点と期待される近江町市場再整備事業の推進に加え、近江町市場アーケード架け替え事業、近江町市場商店街共同店舗設置事業とともに、５タウンズフェスタや、むさしまつり等、商店街が取り組む活性化事業を支援します。

また、中心市街地業務集積促進事業によって、金沢駅前～広坂間におけるオフィス街の空室率の改善を図るとともに、かなざわファッションストリート創出事業によりオフィス街に新たな魅力を生み出すことで、都心軸沿線の活性化につなげていきます。

交流人口の増加には、国の内外からお客様を金沢のまちに迎え入れることが必要であり、中心市街地に人を惹きつける魅力があるまちづくり、金沢ブランドの確立等を行うため、歴史的まちなみや建造物を保存し、電線類の地中化、広見、道筋、坂道や用水沿いの修景整備、活用に努め、潤い豊かな美しいまちづくりに取り組んでいくとともに、もてなしドームのにぎわい交流事業や金沢駅西広場再整備事業を進めていきます。

さらには、金沢の三文豪月間事業、金沢のほんものにふれる旅開催事業、兼六園周辺文化施設情報発信システム運用事業を通じ、主要公共施設の利用者の増加につなげます。

【定期的フォローアップ】

⑴ 主要商業地の歩行者･自転車通行量

隔年（平成 19 年度、21 年度、23 年度を予定）で、休日の主要商業地（7 地点）の歩行者・自転車通行量調査を実施することによって数値目標の達成状況を把握するとともに、フォローアップ状況に応じて、目標達成に向けた必要な措置を講じます。

なお、これまでは、年１回の調査でしたが、今後は、より調査の精度を高めるために、年 2 回、調査を行うことを予定しています。

⑵ ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数

毎年、ＪＲ金沢駅の年間定期外利用者数を把握することで数値目標の達成状況を把握するとともに、フォローアップ状況に応じて、北陸新幹線開業に向けたプレイベントや土日祝日の快速電車（P44 参照）にあわせたイベントなど、目標達成に向けた必要な措置を講じます。

３．「過度に自動車に依存しない中心市街地」に関する指標

【目標指標の設定について】

「過度に自動車に依存しない中心市街地」の目標達成を図る指標としては、まちなかの重要な移動手段として、市民生活にも定着している『金沢ふらっとバス(※)の乗車人員』を設定します。

（※）金沢ふらっとバス

・道幅が狭く路線バスが通れない公共交通が不便な地域を中心に、住宅地と交通結節点や商店街などを結んでおり、中心市街地における市民の気軽な足として利用されている循環バスです。

【数値目標の設定について】

指　　標	現況値	目標値
金沢ふらっとバスの乗車人員	708,478人（平成17年度）	750,000人（平成23年度）

○金沢ふらっとバスの乗車人員

平成11年3月に此花ルート（起終点：金沢駅、１周4.9㎞）、平成12年3月に菊川ルート（起終点：香林坊、１周6.2㎞）、平成15年3月に材木ルート（起終点：武蔵ヶ辻・近江町市場、１周7.1㎞）の運行が開始されましたが、路線バスが毎年約100万人近く、利用者を減らしている状況下においても、金沢ふらっとバス利用者は、対前年比、微増ないしは微減の横ばい状況を続けてきました。

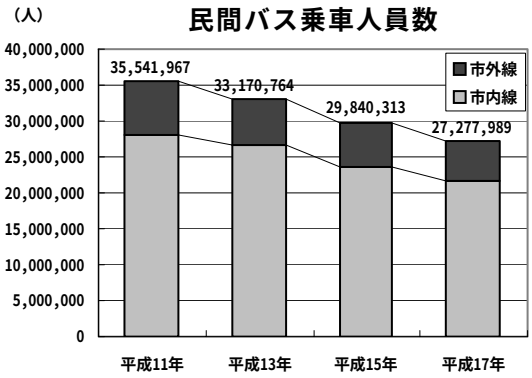

資料：民間バス会社

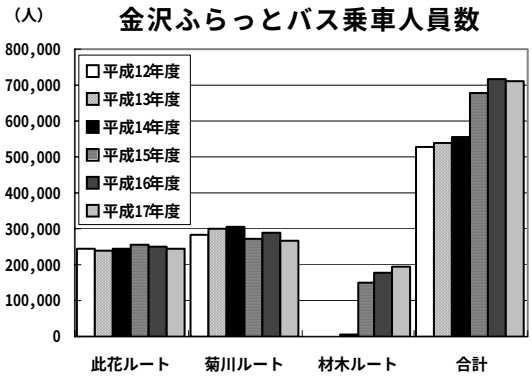

資料：金沢市

金沢ふらっとバスルート図

このことは、人口（ベースとなる乗客数）が減少傾向にあり、少子高齢化が進行する中心市街地にあっても、運行ルート、バスダイヤ、バス停の間隔、バス料金、バス車両（ノンステップバス）等の諸条件が整えば、バス利用者の減少は、食い止められるという一つの例であり、今後は、主要な交通結節点（金沢駅、武蔵ヶ辺、香林坊）を循環する金沢ふらっとバスと路線バスが、それぞれの路線を補完しながら、中心市街地のバス交通を活性化していく必要があり、金沢ふらっとバスの乗車人員の増加は、中心市街地の公共交通活性化、「過度に自動車に依存しない中心市街地」づくりにもつながります。

平成16年9月、金沢21世紀美術館の開館に併せて実施した材木ルートの延長により、3ルートが結節され、さらに中心市街地での移動の利便性が高まるとともに、今後はエコポイントをはじめとした、乗れば乗るほどトクをするＩＣカードとの連携等により、一層の利便性と経済性の向上が図られ、利用者の増加につながるものと見込まれます。

このため、金沢ふらっとバスを導入してから、各ルートの最多乗車人員年度（此花ルート：平成15年度 252,891人、菊川ルート：平成14年度 304,831人、材木ルート：平成17年度 193,040人）の合計750,762人　**75万人**を年間利用者目標値として設定し、平成23年度までにその目標を達成します。

【目標を達成するための主な事業】

金沢ふらっとバスは、中心市街地内の住宅地と交通結節点や商店街等を結んでいる循環型のバスであり、目標の達成に向けては、単に金沢ふらっとバスの運行システムの改善のみならず、中心市街地における定住の促進、沿線商店街の活性化という基礎となる部分についても積極的に取り組みを進めていくことが重要であり、本計画に基づきながら、定住促進及び商店街活性化については、着実に関連施策を進めていきます。

金沢ふらっとバスについては、オムニバスタウン計画に基づきながら、バスＩＣカードシステムの多機能化によるバス利用の利便性・魅力の向上、多様なバス料金システムの検討、沿線商店街や地元住民との連携による利用促進の検討（アンケート調査等）、バス停のバリアフリー化による誰もが利用しやすい交通環境づくりを進めるとともに、中心市街地のマイカー通勤（平成19年度から市職員のマイカー通勤の原則禁止）を減らすなど、公共交通の活性化に向けた事業に取り組んでいきます。

とりわけ、バスＩＣカードを活用したバス利用の利便性・魅力の向上については、平成19年2月からエコポイント制度(バスＩＣカードを利用してバス乗車や買物でポイントをため、バス運賃として利用するもの）を導入し、マイカーから公共交通への利用転換を促し、市民・交通事業者・商業者等が一体となって、過度に自動車に依存しない中心市街地づくりに取り組んでいきます。

また、今後（平成19年度以降)、新規ルートの導入に向けての検討会を開催するとともに、新規ルート検討のためのアンケート調査や走行実験等をふまえ、既存ルートとの更なる回遊性向上も視野に入れながら、乗車人員の増加に向けての取り組みを進めていきます。

【定期的フォローアップ】

毎年度、金沢ふらっとバスの乗車人員を確認することによって数値目標の達成状況を把握するとともに、フォローアップ状況に応じて、新金沢交通戦略と連携した歩行環境等の確保、公共交通の利便性向上、マイカーの流入抑制など具体的な施策の展開、さらには、ふらっとバスの新規ルート導入推進による既存3ルートの利便性向上など、目標達成に向けた必要な措置を講じます。

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［1］市街地の整備改善の必要性

商業業務、行政等の多様な機能が集積する片町・香林坊から武蔵ヶ辻、金沢駅、金沢港に至る都心軸は、本市の動脈であり、金沢世界都市構想において、格調の高い近代的な都市空間として整備していくことが位置づけられています。また、本計画の目標を実現していく上でも、魅力ある都心軸の形成は必要不可欠です。

これらをふまえて、本市の動脈にふさわしい都心軸を形成するために、中心市街地においては、片町・香林坊や武蔵ヶ辻、金沢駅などにおける拠点整備（駅前広場再整備や市街地再開発事業など）を進める必要があります。さらに、都心軸の整備効果を中心市街地の活性化へと波及させるために、賑わいと魅力ある都市空間の整備や歩行者の回遊性を向上させるための各種施策（歩行者空間の整備改善、用水整備、景観整備など）を総合的・効果的に実施する必要があります。

東山ひがし茶屋街

まちなか彫刻

金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業（３・４工区）

大手門中町通り整備事業

［2］具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか彫刻・国際コンペティション開催費 【内容】 ・メインストリート（アート・アベニュー）沿いに、世界から公募した優れた彫刻作品を設置します。 ・コンペ 2004 4 作品設置 ・コンペ 2006 3 作品設置予定 【実施時期】 平成 15～20 年度	金沢市、金沢・まちなか彫刻作品・国際コンペティション実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・本市として積極的に中心市街地活性化を推進していく金沢 21 世紀美術館から金沢駅を結ぶメインストリート（アート・アベニュー）沿いに、彫刻作品を設置（緑地として整備）することにより、沿道景観の魅力を高め、歩いて楽しめるまちづくりを進めることで、まちなかの賑わいを創出し、交流促進を図ります。 【必要性】 ・まちなかの活性化には、安全かつ快適に歩いて暮らせるまちづくりの観点が重要であり、メインストリート（アート・アベニュー）沿いへの彫刻作品設置は、まちなかを訪れた市民に快適な歩行環境を提供するとともに、都市景観の観点からも、まちの魅力を高め、にぎわいの創出、交流促進に必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、彫刻を設置してある近隣の商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 16～20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 辰巳用水流水保全事業 【内容】 ・辰巳用水の清流を年間を通じて市内に通水するため、分水施設を設置します。 （設置個所） ・県立能楽堂前 ・香林坊中央公園前 ・近江町 【実施時期】 平成 16～19 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・分水施設を設置することで、まちなかを流れる辰巳用水に 1 年を通じ、通水することや、金沢駅通り線のせせらぎに辰巳用水の水を通すことが可能となり、潤いとやすらぎのある都市空間を創出します。 【必要性】 ・まちなかで、辰巳用水を使ってせせらぎ空間を創出することにより、市民に対し、用水の再認識や保全意識の啓発を促すとともに、潤いのある空間を提供することにつながる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・3 年に 1 回程度、まちなかに住む市民を対象に「用水意識調査」のアンケートを行います。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 16～19 年度	
【事業名】 大手門中町通り整備事業 【内容】 ・大手門前から尾張町までの約 300m 区間において、無電柱化、両側歩道の設置、史実に基づいた「せせらぎ」の整備を行います。 【実施時期】 平成 17～21 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・大手門中町通りは、金沢城の大手門正面に位置し、藩政期には参勤交代の行列が通った由緒ある通りであり、今もなお当時の道路形態を留めています。当事業において、歩行者がその風情を楽しみ、歴史と触れ合いながら歩けるように「お城の正面玄関にふさわしいまちづくり」を目指し、回遊性の向上や地域の賑わい創出、活性化につなげることを目的とします。 【必要性】 ・当事業は、「歩ける道筋整備計画」及び、「金沢市無電柱化推進計画」に基づき市内の回遊性を高めるうえで必要性の高い箇所を重点的･計画的に整備しています。大手門中町通りは、金沢城公園をはじめ、周辺の尾張町界隈や、主計町・東山ひがし茶屋街等の文化財･文化施設と連携し、回遊性を高めことで、安全に歩けるまちづくり、賑わいのあるまちづくりの形成を進めるうえで重要な箇所です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、交通量調査（車道・歩道）を実施します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 17～21 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢駅通り線せせらぎ水路整備事業 【内容】 ・金沢駅通り線の整備にあたり、水・緑などを取り入れ、快適で魅力ある歩行空間を創出するために、水路整備を行います。 【実施時期】 平成 18～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市の都心軸である金沢駅通り線の整備にあたり、金沢を代表する辰巳用水からせせらぎを引き込み、また、地元を代表する戸室石を活用した整備を行うことにより、快適で魅力ある歩行空間を創出し、美しいまちづくり進めます。 【必要性】 ・歴史と伝統を礎としたまちづくりを進めるためには、都心軸の整備において、活気や賑わいの中にも金沢のシンボルロードとして相応しい「風格」や「落ち着き」を感じさせるような景観の演出を行うことが必要です。また、このことにより、近代的な中にも金沢らしさを感じさせることができる快適で魅力ある歩行空間を創出することは、まちの魅力を形成する上で必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 18～24 年度	
【事業名】 金沢駅通り線排水路整備事業 【内容】 ・金沢駅通り線沿線に配する「せせらぎ水路」の流末処理及び辰巳用水からの取水施設を整備します。 （中島排水路） Ｌ＝200m 車道暗渠内排水路整備 （近江町排水路） Ｌ＝100m 水路整備導入施設設置 【実施時期】 平成 16～19 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市の都市景観の一翼を担う用水をイメージしたせせらぎを金沢駅通り線に配し、潤いと安らぎのある空間を創出することでまちの魅力を高めていきます。 【必要性】 ・金沢駅通り線せせらぎ水路整備事業における「せせらぎ水路」の整備には、流末処理及び辰巳用水からの取水施設を整備する必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 16～19 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 石引1、3丁目地内道路整備工事他1箇所（歩行空間創出事業） 【内容】 ・狭隘道路において側溝改良（蓋かけなど）を行い、歩行空間の確保を図ります。 【実施時期】 平成11～19年度 （平成21年度以降、「歩行空間創出事業」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市には、幅員 3.5m 未満の道路が 240 kmほどあり、特に中心市街地には多数存在します。通過車輌から歩行者の身の安全を守るため、側溝改良（蓋かけなど）を行います。 【必要性】 ・まちなかの限られたスペースを有効活用するため、側溝に蓋をかけ暗渠化し、歩行空間を確保します。それに併せて排水機能を向上させることで、歩行者の安全が確保され、回遊性の向上につながるため、歩いて暮らせるまちづくりの実現には必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2年に1回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成16～19年度	
【事業名】 近江町市場再整備事業 （市民センター・保育ゾーン） 【内容】 ・近江町市場再開発ビル内に、子育て支援施設、市民サービスコーナー等を設置し、多世代が交流できる生涯学習施設を開設します。 〔近江町市場交流プラザ（仮称）〕 【実施時期】 平成17～20年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市を代表する商業集積地である武蔵ヶ辻地区に、子育て支援施設、市民サービスコーナー等を備えた生涯学習施設を開設することで、武蔵ヶ辻地区の交流拠点としての機能を高め、まちなかの交流人口の増大及びにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかにおける交流人口の増大やにぎわいの創出には、魅力ある交流拠点の整備が重要です。子育て支援施設、市民サービスコーナー等を備えた生涯学習施設の設置は、乳幼児をもつ世代や団塊の世代などの多様な世代が、つどい、学び、活動することができる場所であり、まちなかの交流活動の促進には必要なものです。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に年間利用者（来館者）数を把握します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成17～20年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中央消防署味噌蔵出張所（仮称）建設事業 【内容】 ・中心市街地に消防（防災）施設を開所します。 【実施時期】 平成 17～19 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかの主要幹線道路沿いに防災の拠点となる施設（耐震性防火水槽あり）を開所することにより、安心・安全なまちづくりの基盤がつくられ、暮らしの良さを実感する定住を促進します。 また、当該施設に地域開放型の防災研修室を設けることにより、住民主体による防災まちづくりの推進を図ります。 【必要性】 ・市街地の活性化には、安心・安全なまちづくりが不可欠であり、その拠点となる消防（防災）施設を開所することにより、安心・安全な住環境の基盤が確立されます。加えて住民が防災研修室を利用し、防災意識を高めることは、更なるまちなか定住の促進につながります。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に防災研修室の利用回数（利用者数）を把握します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 18～19 年度	
【事業名】 石引 1 丁目線 20 号（大学病院前） （平成の広見創出事業） 【内容】 ・金沢大学病院前の道路を辰巳用水や小立野寺院群を活かした「広見」として整備し、賑わい空間を創出します。 【実施時期】 平成 19～20 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・地域交流イベント等を開催するなど、地元住民と協働して道路空間の新しい活用を図ることで、まちなかのにぎわいを創出し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・快適かつ魅力的な歩行空間を地元住民と連動して作ることは、地域の活性化、地元商店街の活性化を促すことにつながり、まちなかのにぎわいを創出するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・完成後、毎年のイベント回数を把握します。 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 19～20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 桜橋詰・寺町台界隈整備事業 ①桜橋左岸上流河岸緑地(仮称)整備 ②桜橋右岸下流河岸緑地(仮称)整備 ③にし茶屋街～寺町連絡路修景整備（静音の小径） 【内容】 ・緑地整備や電線類の地中化、道路の修景整備に取り組み、面的な整備を推進します。 【実施時期】 ①平成 21 年度 ②平成 21～25 年度 ③平成 20～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・茶屋街や寺院群、文豪の軌跡など、本市固有の歴史文化遺産が数多く点在する桜橋詰・寺町台界隈において、緑地整備や無電柱化、道路の修景整備に取り組み、面的な整備を推進することで、回遊性を高め、賑わいや活力の創出につなげます。 【必要性】 ・貴重な歴史・文化資産の価値を高めるのみならず、まちの回遊性を向上し、賑わいと活力を創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 ①② 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ①平成 21 年度 ② 平成 21～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 本多町歴史文化ゾーン整備事業 ①本多歴史の森整備（緑地空間） ②鈴木大拙館（仮称）整備 ③緑の小径整備 ④広坂・新桜線整備（美術の小径整備） ⑤本多町３丁目線５号外２路線（道路等修景整備） ⑥広坂１丁目線９号（遊歩道整備） 【内容】 ・道路拡幅や遊歩道の整備、無電柱化などの面的整備に取り組むとともに、その核として「鈴木大拙館（仮称）」を整備します。 【実施時期】 ①② 平成 21～23 年度 ③平成 23 年度 ④平成 21 年度 ⑤平成 21～22 年度 ⑦平成 21～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・多くの歴史文化施設等が集積し、豊かな自然環境と金沢特有の魅力が残る本多公園から大乗寺坂に至る区域を「本多歴史の森（仮称）ゾーン」と位置づけ、周辺と一体となった緑地や、海外に対しても強い発信力を有する新たな文化施設、区域内の歴史文化施設等をつなぐ散策路等を一体整備することにより、本市の貴重な歴史空間に触れ、文化・自然を感じることができる空間を創出します。 【必要性】 ・貴重な歴史・文化資産の価値を高めるのみならず、豊かな自然環境を守り、まちなかに潤いと安らぎのある、美しいまちづくりを実現するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 ①～⑤ 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ①② 平成 21～23 年度 ③平成 23 年度 ④平成 21 年度 ⑤ 平成 21～22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 西外惣構沿い通り整備事業 ①西外惣構沿い（玉川公園横）道路整備事業 ②　〃（　〃　）無電柱化事業 【内容】 ・西外惣構復元整備と併せ、近世史料館前までの約 200m区間において無電柱化、道路修景整備を行います。 【実施時期】 平成 23～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・文教施設が集積する玉川公園周辺の道路修景等を行うことにより、まちなかの教育・文化ゾーンの回遊性の向上を目指します。 【必要性】 ・近世史料館、玉川図書館、玉川こども図書館など、文教施設が隣接している玉川公園周辺で、歴史遺産である西外惣構の復元とも連携し整備を行うことは、回遊性を高め、賑わいのあるまちづくりを進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 23～24 年度	
【事業名】 大野庄用水沿い通り整備事業 ①準幹線 514 号本町白菊線道路整備事業 ②準幹線 514 号本町白菊線無電柱化事業 【内容】 ・大野庄用水護岸修景整備と併せ、中央通り口交差点から約 80m区間において無電柱化や道路修景整備を行います。 【実施時期】 ①平成 22～23 年度 ②平成 23 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかの大野庄用水の護岸を順次整備するとともに隣接道路において、無電柱化及び道路修景整備を行い長町武家屋敷群への回遊性の向上を目指します。 【必要性】 ・金沢で最も古い用水である大野庄用水の護岸修景や長町武家屋敷群までの道路整備を行うことは、回遊性を高め、賑わいのあるまちづくりを進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ① 平成 22～23 年度 ②平成 23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新幹線側道整備事業（金沢駅以西） ①三社町線 15 号 ②長土塀３丁目線 33 号外１路線 【内容】 ・北陸新幹線の整備にあわせ、ＪＲ沿いの住宅密集地に、安全な歩行空間を備えた道路を新設します。 【実施時期】 ① 平成 19～21 年度 ② 平成 19～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・北陸新幹線沿線の住宅密集地に道路を新設し、安全な歩行空間と緊急車両の進入路を確保するとともに、新幹線の騒音に対する緩衝帯とすることで良好な生活環境を維持し、まちなか定住の促進を図ります。 【必要性】 ・北陸新幹線の開通をひかえ、沿線の生活環境を維持することは、まちなか定住を促進するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ① 平成 21 年度 ② 平成 21～24 年度	
【事業名】 文化的景観創出無電柱化推進事業 ・お堀通り（大手町） 【内容】 ・金沢城周辺、兼六園周辺、東茶屋街周辺、寺町周辺、西惣構堀周辺（尾山町・玉川町）において、住民の意向を反映しながら、様々な低コストの手法を組み合わせた金沢らしい無電柱化を推進します。 【実施時期】 平成 20～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・世界遺産登録をめざし、歴史文化遺産の集積する地区において、無電柱化を進めることにより、伝統的な環境の保存や安全で快適な交通空間の確保、災害の防止等を図ります。 【必要性】 ・無電柱化によって伝統的な環境を保存することは、文化的景観を創出し、歴史都市としての価値を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～24 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか賑わい創出無電柱化推進事業 ①木倉町通り ②旧北国街道(ふくろう通り) ③尾山神社参道 【内容】 ・金沢駅前周辺、片町・香林坊周辺において、住民の意向を反映しながら様々な低コストの手法を組みあわた金沢らしい無電柱化を推進します。 【実施時期】 ①平成 19～23 年度 ②平成 22～25 年度 ③平成 21～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢駅から香林坊・片町にかけて、無電柱化等の整備を進めることにより、安全で安心な通行空間の確保や都市景観の向上、災害の防止等を図ります。 【必要性】 ・金沢駅から香林坊・片町にかけては、本市の代表的な中心商業地であり、無電柱化によって美しく安全なまちづくりを進めることは、中心市街地の活性化につながる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ① 平成 21～23 年度 ② 平成 22～25 年度 ③ 平成 21～25 年度	
【事業名】 歩行空間創出事業 ①石引１、３丁目地内他１箇所 ②石引２丁目地内 【内容】 ・狭隘道路において側溝改良（蓋かけなど）を行い、歩行空間の確保を図ります。 【実施時期】 ①平成 11～19 年度 ②平成 21～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・非戦災都市であるがゆえに、本市の中心市街地には、幅員 3.5m 未満の道路が多数存在することから、通過車輌から歩行者の身の安全を守るため、側溝改良を行い、快適な歩行空間を整備することで歩けるまちづくりを進め、まちなかの回遊性の向上と賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・歩行者の安全を確保することは、回遊性の向上やまちなかの賑わい創出のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ① 平成 16～19 年度 ② 平成 21～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか歩行回廊関連道路整備工事 ①４連区線１号外(近江町市場周辺道路) ②片町・広坂１丁目線 ③兼六町線 ④武蔵・片町線 ⑤本町・白菊線 ⑥武蔵町線 ⑦香林坊２丁目線 ⑧高岡町線 10 号 【内容】 ・中心市街地に位置する商店街や歴史文化施設の周辺において、快適な歩行空間を整備します。 【実施時期】 ①平成 18～21 年度 ②平成 21～23 年度 ③平成 21 年度 ④平成 22～24 年度 ⑤平成 21 年度 ⑥平成 21 年度 ⑦平成 24 年度 ⑧平成 19～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地に位置する商店街や歴史文化施設の周辺において、快適な歩行空間を整備することで、歩けるまちづくりを進め、まちなかの回遊性の向上と賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかを訪れた市民や観光客に快適な歩行環境を提供することは、歩けるまちづくりを進め、交流人口の拡大を図る観点からも重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 ① 平成 21 年度 ② 平成 21～23 年度 ③平成 21 年度 ④ 平成 22～24 年度 ⑤平成 21 年度 ⑥平成 21 年度 ⑦ 平成 24 年度 ⑧ 平成 21～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢歌劇座改修事業 【内容】 ・舞台上部の梁、床スラブを撤去・補強するとともに、舞台機構・照明の改修を行うほか、別館を楽屋やコンベンションにも活用できる会議室に改修します。 【実施時期】 平成 21～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢歌劇座を、芸術・文化の発信拠点にふさわしい効果的な利用が出来るよう、舞台機能向上のための改修工事などを行うことにより、中心市街地の賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・芸術・文化の発信拠点施設としての役割を担う金沢歌劇座を改修することは、まちのにぎわいや交流の促進のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に年間利用者（来館者）数及び利用状況（利用率・利用内容）等を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～22 年度	
【事業名】 まちなか歩行回廊整備事業 【内容】 ・まちなかにベンチやトイレ、植栽を配置するなど、市民が歩きやすい歩行環境の整備を進めます。 【実施時期】 平成 20～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかで歩行者優先、公共交通優先のまちづくりを進め、金沢城を中心とした本市特有の歴史遺産や商店街などを楽しみながら回遊できる歩行環境の整備を進めます。 【必要性】 ・まちなかが空洞化しつつあるなか、市民に歩いてまちを巡ってもらうことで、地域の活力と賑わいの創出を図ります。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、交通量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 22～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢駅西広場再整備事業 ①金沢駅港線 （金沢駅西広場） ②金沢駅西にぎわい広場 【内容】 ・北陸新幹線開業に合わせ、平成３年に整備された駅西広場を交通バリアフリー法に対応した広場として再整備します。 （・バスターミナル、タクシーベイ、一般駐車場の輻輳解消と機能向上 ・エレベーター等のバリアフリー施設の整備と歩行経路の確立 ・広場機能の向上によるにぎわいの創出） 【実施時期】 平成 21～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・北陸新幹線が開業されることにより、金沢駅利用者が大幅に増加することが予測される中、現都心と石川県庁周辺の副都心を結ぶ都心軸の中心に位置する金沢駅の駅西広場を整備し、利便性を向上することにより、定住人口の増加や交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・新幹線による広域的な来訪者及び金沢駅西地区の整備の進展にともなう通勤利用者の増加が予測されており、バリアフリーに対応した交通結節拠点として再整備する必要があります。公共交通主体の交通体系を構築する本市の交通戦略上、広場機能の向上を図る必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・ＪＲ金沢駅乗車人員数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 三・四工区広場整備事業 【内容】 ・再開発事業に併せ地域住民の交流広場を整備します。 【実施時期】 平成 21～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・都心軸である金沢駅通り線沿道に商業・住宅・福祉施設等の都心機能を整備する再開発事業に併せ、交流拠点を整備することにより、まちに人々を呼び込み、地域に根付いている祭り等を地域住民が主体的に行うなど、交流活動の促進を促し、再開発地域全体の活性化に寄与することを目的とします。 【必要性】 ・まちなかにおいて住民の活発な交流活動を促進するために、広場等の整備によりまちの魅力を再発見する場所や世代を超えて交流する機会の創出を図ることが必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～24 年度	
【事業名】 玉川こども図書館（仮称）整備事業（地域交流） 【内容】 ・旧ＪＴ金沢支社ビルを改装し開設する玉川こども図書館（仮称）内に、地域住民との相互交流や、子どもから大人までの世代間交流を促進するための交流ホールや地域活動室などを整備します。 【実施時期】 平成 17～20 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・玉川こども図書館（仮称）を整備するにあたり、単に図書館機能のみの施設とするのではなく、交流ホールや地域活動室などの地域交流スペースを設けることにより、地域交流機能を兼ね備えた複合施設を整備します。これにより、まちなかにおける幅広い世代の交流や活動の場を提供し、まちなかの交流人口の増大及び賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・より高い交流機会と賑わいを実現するためには、単一機能の施設にとどまらず、複数の機能を付与することにより、様々な角度から魅力に満ちた施設とすることが重要です。 ・玉川こども図書館（仮称）は、まちなかに立地するとともに、隣接して玉川図書館や近世資料館、玉川公園が立地していることから、世代間交流や地域活動など多くの方々がふれあい、交流できる場所であり、地域交流機能を付与した施設とし、さらなる魅力ある施設とする必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に、年間利用者数を把握します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 19～20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 玉川こども図書館（仮称）整備事業（広場） 【内容】 ・旧ＪＴ金沢支社ビルを改装し開設する玉川こども図書館（仮称）併設地と隣接する玉川公園を連続した広場空間として整備します。 【実施時期】 平成 17～20 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・玉川こども図書館（仮称）に併設する敷地と隣接する玉川公園を連続した広場空間として整備することにより、一体的な空間を構成し様々な活動場所として利用を促進するとともに、まちなかの回遊性を高め賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかの回遊性を高めるためには、連続した都市空間を整備することが重要です。 ・玉川こども図書館（仮称）の整備にあたっては、建物併設地と隣接する玉川公園を連続した広場として整備し、既存施設と一体になった都市空間とすることで、まちなかの回遊性を高め、まちの魅力向上につなげる必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 19～20 年度	
【事業名】 もてなしドーム賑わい交流事業 【内容】 ・金沢駅東広場（もてなしドーム）の利用を促進し、金沢駅周辺の賑わいの創出を図ります。 ・もてなしドーム企画運営センターの運営 【実施時期】 平成 17 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・平成 17 年に完成した金沢駅東広場（もてなしドーム）は、金沢の玄関口であるとともに、金沢駅と金沢 21 世紀美術館を結ぶアートアベニューの起点となっています。もてなしドームで各種イベント等を行い、賑わいの創出を図ることは、まち自身の魅力を大きく高め、市内外からの交流人口の増大を図ることにつながります。 【必要性】 ・平成 26 年度に予定されている北陸新幹線の開業を見据え、金沢駅周辺は大規模な開発が進み、まちのよそおいは大きく変わりつつあります。その中で、もてなしドームを中心とした賑わい創出拠点の確立は、急務となっており、今後の中心市街地の発展において欠くことのできない事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末にイベントの回数を把握します。 ・ＪＲ金沢駅乗車人員数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 美しい都市景観形成事業 【内容】 ・金沢市景観総合計画及び景観計画の区域の拡大や規制の強化を行うとともに、まちなかにおける違反広告物の除去等を行い、美しい景観の形成をめざします。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・歴史と伝統の街金沢にふさわしい景観の形成を行うことにより、まちなかの交流人口の増加及び賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・景観の向上を図ることにより、金沢の魅力を高め、交流人口を増加させるために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、主要商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	
【事業名】 都心軸沿道飾花推進事業 【内容】 ・金沢駅から金沢歌劇座に至る国道、県道、市道の沿線にプランターやフラワーバスケットを設置し「森の都金沢」にふさわしい都市景観を創出します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市、(財)金沢まちづくり財団、緑を育て金沢を美しくする会	【目標達成のための位置付け】 ・金沢駅から香林坊、片町に至る都心軸を樹木や草花で色鮮やかに演出することにより、魅力ある沿道景観を創出するとともに、商店街の活性化や、歩いて楽しめるまちづくりにつなげます。 【必要性】 ・来街者や市民に歩いてまちを巡ってもらい、地域の活力と賑わいを創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・２年に１回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢駅利便性向上検討調査事業 【内容】 ・金沢駅のコンコース等における案内表示など、金沢駅及びその周辺の利便性を高めるための方策を関係団体と連携しながら検討します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・一体感のあるわかりやすい案内サインの整備や、観光、ビジネスなど様々なニーズに対応可能なワンストップ情報提供窓口の設置を行うことにより、交流人口の増加につなげます。 【必要性】 ・平成 26 年度に北陸新幹線の開業が予定される中、まちの玄関口である金沢駅及びその周辺の利便性を向上させることは、まちの魅力を高めるとともに、来街者を誘客するために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・ＪＲ金沢駅乗車人員数を把握します。	【支援措置内容】 ① 中心市街地活性化ソフト事業 ② まちづくり交付金 【実施時期】 ① 平成 20 年度～ ② 平成 21 年度	
【事業名】 安江金箔工芸館移転整備事業 【内容】 ・施設の老朽化に伴い、金沢の金箔ゆかりの地である東山地区へ移転新築し、広く金箔の紹介を行うとともに、新技術の検討等を行う場とします。 【実施時期】 平成 20～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市は国内随一の金箔産地として全国生産量のほとんどを占める産地であり、その金箔ゆかりの地である東山地区へ金箔工芸館を移転新築し、東山ひがし茶屋街、主計町など周辺の歴史文化施設との回遊性を高めることにより、地域づくりの核とします。 【必要性】 ・東山地区には、近隣に伝統的建造物群保存地区である東山ひがし地区及び主計町地区があり、本市の貴重な歴史的文化資産が残存しています。この地に本市の伝統工芸・伝統文化を伝える施設を移転することは、更なるまちの魅力向上、賑わいの創出を図るために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・開館後、入場者数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 耐震性貯水槽設置事業 【内容】 ・安全・安心なまちづくりの基盤整備を促進するため耐震性貯水槽を設置します。 【実施時期】 平成 21～23 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかに、耐震性貯水槽を設置することにより、安全・安心なまちづくりの基盤整備を促進します。 【必要性】 ・震災時においては、消火栓が使用不可能となる場合が想定され、その際、耐震性防火水槽は消防水利として極めて有効となるものです。耐震性防火水槽が設置されることにより、地域住民の安全・安心感を得るうえでも必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、貯水槽の利用回数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 21～23 年度	
【事業名】 逆水門改良事業 【内容】 ・平成２０年７月の集中豪雨により大水害を引き起こした浅野川に設置されている水門８箇所について改良を行います。（木製→鋼製） 【実施時期】 平成 22～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・昨今の集中豪雨に伴う浸水被害を防止するため、老朽化した水門の改良を行い、安全・安心な住環境の基盤整備を図るとともに、まちなかの定住を促進します。 【必要性】 ・平成２０年７月の集中豪雨により、中心部を流れる浅野川沿線において甚大な浸水被害が発生した。この水害による被害を教訓に、更なる治水安全度を高めるため、平成２１年１０月１日より「金沢市総合治水対策の推進に関する条例」が施行された。この中で、水門の改良事業など治水対策の実施は市の責務とされ、事業実施により、沿線住民の生命・財産を守るとともに、歴史的なまちなみや建築物の保存を図り、安心・安全な住環境基盤整備を進めます。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、浸水被害件数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 22～24 年度	

(2)　②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業第三・四工区 【内容】 ・市街地再開発事業により、住宅、商業施設の整備とシンボルロード等の主要公共施設整備を一体的に行います。 【実施時期】 昭和 51～ 平成 25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・当該事業で都市計画道路金沢駅通り線を完成させるとともに、沿道に商業・住宅・福祉施設等の都心機能を整備することにより、中心市街地の活性化に寄与することを目的とします。 【必要性】 ・当該地区は、金沢駅と本市の代表的商業集積地区である武蔵ヶ辻を結ぶ、金沢駅通り線の中間に位置し、都心軸の一部を形成する重要な地区でありながら、土地の利用状況も極めて不健全であり、都市機能と都市景観上の阻害要因となっています。このため、土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、賑わいと風格のある空間を創出します。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 【実施時期】 平成 15～25 年度	
【事業名】 武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業 【内容】 ・市街地再開発事業により、武蔵ヶ辻の一角に位置する老朽化した近江町市場の再整備を行うとともに、併せて道路等公共施設を整備します。 【実施時期】 昭和 61～20 年度	武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発組合	【目標達成のための位置付け】 ・本市を代表する商業集積地であり、交通結節点となっている武蔵ヶ辻地区にある近江町市場を再整備することにより、都心居住者や来街者に対しての生活利便性の向上、並びに当該地区の新たな交流人口の創出、商業の活性化を図ります。 【必要性】 ・当該地区の現況は、密集した木造建築物の老朽化や下水道の未整備など、防災安全上の問題が多く、このまま放置しておくことができない状況にあります。伝統ある近江町市場を次世代に伝え、活性化を図るために、道路、下水道と一体的に整備する必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 市街地再開発事業 【実施時期】 平成 14～20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 香林坊2丁目地区優良建築物等整備事業 【内容】 ・本市が推進する定住促進、沿道景観整備、賑わい創出、小規模駐車場が点在する土地利用の改善等に寄与することを目的として、住宅、業務、店舗、駐車場によって構成される複合用途の施設建築物を整備します。 【実施時期】 平成19～20年度	北國土地建物(株)、金沢信用金庫	【目標達成のための位置付け】 ・当該事業は、都心軸沿線上で土地の高度利用と有効利用を実現するため、敷地の共同化による複合用途の区分所有ビルを建築し、定住・就業人口の増加と賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・当該地区は、低未利用地や老朽建物も多いため、土地の健全な有効活用と高度都市機能の集積を図るとともに、武蔵ヶ辻から香林坊・片町へと連続性のある都心軸の整備を図る必要があります。また、業務・商業機能の集積地に相応しい都市の再生が求められています。 【定期的フォローアップ】 ・提供した住戸数を把握します。 ・2年に1回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 地域住宅交付金（優良建築物等整備事業） 【実施時期】 平成19～20年度	
【事業名】 桜橋詰・寺町台界隈整備事業 （再掲） ・大豆田・長土塀地区（市）準幹線546号清川町線外1路線（無電柱化） 【内容】 ・緑地整備や電線類の地中化、道路の修景整備に取り組み、面的な整備を推進します。 【実施時期】 平成22～24年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・茶屋街や寺院群、文豪の軌跡など、本市固有の歴史文化遺産が数多く点在する桜橋詰・寺町台界隈において、緑地整備や無電柱化、道路の修景整備に取り組み、面的な整備を推進することで、回遊性を高め、賑わいや活力の創出につなげます。 【必要性】 ・貴重な歴史・文化資産の価値を高めるのみならず、まちの回遊性を向上し、賑わいと活力を創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域活力基盤創造計画） 【実施時期】 平成22～24年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 本多町歴史文化ゾーン整備事業 （再掲） ・大豆田・長土塀地区（市）本多町３丁目線１号外１路線（無電柱化） 【内容】 ・道路拡幅や遊歩道の整備、無電柱化などの面的整備に取り組むとともに、その核として「鈴木大拙館（仮称）」を整備します。 【実施時期】 平成 22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・多くの歴史文化施設等が集積し、豊かな自然環境と金沢特有の魅力が残る本多公園から大乗寺坂に至る区域を「本多歴史の森（仮称）ゾーン」と位置づけ、周辺と一体となった緑地や、海外に対しても強い発信力を有する新たな文化施設、区域内の歴史文化施設等をつなぐ散策路等を一体整備することにより、本市の貴重な歴史空間に触れ、文化・自然を感じることができる空間を創出します。 【必要性】 ・貴重な歴史・文化資産の価値を高めるのみならず、豊かな自然環境を守り、まちなかに潤いと安らぎのある、美しいまちづくりを実現するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域活力基盤創造計画） 【実施時期】 平成 22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 文化的景観創出無電柱化推進事業 （再掲） ①主計町 ②お堀通り（裁判所前） ③石引４丁目線（本多の森ホール前） ④東山木町通り 【内容】 ・金沢城周辺、兼六園周辺、東茶屋街周辺、寺町周辺、西惣構堀周辺（尾山町・玉川町）において、住民の意向を反映しながら、様々な低コストの手法を組み合わせた金沢らしい無電柱化を推進します。 【実施時期】 ①平成 22 年度～ ②平成 22 年度～ ③平成 22～24 年度 ④平成 24 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・世界遺産登録をめざし、歴史文化遺産の集積する地区において、無電柱化を進めることにより、伝統的な環境の保存や安全で快適な交通空間の確保、災害の防止等を図ります。 【必要性】 ・無電柱化によって伝統的な環境を保存することは、文化的景観を創出し、歴史都市としての価値を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、２年に１回、当該地区における歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域活力基盤創造計画） 【実施時期】 ① 平成 22 年度～ ② 平成 22 年度～ ③ 平成 22～24 年度 ④ 平成 24 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 冬期バリアフリー歩行環境整備事業 【内容】 ・交差点歩道などのポイント消雪整備を行い、歩行者動線の連続性を確保します。 （6 交差点） ・市民と行政の協働により歩道除雪体制の充実を図ります。 （バス停 10 箇所） 【実施時期】 平成 15 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・積雪による歩道幅員の減少や、凍結などによって転倒しやすくなるなどの冬期特有のバリアに対し、平成 16 年度からバス停にスコップを設置するなど市民協働型の除雪を試験的に取り組んでいます。また、平成 19 年度からは重点整備地区の横断歩道接続部のポイント消雪を行い、冬期における歩行者の安全性を確保し、歩いて暮らせるまちづくりの実現を図ります。 【必要性】 ・急速な高齢化の進行にともないノーマライゼーション社会の実現が求められる中、積雪・凍結による障害を解消し、歩行者が安全に移動できるまちなか環境を整備し、歩行者の回遊性を高め、にぎわいの創出を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・消融雪の効果及び除雪状況を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業） 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 金沢都心軸交通環境改善調査 【内容】 ・新交通導入の前提となる公共交通利用者数の増加を図るために様々な交通実験を実施します。 【実施時期】 平成 8 年度～	石川県 金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・過度に自動車に依存しない中心市街地を目指し、金沢都心軸におけるシティーライナーやフィーダーバスの運行を実現させるなど、実効性のある公共交通利用促進施策を実施し、まちなかへの公共交通での移動利便性を高めることにより、交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・実験として事前に取り組むことにより、本格実施前に問題点等が見いだしやすくなり、中心市街地での施策の本格実施に移行する際にも、スムーズに移行できることから必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、都心軸上の主な商業地（金沢駅前、横安江、武蔵、近江町、香林坊、片町、竪町）の歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 街路事業 【実施時期】 平成 19 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 高岡町線 10 号 【内容】 ・2 級幹線 311 号武蔵・片町線と国道 157 号を結ぶ路線の道路拡幅整備を行い、歩道幅員を 3.5mと広くするとともに、車道についても一方通行道路から二車線道路とします。 【実施時期】 平成 18 年度～ （平成 21 年度以降、「まちなか歩行回廊関連道路整備工事」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・当該道路は、市文化ホールと長町武家屋敷等の観光施設をつなぐ重要な幹線ですが、歩道が狭く、幅員も狭い一方通行の道路です。道路の拡幅整備を行うことにより、交通混雑を解消し、安全な歩行環境を創出することで歩いて暮らせるまちづくりの実現を図り、交流人口の拡大につなげることを目的とします。 【必要性】 ・まちなかを訪れた市民や観光客に快適な歩行環境を提供することは、歩けるまちづくりを進め、交流人口の拡大を図る観点からも重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 道路事業 【実施時期】 平成 19 年度～	
【事業名】 広坂 1 丁目線 9 号（本多広坂線）道路整備事業 【内容】 ・現道幅員が狭く十分な歩道幅が確保されていない金沢 21 世紀美術館・金沢歌劇座の隣接道路を整備し、安全な歩行空間を確保します。 【実施時期】 平成 20 年度～ （平成 21 年度以降、「本多町歴史文化ゾーン整備事業」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・現道幅員が狭く十分な歩道幅が確保されていない路線に、歩道を設け安全な歩行環境を創出することにより、歩けるまちづくりを推進し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・金沢 21 世紀美術館や金沢歌劇座などまちなかを訪れた市民や観光客に快適な歩行環境を提供することは、歩けるまちづくりを進め、交流人口の拡大を図る観点からも重要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 道路事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 武蔵ヶ辻地区優良建築物等整備事業 【内容】 ・武蔵ヶ辻交差点にある旧ダイエー跡地の再整備を支援し、中心市街地の活性化を図ります。 【実施時期】 平成 20～21 年度	日本レイト（株）	【目標達成のための位置付け】 ・本市を代表する中心商業地である武蔵ヶ辻交差点の旧ダイエー跡地の再整備を支援することにより、交流人口の増加と商業の活性化を図ります。 【必要性】 ・新たな複合用途の施設建築物の整備を支援することにより、商業機能の集積地にふさわしい開発を進めます。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 優良建築物等整備事業 【実施時期】 平成 20～21 年度	
【事業名】 金沢まちなか学生交流街拠点整備事業 【内容】 ・学生がまちなかに集い、学生活動を進めるほか、市民や商店街との交流・様々な活動を展開するため、拠点施設として「まちなか学生の家（佐野家）」及び「交流ホール」を整備 【実施時期】 平成 23～24 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市指定保存建造物「佐野家」修復による「まちなか学生の家(仮称)」、「旧料亭かわ新[覚本家]大広間」の部材を用いた「交流ホール（仮称)」を、大学等と連携し学生まちづくり会議のアイデアを生かしながら整備を行い、学生がまちなかに集い学生活動を進めるほか、市民や商店街との交流・連携によって様々な活動を展開することで、賑わいの創出につなげます。 【必要性】 • 活動拠点があることで、学生と市民・商店街との交流や学生活動が容易になり、情報発信にも大きな役割を果たすことから、まちなかでの学生活動の促進に必要な事業です。 • また、中心市街地に残る歴史的建造物の現地保存・整備を図り、広く公開活用することは、歴史都市の魅力向上と歩行者の回遊性及びにぎわいの創出への寄与、まちなかの空洞化、駐車場化防止のうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者、自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 23～24 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存対策調査事業費補助 【内容】 ・伝統的建造物群保存地区である東山ひがし地区及び主計町地区内の建造物等の修理･修景事業に対し助成を行い､地区の保存を図ります。また、主計町の重要伝統的建造物群保存地区選定をめざすとともに､卯辰山山麓寺院群の伝統的建造物群保存地区指定を推進します。 【実施時期】 平成 13 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・伝統的建造物群保存地区として歴史的まちなみの面的保存を進め、隣接するこまちなみ保存地区等との連携を図ることにより、まちなかの魅力と賑わい創出につなげます。 【必要性】 ・本市には、藩政期に形成された歴史的なまちなみを色濃く残す地区が多く残っており、特に東山ひがし地区は、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けています。これらの貴重な歴史的文化資産を保存し、後世に伝えていくことは重要であり、本市固有のまちなかの魅力を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・年１回、要望を含めた住民アンケートを実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 23 年度	
【事業名】 まちなかに残る歴史遺産の保存･活用事業 【内容】 ・所有者による維持が困難となっているまちなかの歴史遺産を市が取得し、復元修理を実施して建造物の価値を高め、公開活用します。 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市指定保存建造物である、近代洋風建築の秀作「田上家」及び藩政期の町家として貴重な「川縁米穀店」を市が取得し、復元修理を実施して公開活用することにより、金沢市のさらなる歴史的環境の魅力向上を図ると同時に、市民や観光客がまちなかに訪れる機会と賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・中心市街地に残る歴史的建造物の現地保存を図り、市民や観光客に広く公開活用することは、歴史都市のさらなる魅力向上と歩行者の回遊性及びにぎわいの創出に寄与するとともに､まちなかの空洞化､駐車場化を防止するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・公開活用の後、月ごとに利用者を把握するとともに、利用者アンケート調査を実施します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 23～26 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 惣構復元整備事業 【内容】 ・城下町金沢の歴史遺産である惣構（そうがまえ）について、国の史跡指定を目指します。また、現地調査及び発掘調査を行い、その結果を踏まえて、復元整備を行います。 【実施時期】 平成 17～26 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・城下町金沢の歴史遺産である惣構の文化財指定を視野に入れながら、学術的・歴史的検証と現地調査に基づき、保存・復元整備を行い、金沢の魅力を高めます。 【必要性】 ・藩政期からの遺構である金沢城惣構を保存し、文化財指定を目指すことは、金沢の魅力を高め、歴史遺産に対する市民の理解を深めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・3 年に 1 回程度、惣構沿線に住む住民に対して、「惣構意識調査」のアンケートを行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 【実施時期】 平成 23～26 年度	

(3)　中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 伝統的建造物群保存地区保存対策調査事業費補助（再掲） 【内容】 ・伝統的建造物群保存地区である東山ひがし地区及び主計町地区内の建造物等の修理・修景事業に対し助成を行い、地区の保存を図ります。また、主計町の重要伝統的建造物群保存地区選定をめざすとともに、卯辰山山麓寺院群の伝統的建造物群保存地区指定を推進します。 【実施時期】 平成 13 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・伝統的建造物群保存地区として歴史的まちなみの面的保存を進め、隣接するこまちなみ保存地区等との連携を図ることにより、まちなかの魅力と賑わい創出につなげます。 【必要性】 ・本市には、藩政期に形成された歴史的なまちなみを色濃く残す地区が多く残っており、特に東山ひがし地区は、国から重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けています。これらの貴重な歴史的文化資産を保存し、後世に伝えていくことは重要であり、本市固有のまちなかの魅力を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・年１回、要望を含めた住民アンケートを実施します。	【支援措置内容】 国宝重要文化財等保存整備費補助金（文化庁） 【実施時期】 平成 14 年度～	
【事業名】 文化的景観保存事業 【内容】 ・近世城下町が基盤となって形成される文化的景観の保存計画を策定し、国の重要文化的景観の選定を目指します。 ・歴史的まちなみである「長町武家屋敷群跡」や「にし茶屋街」等の調査・整備を行います。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・世界遺産登録に向け、“重要文化的景観”の選定を目指すことにより、本市の歴史文化遺産としての価値を向上させ、城下町金沢の魅力発信につなげます。 【必要性】 ・城下町金沢の歴史文化的価値を向上させ、まちなかの賑わいを創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・重要文化的景観の選定後、観光客に対して意識調査を実施します。	【支援措置内容】 文化的景観保護推進事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか歴史的用水再生事業 【内容】 ・まちなかにおける辰巳用水、大野庄用水の整備と開渠化を行うとともに、史跡、文化財の価値を明らかにするための発掘・文献等の調査を進め、辰巳用水の国史跡指定を目指します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・開渠化を進め、用水の存在を市民に周知することにより、用水の保全意識を醸成するとともに、まちなかに親しみのある潤い空間を創出します。 【必要性】 ・歴史的資産である辰巳用水・大野庄用水の中心市街地における開渠化は、「用水の街　金沢」の価値をさらに高めるとともに、まちなかに潤いと安らぎのある用水景観を創出します。古いものと新しいものが調和する美しいまちづくりを実現するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・3 年に 1 回程度、まちなかに住む市民を対象に「用水意識調査」のアンケートを行う。	【支援措置内容】 農山漁村地域整備交付金 【実施時期】 平成 19～26 年度	
【事業名】 まちなかに残る歴史遺産の保存･活用事業（再掲） 【内容】 ・所有者による維持が困難となっているまちなかの歴史遺産を市が取得し、復元修理を実施して建造物の価値を高め、公開活用します。 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市指定保存建造物である、近代洋風建築の秀作「田上家」及び藩政期の町家として貴重な「川縁米穀店」を市が取得し、復元修理を実施して公開活用することにより、金沢市のさらなる歴史的環境の魅力向上を図ると同時に、市民や観光客がまちなかに訪れる機会と賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・中心市街地に残る歴史的建造物の現地保存を図り、市民や観光客に広く公開活用することは、歴史都市のさらなる魅力向上と歩行者の回遊性及びにぎわいの創出に寄与するとともに、まちなかの空洞化、駐車場化を防止するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・公開活用の後、月ごとに利用者を把握するとともに、利用者アンケート調査を実施します。	【支援措置内容】 歴史的環境形成総合支援事業 【実施時期】 平成 22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 惣構復元整備事業（再掲） 【内容】 ・城下町金沢の歴史遺産である惣構（そうがまえ）について、国の史跡指定を目指します。また、現地調査及び発掘調査を行い、その結果を踏まえて、復元整備を行います。 【実施時期】 平成 17～26 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・城下町金沢の歴史遺産である惣構の文化財指定を視野に入れながら、学術的・歴史的検証と現地調査に基づき、保存・復元整備を行い、金沢の魅力を高めます。 【必要性】 ・藩政期からの遺構である金沢城惣構を保存し、文化財指定を目指すことは、金沢の魅力を高め、歴史遺産に対する市民の理解を深めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・3 年に 1 回程度、惣構沿線に住む住民に対して、「惣構意識調査」のアンケートを行います。	【支援措置内容】 歴史的環境形成総合支援事業 【実施時期】 平成 20～22 年度	

(4)　国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 道路標識特区推進実験事業 【内容】 ・美しい沿道景観の形成を図るため、道路標識特区を活用して、兼六園周辺等の周辺環境に配慮すべき地域において道路標識を縮小する社会実験を行い、景観や道路交通に及ぼす影響について検証します。 【実施時期】 平成 18～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・誰もが暮らしやすく、潤い豊かな住環境を形成するうえで、まちなかの魅力を向上することが求められており、道路標識の大きさを地域に応じた適正なものに改善することは、美しい沿道景観の形成につながります。 【必要性】 ・国の構造改革特区の認定を受けた事業であり、本市の美しい沿道景観の形成を図るうえで、重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・市民や観光客を対象としたアンケート調査を実施します。 （※アンケート実施時期：実験前・後）		
【事業名】 世界遺産関連新無電柱化推進事業 【内容】 ・無電柱化の次期５ヵ年計画を策定するとともに、金沢城を中心とした周辺地域の無電柱化を推進します。 【実施時期】 平成 19～20 年度 （平成 21 年度以降、「文化的景観創出無電柱化事業」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・世界遺産登録に向けた取組の一環として、無電柱化を進めることにより、都市景観の向上、快適な交通空間の確保や都市災害の防止につながります。 【必要性】 ・都市景観の向上に加え、快適な交通空間を整備することは、地域の活性化にもつながり、まちなかの賑わい創出と歴史都市としての価値を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、交通量調査を実施します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 片町・香林坊界隈無電柱化等道路修景事業 【内容】 ・片町、香林坊界隈の道路整備構想を策定するとともに、木倉町通りの無電柱化を行います。 【実施時期】 平成 19～20 年度 （平成 21 年度以降、「まちなか賑わい創出無電柱化事業」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・商店や飲食店の密集する片町・香林坊地区において、安全で安心な通行空間の確保や都市景観の向上、災害の防止などを目的に無電柱化等の整備を進めます。 【必要性】 ・片町・香林坊地区は、本市の代表的な中心商業地であり、当該地区の都市機能を高めることは、中心市街地の活性化につながる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・整備完了後、交通量調査を実施します。		
【事業名】 十間町活性化広場整備事業 【内容】 ・観光客のみならず、周辺町会や商店街も幅広く活用できる多目的広場を整備します。 【実施時期】 平成 21～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢市の観光スポットの一つである近江町市場の周辺に市民や観光客が憩える公園を整備し、周辺住民等によるイベントの開催や災害時の避難場所として利用することにより、定住人口や交流人口の増加につなげます。 【必要性】 ・まちなかに公園を整備し、イベントや避難場所として利用することは、定住人口や交流人口を増加させるとともに、連帯感を醸成していくために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 辰巳用水流水保全事業 （再掲） 【内容】 ・辰巳用水の清流を年間を通じて市内に通水するため、分水施設を設置します。 （設置個所） ・尾山町 【実施時期】 平成 16～21 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・分水施設を設置することで、まちなかを流れる辰巳用水に１年を通じ、通水することや、金沢駅通り線のせせらぎに辰巳用水の水を通すことが可能となり、潤いとやすらぎのある都市空間を創出します。 【必要性】 ・まちなかで、辰巳用水を使ってせせらぎ空間を創出することにより、市民に対し、用水の再認識や保全意識の啓発を促すとともに、潤いのある空間を提供することにつながる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・3 年に 1 回程度、まちなかに住む市民を対象に「用水意識調査」のアンケートを行います。		

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［1］都市福利施設の整備の必要性

中心市街地では、居住人口の減少や少子高齢化の進行、地域コミュニティの弱体化が問題となっています。これらの問題の解決に向けては、中心市街地に蓄積されてきた既存ストックを活用しながら、中心市街地の良さを実感できるような、魅力ある住環境を整えていかなければなりません。

このため、金沢の歴史文化に触れ合える教育文化施設や安心・便利な暮らしを支える社会福祉施設等の整備を進めるとともに、さらに、中心市街地の活気や賑わいの再生に向けて、様々な交流活動を活発化させることで、中心市街地に居住する人や訪れる人を増やすためにも、まちなかの暮らしの魅力をより高める必要があります。

注）都市福利施設：教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等

玉川こども図書館（仮称）

金沢福祉用具情報プラザ

金沢駅こどもらんど

［2］具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 玉川こども図書館（仮称）整備事業（図書館） 【内容】 ・旧ＪＴ金沢支社ビルを改装し、主に中学生以下の児童、幼児等を対象とした図書館を開設します。 【実施時期】 平成 17～20 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・基幹図書館（金沢市立玉川図書館）の隣接地に、玉川こども図書館（仮称）を開設し、教育文化施設など多様な都市機能のまちなかへの集積を進めることにより、まちの魅力を高め、まちなか定住を促進します。 また、地域交流機能を兼ね備えた複合施設として整備するとともに、併設する敷地を隣接する玉川公園と連続した広場空間として整備することにより、まちなかの交流人口の増大及び賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・少子化が進行する中、まちなかに、こどもを対象とした図書館を開設することは、健やかな子どもの育成、教育文化活動などの生涯学習の推進等、市民の多様なライフスタイルの展開に応えるとともに、まちの魅力を高め、まちなか居住の利便性を向上させる観点からも必要な施設です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に年間利用者（来館者）数を把握します。	【支援措置内容】 まちづくり交付金 【実施時期】 平成 19～20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢の三文豪月間事業 【内容】 ・金沢の文学土壌の醸成と、まちなか文化施設の一体的な運用を図ります。 （・三文豪原作映画上映会 ・文学館スタンプラリー ・文学散策 ・講演会、講座 ・朗読、語り） 【実施時期】 平成 17 年度～	(財) 金沢文化振興財団	【目標達成のための位置付け】 ・金沢の培ってきた文学土壌を背景に様々な事業を実施し、一層の醸成に努めるとともに、まちなかに点在する文化施設の連携を促進することで、各施設の来館者の増加、まちなかのにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・本市には、金沢の三文豪の記念館をはじめ石川近代文学館などまちなかに貴重な文化資産を有しています。これらの魅力を発信し、市民の文学への関心と理解を深めることは、金沢のまちの魅力を高め、まちなかのにぎわいや交流の促進につなげるためには、必要です。 【定期的フォローアップ】 ・イベントの参加者数や各施設の来館者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 兼六園周辺文化施設情報発信システム運用事業 【内容】 ・兼六園周辺の県・市文化施設に情報端末を設置し、各館の詳細情報、イベント案内を携帯電話を利用し、配信します。（21 世紀美術館ほか 8 文化施設を対象） 【実施時期】 平成 18 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・兼六園周辺の文化施設の活性化を目的に当該システムを運用し、広報活動を強化するとともに施設利用者の回遊性を高めることで、入場者数の増加とまちなかのにぎわい創出を図ります。 【必要性】 ・兼六園周辺の文化施設の回遊性の向上を図ることは、施設利用者の増加につながるため、まちなかの賑わいの創出に必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・各施設の利用状況を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 大人と子どものウォークラリーと遊びの広場（金沢子ども週間普及促進事業） 【内容】 ・子どもや大人がまちなかの文化施設等をまわり、その魅力に触れることを目的とします。また、まちなかの公園に団体と協働で遊びのブースを企画し、子どもと大人が交流を深める広場を開催します。 【実施時期】 平成 16～19 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかにある文化施設等の魅力を普及するとともに、自由に遊べる場を設けることで、まちなかの交流人口の増大及びにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・子どもと大人が、ふれあい・交流を深め、健やかな子どもの育成を推進する中で、まちなかの文化施設等の魅力を普及させることは、恒常的なまちなかの交流人口の増大を促進するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・開催時に参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19 年度	
【事業名】 バリアフリー推進事業 【内容】 ・公共施設において視覚に障害のある方に対して入り口で音声誘導する装置を設置します。 【実施時期】 平成 22～23 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・視覚に障害のある方に対し、公共施設の入り口に音声誘導装置を設置することにより、安心してまちなかの公共施設等へ外出できる環境づくりを推進し、まちなかの賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかに数多くある公共施設へ、視覚に障害のある方が安心して利用できるように、音声誘導装置を設置する。 誰もが暮らしやすい中心市街地の形成を図る。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、施設利用者数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 22～23 年度	

(2)　②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3)　中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢駅こどもらんど事業 【内容】 ・金沢駅あじわい館内において、乳幼児の親子が一緒に遊びながらふれあえる場を提供するとともに、子育て相談や子育て支援事業を実施します。 【実施時期】 平成 9 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・少子化対策の一環として、子育て家庭への支援を行う施設を中心市街地に設けることにより、子ども連れの家族がまちなかに訪れる機会を創出し、交流人口や定住人口の増加につなげます。 【必要性】 ・まちなかに子育て支援施設や一時保育の場所を提供することにより、小さな子どもがいる家族がまちなかに集まることになり、まちなかの交流人口や定住人口の増加や賑わいの創出につながります。 【定期的フォローアップ】 ・毎月の利用者数を把握します。	【支援措置内容】 次世代育成支援対策交付金 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 近江町交流プラザ運営事業 【内容】 ・学習活動の場や親子の集いの場、食育推進の場を設け、市民に提供することで、世代間の交流を促進します。 【実施時期】 平成 21 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市を代表する商業集積地である武蔵ヶ辻地区に、学習活動の場や親子の集いの場、食育推進の場、市民サービスコーナーを設置し、多様な世代の交流を促進することで、まちなかの交流人口の拡大やにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかの交流人口の拡大やにぎわいの創出には、魅力ある交流拠点の整備が重要であり、当事業は、学習活動の場や親子の集いの場、食育推進の場、市民サービスコーナーを併せた施設をまちなかで運営することにより、乳幼児を持つ世代や団塊の世代などの多様な世代の交流を促進するものであり、まちなかのにぎわいを創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に年間利用者（来館者）数を把握します。	【支援措置内容】 ①地域子育て支援拠点事業費補助 ②次世代育成支援対策交付金 【実施時期】 ①平成 21 年度～ ②平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 近江町ちびっこ広場（仮称）事業 【内容】 ・まちなかの再開発事業の保留床を活用し、親子の遊びや交流の場、買い物客のための子どもの一時預かり所、子育て相談の場となるちびっこ広場を整備します。 【実施時期】 平成20年度 （平成21年度以降、「近江町交流プラザ運営事業」に統合）	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・子育て家庭の支援を行うとともに、まちなかに子育て世帯を呼び込み、賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・まちなかに子育て世帯が集い、交流する場を確保することにより、安全で安心な子育て環境づくりを促進するとともに、親子のふれあいを通して賑わいの創出を図ります。 【定期的フォローアップ】 ・１年に１回、施設利用者へのアンケート調査を行い、利用者のニーズに応える施設管理・運営をめざします。	【支援措置内容】 地域子育て支援拠点事業補助金 【実施時期】 平成21～23年度	

(4)　国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢福祉用具情報プラザ運営事業 【内容】 ・身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常における自立の促進を図ります。 【実施時期】 平成 14 年度～	金沢市（指定管理者：金沢市社会福祉協議会）	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかへ福祉・教育・文化施設など多様な都市機能の集積を進めることは、まちの魅力を高め、まちなか定住を促進することにつながります。 【必要性】 ・交通アクセスが充実し、高齢化率が高いまちなかに金沢福祉用具情報プラザを運営することは、福祉用具を求める利用者の利便を図ることができ、誰もが暮らしやすい住環境の形成を行う上では、必要な施設です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、年間利用者数を把握します。		
【事業名】 老人福祉施設建設事業費補助 【内容】 ・中心市街地等に特別養護老人ホーム等を建設する事業者へ建設費を補助することにより、社会福祉施設の整備促進を図ります。 【実施時期】 平成 2 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・特別養護老人ホーム等の整備を行うことにより、寝たきりや認知症の高齢者など常時介護が必要な方や、一人で暮らすことが困難な高齢者に対して、安心できる生活環境の場を提供するとともに、家族等への介護の負担軽減を図ります。 【必要性】 ・高齢化が進む中心市街地において、特別養護老人ホーム等の施設整備を推進することは必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎月、特別養護老人ホーム等への入居待機者数を把握します。		

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［1］街なか居住の推進の必要性

本市では、魅力あるまちなか居住の推進を中心市街地の活性化を実現する上での重要課題と位置づけ、これまで多種多様な施策を積極的に推進してきており、まちなかの住宅建設戸数が上昇に転ずるなど、一定の効果が見られる状況にあります。

今後も、さらなる定住の促進に向けて、より魅力ある住環境を整えていくために、金沢固有の伝統環境と調和した住宅や中心部での高密な共同住宅等の供給、学生のまちなか居住促進施策に取り組む必要があります。さらに、活気と賑わいのある住環境を創出するために、地域の暮らしを支える地域コミュニティの醸成や住民の自主的なまちづくり活動の支援に取り組む必要があります。

まちなか学生共生事業
（香林坊ハーバーの交流活動）

まちづくり市民研究機構

まちなか定住促進事業（リフレッシュ）

旧町名復活事業

［2］具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか学生共生事業 【内容】 ・中心市街地において、学生が自主運営する活動拠点を市が提供するとともに、中心市街地における学生主体の各種イベントの開催を補助し、まちなかの賑わい創出と学生のまちなかへの居住を推進します。 【実施時期】 平成 14～21 年度	金沢市、香林坊ハーバー実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・平成 7 年に金沢大学が郊外に移転したことを契機に、学生の多くは、郊外へと生活の拠点を移し、まちなかに学生が訪れる機会も減少しています。郊外に居住している学生がまちなかに来て、様々なイベントを自らの手で開催することにより、若い世代にとっても魅力的なまちなか空間の形成を進め、交流人口の増大並びににぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・本市は、環状学術研究都市といわれるように、郊外に多くの高等教育機関が点在しており、学生も主にその周辺に居住しているため、学生同士の交流は希薄になっています。学生の交流の場を中心市街地に提供することは、まちなかに学生を呼び戻し、活力あるまちづくりを進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベントの回数（参加団体数）を把握します。	【支援措置内容】 ① まちづくり交付金 ② 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 ① 平成 17～20 年度 ② 平成 21 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢まちづくり市民研究機構運営事業 【内容】 ・市民主体による個性豊かで創造的な都市政策の研究を行い、そこで出された研究成果を市政に反映させるとともに、地域におけるまちづくりのリーダーとなる人材を育成します。 【実施時期】 平成 15 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢における都市の課題について、市民自らが市民の視点から議論し、解決策を研究するものですが、この研究をまちなかで行うことにより、交流の促進及びにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地の活性化やにぎわい創出などについて、市民が主体的に参画し、調査研究を行い、政策提案を行うことは、公私協働の新しいあり方の一つであり、この新しいまちづくりの取組は、まちなかの活性化やにぎわい創出に必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、政策提案のうち予算化された事業数、予算額を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 （仮称）まちづくり協働推進事業 （市民ブレイン型） 【内容】 ・市民活動団体から公募により採用した事業を提案団体と行政が協働で取り組むことにより、協働のまちづくりを実践します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市民と行政が協働でまちづくりに取り組むことを目的に、市民活動団体等から、行政の課題等に対する企画を公募し、採用された事業を提案した団体自身に委託することにより、ＮＰＯ等市民活動団体の運営を強化、まちなかのにぎわい創出につなげます。 【必要性】 ・市民と行政が協働してまちづくりを進めることは、中心市街地活性化の観点からも必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の事業化数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 旧町名復活事業 【内容】 ・藩政時代のまちの特徴を象徴的に表した、由緒ある美しい町名の復活により、地域コミュニティの活性化を推進します。 【実施時期】 平成 11 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・旧町名復活の地域（町会）が、旧町名継承まちづくり計画を策定し、市長と協定を締結することにより、まちなかにおけるコミュニティの推進および市民の手によるまちづくりの活性化を図ります。 【必要性】 ・藩政時代のまちの特徴を象徴的に表した由緒ある美しい町名は、後世に継承すべき、歴史的文化資産です。また、地域コミュニティが希薄になりつつある現代において、旧町名を保存継承することは、次世代の地域の絆・連帯感を醸成していくために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント回数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	
【事業名】 「学生のまち・金沢」推進事業 【内容】 ・平成 22 年度施行の「学生のまち推進条例」（略称）に基づき、学生の力を地域に活かす活動を積極的に展開します。 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市、金沢まちづくり学生会議	【目標達成のための位置付け】 ・大学の郊外化により、学生の多くは、大学周辺に生活の拠点を移し、旧制四高の開学以来続いてきた、まちなかを舞台とした、学生と市民との交流が、現在は、希薄化しつつあります。こうしたことから、学生と市民の地域コミュニティの再生及び活性化を図り、学生による自主的な活動を促進することで交流人口の増大並びににぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・少子高齢社会や人口減少社会において、学生との協働により、学生の活気や活力をまちづくりに生かすことは、金沢のまちなかを活性化し、にぎわいを創出するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・学生の地域コミュニティや協働への参加人数を把握します	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかキャンパス事業 【内容】 ①中心市街地において学生が学ぶための講座等の開催及び開催の支援を行います。また、中心市街地での学生ならではのイベント等を企画・支援します。 ②都心軸沿線に移転する学校等が実施する通学費助成に対して支援します。 【実施時期】 ①平成 22 年度～ ②平成 23 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢市とその周辺に多数集積している高等教育機関で学ぶ学生の多くは、郊外に生活の拠点を置き、まちなかに訪れる機会が減少しています。本事業で学生がまちなかの魅力を知り、まちなかで様々な活動・活躍をすることで、まちなか空間の魅力を高め、交流人口の増大及び賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地で学生同士の交流の機会や、地元の歴史や文化に触れ・学ぶといった機会を創出し、まちの魅力を学生に実感させ、中心市街地に学生を呼び戻し、もって活力あるまちづくりを進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・関連事業のゼミや講座、各種イベント等の参加学生数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか学生交流街創生事業 【内容】 ・まちなか学生交流街創生事業（学生が集い、まちづくりや商店街との連携について「談論風発」するとともに、学生が主体となって、賑わいを創出します。） 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市、金沢まちづくり学生会議	【目標達成のための位置付け】 ・大学の郊外化により、学生の多くは、大学周辺に生活の拠点を移し、旧制四高の開学以来続いてきた、まちなかを舞台とした、学生と市民との交流が、現在は、希薄化しつつあります。こうしたことから、学生が主体となって、まちなかにおいて学生と市民、学生同士の交流を図る企画を展開するほか、学生による自主的な活動を促進することにより、交流人口の増大並びににぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・少子高齢社会や人口減少社会において、学生との協働により、学生の活気や活力をまちづくりに生かすことは、金沢のまちなかを活性化し、にぎわいを創出するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・学生会議や他の学生団体が、まちなかにおいて開催したイベントにおける学生の参加人数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度～	

(2)　②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金澤町家継承・活用促進事業 【内容】 ・まちなか区域で大幅に減少傾向にある戦前に建てられた歴史的建築物（金澤町家）の継承・活用を促進するため、モデル活用事業や町家学習塾を開催し、町家住まいに関する実態調査を実施します。 【実施時期】 平成 17～23 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金澤町家の再評価、魅力発信を行い、新たなかたちでの継承・活用を促進することにより、まちなか定住の促進と歴史的重層性をもつ本市の魅力向上を図ります。 【必要性】 ・金澤町家の継承と活用は、まちなかの定住促進につながります。また、新たな町家の活用によって、魅力ある歴史的まちなみが継承され、市の内外からまちなかに人々を呼び込む効果を生みだす重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・金澤町家の残存軒数を定期的に調査し、減少率の抑止効果について把握・検証します。	【支援措置内容】 地域住宅交付金 【実施時期】 平成 19 年度	
【事業名】 住宅市街地総合整備事業（石屋小路・栄町地区） 【内容】 ・武蔵地区（石屋小路・栄町・高岡町下藪ノ内北部）において、住民による「まちづくり構想」の実現のため、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）による整備を図ります。 【実施時期】 平成 16～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかにおいて住民によるまちづくり構想を具現化し、住環境を向上させることによって、土地の有効活用を推進し、定住を促進します。 【必要性】 ・道路を拡幅整備し、低未利用地の活用につなげるとともに、老朽住宅を除却することは、住環境の利便性を向上させることにつながり、まちなかの定住を促進するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・定期的に整備地区内における老朽住宅率を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（住宅市街地総合整備事業） 【実施時期】 平成 16～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか定住促進事業（まちなか住宅リフレッシュ支援事業） 【内容】 ・まちなかにおいて昭和 25 年以前に建てられた木造住宅の外観改修等に対し助成することで、町家等の良好な外観を維持するとともに定住を促進します。 【実施時期】 平成 17～21 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・誰もが暮らしやすく潤い豊かな住環境づくりを推進するための定住促進策として、良好な外観の町家等のストックを活用し、保全を進めていきます。 【必要性】 ・まちなかにおいて、良好な外観を有している町家、又は回復可能な町家等のストックを活用することは、まちなかの定住を進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、助成制度の利用件数を把握します。	【支援措置内容】 地域住宅交付金 【実施時期】 平成 17～21 年度	
【事業名】 まちなか定住促進事業 （まちなか住宅団地整備費補助） 【内容】 ・まちなかにおいて、住宅地の整備に対し、助成することにより定住を促進します。 【実施時期】 平成 18～26 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・誰もが暮らしやすく潤い豊かな住環境づくりに向けて、まちなかの青空駐車場等を活用した住宅地の整備を進め、居住ニーズの受け皿となる住宅地を供給します。 【必要性】 ・まちなかにおける良好な住宅地の供給推進は、定住促進策として必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、助成制度利用による住宅地整備区画数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 【実施時期】 平成 18～26 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか定住促進事業（まちなか空家活用促進補助） 【内容】 ・まちなか区域において、昭和 26 年以降に建築された空家（金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した空家）を購入し、自ら定住するものに対して内部改修工事費を助成することにより定住を促進します。 【実施時期】 平成 22～26 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなか区域において、低未利用地の流動化を図るため、空家の利活用を促進することにより、まちなかの定住を促進します。 【必要性】 ・まちなか区域において、空地・空家の顕在化は良好な市街地形成が進まない要因となっており、空地・空家の利活用を促進し、その流動性を高めることは、まちなかの定住を進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、助成制度の利用件数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 【実施時期】 平成 22～26 年度	
【事業名】 町家再生活用事業 【内容】 ・町家の再生活用を推進するため、木造建築物の内外部の修繕・補強などに対し助成します。 ・補助率 1／2 ・限度額 (住宅)4,000 千円 (店舗、工房、事務所等)5,000 千円 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・町家の再生活用を推進することにより、まちなか定住の促進と歴史的重層性をもつ本市の魅力向上を図ります。 【必要性】 ・町家の再生は、まちなかの定住促進につながります。また、再生した町家の活用によって、魅力ある歴史的なまちなみが継承され、市の内外からまちなかに人々を呼び込む効果を生みだす重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・町家の残存件数を定期的に調査し、減少率の抑止効果について把握･検証します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 【実施時期】 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「学生のまち・金沢」推進事業(再掲) 【内容】 ・平成 22 年度施行の「学生のまち推進条例」（略称）に基づき、学生の力を地域に活かす活動を積極的に展開します。 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市、金沢まちづくり学生会議	【目標達成のための位置付け】 ・大学の郊外化により、学生の多くは、大学周辺に生活の拠点を移し、旧制四高の開学以来続いてきた、まちなかを舞台とした、学生と市民との交流が、現在は、希薄化しつつあります。こうしたことから、学生と市民の地域コミュニティの再生及び活性化を図り、学生による自主的な活動を促進することで交流人口の増大並びににぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・少子高齢社会や人口減少社会において、学生との協働により、学生の活気や活力をまちづくりに生かすことは、金沢のまちなかを活性化し、にぎわいを創出するうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・学生の地域コミュニティや協働への参加人数を把握します	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 23～27 年度	

(3)　中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 町家再生活用事業(再掲) 【内容】 ・町家の再生活用を推進するため、木造建築物の内外部の修繕・補強などに対し助成します。 ・補助率 1／2 ・限度額 (住宅)4,000 千円 (店舗、工房、事務所等)5,000 千円 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・町家の再生活用を推進することにより、まちなか定住の促進と歴史的重層性をもつ本市の魅力向上を図ります。 【必要性】 ・町家の再生は、まちなかの定住促進につながります。また、再生した町家の活用によって、魅力ある歴史的なまちなみが継承され、市の内外からまちなかに人々を呼び込む効果を生みだす重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・町家の残存件数を定期的に調査し、減少率の抑止効果について把握･検証します。	【支援措置内容】 歴史的環境形成総合支援事業 【実施時期】 平成 22 年度	

(4)　国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 コミュニティ空間保存活用事業 【内容】 ・コミュニティ空間（広見、寺社等の境内、袋小路、用水、わき水）の保存と活用を行うことにより、地域コミュニティの活性化を図ります。 【実施時期】 平成 18 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・町会等の地域団体に対し、コミュニティ空間保存活用計画の策定と協定の締結を促すことにより、まちなかにおけるコミュニティの活性化を進め、誰もが暮らしやすく、潤い豊かな住環境づくりを図ります。 【必要性】 ・人々が集まり、語らい、地域のきずなを育んできたコミュニティ空間を保存活用することは、まちなかのコミュニティ空間を次世代に継承し、地域のきずな・連帯感を醸成していくために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、協定の締結数を把握します。		
【事業名】 まちなか定住促進事業 【内容】 ・まちなか区域において、定住人口の増加を図るため、戸建て住宅の建設又は購入、共同住宅の購入又は改修に助成します。 【実施時期】 平成 10～26 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・　まちなか区域において、戸建て住宅の建設又は購入、共同住宅の購入又は改修に対して助成を行うことにより、まちなかの定住人口の増加を図ります。 【必要性】 ・　中心市街地の活性化には、当該地区で良好な住宅整備や宅地整備に取り組み、居住人口の増加が必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、助成制度の利用件数を把握します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなか低未利用地活用促進支援事業 【内容】 ・狭隘道路に面する500 ㎡に満たない低未利用地の住宅地整備に助成します。 【実施時期】 平成20～26年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかの狭あい道路整備を伴う戸建住宅地（２区画以上）の整備に対して、道路拡幅整備費や老朽建築物除却費に補助することで、小規模な低未利用地を有効活用し、まちなかの定住を促進します。 【必要性】 ・まちなかにおける生活道路は、藩政期からの細街路が数多く残っており、低未利用地が見られることから、良好な市街地を形成するうえで重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、助成制度の利用件数を把握します。		
【事業名】 まちなか空地・空家活用促進事業 【内容】 ・まちなか区域における空地・空家に関する情報提供のため、金沢まちなか住宅再生バンクを運用します。 ・狭隘道路に面する500 ㎡に満たない住宅地整備における空地（金沢まちなか住宅再生バンクに掲載した土地）の売主に助成します。 【実施時期】 平成22～26年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなか区域において、低未利用地の流動化を図るため、空地・空家の利活用を促進し、住宅地整備を進めることにより、まちなかの定住を促進します。 【必要性】 ・まちなか区域において、空地・空家の顕在化は良好な市街地形成が進まない要因となっており、空地・空家の利活用を促進し、その流動性を高めることは、まちなかの定住を進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、バンクと助成制度の利用件数を把握します。		

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

［1］商業の活性化の必要性

中心商業地においては、これまで、にぎわいの再生に向けた各種施策の多面的な取組を進めてきた結果、休日の歩行者・自転車通行量や商品販売額が増加した商店街もみられるようになるなど、商業分野においても、一定の活性化の効果が現れてきました。

こうした状況をふまえ、本計画では、更なる「にぎわいと交流が生まれる中心市街地」づくりを目標としており、そのためには、中心市街地でのにぎわいづくりを目指す関係者、団体との連携と適切な役割分担のもと、片町・香林坊地区、武蔵地区、金沢駅にかけての都心軸を中心とする面的な拡がりを持つ商業集積の形成やそれぞれの地区の回遊性向上等の各種施策を進めるとともに、活力あふれるにぎわいの創出に向けて、商店街のソフト・ハード事業の支援、空き店舗対策や新たな交流を生み出す各種イベントの開催等に支援を行っていく必要があります。

金沢百万石まつり

金沢のほんものにふれる旅（芸能編）

近江町市場アーケード

［2］具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 近江町市場商店街振興組合 中小小売商業高度化事業計画 【内容】 近江町市場「市民の台所」活性化事業 〈アーケード架け替え〉 （詳細は(2)に記載） 〈共同店舗設置〉 （詳細は(2)に記載） 【実施時期】 平成 19 年度～	近江町市場商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 ・近江町市場は、本市の中心商店街の核となる重要な商店街であり、当該地区で、アーケードの整備や共同店舗を設置することで、誘客を図り、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・近江町市場は、1580 年からこの地で開かれている朝市を起源とした由緒ある市場で、「金沢市民の台所」として親しまれ、全国的にも知られる中心市街地の庶民的市場であり、来街者の利便性の向上の観点からも、まちなかの魅力を高める都市景観の観点からも重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・個別事業毎にフォローアップを行います。	【支援措置内容】 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の主務大臣認定 【実施時期】 平成 19～21 年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用

■近江町市場商店街振興組合中小小売商業高度化事業について（アーケード整備事業）

①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

アーケード整備事業が、他の商店街等の商業活性化に係る取組にもたらす影響としては、他の商店街、特に近接する商店街について、商店街間での回遊性向上を意識した取組が期待されます。

武蔵地区では、来街者数について若干の減少がみられており、アーケード整備によって、快適な歩行空間となった当商店街と連携し、中心市街地の来街者を回遊させることが重要になります。

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付ているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

当市場では、ほとんどの店舗が対面販売であり、市場内でのお客様との会話や掛け声が、そのまま市場全体の雰囲気を作り出し、その活気は当市場の大きな魅力の一つとなっているため、アーケードは大きな役割を担っています。

また、「市民の台所」として古くから親しまれる当市場の特性を損なわないために各店舗は、大規模小売店舗にはできないような、商品、接客、価格を提供できるように、日々取り組んでおり、共同的な事業としても「大行燈まつり・夜まつり」等のイベントを開催しています。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

当市場の空き店舗数は 1 店舗であり、アーケード整備事業が与える影響は少ないと考えられます。しかしながら、アーケード整備事業により市場全体の賑わいを生み出し、一日も早く空き店舗ゼロの商店街を目指したいと考えています。

④文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

金沢市では、まちなかの定住促進に向けて、魅力ある住環境づくりを進めています。当商店街が位置する武蔵地区でも、子育て支援施設、市民サービスコーナーなどの公共公益施設を備えた近江町市場交流プラザ（仮称）の整備、市民の健康づくりの拠点として金沢健康プラザ大手町の運営などを進めています。

また、まちなかでの定住促進を支援する制度も充実しています。

アーケード整備事業も、魅力ある住環境づくりの一部として、まちなか居住者の買物の利便性向上や新規雇用創出を進めていきたいと考えています。

■近江町市場商店街振興組合中小小売商業高度化事業について（共同店舗）

①当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

共同店舗事業が、他の商店街等への商業活性化に係る取組にもたらす影響については大きく２つあり、一つは、共同店舗事業による商業活性化が、他の商店街等の商業活性化のモデルとなり得ることであり、二つ目は、他の商店街の商業活性化に係る取組みの拡大です。

当商店街の共同店舗事業をはじめとした多面的な活性化事業により、今後の武蔵地区での集客力の向上が予測され、中心市街地全体の集客に結び付けていくために、他の商店街においても、各々集客力向上策を図り、中心市街地内での回遊性を向上させる取組が求められ、減少傾向にある中心市街地内の商店街の来街者数も増加することが期待されます。

②個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結び付き、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結び付ているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容

当市場では、ほとんどの店舗が対面販売であり、市場内でのお客様との会話や掛け声がそのまま市場全体の雰囲気を作り出し、その活気は当市場の大きな魅力の一つとなっているため、老朽化した店舗を共同店舗化することは集客力を高める上で重要です。

また、「市民の台所」として古くから親しまれる当市場の特性を損なわないために各店舗は、大規模小売店舗にはできないような、商品、接客、価格を提供できるように、日々取り組んでおり、共同的な事業としても「大行燈まつり・夜まつり」等のイベントを開催しています。

③当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

当市場の空き店舗数は１店舗であり、共同店舗事業が与える影響は少ないと考えられます。しかしながら、共同店舗事業により市場全体の賑わいを生み出し、一日も早く空き店舗ゼロの商店街を目指したいと考えています。

④文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

金沢市では、まちなかの定住促進に向けて、魅力ある住環境づくりを進めています。当商店街が位置する武蔵地区でも、子育て支援施設、市民サービスコーナーなどの公共公益施設を備えた近江町市場交流プラザ（仮称）の整備、市民の健康づくりの拠点として金沢健康プラザ大手町の運営などを進めています。

また、まちなかでの定住促進を支援する制度も充実しています。

共同店舗事業も、魅力ある住環境づくりの一部として、まちなか居住者の買物の利便性向上や新規雇用創出を進めていきたいと考えております。

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 近江町市場「市民の台所」活性化事業〈アーケード架け替え〉 【内容】 ・近江町市場の老朽化しているアーケードの架け替え及びイベント事業等を行います。 （中通り 98m、鮮魚通り 78m） 【実施時期】 平成 19～20 年度	近江町市場商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 ・近江町市場は、本市の中心商店街の核となる商店街であり、当該地区で進められている武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業とあわせて、アーケード架け替えの歩行環境整備及びイベント事業等を行うことで、誘客を図り、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・近江町市場は、1580 年からこの地で開かれている朝市を起源とした由緒ある市場で、「金沢市民の台所」として親しまれ、全国的にも知られる中心市街地の庶民的市場であり、来街者の利便性の向上の観点からも、まちなかの魅力を高める都市景観の観点からも重要な事業であります。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 19～20 年度	
【事業名】 近江町市場「市民の台所」活性化事業〈共同店舗設置〉 【内容】 ・近江町市場の老朽化している区域の店舗を共同店舗化します。 【実施時期】 平成 20～22 年度	近江町市場商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 ・近江町市場は、本市の中心商店街の核となる商店街であり、武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業と隣接する区域に共同店舗を設置し、環境整備を行うことで誘客を図り、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・近江町市場は、1580 年からこの地で開かれている朝市を起源とした由緒ある市場で、「金沢市民の台所」として親しまれ、全国的にも知られる中心市街地の庶民的市場であり、来街者の利便性の向上の観点からも、まちなかの魅力を高める都市景観の観点からも重要な事業であります。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 21～22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 セレクトショップ集積事業 【内容】 ・竪町商店街振興組合の出資によるまちづくり会社が、空き店舗の利用権を集約して、魅力あるテナントを誘致し、商店街の活性化を図ります。 【実施時期】 平成21年度～	(株)タテマチ・プロパティ・マネージメント	【目標達成のための位置付け】 ・魅力と活力のある商店街をつくりあげるために、商店街振興組合が出資するまちづくり会社が、民間の機動力とアイデアを活かし、ハード・ソフトの両面から、中心市街地を再生する取り組みを積極的に推進することにより、賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地を取り巻く環境が、一段と厳しさを増す中にあって、商店街が主体となってまちづくり会社を設立し、商店街の活性化を図るための施策を展開することは、活力と賑わいのあるまちづくりを進める上で必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、当該商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成21年度～	
【事業名】 タテマチにぎわい創出事業 【内容】 ・タテマチストリート全体をパフォーマンススペース及び展示スペースと捉え、各種イベントを開催します。 ・タテマチフェスティバル「タテフェス」 （ファッションショー等） ・Car&Lifeストリートフェス （モーターショー等） 【実施時期】 平成21年度～	竪町商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 ・タテマチストリート全体をステージに、ファッションショーやモーターショーなどの各種イベントを開催し、集客力を高めることにより、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・中心市街地を取り巻く環境が、一段と厳しさを増す中にあって、商店街が主体となって、活性化を図るための各種イベントを展開することは、まちなかの賑わいを創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数の把握をします。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成21年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢香林坊地区複合施設整備事業 【内容】 ・香林坊商店街区域において魅力ある店舗の誘致とメディアのオープンスタジオ等を核とする複合施設を整備します。 【実施時期】 平成 21～22 年度	(株)北國新聞社	【目標達成のための位置付け】 ・ファッションブランド店舗の誘致を行うとともに、来街者が自由に見学できるケーブルテレビ等のオープンスタジオや地域に開放されたダンススタジオを核とする複合施設を整備するほか、イベント事業等を行うことにより、本市のメインストリートに位置する老朽ビルの再生とファッション関連店舗の誘致により活性化を目指す「ファッションストリート」形成を促進し、都市の魅力を高め、賑わい創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中にあって、集客力のある商業施設等の整備は、活力と賑わいのあるまちづくりを進めるうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 21～22 年度	
【事業名】 かなざわグリーンウォーク開催事業 【内容】 ・大和町広場（金沢市民芸術村）や金沢城公園新丸広場を主会場とし、おおよそ 5～20 ㎞のコースを数コース設定し、健康づくり、体力づくりとして金沢の街を歩くことで歴史や自然の残る金沢のよさを再発見します。 【実施時期】 平成 8 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・ 中心市街地を巡るコースを設定することにより、歴史・文化・自然を感じながら歩くことができる「まち」であることを再認識してもらう場を提供することで、まちづくり活動の意識高揚、交流の促進を図ります。 【必要性】 ・ 快適な歩行環境を整備する中で、市民がゆっくりとまちなかを歩く機会を提供し、まちの魅力を再認識してもらうとともに、3000 人を超える参加者によるにぎわい交流機会を創出する上でも必要な事業であります。 ・ 今後は、県内は勿論県外の方に金沢をＰＲする手段として開催していく必要があります。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 かなざわ史跡コンサート開催事業 【内容】 ・歴史的建造物や史跡等を会場に、「かなざわ史跡コンサート」を開催します。（年 10 回程度） 【実施時期】 平成 5～21 年度	金沢市、（財）金沢芸術創造財団	【目標達成のための位置付け】 ・金沢のまちをステージに、音楽を切り口として多くの市民が参加できる文化事業を市民とともに展開し、金沢の素晴らしさを再認識するとともに、新たな文化を創造することで、文化によるまちなかのにぎわい創出と交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・本市に今なお数多く残る歴史的建造物や史跡等を会場に、「かなざわ史跡コンサート」を開催することにより、市民が気軽に音楽に親しめ、本市の歴史環境に触れる機会を提供し、まちなかの魅力向上を図ることは、まちなかのにぎわい創出につながる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・年間スケジュール終了後に、各コンサートの来場者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～21 年度	
【事業名】 尾張町老舗交流館運営事業 【内容】 ・尾張町商店街の空き店舗を借り上げ、市民や観光客の憩いと交流の場として「尾張町老舗交流館」を開設し、中心商店街の賑わい創出と尾張町が藩政時代から引き継ぐ老舗の文化を紹介・発信します。 【実施時期】 平成 8 年度～	金沢市、尾張町商店街振興組合	【目標達成のための位置付け】 ・尾張町は、前田利家が尾張名古屋の出生地から連れて来た商人が移り住んだところであり、「商い文化」をまちづくりの糧としている商店街です。この町にある尾張町老舗交流館で、代々引き継がれ、積み重ねられて来た加賀・金沢に伝わる老舗の歴史的資産と「こころ粋」を活用した展示を行うことはまちの持つ魅力を発信していくことにつながります。 【必要性】 ・武蔵、主計、東山ひがし地区に近接する当該地区において、隣接の町民文化会館（県事業）とともに 2 館で独自性のある展示を行うことは、まちなかの魅力アップや賑わいの創出のために重要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の来場者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地賑わい創出事業 【内容】 ・中心商店街において、市内全域や近隣市町など広域からの集客力を高め、賑わい溢れるイベントを開催します。 （金沢市補助） ・補助率 1／3 ・限度額 2,000 千円 【実施時期】 平成 5 年度～	商店街振興組合（武蔵地区、香林坊・片町地区）	【目標達成のための位置付け】 ・複数の中心商店街で、集客力のあるイベントを開催することで、多くの来街者を呼び込み、賑わいの創出と中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・中心市街地の活性化のためには、中心商店街の活力を高めることが重要であり、各商店街が一丸となって、イベントを企画する本事業は、来街者を誘客するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該地区の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 中心市街地出店促進事業 【内容】 ・ 中心市街地における空き店舗への出店を促進するため、家賃の一部を商店街を通じて助成します。また、誘致に積極的な商店街には奨励金を交付します。 ①補助金 補助率 1 年目 1／2 2 年目 1／3 限度額 1 年目 1,000 千円 2 年目　700 千円 ②奨励金 1 件　500 千円 【実施時期】 平成 9 年度～ (奨励金は 平成 19～21 年度)	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・ 中心商店街における店舗の連続性を担保するとともに、新たな魅力ある店舗の出店を促すことにより、中心商店街の魅力向上及び中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・ 本市の顔となる中心商店街に空き店舗があることは、魅力を減少させるとともに都市の景観も損なうものであることから、出店を促すための家賃補助及び奨励金を交付する事は、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化に必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該地区の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心商店街店舗誘致対策事業 【内容】 ・空き店舗対策を積極的に行う商店街に対して、その活動費等の一部を助成します。 ①商店街店舗誘致活動費補助 補助率　2／3 限度額 5,000 千円 ②家賃補助 補助率　2／3 限度額 2,500 千円 【実施時期】 ①平成 21 年度 ②平成 21～22 年度	金沢市、商店街	【目標達成のための位置付け】 ・昨今の景気低迷等の影響により、中心商店街の空き店舗数が増加していることから、金沢市と商店街が協調・連携して空き店舗対策に取り組むことで、空き店舗の早期解消を図り、中心商店街の魅力向上及び中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・空き店舗対策については、中心商店街自らがその解消に向け積極的に誘致等の活動をすることが必要であり、その費用等を支援することは、魅力ある商店街の形成と地域経済の活性化を図るうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該地区の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	
【事業名】 春の舞ひろさか開催事業 【内容】 ・広坂通りを中心に、広坂緑地やいもり堀園地を主会場として、踊りをメインにした各種イベントを開催します。 ・ステージイベント（よさこい等） ・ストリートカフェ等 【実施時期】 平成 18 年度～	春の舞ひろさか実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地で、金沢の春の訪れや新緑、踊りを楽しむイベントを開催し、広域からの集客を図り、賑わいの創出と交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・金沢中心商店街まちづくり協議会と連携した事業であり、季節的なイベントを街の中心である広坂一帯で行うことは、観光客や来街者に強い集客力を発揮することにつながり、中心市街地を元気にする交流活動を促進するうえで、重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数等事業実績の把握を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 むさしまつり開催事業 【内容】 ・武蔵地区の5商店街（武蔵、横安江、尾張町、近江町、彦三）が賑わいを創出するために、独自色を打ち出した集客力あるイベントを共同で開催します。 【実施時期】 平成11年度～	㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・武蔵地区は、香林坊・片町地区と並び、中心市街地における賑わいの核であり、都市活動の中心的な役割を果たしているところです。当該地区の商店街が、その独自性を活かしたイベントを共同開催することで、まちなかの賑わいを創出し、交流の促進を図ります。 【必要性】 ・本市の都心軸上に位置する武蔵地区の商店街が共同でイベントを大々的に開催することは、まちなかの魅力アップや賑わいの創出を図るうえで、重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数の把握をします。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	
【事業名】 5タウンズ・ウインタープレゼンツ開催事業 【内容】 ・香林坊地区の5商店街（5タウンズ）が一体となり、冬期に連続したイベント等を開催します。 【実施時期】 平成18年度～	㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・（株）金沢商業活性化センターと香林坊地区の5商店街（5タウンズ）が協力し、広域から来街者を呼び込むイベント等を開催することで、賑わいの創出と中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・郊外型大型店の出店により、中心市街地の活力低下が懸念される中、金沢ＴＭＯと中心商店街が協力し、アイデアを出し合い冬期におけるイベント等を開催することは、まちなかのにぎわい創出や交流人口の増加を図るために重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数等事業実績の把握を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかパフォーマンスシアター開催事業 【内容】 ・まちなかの賑わい創出を目的として、まちなかの広場等で音楽やダンス、大道芸などアマチュアパフォーマーによるイベントをほぼ毎週末開催します。 【実施時期】 平成 13 年度～	金沢市、㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかの広場等で、毎週末にイベントを開催し、恒常的にまちなかに賑わい創出を図ります。 【必要性】 ・郊外大型店の相次ぐ進出などにより、中心市街地の魅力を高めることが求められている中、アマチュアのパフォーマーに発表の場を提供し、来街者のまちなかの回遊性を高めることは、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、近隣商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 アートアベニュー「オフィスアート」事業 【内容】 ・金沢駅から金沢 21 世紀美術館を結ぶメインストリート（アートアベニュー）沿いの企業等のショーウインドーに学生等の芸術作品を展示します。 【実施時期】 平成 16～22 年度	金沢市、㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・アートアベニュー沿いのショーウインドーに芸術作品を展示することによりまち全体を華やかにし、沿道景観の魅力を高め、歩いて楽しめるまちづくりを進めることで、まちなかの賑わいを創出し、交流の促進を図ります。 【必要性】 ・アートアベニュー沿いには、多くのオフィスビルが集積しており、ショーウインドーに産学官の連携によるアーティスティックな作品を展示することで、まちなかの魅力アップや賑わいの創出が図られる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、当該地区の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかギャラリー及びまちなか観光交流サロン開設事業 【内容】 ・片町商店街の中核をなす商業ビルの空きフロアーを活用し、金沢美術工芸大学が作品の発表や展示等を行うギャラリーや市内中心部における観光案内所として観光交流サロンを開設します。 【実施時期】 平成 21 年度～	公立大学法人金沢美術工芸大学（まちなかギャラリー）、金沢市（まちなか観光交流サロン）	【目標達成のための位置付け】 ・片町商店街の中核をなす商業ビルの空きフロアーを活用して、金沢美術工芸大学の作品の発表や学生等の個展・グループ展を開催できるギャラリーを開設したり、観光客や修学旅行生等が気軽に立ち寄ることができる観光案内や観光交流の場所を開設し、まちなかの賑わいと活性化を図ります。 【必要性】 ・中心商店街の商業ビルの空きフロアーを活用して、ギャラリーや観光交流サロンを開設し、市民が気軽に美術にふれたり、観光客等が立ち寄ることができる場所を提供することは、まちなかの魅力を高め、活性化を図るうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 度、当該商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	
【事業名】 中心商業地パーキングサービス共通化事業 【内容】 ・中心商店街のパーキングサービス事業の共通化を図ります。 【実施時期】 平成 23 年度	㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・武蔵地区と香林坊地区のパーキングサービス事業を共通化することで、両地区の回遊性を高め、賑わいの創出と中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・中心商店街の活性化のために、まちの回遊性を高め、来街者の滞在時間を伸ばすことは重要であり、武蔵地区と香林坊地区のパーキングサービス事業の共通化を図る本事業は、まちの回遊性を図るために重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心商店街（5 タウンズ）魅力・活力向上促進事業 【内容】 ・香林坊地区の 5 商店街(5 タウンズ)が一体となり、活性化に向けた各種ソフト事業を実施します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢中心商店街まちづくり協議会	【目標達成のための位置付け】 ・香林坊地区の 5 商店街(5 タウンズ)が策定した活性化構想に基づき、情報発信事業などの各種ソフト事業を各商店街が一体となって実施することで中心商店街の活性化と賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・中心商店街を活性化するためには、各商店街の魅力を活かし、協力して事業に取り組むことが重要であり、香林坊地区の 5 つの商店街が一体となって各種ソフト事業に取り組む本事業は、北陸新幹線の金沢開業に向け、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加を図るために重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度	
【事業名】 中心市街地業務機能集積促進事業 【内容】 ・金沢駅西広場周辺、彦三及び金沢駅東から武蔵ヶ辻、香林坊、広坂を結ぶメインストリート沿いのオフィスビルへ進出する企業に対し、開設経費の一部を助成します。 【実施時期】 平成 16 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・メインストリート沿いのオフィスビルへの新規入居を促し、中心市街地の活性化を図ります。 【必要性】 ・中心市街地のビジネス街における空室の解消を図り、中心市街地を活性化するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の利用実績を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢市都心軸線出店促進事業 【内容】 ・武蔵ヶ辻交差点から南町及び香林坊を経由して、広坂並びに片町及び竪町に至るメインストリート沿いに衣服及び服飾雑貨と伝統工芸品等の販売専門店を出店する事業者に対し、店舗改修費等の一部を助成します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・武蔵ヶ辻交差点から南町及び香林坊を経由して広坂並びに片町及び竪町に至るメインストリートの活性化に向けて、衣服及び服飾雑貨と伝統工芸品等の販売専門店を集積し、賑わいの創出を図ります。 【必要性】 ・衣服及び服飾雑貨と伝統工芸品等の販売専門店を集積させることは、本市の都心軸線の拠点性をさらに高め、中心市街地の賑わいと魅力の向上を図るために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、近隣商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 金沢エコポイントシステム普及促進事業 【内容】 ・まちなかの賑わい創出と公共交通の利用促進を目的とした「金沢エコポイントシステム」（中心商店街での買い物客へのバスポイント付与制度）の広報宣伝、端末機器の設置を行います。 【実施時期】 平成 18 年度～	㈱金沢商業活性化センター、商店街振興組合（武蔵地区、香林坊・片町地区）	【目標達成のための位置付け】 ・平成 19 年 2 月に開始した金沢エコポイントシステムの普及を通じて、公共交通の利用を促進し、まちなかへの来街者の増加を図ります。 【必要性】 ・中心商店街での買い物とバス利用のポイント制度を組み合わせたエコポイントシステムの普及促進を図る本事業は、過度に自動車に依存しない中心市街地をつくるとともに、中心商店街での買い物客の増加を促し、中心市街地の活性化につながる必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・システムにより、中心商店街での利用状況の把握を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢ショッピングバス運行事業 【内容】 ・中心商店街、大型商業施設、交通事業者等が連携して、実行委員会を組織し、金沢駅から武蔵が辻、香林坊地区を結ぶ無料ショッピングバスを運行します。 【実施時期】 平成19年度 （平成20年度以降、「新幹線対応型新バスシステム“まちなかシャトル”運行事業」に統合）	金沢市、金沢ショッピングバス運行実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・ショッピングバスによって、金沢駅前と武蔵ヶ辻、香林坊地区の回遊性を高めることで、中心市街地全体の活性化を図ります。 【必要性】 ・金沢駅前には、近県、他市町からの来街者が増加しており、本事業は、これらの来街者を駅周辺だけに留まらせず、武蔵ヶ辻・香林坊地区に呼び込み、回遊性を高めるため必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・乗降客数の把握を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19年度	
【事業名】 「金沢・クラフト広坂」運営事業 【内容】 ・広坂通りで、希少伝統工芸のアンテナショップを運営することにより中心商店街の振興を図ります。 【実施時期】 平成9年度～	金沢市、金沢工芸普及推進協会	【目標達成のための位置付け】 ・本市伝統産業の振興のため、行政と作り手（作家等）・売り手（業界・組合等関連団体）が一体となり、金沢工芸ブランドを確立し、新しいビジネスにつながる工芸品の情報発信・商品開発・販路拡大を図ります。 【必要性】 ・伝統工芸品の販売額が低迷する中「クラフト・広坂」の運営は、本市の希少伝統工芸品をＰＲするとともに、販路を拡大するためのアンテナショップとして大きな役割を持つ重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・決算時において、各種伝統工芸ごとに売り上げを集計し、顧客の販売層、売れ筋を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「金沢・クラフト兼六」運営事業 【内容】 ・石川県観光物産館2 階で、里山工房等で活動する作家の作品や希少伝統工芸品を展示・販売するアンテナショップを運営します。 【実施時期】 平成 17～20 年度	金沢市、金沢工芸普及推進協会	【目標達成のための位置付け】 ・本市伝統産業の振興のため、行政と作り手（作家等）・売り手（業界・組合等関連団体）が一体となり、金沢工芸ブランドを確立し、新しいビジネスにつながる工芸品の情報発信・商品開発・販路拡大を図ります。 【必要性】 ・伝統工芸品の販売額が低迷する中「クラフト・兼六」の運営は、本市の希少伝統工芸品をＰＲするとともに、販路を拡大するためのアンテナショップとして大きな役割を持つ重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・決算時において、各種伝統工芸ごとに売り上げを集計し、顧客の販売層、売れ筋を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～20 年度	
【事業名】 金沢クラフトビジネス創造機構運営事業 【内容】 ・「金沢クラフトビジネス創造機構」の運営及び事業の実施を行い、伝統工芸品産業、繊維産業及びデザイン業を含めた生活文化産業である「クラフト」のビジネス化を推進します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢クラフトビジネス創造機構	【目標達成のための位置付け】 ・高級ブランドショップが集積し、ファッション関連の店舗が立地する香林坊地区にクラフトのビジネス化及び都心軸の活性化を図るための拠点を新設することで、新たな賑わいを創出し交流の促進につなげます。 【必要性】 ・本市の個性を形成する重要な要素である「クラフト」の拠点を、都心軸上に位置する香林坊地区に設置し、運営を実施することは、まちなかの魅力向上や金沢の情報発信、クラフトの販路拡大にとって大きな役割を果たす必要不可欠な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の休日の歩行者、自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 おしゃれメッセ開催事業 【内容】 ・金沢のファッション産業を広く国内外にアピールするため、「おしゃれメッセ」を金沢21世紀美術館を主会場に開催します。また、ファッションストリート沿いに美大ショップを開設し店舗プランの提案や学生作品の展示販売を行います。 【実施時期】 平成18年度～	金沢市、金沢ファッションウィーク実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・金沢21世紀美術館を主会場に、繊維はもとより生活文化全般にわたる金沢の「ファッション産業」を広く国内外にアピールするとともに、新しいビジネスにつなげる機会とします。 【必要性】 ・本市における繊維産業、伝統工芸分野が元気を失いつつある中、テキスタイル、アパレル、アクセサリー、インテリアなど生活分野全般について新しいデザインを開発し、付加価値を高めて、国の内外に発信するとともに、新たなビジネスにつなげます。また、集客力の高いイベントを開催することによって、中心市街地への経済効果を高めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、出展業界・団体への問い合わせや引き合い状況を数値的に把握し、どれだけ販路の拡大につながったかなどを詳細に検討します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	
【事業名】 冬の夜景創出（ライトアップ）事業 【内容】 ・金沢のメインストリート沿いの樹木を冬期間イルミネーションで飾り付けます。 【実施時期】 昭和62年度～	香林坊ﾂﾘｰﾌｧﾝﾀｼﾞｰ実行委員会、武蔵地区ﾗｲﾄｱｯﾌﾟ実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・冬期に本市のメインストリートである国道157号線沿いの樹木をイルミネーションで飾り付けることにより、まちなかの景観を明るくし賑わいを創出します。 【必要性】 ・冬期の金沢は、天候も悪く気温も低いため、来街者は減少する傾向にあります。そのため市街地でのにぎわいを視覚的に創出することは、まちなかの魅力を高め、交流人口の増加を図る上で、必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・開催開始後1ヶ月間の当事業紹介ページのアクセス件数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 観光事業助成事業 【内容】 ・中心市街地で開催される金沢の歴史、伝統、文化及び地域に関する各種観光イベントに助成します。 【実施時期】 昭和 60 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地で各種のイベントを開催することで、本市をＰＲするとともに観光客はもとより市民、県民がまちなかに訪れる機会を創出し、交流人口の増加につなげます。 【必要性】 ・中心市街地の各所でイベントを開催することは、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加に必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数等事業実績の把握を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 観光イベント情報収集・発信事業 【内容】 ・金沢の天候や交通状況、イベント等のリアルタイムな観光情報を金沢市観光協会のホームページに掲載することにより市街地への観光客誘致を図ります。 【実施時期】 平成 13 年度～	金沢市、金沢市観光協会	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかに集積している金沢の見所である歴史的建造物や文化施設の情報をリアルタイムに発信することで、観光客を増加させ、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・手軽に最新の情報を入手できる手段としてインターネットを活用し、情報を発信することは、観光客をまちなかに呼び込むためにも重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・ホームページへのアクセス件数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 「ようこそ加賀百万石の旅」誘客キャンペーン事業 【内容】 ・北陸新幹線の開業を見据え、金沢城や兼六園の周辺で観光ボランティアガイドによる金沢散策やコンサートなどで誘客を図ります。 【実施時期】 平成 18 年度～	金沢市観光協会、石川県観光連盟	【目標達成のための位置付け】 ・金沢の見所である歴史的建造物や文化施設は中心市街地に集積しているため、見所をボランティアガイドが案内したり、見所を結ぶようなイベントを開催することは、観光客はもとより市民、県民がまちなかに訪れる機会を創出し、交流人口の増加につなげます。 【必要性】 ・個人旅行客が増加傾向にある中、ボランティアガイドによるコース案内やイベント開催により回遊性を生み出すことは、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加に必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年イベント参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 金沢百万石まつり開催事業 【内容】 ・本市中心部において百万石行列や踊り流し、薪能、茶会など加賀百万石の文化、芸能にふれることのできる一大イベントを開催します。 【実施時期】 昭和 27 年度～	金沢百万石まつり実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地で金沢最大のまつりを開催することにより、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・金沢固有の歴史や文化を、まつりを通じて未来に継承することは、歴史と伝統を礎としたまちづくりを行う上でも重要であり、中心市街地で金沢最大のまつりを行うことは、まちなかに人を呼び込み、交流人口を拡大するためにも必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年のイベント参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 加賀百万石「金沢城四季物語」開催事業 【内容】 ・北陸新幹線の開業を見据え、金沢城や兼六園で年間を通じてライトアップやコンサートなどで誘客を図ります。 【実施時期】 平成 14 年度～	石川の四季観光ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・本市中心部に位置する金沢城および兼六園でイベントを開催することにより、まちなかにおけるにぎわいの創出と交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・金沢の歴史、文化の中心にある金沢城や兼六園のにぎわいを生み出すことは中心市街地全体の活性化を促すために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の観客数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 「金沢のほんものにふれる旅（芸能編）」開催事業 【内容】 ・金沢の三茶屋街にて通常ではなかなか見ることのできない芸妓のお座敷芸を手軽に堪能する機会を提供します。 【実施時期】 平成 18 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・三茶屋街は、それぞれ本市の中心市街地に位置するため、参加者のまちなかでの回遊が期待され、中心市街地の賑わい創出につながります。 【必要性】 ・誰もが体験してみたい「芸妓」の芸をテーマに誘客を図ることは、新しい観光需要を掘り起こし、交流人口の拡大を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 いきいきギャラリー運営事業 【内容】 ・高齢者及び障害のある方の製作した授産品等の展示・販売や高齢者及び障害のある方の生きがいや福祉・保健サービスに関する情報の提供、電動スクーターの貸出しを行います。 【実施時期】 平成 10 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・商店街の空店舗を利用し、地域住民の参加と協力により、高齢者・障害のある方の社会参加と自立支援を促進し、生きがいづくりをめざすとともに、地域商店街と連携してまちなかの活性化を図ります。 【必要性】 ・高齢者及び障害のある方の社会参加と自立支援を促進し、生きがいづくりを目指すことは、誰もが快適かつ安全・安心に暮らせる中心市街地づくりのために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、年間利用者（来店者）数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 まちなかアートマネジメント事業 【内容】 ・石引商店街全体を芸術の場としてとらえ、空き店舗を活用し、商店街の活性化を図ります。 【実施時期】 平成 18 年度～	公立大学法人金沢美術工芸大学	【目標達成のための位置付け】 ・学生が市民及び地域商店街と協働したアートプロジェクトを企画、運営することにより、商店街の魅力を向上させるとともにまちなかの活性化を図ります。 【必要性】 ・商店街に空き店舗があることは、魅力を減少させるとともに町の景観も損なうことから、空き店舗を利用したアート事業の開催は、魅力ある商店街の形成と活性化に必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 武蔵ヶ辻第四地区等テナント入居者融資資金利子補給事業 【内容】 ・近江町市場商店街等の再開発ビルへの出店を促進するため、出店に係る借入金の一部を支援します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・再開発ビルへのテナント出店を促進し、中心商店街の活性化を図ります。 【必要性】 ・都心居住者や来街者の利便性を高めるため、多様な店舗の出店を促すことは、まちなかの賑わい創出に必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に 1 回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～23 年度	
【事業名】 かなざわ・まち博開催事業 【内容】 ・かなざわのまち全体を生きた博覧会場に見立て、各種イベントを実施します。 ・インターネットや携帯電話を活用した誘導システムを構築し、参加者の利便性向上を図ります。 【実施時期】 平成 12 年度～	かなざわ・まち博開催委員会（㈱都市環境マネジメント研究所）	【目標達成のための位置付け】 ・金沢のまちなかは、歴史や伝統文化を育んできたところであり、そのまちなかにスポットを当てながら、魅力ある資源を再発見するとともに、それらをまちの活力源として、都市再生のあり方を模索することで、まちなかの賑わいを創出し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・「まち博」は、まちで生活する市民が主役となり、「まちに出る、まちに遊び、まちに学ぶ」をテーマに行うイベントであり、まちなかの魅力アップや賑わい創出のために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・各種事業への参加者数を把握します。	【支援措置内容】 ①中心市街地活性化ソフト事業 ②戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金（誘導システムの構築に関する部分に限る。） 【実施時期】 ①平成 19～23 年度 ②平成 20 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢アートプラットホーム開催事業 【内容】 ・金沢駅から金沢21世紀美術館に至る中心市街地の公共空間や町屋等に、現在活躍中のアーチストらによる現代アート作品を展示します。 【実施時期】 平成20年度	(財)金沢芸術創造財団（金沢21世紀美術館）	【目標達成のための位置付け】 ・大規模な国際現代美術展の開催を視野に、金沢21世紀美術館の活動を外へ広げ、まち全体を美術館とすることにより、アートを活かした都市の魅力アップやまちなかの賑わい創出を図ります。 【必要性】 ・金沢21世紀美術館で開催している現代アートの展覧会をまちなかで展開することにより、まちなかの活性化や賑わいづくりにつながります。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の来場者数等事業実績の把握を行います。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成20年度	
【事業名】 武蔵地区“食の回廊”整備事業 【内容】 ・既存建物にある地下食品フロアを“食の回廊”として整備するとともに、イベントなどのソフト事業を実施し、まちなかの賑わいを創出します。 【実施時期】 平成20年度～	(株)金沢名鉄丸越百貨店	【目標達成のための位置付け】 ・新地下道の整備に合わせ、近江町市場と大型商業施設が核となり、中心街における“食の空間”を作ることにより、買物客の回遊性や利便性を高めるとともに賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・武蔵地区の核となっている大型商業施設と全国的にも知名度の高い近江町市場を地下通路でつなぎ、食の空間を創出することにより回遊性を向上させることは、広域的な集客力を向上させるために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・2年に1回、近隣商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成20年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢の料亭文化発信事業 【内容】 ・金澤料理と料亭文化を「伝統的な和の文化」として国の内外に発信します。 ・伝統的な和の文化の受け皿となる中心市街地の料亭の改修等を支援します。 補助率 建物外装費 1/2 建物内装費 1/3 給排水・衛生設備改修費 1/2 限度額 10,000 千円 【実施時期】 平成 20～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金澤料理と中心市街地に立地する料亭を中心とした「伝統的な和の文化」を国の内外に発信することにより、中心市街地への集客を図ります。 【必要性】 ・本市の和食文化を国の内外に発信することは、中心市街地に立地する料亭への集客を促進するために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、国内外からの旅行者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 三大都市圏観光キャンペーン事業 【内容】 ・北陸新幹線開業を見据え、カウントダウンキャンペーンを実施するなど、三大都市圏や新幹線沿線都市における観光ＰＲを段階的に強化し、誘客を促進します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・北陸新幹線の金沢開業を見据え、三大都市圏からの観光客の増加をめざすとともに、ＪＲ金沢駅から歴史的建造物や文化施設が集積する中心市街地への観光客の流入を促し、まちなかの賑わい創出につなげます。 【必要性】 ・三大都市圏と金沢の心理的な距離感を取り除き、交流人口の増加によるまちなかの活性化につなげるため、金沢の魅力を積極的に三大都市圏でＰＲすることが必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、アンケートにより三大都市圏からの旅行者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	
【事業名】 東海北陸自動車道全線開通記念キャンペーン事業 【内容】 ・東海北陸自動車道全線開通を機に、中京圏からの一層の誘客を図るため、観光交流都市である岡崎市、豊田市とも連携し集中的に観光ＰＲを実施します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・北陸地方と中京圏を結ぶ東海北陸自動車道が全線開通することにより、両地方の交流人口の増加が期待されることから、中京圏への観光ＰＲを実施し、金沢への誘客につなげます 【必要性】 ・中京圏と金沢の心理的な距離感を取り除き、交流人口の増加によるまちなかの活性化につなげるため、金沢の魅力を積極的に中京圏でＰＲすることが必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、東海北陸自動車道利用者を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 観光携帯サイト案内システム整備事業 【内容】 ・北陸新幹線開業に向け金沢を広くＰＲするため、観光客の利便性を向上させるための携帯サイトを重点的に整備します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・インターネットによる情報発信は集客効果が大きいため、携帯端末を利用した情報配信を行うことにより、観光客はもとより市民、県民がまちなかを訪れる機会を創出し、まちなかの賑わいにつなげます。 【必要性】 ・個人旅行客が増加傾向にある中、リアルタイムに現地の情報を携帯サイトで発信することは、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加に必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、携帯サイトへのアクセス件数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	
【事業名】 国際コンベンション等対応力向上事業 【内容】 ・同時通訳への助成制度を創設するなど、市中心部における国際コンベンションへの対応力を強化します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・国際コンベンションに対応できる助成制度を創設し、コンベンションの積極的な誘致を行うことにより、国内外からの交流人口の増加につなげます。 【必要性】 ・国際的なコンベンションへの対応力を高め、会議を誘致することは、交流人口を増加させ活力あるまちづくりを進めるために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、施設や助成制度の利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 広坂シンボルロード創出事業 【内容】 ・広坂通りの緑豊かな潤いあるまちなみや伝統工芸品店が集積する商店街の特性を活かしつつ、新たな賑わい創出を目指す「広坂振興ビジョン」を作成します。 【実施時期】 平成 19～20 年度	広坂振興会	【目標達成のための位置付け】 ・広坂通りは、本市の商業集積を進める上で重要な地区にあり、その活性化を図ることにより、賑わいのある中心市街地の創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地の商業環境が大きく変化している中で、「広坂振興ビジョン」を作成することは、新たな賑わいを創出するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・２年に一度、近隣商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	
【事業名】 「城下町かなざわ」世界遺産登録推進事業 【内容】 ・世界遺産登録に向けた気運を盛り上げるとともに、市民の歴史文化遺産保存に対する意識を高めるためのセミナーやシンポジウムを開催します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢は、400 年以上の歴史を有する城下町として発展してきており、セミナーやシンポジウムを通して、世界遺産登録に向けた気運を醸成するとともに、歴史文化遺産の保存に対する市民意識やまちの魅力を高めます。 【必要性】 ・市民の伝統的な景観や文化財に対する理解を深めることにより、歴史的なまちなみを継承するとともに、まちの魅力を高め、来街者を増加させるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎回のセミナーやシンポジウムの参加者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 20 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢城オペラ祭開催事業 【内容】 ・金沢城公園三の丸広場でオペラ祭を開催し、まちなかの賑わいを創出します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢城オペラ祭実行委員会（(株)北國新聞社）	【目標達成のための位置付け】 ・金沢城公園という歴史遺産を市民に再認識してもらうと同時に、各種イベントを通じて金沢を全国発信し、中心市街地のにぎわい創出に努めます。 ・金沢の伝統文化や芸術と現代の音楽、ファッションなどの創作活動を融合させた新しい「オペラ」を国内に広くアピールすることにより、誘客を促進します。 【必要性】 ・金沢城でイベントを開催することにより、まちなかの魅力を高め、観光客を増加させるために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・イベント参加者数等事業実績の把握を行います。	【支援措置内容】 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金 【実施時期】 平成 20 年度	
【事業名】 金澤町家職人工房開設事業 〔旧（仮）クラフトモール広坂開設事業〕 【内容】 ・中心市街地にある町家を工芸作家の独立を支援するインキュベーション施設として整備し、観光客などに本物の工芸をアピールできるギャラリーとすることで、中心市街地の活性化につなげます。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地にある町家を工芸家等のインキュベーション施設として整備し、集客力をアップすることにより、金沢の歴史的風致の維持向上を図るとともにまちなかの魅力を高め、賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・町家を活用して工芸の街としての魅力を高めることは、中心市街地の空家の解消と、まちなかの活性化のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・入居者による来場者へのアンケートや聞き取り調査を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 まちなかクラフトワゴン市開催事業 【内容】 ・まちなかの商店街等にあるにぎわい広場を会場に、工芸品をはじめとするクラフトのワゴン市を定期的に開催します。 （会場予定） ・金沢駅東ドーム地下広場 ・近江町地下広場 ・金沢市役所前広場 【実施時期】 平成 21～22 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・観光客や工芸愛好家のみならず、広く市民も参加するイベントを開催し、まちなかの集客力を高めることにより、まちなか商店街の活性化を図ります。 【必要性】 ・まちなかにアートと工芸の集積拠点を設けることは、まちなかの賑わい創出や交流人口の増加のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・２年に１回、金沢駅及び当該商店街の歩行者・自転車通行量調査を行います。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21～22 年度	
【事業名】 ラ・フォル・ジュルネ金沢開催事業 【内容】 ・ＪＲ金沢駅周辺を中心に、ゴールデンウィーク期間中、世界の著名な音楽家から市民音楽家までが参加する音楽祭を開催します。 【実施時期】 平成 19 年度～	ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・世界各地で活躍する音楽家たちとの交流を通じ、国や地域を越えて諸外国と日本の文化交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・ゴールデンウィーク中の集客の促進につながるイベントであり、まちなかの活性化のために必要な事業です。また、世界都市をめざす金沢にとって、日本と世界との文化交流を促進し、交流人口を増加させるためにも必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の観客数を発表します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢ＪＡＺＺ　ＳＴＲＥＥＴ開催事業 【内容】 ・金沢市民芸術村などの会場を舞台に、秋の行楽シーズン中、世界的一流アーティストによるライブ・コンサートやワークショップ、ジャズ演奏家による公演などを開催します。 【実施時期】 平成 21 年度～	金沢ＪＡＺＺ　ＳＴＲＥＥＴ実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・世界各地や日本全国で活躍するジャズアーティストたちとの交流を通じ、国や地域を越えた文化交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・秋の行楽シーズン中の金沢市への集客を促進することは、まちなかのにぎわいづくりや活性化につながるのみならず、交流人口を増加させるためにも必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・観客数を発表します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	
【事業名】 金沢アカペラ・タウン開催事業 【内容】 金沢市内中心部のまちかどをステージとしたアカペラの祭典を開催 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市・金沢市観光協会・金沢アカペラ・タウン実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかに芸術空間をつくりだし、さらなる賑わいを創出する。また、学生を主体として開催し、学生の交流の場とすることで、学生のまち・芸術文化のまち金沢を全国に発信する。 【必要性】 ・夏休み期間中の 8 月に金沢市内のまちかどで、老若男女誰もが楽しめるアカペラライブを開催することで、まちなかの賑わい創出につなげるのみならず、学生を主体として開催することで、全国の学生の交流の場となり、今後の交流人口増加が見込めるため、必要な事業である。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者、自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢・世界工芸トリエンナーレ開催事業 【内容】 ・「創造都市金沢」における３年に一度の工芸の祭典として、「企画展覧会」、「シンポジウム」を開催します。 （会場予定） ・金沢 21 世紀美術館 ・リファーレ 【実施時期】 平成 22～25 年度	金沢・世界工芸トリエンナーレ開催委員会	【目標達成のための位置付け】 ・平成２１年６月にユネスコ創造都市ネットワークのクラフト分野で世界で初めての認定を受け、今後は、当事業を初めとして、「手仕事のまち・金沢」を世界に積極的に発信していきます。さらに、世界や日本全国の作家や作品を集めた企画展覧会やシンポジウム開催による交流を通じ、国や地域を越えた文化交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・新幹線開業を見据え、当事業を開催することは、「世界都市」、「創造都市」としての金沢市の魅力を高め、今後の本市の観光交流の一層の促進につながるのみならず、まちなかのにぎわいづくりや活性化につなげるために必要な事業です。 【フォローアップ】 ・観客数、参加者を発表します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度	
【事業名】 金沢版「クラフト・ツーリズム」事業 【内容】 ・クラフト創造都市にふさわしい、「手仕事」を体験・見学できるモデルコース等を紹介します。 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地に多く存在する伝統工芸等、金沢の「手仕事」を紹介できるスポットを観光のモデルコースに組み込むなど、紹介することで、金沢の魅力を世界に発信し、交流人口の増大とにぎわいの創出を図ります。 【必要性】 ・クラフト創造都市にふさわしい、「手仕事」を体験・見学できるモデルコース等を幅広く紹介することは、金沢の魅力を国の内外に発信し、交流人口を増加させるのみならず、まちなかの活性化と中心市街地のにぎわい創出を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の紹介内容の充実度を検証します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 日仏自治体交流会会議開催及び「フランス芸術週間」開催事業 【内容】 ・姉妹都市関係を有する日仏両国の自治体などが金沢に会する「第２回日仏自治体交流会議」を開催します。また、これにあわせて、まちなかでフランスにちなんだ芸術文化イベント「フランス芸術週間」を開催します。 【実施時期】 平成 22 年度	第２回日仏自治体交流会議推進委員会等	【目標達成のための位置付け】 ・平成２１年６月にパリにあるユネスコ本部からユネスコ創造都市ネットワークのクラフト分野の認定を受け、これを契機に「世界都市金沢」の発進力をより一層高めるため、日仏の文化交流を促進し、国内外からの交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・春の行楽シーズン中の集客の促進につながるイベントであり、まちなかの活性化のために必要な事業です。また、「世界都市」、「創造都市」としての金沢の魅力をより一層高めるとともに、国や地域を越えた文化交流を促進し、交流人口を増加させるためにも必要な事業です。 【フォローアップ】 ・観客数を発表します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度	
【事業名】 中心商業地公演奨励事業 【内容】 まちなかに賑わいをもたらす演劇、音楽などの公演を対象に費用の一部を助成します。 （奨励金 10 万円） 【実施時期】 平成 22 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかのにぎわい創出を図るため、中心商業地に位置するホールの利用を促進します。 【必要性】 ・演劇、音楽などの公演活動を年間通じて開催し、多くの市民がまちなかを訪れる機会を創出することにより、まちなかへの来街者を増加させるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の利用実績を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 22 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都心軸沿線老朽ビル再生事業 【内容】 ・都心軸沿いの老朽ビルの再生に向け耐震診断と併せ実施するバリアフリー化やＩＴ化等に必要な設備等の調査費に対し助成します。 ・片町地区の老朽化した大型商業施設周辺の再生に向けた取り組みを支援します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市・金沢中心商店街まちづくり協議会	【目標達成のための位置付け】 ・老朽ビルが数多く残る都心軸において、ビルの再生を推進し、賑わいの創出、定住促進を目指します。 【必要性】 ・都心軸沿線の老朽ビルの再生を図ることは、中心市街地を活性化する上で重要であり、賑わいの創出、定住促進を図る上で必要不可欠です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者、自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	
【事業名】 プレーゴ再活性化事業 【内容】 ・開業後 10 年が経過した商業施設「プレーゴ」の再活性化を図る各種施策を実施します。 【実施時期】 平成 23 年度	㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・開業後 10 年が経過した商業施設「プレーゴ」の施設のイメージアップを図ることで、集客力の向上と周辺商店街との回遊性向上を図ります。 【必要性】 ・商業施設「プレーゴ」は、片町地区の核施設であるとともに、柿木畠・竪町の各商店街にも隣接しており、まちなかの回遊性向上にも寄与していることから、本事業は、北陸新幹線の金沢開業に向け、まちの魅力向上と、賑わいの創出を図るために重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ＭＩＣＥ誘致戦略策定事業 【内容】 ・宿泊を伴う経済効果の高い学会、企業の会議、研修旅行などの誘致活動を強化するため検討会を設置し、ＭＩＣＥ全般の誘致に向けた戦略を策定し、取り組みを強化します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市、民間事業者	【目標達成のための位置付け】 ・北陸新幹線の金沢開業による首都圏との時間距離の短縮は、日帰り客の増加が懸念される反面、新たな宿泊ニーズを生み出す好機でもある。ＭＩＣＥ誘致への取り組みを強化することにより、中心市街地の交流人口の増加が図られます。 【必要性】 ・ＭＩＣＥ誘致には、官民の連携によるまちのトータルセールスが必要であり、また学会とは性格やターゲットが異なる企業等の会議や研修旅行などについては、新たな誘致戦略が必要となることから、経済団体や旅行業者、ホテル・旅館関係者、高等教育機関等からなる検討会を設置し、ＭＩＣＥ誘致に向けた戦略を策定し、取り組みを強化することは、中心市街地の交流人口を増加する上で必要不可欠です。 【定期的フォローアップ】 ・JR 金沢駅の年間定期外利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	
【事業名】 拠点性向上ネットワーク形成運営事業 【内容】 ・本市に進出している企業の支店長等とのネットワークを形成し、進出企業の撤退や企業誘致に向けた活動を積極的に展開します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市、民間事業者	【目標達成のための位置付け】 ・北陸新幹線の金沢開業による首都圏との時間距離の短縮により、企業等の統廃合が懸念されることから、本市進出企業の支店長等と行政のネットワークを形成し進出企業の撤退等を防止します。 【必要性】 ・企業の統廃合等による事業所の減少を防ぐためには、市内の支店等の情報収集、迅速かつ効果的な対策が重要であることから、進出企業の支店長等と行政のネットワークを形成し、支店等の状況や本社動向の把握、本市への要望など各種情報収集を図り、本市の拠点性を高める施策に反映させることは、中心市街地の活性化を図る上で必要不可欠です。 【定期的フォローアップ】 ・中心市街地の人口の年間社会動態を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 公衆無線ＬＡＮ構築推進事業 【内容】 ・民間通信事業者と協力して、中心市街地の観光施設やコンベンション施設、商店街などへの公衆無線ＬＡＮスポットの整備を推進します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市、民間通信事業者	【目標達成のための位置付け】 ・外国人を含む来街者や学生、市民が、中心市街地のまちなかで手軽にインターネットを通じ、必要な情報を取得し、その場からリアルタイムに発信できる環境を整備することで、まちなかの利便性や魅力発信力が向上し、中心市街地の交流人口の増加が図られます。 【必要性】 ・ICT 技術は、リアルタイムな情報の入手、共有、発信等を容易にし、利便性を大きく向上させるものです。特に、スマートフォン等の携帯型端末の普及拡大が見込まれる中、これらの利用環境を整備することは、都市の魅力を発信するとともに、来街者等の効果的・効率的な活動を支える上で必要不可欠です。 【定期的フォローアップ】 ・主要商業地の歩行者、自転車通行量を把握します。 ・JR 金沢駅の年間定期外利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度～	
【事業名】 シティフルマラソン開催準備事業 【内容】 北陸新幹線開業にあわせ、フルマラソンを開催するため、開催時期やコースの設定、大会運営等について、関係機関からなる検討委員会において協議し、開催に向けた準備を進めます。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 金沢の歴史的景観やまちなみ、豊かな自然とふれあうことができる変化に富んだコースを設定し、多くのランナーに参加してもらうことにより、金沢の魅力を全国に発信するとともに、地域経済の活性化と市民の健康増進につなげます。 【必要性】 2010 年の全国で週１回以上ランニングを行う人口は４３６万人であり、8 年前の２倍の伸びを示している。このようにランニング人口の増加とともにフルマラソン大会のニーズは高まっており、金沢の魅力を全面に打ち出した大会を開催することで、多くの参加者が見込まれ、飲食、宿泊等の大きな経済波及効果が期待される。 【定期的フォローアップ】 JR 金沢駅の年間定期外利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成２３年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 庁舎前広場活用計画策定事業 【内容】 まちなかの賑わい増進に向け、庁舎前広場の活用計画を策定します。 【実施時期】 平成 23～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市の中心に位置する庁舎前広場の活用計画を策定し、市民交流、ビジネス交流、産業交流などを促進し、まちなかの賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・平成２６年度の北陸新幹線金沢開業が予定される中、中心市街地の中心に位置する庁舎前広場の活用計画を策定し、各種取組みを実践することは、まちなかの賑わいの創出に向けて必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・中心商業地の歩行者・自転車通行量を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成２３年度～２５年度	
【事業名】 金沢もてなしの伝統文化資産保存活用事業 【内容】 ・金沢固有の文化的景観である料亭や和風旅館を「金沢もてなしの伝統文化資産」に認定し、これらの保存活用を推進します。 【実施時期】 平成 23 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・市が伝統文化資産に認定した料亭や和風旅館の持つ風情や佇まいを保存し、活用をすすめることで、歴史都市金沢の文化的景観の向上を図り、まちなかの魅力向上と、賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・中心市街地に位置する文化的価値の高い料亭や和風旅館を維持･活用することは、歴史都市金沢のさらなる魅力向上と観光客等の中心市街地への集客に繋がることから、中心市街地の魅力向上と賑わいの創出を図るために重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・JR 金沢駅の年間定期外利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 長町地区用水庭園群詳細調査事業 【内容】 ・平成21年度に実施した庭園群と用水の関係調査を基に、長町地区において詳細調査を実施し、文化財としての新たな評価と価値付けを行うとともに、その保存活用策を検討します。 【実施時期】 平成23～26年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・現在も市街地を縦横に流れ都市空間に潤いを与えている用水と、個々を価値付けることが難しい庭園を、文化財群という新しい概念で一体的に捉え、その変遷や配置など詳細調査を進め価値付けを図ることで、「金沢の用水と庭園群」として、国登録記念物や市文化財への指定を目指すことにより、長町区域の魅力向上と賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・金沢の用水は、城下町の防衛・防火、人々の生活用水としての機能を果たすとともに、灌漑用水として平野を潤し、庭園の曲水としても利用されてきましたが、大野庄用水と鞍月用水沿いの、特に長町地区においては、現在も用水を利用した庭園が多く存在することが明らかとなっています。これらの庭園を調査し価値付けを図り、公開活用を行うことは、城下町金沢の魅力を一層高めるうえで必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・JR金沢駅の年間定期外利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成23年度～	

(2)　②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金澤町家職人工房開設事業 〔旧（仮）クラフトモール広坂開設事業〕(再掲) 【内容】 ・ 中心市街地にある町家を工芸作家の独立を支援するインキュベーション施設として整備し、観光客などに本物の工芸をアピールできるギャラリーとすることで、中心市街地の活性化につなげます。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・ 中心市街地にある町家を工芸家等のインキュベーション施設として整備し、集客力をアップすることにより、金沢の歴史的風致の維持向上を図るとともにまちなかの魅力を高め、賑わいの創出につなげます。 【必要性】 ・ 町家を活用して工芸の街としての魅力を高めることは、中心市街地の空家の解消と、まちなかの活性化のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・入居者による来場者へのアンケートや聞き取り調査を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の効果促進事業） 【実施時期】 ②平成 23～27 年度	
【事業名】 金沢・世界工芸トリエンナーレ開催事業(再掲) 【内容】 ・「創造都市金沢」における３年に一度の工芸の祭典として、「企画展覧会」、「シンポジウム」を開催します。 （会場予定） ・金沢 21 世紀美術館 ・リファーレ 【実施時期】 平成 22～25 年度	金沢・世界工芸トリエンナーレ開催委員会	【目標達成のための位置付け】 ・平成２１年６月にユネスコ創造都市ネットワークのクラフト分野で世界で初めての認定を受け、今後は、当事業を初めとして、「手仕事のまち・金沢」を世界に積極的に発信していきます。さらに、世界や日本全国の作家や作品を集めた企画展覧会やシンポジウム開催による交流を通じ、国や地域を越えた文化交流を促進し、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・新幹線開業を見据え、当事業を開催することは、「世界都市」、「創造都市」としての金沢市の魅力を高め、今後の本市の観光交流の一層の促進につながるのみならず、まちなかのにぎわいづくりや活性化につなげるために必要な事業です。 【フォローアップ】 ・観客数、参加者を発表します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 23～25 年度	

(3)　中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4)　国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 歴史資産を活用した国際シンポジウム等の開催事業 【内容】 ・国際的な視点から、「歴史的用水国際シンポジウム in 金沢」と題した国際学術会議や、世界の近世都市をテーマとした「城下町金沢国際ワークショップ」を開催します。 【実施時期】 平成 22～23 年度	①歴史的用水国際シンポジウム実行委員会 ②城下町金沢国際ワークショップ実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・歴史まちづくりと世界遺産登録をさらに推進していくため、国内外の研究者や学生、市民が集い、金沢の魅力を世界に発信していくことにより、歴史都市金沢の魅力向上と交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・国際的な視点から、歴史資産や世界遺産についての国際シンポジウム、ワークショップを開催することは、歴史都市金沢の魅力を国の内外に知らしめ、また、世界遺産暫定一覧表への追加記載に向けた今後の取り組みとして、金沢が国際的評価を得るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・シンポジウム及びワークショップの参加者及び観客数を把握します。	【支援措置内容】 ①河川整備基金 ②国際交流基金 【実施時期】 ①平成 22 年度 ②平成 23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 中心市街地生鮮食料品店出店・整備支援事業 【内容】 ・中心市街地において、生鮮三品を中心とするスーパー、小売店の出店及び整備を支援します。 ・出店支援 ①空き店舗借上げ 補助率　1／2 限度額 （規模に応じて） 1,000～5,000 千円 期間 2 年間 ②空き店舗改装 補助率　1／3 限度額 （規模に応じて） 2,500～10,000 千円 ・ファサード支援 （小売店） 補助率 1／2 限度額 2,000 千円 【実施時期】 平成 15 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・生鮮食料品店のまちなかへの出店を促進することで、快適な居住環境の形成及びまちなか定住の促進を目指します。 【必要性】 ・まちなかに毎日の生活に欠かすことのできない生鮮食料品店の出店を促し、高齢化社会にも対応した誰もが快適かつ安全・安心に暮らせるまちづくりを進める上で必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、中心市街地における人口の社会動態を把握します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 “頑張りまっし商店街”支援事業 【内容】 ・商店街が行うＣＩ戦略、振興プラン作成及びアメニティ空間整備事業等に係る経費の一部を助成します。 ○一般分 ・補助率 1/2 ・限度額 1,000 千円 ○特別分（先進的な事業、本市　商圏の拡大事業） ・補助率 2/3 ・限度額 2,000 千円 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・中心市街地の活性化を図るためには、商店街の魅力アップが不可欠であり、商店街のＣＩ戦略、振興プラン作成及びアメニティ空間整備事業等を支援し、集客力を高めることにより、まちなかの賑わいを創出します。 【必要性】 ・郊外での大型店の出店が相次ぎ、中心商店街の空洞化が懸念される中、商店街が一体となり、魅力アップ・集客力向上に取り組むことで、中心市街地の活性化が図られる重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年の利用実績を把握します。		
【事業名】 金沢中心商店街地区構想策定事業 【内容】 ・他都市との比較を交え香林坊、片町地区周辺の商圏・顧客分析、各商店街の課題等の調査・分析、金沢中心商店街まちづくり協議会の組織のあり方を研究し、今後の方向性（構想）を策定します。 【実施時期】 平成 19 年度～	金沢中心商店街まちづくり協議会	【目標達成のための位置付け】 ・香林坊、片町地区は、本市の魅力ある商店集積を形成する上で、特に重要な商業地であり、本地区の商業活性化により、にぎわいある中心市街地の創出を図ります。 【必要性】 ・中心市街地の商業環境が大きく変化している中で、地区の現状分析や各商店街の課題調査、まちづくり組織のあり方を研究する本事業は、都市間競争を勝ち抜き、中心市街地の商業を発展、活性化させるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・2 年に一度、近隣商店街の歩行者・自転車通行量を把握します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢中心商店街おでかけ促進事業 【内容】 ・ＦＭラジオ放送の実施等により、隣県への中心商店街情報の発信を強化することで、広域からの来街を促進します。 【実施時期】 平成 21 年度～	㈱金沢商業活性化センター	【目標達成のための位置付け】 ・中心商店街において、市内・市外の買物客のみならず、より広域からの買物客を集客することにより、まちなかの賑わい創出につなげます。 【必要性】 ・中心商店街の情報発信事業等を広域的に行うことは、中心商店街の活性化を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、主な商業地（金沢駅前、横安江、武蔵、近江町、尾張町、広坂、香林坊、柿木畠、片町、竪町）の歩行者・自転車通行量調査を実施します。		
【事業名】 緑花フェスティバル 【内容】 ・10 月の全国都市緑化月間にあわせ緑化思想の啓発を図る一環として、市民が楽しみながら緑と花について関心を高めるための各種催し物を市庁舎前で開催します。 【実施時期】 昭和 63 年度～	金沢市、(財)金沢まちづくり財団、緑を育て金沢を美しくする会	【目標達成のための位置付け】 ・緑と花に関する魅力ある催し物を開催し、まちなかにおけるにぎわいの創出と交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・緑と花に関する魅力ある催し物をまちなかで開催することは、まちなかに人を呼び込み、交流人口の増加を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、参加者数を把握します。		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［1］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

（1）公共交通機関の利用者の利便の増進を図るための事業の推進の必要性

中心市街地では、郊外から都心部へのマイカー流入に起因する交通渋滞、細街路への進入による大気汚染、騒音、地球温暖化などの環境問題、交通バリアフリーへの対応などが、今日的な課題となっています。

本市では、都心軸、環状道路整備等の進捗による都心部への通過交通の減少をふまえ、まちなかでは、過度のマイカー利用から脱却した歩行者、公共交通を優先した施策を推進し、まちなかに住む人、訪れる人にとって、快適かつ安全で環境にもやさしいまちづくりを推進する必要があります。このため、中心市街地においては、市民、企業との連携・協働による環境負荷の小さい交通体系づくり、交通事業者との連携による公共交通機関の幅広い利便性向上策などに取り組むこととします。

具体的には、新金沢交通戦略において、中心市街地は、「まちなかゾーン」として、歩行者・公共交通を優先するゾーンと位置付けられており、ゾーン内については、マイカーがなくても移動可能な極めて高水準（便数・料金・快適性など）の域内モビリティを確保します。

また、「金沢市における公共交通の利用の促進に関する条例（平成１９年４月１日施行）」においても、マイカーから公共交通の転換による公共交通の利用の促進に関する規定を設けることにより、市、市民、事業者等が一体となって公共交通の利用を総合的に促進し、歩けるまちづくり条例や駐車場適正配置条例と相まって、良好な都市環境の形成に寄与し、金沢のまちの魅力の向上、賑わいの創出を図っていきます。

（2）特定事業の推進の必要性

１）中心市街地における都市型新事業の立地促進を図るための施設を整備する事業

中心市街地において、新たな産業育成を図り、まちの活力を生み出すためには、IT、デザイン、映像、ファッション等のベンチャービジネスの育成、創業支援、異業種交流を目的とした商業支援策に取り組む必要があることから、まちなかの空きオフィス等において、インキュベーション（創業支援）施設（IT ビジネスプラザ武蔵、金沢ビジネスプラザ南町、金沢ビジネスプラザ尾山）を開設・運営し、都市型新事業の立地促進支援を行っており、現時点では、追加事業の必要はないものと考えています。

２）中心市街地食品流通円滑化事業

中心市街地において、生活者のために生鮮食料品を中心とした食料小売業を充実させることは、まちなかの生活利便性向上のためにも必要不可欠です。このため、金沢市民の台所として親しまれている近江町市場の一部を地元組合が再整備（武蔵ヶ辻第四地区市街地再開発事業）を行い、商業施設、休憩所、駐車場等の機能を有したビルを整備しますが、本市も保留床を取得し、市民交流センター等の公共公益施設を整備することにより、まちなかでの市民の交流をサポートし、地域の中小食品小売業の発展を通じて、今後、中心市街地の活性化を図っていくこととしているため、現時点では、追加事業の必要はないものと考えています。

３）乗合バスの利用者の利便の増進のための事業

本市では、中心市街地の公共交通機関として、大きな役割を果たしている乗合バスの利便性向上に向けた施策をオムニバスタウン推進事業等を通じ、積極的に展開しています。今後も、さらなる利便性の向上を図るために、ノンステップバスの拡充やＩＣカードシステムの充実、バス停のバリアフリー化等に取り組むこととしており、「乗合バスの利用者の利便の増進のための事業」についても、新金沢交通戦略等をふまえ、今後、交通事業者と必要に応じて協議を進めていくこととしますが、現時点においては具体的な計画までには至っていません。

４）貨物運送効率化事業

本市では、平成４年に、「金沢市違法駐車等の防止に関する条例」を制定し、武蔵ヶ辻から香林坊・片町に至る都心軸沿線を違法駐車防止重点地域に指定しました。

このことに伴い、都心軸から一本中に入った道路では、一部の道路で荷捌き車両の駐車を可能に変更しました。また、併せて、荷捌き駐車場・ベイを新たに設置したり、荷捌き団体が駐車場を借り上げる際に助成を行うなど、中心市街地において、荷捌き車両の交錯輸送を排除することにより、貨物輸送の効率化に努めているところであり、現時点では、追加事業の必要はないものと考えています。

金沢ふらっとバス（菊川ルート）

ITビジネスプラザ武蔵

歩けるまちづくり（竪町商店街）

［2］具体的事業の内容

(1)　法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)　①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 通勤時パーク・アンド・ライド（K Park）及び観光期等パーク・アンド・ライド 【内容】 ・通勤時及び観光期等の交通渋滞の緩和を目的として、郊外の民間商業施設等の駐車場を利用したパーク・アンド・ライドシステムを実施します。 （通勤時 P&R 駐車場 17 カ所：430 台分） （観光期 P&R 駐車場 2 カ所：1,300 台分） 【実施時期】 平成 8 年度～	(通勤時) 金沢都市圏パーク・アンド・ライドシステム実施協議会 (観光期) パーク・アンド・バスライドシステム実行委員会	【目標達成のための位置付け】 ・パーク・アンド・ライドを推進することにより、通勤時及び観光期等のまちなかの交通渋滞の解消を図り、都市環境の向上に資することにより、まちなかの交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・まちなかへ直接自動車で乗り入れることを抑制し、まちなかの交通渋滞を緩和するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、パーク・アンド・ライドの利用者数を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 21 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 歩けるまちづくり推進事業 【内容】 ・地元（歩けるまちづくり団体）が策定した「歩けるまちづくり構想」を具現化するために、地元と市長が「歩けるまちづくり協定」を締結し、構想具現化の取組に対して、支援等を実施します。 ［協定締結実績］ ・竪町商店街地区 ・横安江町商店街地区 ・主計町地区 ・長町武家屋敷地区 ・材木地区 【実施時期】 平成 14 年度～	金沢市、石川県警察	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかは人が歩いてこそ賑わうという観点から、地域住民との協働により歩けるまちづくりを推進し、歩行環境を向上させることにより、まちなかでの定住促進と交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・金沢のまちの特性を活かしながら、市民が安全・快適に歩ける交通環境を整備するとともに、歩くことについて市民の意識醸成に努め、回遊性向上による賑わいあるまちづくりと環境面にも配慮した交通体系を構築していくために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・協定締結後の交通規制等実施の効果について、歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成 19～21、23 年度	
【事業名】 金沢中央地区事業実施効果調査 【内容】 ・まちなかにおける事業の実施効果を調査し、今後のまちづくり計画の方針を検討策定します。 【実施時期】 平成 23～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかの定住と交流を促進し、魅力あるまちづくりの推進等に向け取り組んできた事業の実施効果を把握します。 【必要性】 ・これまで取り組んできた事業の実施効果を調査し、今後のまちづくり計画の方針を検討することは、更なる中心市街地の活性化に向けた必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・実施効果を公表します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画） 【実施時期】 平成 23～25 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢ビジネスプラザ南町管理運営事業 【内容】 ・ＳＯＨＯ事業者のためのインキュベーション施設の運営 ・ルーム　3室 ・ブース　5室 【実施時期】 平成17年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・この施設を中心市街地に開設することにより、入居するＳＯＨＯ事業者の信用度が高まるとともに、近在する大手企業とのビジネスチャンスの機会も得られ、また、中心市街地でのビルの空室率を下げる効果があります。 【必要性】 ・本市が開設したインキュベーション施設に入居することで、創業・起業したベンチャー企業やＳＯＨＯ事業者には事務所の家賃等の経費を抑制することができるとともに、事業を進めるにあたっての不安や相談事をインキュベーションマネージャーに相談することもでき、また、施設内のＯＡ機器が安価で利用することができるなど、事業者をバックアップする施設として大変有意義な施設です。また、民間ビルの１フロアーの一部分を使用することで、ビルの空室率を低減させることができます。 【定期的フォローアップ】 ・1 年に一度、入居者に対しアンケート調査を実施し、事業の内容を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	
【事業名】 金沢ビジネスプラザ尾山管理運営事業 【内容】 ・ＳＯＨＯ事業者のためのインキュベーション施設の運営 ・ルーム　2室 ・ブース　9室 【実施時期】 平成18年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・この施設を中心市街地に開設することにより、入居するＳＯＨＯ事業者の信用度が高まるとともに、近在する大手企業とのビジネスチャンスの機会も得られ、また、中心市街地でのビルの空室率を下げる効果があります。 【必要性】 ・本市が開設したインキュベーション施設に入居することで、創業・起業したベンチャー企業やＳＯＨＯ事業者には事務所の家賃等の経費を抑制することができるとともに、事業を進めるにあたっての不安や相談事をインキュベーションマネージャーに相談することもでき、また、施設内のＯＡ機器が安価で利用することができるなど、事業者をバックアップする施設として大変有意義な施設です。また、民間ビルの１フロアーの一部分を使用することで、ビルの空室率を低減させることができます。 【定期的フォローアップ】 ・1 年に一度、入居者に対しアンケート調査を実施し、事業の内容を把握します。	【支援措置内容】 中心市街地活性化ソフト事業 【実施時期】 平成19～23年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 地域交通のあり方検討事業 【内容】 ・歩行者と公共交通を優先し、安全かつ快適に歩けるまちづくりを推進するため、まちなかにおけるマイカー利用のあり方等を検討します。 【実施時期】 平成 20～25 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかにおける生活道路は、藩政期からの細街路が多いことから、地域の道路形態や交通事情に応じたマイカー利用のあり方について検討し、交通プランを作成することにより、安全かつ快適に歩けるまちづくりを推進します。 【必要性】 ・安全かつ快適に歩けるまちづくりや、まちなかの定住を進める上で重要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・歩けるまちづくり推進地区における効果検証を実施します。	【支援措置内容】 地域公共交通活性化・再生総合事業 【実施時期】 年度 20～22 年度	

(2)　②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢都心軸交通環境改善調査（再掲） 【内容】 ・新交通導入の前提となる公共交通利用者数の増加を図るために様々な交通実験を実施します。 【実施時期】 平成 8 年度～	石川県、金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・過度に自動車に依存しない中心市街地を目指し、金沢都心軸におけるシティーライナーの運行を実現させるなど、実効性のある公共交通利用促進施策を実施し、まちなかへの公共交通での移動利便性を高めることにより、交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・実験として事前に取り組むことにより、本格実施前に問題点等が見いだしやすくなり、中心市街地での施策の本格実施に移行する際にも、スムーズに移行できることから必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、都心軸上の主な商業地（金沢駅前、横安江、武蔵、近江町、香林坊、片町、竪町）の歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 街路事業 【実施時期】 平成 19 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新幹線対応型新バスシステム“まちなかシャトル”運行事業 【内容】 北陸新幹線金沢開業に伴うまちなかの交通需要の増に対応するため、駅から中心市街地に向かう新たなバス交通システムを導入します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・ 金沢駅を起終点として、まちなかを周遊するわかりやすく便利な新しいバス交通システムを導入することにより、交通利便性の向上と中心市街地の活性化につなげます。 【必要性】 ・ まちなかにおいて、市民、来街者にわかりやすく便利なバス交通システムを導入することは、中心市街地全体の回遊性を高めるとともに、賑わい創出につながることから必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・乗降客数の把握を行います。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金(市街地再開発事業等と一体の効果促進事業) 【実施時期】 平成 23 年度～	
【事業名】 自転車利用推進事業 【内容】 ・ まちなかを自転車で安心して通行できる推奨ルートの設定や観光用駐輪場の整備を行い、市民や来街者の自転車利用を促進します。 ・金沢市まちなか自転車利用環境向上計画の具現化として、公共レンタサイクル「まちのり」の導入などを推進します。 【実施時期】 平成 20～31 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・ 自転車の利用を促進し、過度のマイカー利用を抑制することにより、まちなかの交通渋滞を緩和させ、まちなかにおける賑わいの創出や、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・ 市民や来街者の自転車利用を促進することは、まちなかの賑わい創出や交流人口の拡大を図る上で必要です。 【定期的フォローアップ】 ・市営自転車駐車場内の駐車台数を把握します。	【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等と一体の効果促進事業） 【実施時期】 平成 23～27 年度	

(3)　中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢ふらっとバス運行事業 【内容】 ・循環型コミュニティバス「金沢ふらっとバス」を運行し、公共交通優先のまちづくりを推進します。 ・平成 20 年度よりまちなかの公共交通不便地域の解消を図るため、ルートを新設します。 此花ルート(H10～) 菊川ルート(H11～) 材木ルート(H14～) 長町ルート(H20～) 【実施時期】 平成 10 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市の中心部における公共交通不便地域のモビリティ向上を図るため、住宅地と交通結節点や商店街などを結ぶ循環バスを運行することにより、過度に自動車に依存しない中心市街地を目指します。 【必要性】 ・少子高齢化が進展する中で、公共交通以外に外出するための移動手段を持たない人にとって、中心部への移動機会を確保するためのコミュニティバスの導入はまちなか活性化の観点から必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、金沢ふらっとバスの利用者数を把握します。	【支援措置内容】 ①バス利用促進等総合対策事業 ②地域バス交通活性化事業 ③地域公共交通活性化・再生総合事業 【実施時期】 ①平成 10～18 年度 ②平成 19 年度 ③平成 20～22 年度	
【事業名】 人と環境にやさしいバス車両の導入、バス停のバリアフリー化 【内容】 ・交通事業者が実施する、わかりやすいバス路線の案内方法の検討、誰もが利用しやすいノンステップバス車輌やアイドリングストップ機能付き車輌等への切り替え、バス停のバリアフリー化に対する補助を実施します。 【実施時期】 平成 9 年度～	国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市、交通事業者(北陸鉄道(株)ほか)	【目標達成のための位置付け】 ・誰もが利用しやすいノンステップバスの導入やバス停のバリアフリー化を推進することにより、多くの人の外出機会を増やし、まちなかの交流人口の増加を図ります。 【必要性】 ・公共交通のバリアフリー化を推進することは、誰もが移動しやすい環境を創出することにつながり、中心市街地の交流人口の増大には必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、ノンステップバスの導入割合を把握します。	【支援措置内容】 地域公共交通確保維持改善事業 【実施時期】 平成 14～23 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 新幹線対応型新バスシステム“まちなかシャトル”運行事業(再掲) 【内容】 ・北陸新幹線金沢開業に伴うまちなかの交通需要の増に対応するため、駅から中心市街地に向かう新たなバス交通システムを導入します。 【実施時期】 平成 20 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・金沢駅を起終点として、まちなかを周遊するわかりやすく便利な新しいバス交通システムを導入することにより、交通利便性の向上と中心市街地の活性化につなげます。 【必要性】 ・まちなかにおいて、市民、来街者にわかりやすく便利なバス交通システムを導入することは、中心市街地全体の回遊性を高めるとともに、賑わい創出につながることから必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・乗降客数の把握を行います。	【支援措置内容】 地域公共交通活性化・再生総合事業 【実施時期】 平成 20～22 年度	
【事業名】 歩けるまちづくり推進事業 （再掲） 【内容】 ・地元（歩けるまちづくり団体）が策定した「歩けるまちづくり構想」を具現化するために、地元と市長が「歩けるまちづくり協定」を締結し、構想具現化の取組に対して、支援等を実施します。 ［協定締結実績］ ・竪町商店街地区 ・横安江町商店街地区 ・主計町地区 ・長町武家屋敷地区 ・材木地区 【実施時期】 平成 14 年度～	金沢市、石川県警察	【目標達成のための位置付け】 ・まちなかは人が歩いてこそ賑わうという観点から、地域住民との協働により歩けるまちづくりを推進し、歩行環境を向上させることにより、まちなかでの定住促進と交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・金沢のまちの特性を活かしながら、市民が安全・快適に歩ける交通環境を整備するとともに、歩くことについて市民の意識醸成に努め、回遊性向上による賑わいあるまちづくりと環境面にも配慮した交通体系を構築していくために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・協定締結後の交通規制等実施の効果について、歩行者・自転車通行量調査を実施します。	【支援措置内容】 地域公共交通活性化・再生総合事業 【実施時期】 平成 22 年度	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 自転車利用推進事業(再掲) 【内容】 ・まちなかを自転車で安心して通行できる推奨ルートの設定や観光用駐輪場の整備を行い、市民や来街者の自転車利用を促進します。 ・金沢市まちなか自転車利用環境向上計画の具現化として、公共レンタサイクル「まちのり」の導入などを推進します。 【実施時期】 平成 20～31 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・自転車の利用を促進し、過度のマイカー利用を抑制することにより、まちなかの交通渋滞を緩和させ、まちなかにおける賑わいの創出や、交流人口の拡大を図ります。 【必要性】 ・市民や来街者の自転車利用を促進することは、まちなかの賑わい創出や交流人口の拡大を図る上で必要です。 【定期的フォローアップ】 ・市営自転車駐車場内の駐車台数を把握します。	【支援措置内容】 ①地域連携道路事業 ②先導的都市環境形成促進事業 ③中核市・特例市ｸﾞﾘｰﾝﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ基金 【実施時期】 ①平成 21 年度 ②平成 22 年度 ③平成 23 年度	

(4)　国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 バス走行環境の改善 【内容】 ・バス専用レーン及び公共交通優先システム（ＰＴＰＳ）の導入や交差点の改良等を実施します。 【実施時期】 昭和 46 年度～	国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市、石川県警察、交通事業者（北陸鉄道(株)ほか）	【目標達成のための位置付け】 ・バスの定時性確保、速達性の向上を図り、公共交通の利便性を向上させ、まちなかでの交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・公共交通優先システムの導入や交差点等の改良を行い、バスの定時性、速達性を向上させることは、中心市街地における交流人口の増加を図るために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、路線バス利用者数を把握します。		
【事業名】 「金沢市における交通バリアフリー基本構想」推進事業 【内容】 ・交通事業者が実施するバス停や駅舎のバリアフリー化事業に補助を行い、すべての人が公共交通機関を利用して円滑に移動できるよう促進を図ります。 【実施時期】 平成 14 年度～	石川県、金沢市、交通事業者（北陸鉄道(株)ほか）	【目標達成のための位置付け】 ・すべての人が利用しやすいバス停や駅舎を整備することによって、公共交通の利便性を向上させ、過度に自動車に依存しない中心市街地づくりを進めます。 【必要性】 ・バリアフリー化を進めることにより、外出機会が増え、公共交通の利用者数の増加につながるので必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、路線バス利用者数を把握します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 金沢オムニバスタウン推進事業 【内容】 ・人・まち・環境が共生するバス交通への転換を図るために、平成11年2月に全国2番目にオムニバスタウンの指定を受け、前期、中期、後期の各計画に基づき、各種施策を実施します。 【実施時期】 平成10～24年度	国土交通省北陸地方整備局、石川県、金沢市、交通事業者（北陸鉄道(株)ほか）	【目標達成のための位置付け】 ・バスを活用した魅力あるまちづくりを通じ、まちなかでの移動利便性を向上させることにより、まちなかの定住促進と交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・「人・まち・環境にやさしい」というバスの社会的意義を最大限に発揮したまちづくりを推進し、交通渋滞、都市環境の悪化、自動車事故などの諸問題の解決を図り、安全かつ豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指すとともに中心市街地の活性化を図るまちづくりを進めるために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、路線バス利用者を把握します。		
【事業名】 オムニバスタウン推進事業 ＩＣカードの多機能化による利便性・魅力の向上、多様なバス料金システムの検討 【内容】 ・ＩＣカードシステムの導入により、バス利用の利便性向上を図るとともに、商業分野と連携し、複合的にバスの利便性を高めます。 【実施時期】 平成16年度～	金沢市、交通事業者（北陸鉄道(株)ほか）	【目標達成のための位置付け】 ・ＩＣカードの多機能性に着目し、バス利用のみならず、商業分野との連携を検討し、複合的にバスの利便性を高めることや、乗継割引の拡充、オフピーク時のバス料金の柔軟な設定など、多様なバス料金システムの導入を検討し、バス利用者の負担軽減に努め、新たな利用者の確保につなげることにより、まちなかの交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・中心市街地は、公共交通の活性化を推進する観点からも、バス利用者に対して新たな魅力を与えることで、マイカーによる来街を抑制し、過度に自動車に依存しないまちづくりを進めます。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、ＩＣカードの発行枚数を把握します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 サイクル・アンド・ライドの推進 【内容】 ・駐輪場整備の推進（ハード）と利用促進ＰＲの実施（ソフト）により公共交通のアクセス向上を図ります。 市内駐輪場 ：35 カ所 自転車 7,029 台 原付 577 台 （H22.10.1 現在） 【実施時期】 平成 10 年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・バス停や駅まで自転車を利用し、公共交通に乗り換えることで、過度のマイカー利用を抑制し、まちなかの交通渋滞を緩和させることにより、まちなかの交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・公共交通への利用を促すためにバス停や駅の駐輪場を整備することは、公共交通の利便性を向上させる観点からも必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年駐輪場利用者数を把握します。		
【事業名】 新金沢交通戦略推進事業 【内容】 ・「新金沢市総合交通計画」を基本としつつ、その後の環状道路・金沢港の整備や北陸新幹線の金沢開業といった交通に関する環境の変化や「第 2 次基本計画」をふまえ、2015 年を目標年次とした金沢の交通ビジョンを提示するとともに、その実現に向けたより具体的な行動計画を明らかにする「新金沢交通戦略」を推進します。 【実施時期】 平成 18～27 年度	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・戦略は交通環境の違いに応じてゾーニングを行っているが、まちなかゾーンでは、歩行者、公共交通を優先する交通体系を構築することとしており、これにより、極めて高水準の公共交通を確保することで、定住人口の増加や交流人口の増大を図ります。 【必要性】 ・交通施策をゾーンごとにパッケージ化し、総合的に推進していくことで、効率的かつ計画的に交通施策を実施するために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、主要商業地（金沢駅、横安江、武蔵、近江町、香林坊、片町、竪町）の歩行者・自転車通行量調査を実施します。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 都心軸道路渋滞緩和対策 【内容】 ・荷捌団体の駐車場借り上げ費への補助および荷捌き車両用に路外駐車場を借り上げ、路上での荷捌きを削減し、道路混雑の解消を図ります。また、荷捌き駐車場導入の整備手法を検討するため、トラック荷捌き効率化計画に基づき、荷捌き関連施策を推進します。 【実施時期】 平成4年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市の都心軸に位置づける国道157号（武蔵ヶ辻、香林坊、片町）での路上荷捌き車両は、公共交通を中心とする自動車の走行を阻害する要因となるため、荷捌き駐車場を確保することで、都心軸における自動車の走行環境を良好に保ち、中心市街地の交通環境の向上を図ります。 【必要性】 ・中心市街地における円滑な道路交通環境の創出のために必要な事業です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、荷捌き駐車場の利用台数を把握します。		
【事業名】 金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行推進費 【内容】 ・まちなか駐車場区域内での駐車場の設置及び変更に関する届出制度、まちなか業務用駐車場整序促進助成金制度を実施します。また公共交通機関の利用促進を図るためパーク・アンド・ライド駐車場の適正な配置に関する基本方針を策定します。 【実施時期】 平成18年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市の特性に対応した住みよい都市環境の形成に寄与することを目的として、まちなか駐車場の適正な配置を推進していくことにより、まちなかの都市環境の向上を図り、定住人口の増加を図ります。 【必要性】 ・まちなかの住宅地区に点在する業務用駐車場は、土地利用上も好ましいものとは言えず、届出制度や助成金制度を通じて、まちなか駐車場の適正な再配置は、住環境の向上を図るために必要です。 【定期的フォローアップ】 ・毎年、まちなかの駐車可能台数の把握をします。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ＩＴビジネスプラザ武蔵運営事業 【内容】 ・ＩＴ関連または映像やデザイン分野でのベンチャー企業の育成や新しい産業の創出を目的とします。 インキュベーション施設 ・ルーム４室 ・ブース10室 ・マルチメディアスタジオ ・貸ホール、会議室 【実施時期】 平成16年度～	金沢市	【目標達成のための位置付け】 ・本市におけるＩＴ関連等の事業を行うＳＯＨＯ事業者にとっての拠点施設としての利用や、情報の受発信、交流の場を提供することで、新しい産業の創出を図ります。 【必要性】 ・本市が開設したインキュベーション施設に入居することで、創業・起業したベンチャー企業やＳＯＨＯ事業者には事務所の家賃等の経費を抑制することができるとともに、事業を進めるにあたっての不安や相談事に対応するインキュベーションマネージャーもおり、また、施設内のＯＡ機器が安価で利用できるなど、事業者をバックアップする施設として有意義な施設です。 【定期的フォローアップ】 ・ブースの入居期間は最長３年間と決まっており、施設を退去後、追跡調査（事業の継続、規模等）のためのアンケートを実施します。		

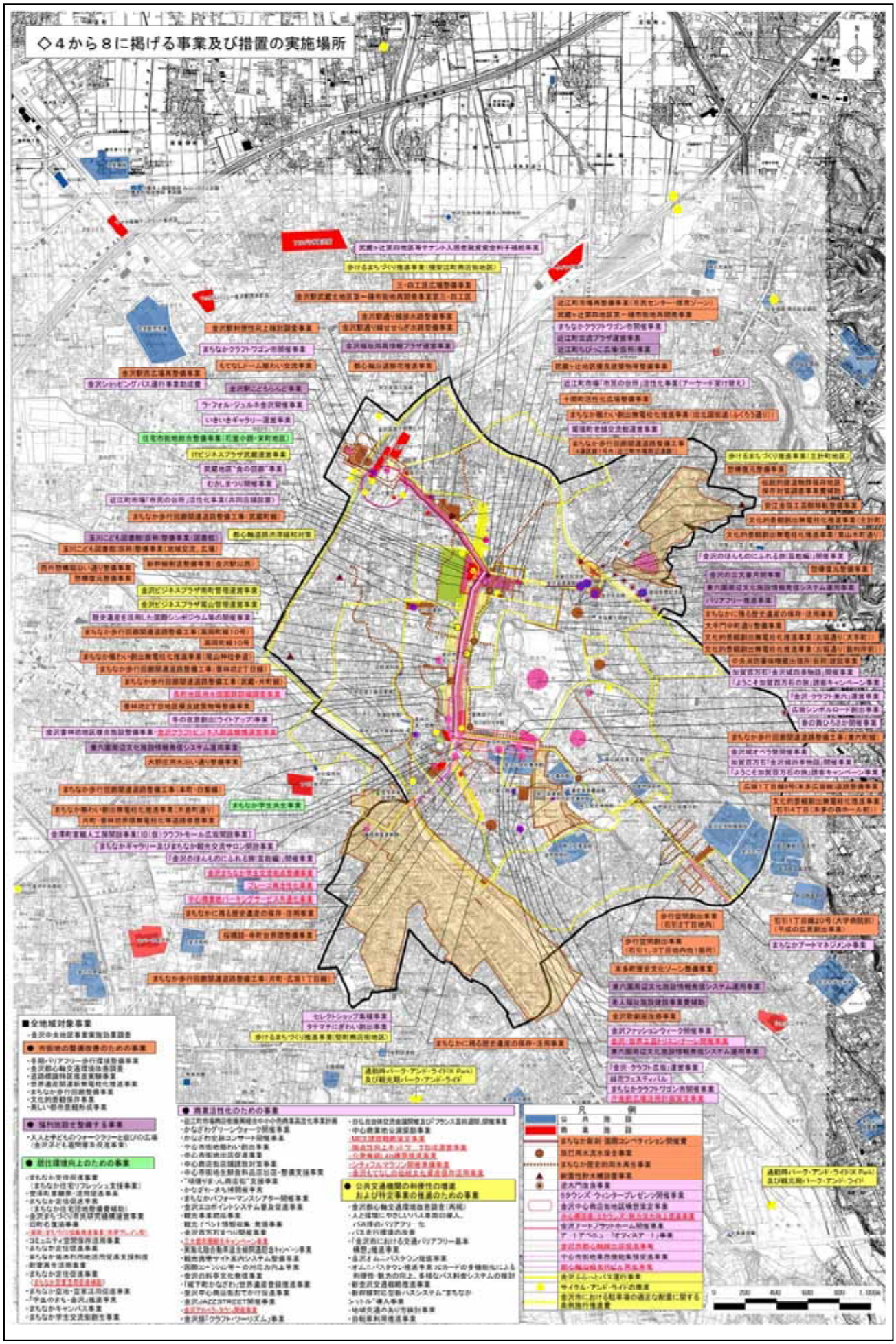
◇４から８に掲げる事業及び措置の実施場所
■全地域対象事業
●市街地の整備改善のための事業
●福利施設を整備する事業
●居住環境向上のための事業
●商業活性化のための事業
●公共交通機関の利便性の増進
および特定事業の推進のための事業
凡　例
公　共　施　設
商　業　施　設
まちなか創新・国際コンペティション開催費
旅行用水及水産全事業
まちなか歴史的用水再生事業
新電性防火槽設置事業
老木門改造事業
9クロンズ・ウィンター・プレゼンン開催事業
金沢中心商店街活性化事業
アートアベニュー「オフィスアート」事業
金沢市中心商店街活性化事業
中心市街地事務機能集積促進事業
新心地区地区化再生事業
金沢ふらっとバス運行事業
サイクル・アンド・ライドの推進
金沢市における駐車場の適正な配置に関する条例施行推進費
通勤時パーク・アンド・ライド(X Park)
及び観光用パーク・アンド・ライド
0　200　400　600　800　1,000m

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等

（１）金沢市内部の推進体制について

本市では、都市政策局企画調整課（課員：12 名、うち中心市街地活性化担当者 3 名）が中心市街地活性化事業を統括しており、関係部局の連携を図りながら、基本計画のとりまとめ、関連事業の進捗状況等の管理を行っています。

また、中心市街地活性化を全庁体制で取り組むことを目的としたプロジェクトとして、平成 18 年度には、「中心市街地活性化基本計画策定プロジェクト」を設置、また、関連プロジェクトとして、「新金沢交通戦略推進プロジェクト」、「歩けるまちづくり推進検討プロジェクト」等を設置しました。

なお、各プロジェクトを統括・調整する組織として、北陸新幹線建設推進本部、定住促進本部、総合交通政策推進本部等を置き、全庁的な組織体制で中心市街地活性化に取り組んでいます。

□中心市街地活性化基本計画策定プロジェクトの開催状況

年月日	内容等
平成 18 年 7 月 21 日	第 1 回中心市街地活性化基本計画策定プロジェクト ・改正中心市街地活性化法に基づく基本計画策定の説明
平成 18 年 10 月 16 日	第 2 回中心市街地活性化基本計画策定プロジェクト ・改正中心市街地活性化法に基づく基本計画作成の説明

□新金沢交通戦略推進プロジェクトの開催状況

年月日	内容等
平成 18 年 9 月 15 日	第 1 回新金沢交通戦略推進プロジェクト ・今年度策定予定の「新金沢交通戦略」骨子案の説明
平成 19 年 2 月 23 日	第 2 回新金沢交通戦略推進プロジェクト ・新金沢交通戦略（案）について

□歩けるまちづくり推進検討プロジェクトの開催状況

年月日	内容等
平成 18 年 4 月 12 日	第 1 回歩けるまちづくり推進検討プロジェクト ・横安江町商店街における歩けるまちづくり推進の説明
平成 18 年 6 月 7 日	第 2 回歩けるまちづくり推進検討プロジェクト ・主計町地区における歩けるまちづくり推進の説明
平成 18 年 12 月 6 日	第 3 回歩けるまちづくり推進検討プロジェクト ・今後の歩けるまちづくり推進の説明

（２）金沢市議会における中心市街地活性に関する審議の内容

金沢市議会における中心市街地活性化に関しての主な質疑について、以下のとおり答弁を行いました。

年月	審議の要旨
平成18年3月定例会(第1回)本会議	（質問要旨） ・これまでの商店街振興策を中心としたまちづくり三法が効果を上げていないとの反省による、まちづくり三法改正案に対する御所見、また都市機能の市街地への集約など、コンパクトシティ構想の論議により、さまざまな課題が明確になっておりますが、このコンパクトシティの概念によるまちづくりについて、あわせて所見をお伺いします。 （市長答弁要旨） ・今回の改正は、コンパクトなまちづくりを進めることにあります。大型店の郊外立地を抑えて、そしてまちなかのにぎわいを回復させる、これを目指すものでございまして、金沢市では国以上に、さきに商業環境形成指針の策定をしてございます。これからもいろんな施策を多面的、重層的に展開したいというふうに思っています。方向が今提案されておるわけでございますので、この改正の動向というものをよく見極めて、そしてこれに応じて都市計画、それから中心市街地活性化基本計画、この見直しが必要になろうかと思っております。
平成18年6月定例会(第2回)本会議	（質問要旨） ・市として今回の法改正に対応した中心市街地活性化基本計画の見直しの取組と、さらなるまちなかのにぎわい創出のため、定住促進や中心商店街の振興にいかなる対策を講じれば、改正法案の趣旨を生かせるのか、また、具体的な成果を得ることができるのか。 （市長答弁要旨） ・まちなかを凝縮させようという方向での法改正は、至当なこと、適当なことと思っております。基本方針をふまえ、本市としても基本計画の見直し作業に着手することにしております。まちなかの商店街の道筋を整えなければならないと思っておりますし、再開発による都心軸沿線商店街の賑わいをつくっていくこと、例えば、アートアベニューゾーンへの新しいファッション関連店舗集積の検討、玉川子ども図書館（仮称）の整備、近江町市場の再整備も進んでまいりますので、こういった施策を通じ、さらに中心市街地活性化に向けて公私協働で努力していきたいと思っております。

（３）金沢市市街地活性化推進委員会

第１次基本計画を作成した翌年、経済界、商業者、学識経験者、市民等からなる「金沢市市街地活性化推進委員会」を設置（平成 11 年 7 月）し、基本計画の実施事業の評価、進捗状況の公表、フォローアップを行うとともに、中心市街地の状況、動向の変化等に応じ、適宜、新たな施策の方向性等の提言を受けるなど、基本計画について、幅広い関係者、市民等の意見を取り入れる体制を整えてきました。

□金沢市市街地活性化推進委員会の開催状況（平成 15 年度以降）

年月日	内容等
平成 15 年 11 月 19 日	第２次基本計画見直し骨子と見直し策定スケジュールの説明
平成 16 年　2 月 16 日	第２次基本計画素案の説明
平成 16 年　3 月 30 日	第２次基本計画の説明
平成 17 年 12 月 20 日	平成 17 年度事業の進捗状況報告等
平成 19 年　1 月 19 日	改正中心市街地活性化法に基づく基本計画策定の説明

□金沢市市街地活性化推進委員会の構成員（平成 18 年 12 月末現在）

氏名	所属等	役職名等
浦　淳	金沢青年会議所	幹事
北野信之	株式会社金沢商業活性化センター	代表取締役
神　亮一	社団法人石川県木造住宅協会	副会長
瀬戸和夫	金沢商工会議所都市問題委員会	副委員長
高畠勝彦	公募委員	
高山純一	金沢大学大学院自然科学研究科	教授
田中善勝	公募委員	
豊岡弘之	金沢中心商店街まちづくり協議会	会長
中村直幸	日本政策投資銀行	北陸支店長
萩原扶未子	株式会社Ｇ＆Ｓ	代表取締役社長
馬場先恵子	金沢学院大学美術文化学部	助教授
宮本秀夫	武蔵活性化協議会	会長
森　俊偉	金沢工業大学	教授

（４）㈱金沢商業活性化センターの設立

本市では、平成 10 年 10 月、第 1 次基本計画の作成と同時に、中核市金沢にふさわしい中心商業地の魅力と活力を取り戻すため、金沢市・金沢商工会議所及び商業者等が一致協力して街づくり機関としての㈱金沢商業活性化センターを設立し、商業施設プレーゴの整備、共通駐車券の発行による駐車場ネットワーク事業、各商店街が連携してのイベント開催、中心商店街情報誌発行事業等を実施してきました。

[会社概要]

社名：株式会社金沢商業活性化センター
所在地：金沢市高岡町 1 番 33 号　明治安田生命金沢ビル 5 階
設立：平成 10 年 10 月 7 日
資本金：授権資本 160,000 千円　払込資本 46,000 千円

[事業目的]

・都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
・市街地の商業の振興を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報の提供業務
・共通駐車サービス券の発行及びその事業の運営
・商店街振興組合その他商店街活性化のための組織の事務管理受託
・各種イベントの企画、運営及び受託
・商店街の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計及び受託
・土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計及びコンサルティング業務
・不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用に関する業務
・駐車場、会議施設、コミュニティホール等の商業基盤施設の企画、建設
・飲食店業
・書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
・損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
・上記に付帯し、または付随する一切の事業

[株主数]

出資者	株主数	出資額（千円）	出資比率（%）
金沢市	1	23,000	50.00
金沢商工会議所	1	2,100	4.57
商店街・商業者（中小企業者）	21	15,250	33.15
大型店等（中小企業者以外）	4	3,650	7.93
金融機関	2	2,000	4.35
計	29	46,000	100.00

㈱金沢商業活性化センターは、中心市街地活性化の司令塔機能として必要不可欠な組織であるとの認識から、引き続き、本市と協働で中心市街地の活性化に取り組むとともに、中心市街地活性化協議会においても、主要な構成員として、中心部の活性化の総合的かつ一体的な推進に取り組んでいきます。

［2］中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会については、法第 15 条第 1 項の規定に基づき、基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議するため、平成 19 年 1 月 29 日、金沢市中心市街地活性化協議会を設置し、今後は、関係者の緊密な連携と協力体制のもと、基本計画の策定、特定事業の実施等、中心市街地活性化に積極的に取り組む体制が整えられました。

［金沢市中心市街地活性化協議会の協議内容について］

【設立準備会　平成 19 年 1 月 22 日】
「金沢市中心市街地活性化協議会（仮称）の設立について」
・基本計画骨子案を報告

【設立総会　平成 19 年 1 月 29 日】
「金沢市中心市街地活性化協議会の設立及び幹事会の設置について」
・基本計画骨子案を説明

【第 1 回幹事会　平成 19 年 2 月 2 日】
「金沢市中心市街地活性化基本計画素案に関する審議」
・基本計画素案を説明

【第 2 回幹事会　平成 19 年 3 月 1 日】
「金沢市中心市街地活性化基本計画（案）について」
・基本計画（案）について説明
・前回の幹事会で寄せられた意見、質問等について協議

【第 2 回協議会　平成 19 年 3 月 23 日】
「幹事会における審議内容について」
「金沢市中心市街地活性化基本計画（案）について」
「答申書（案）について」
・基本計画（案）を説明

○平成 19 年 3 月 23 日に「答申書」を市へ提出

内容「平成 19 年 1 月 29 日付けで諮問のありました件については、概ね、妥当であると判断致します。」

○金沢市中心市街地活性化協議会ホームページ

http://www.kanazawa-cci.or.jp/area/central_pa/index.html

□中心市街地活性化協議会の構成員（平成 19 年 1 月 29 日承認）

■構成員及び協議会委員　　**平成 23 年 4 月 1 日現在**

構成員			協議会委員	備考
団体名	役職	根拠法令		
金沢商工会議所	会頭	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	深 山　　彬	会長
金沢商工会議所	専務理事	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	越 島 正 喜	
(株)金沢商業活性化センター	代表取締役社長	法第 15 条第 1 項関係（まちづくり会社）	加 納 明 彦	副会長
金沢市	都市政策局長	法第 15 条第 4 項関係（市）	立岩 里生太	
金沢市商店街連盟	会長	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	小間井 隆幸	
金沢中心商店街まちづくり協議会	会長	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	山 本 隆 文	
武蔵活性化協議会	会長	法第 15 条第 4 項関係（商業者）	中 島 祥 博	
金沢市町会連合会	会長	法第 15 条第 4 項関係（地域関係者）	平 田　　博	
北陸鉄道(株)	代表取締役社長	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	魚 住 隆 彰	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	執行役員金沢支社長	法第 15 条第 4 項関係（交通事業者）	荻 野 浩 平	
金沢市社会福祉協議会	会長	法第 15 条第 4 項関係（福利施設関係）	武 村 昇 治	
(株)北國銀行	執行役員総合企画部長	法第 15 条第 8 項関係（地域経済）	杖 村 修 司	

■監事

団体名	所属・役職	根拠法令	氏名	備考
金沢商工会議所	監事	法第 15 条第 1 項関係（商工会議所）	毎 田 健 治	
(株)金沢商業活性化センター	取締役	法第 15 条第 1 項関係（まちづくり会社）	荒 井 角 男	

■オブザーバー

団体名	所属・役職	根拠法令	氏名	備考
石川県	商工労働部長	法第 15 条第 7 項関係	水 野 裕 志	
金沢中警察署	署長	法第 15 条第 7 項関係	谷　　和 幸	
金沢東警察署	署長	法第 15 条第 7 項関係	山 口 良 一	

□中心市街地活性化協議会　幹事会の構成員（平成 19 年 1 月 29 日承認）

平成 23 年 4 月 1 日現在

構成員		氏名	備考
所属	役職等		
金沢商工会議所	専務理事	越 島 正 喜	共同設置者・幹事長
(株)金沢商業活性化センター	専務取締役	山 本 隆 文	共同設置者
金沢市	企画調整課長	八 田　　誠	市
金沢市	商業振興課長	西 川　　哲	市
金沢市商店街連盟	事務局長	吉 田 俊 朗	商業者
金沢中心商店街まちづくり協議会	専務理事	諸 江　　洋	商業者
武蔵活性化協議会	理事・事務局長	三 上 道 幸	商業者
金沢市町会連合会	事務局長	山 森　　茂	地域生活者
北陸鉄道(株)	代表取締役常務	西 村 健 一	交通事業者
西日本旅客鉄道(株)金沢支社	企画担当次長	藤 根 敬 司	交通事業者
金沢市社会福祉協議会	常務理事	二 飯 田 成 一	福利施設
(株)北國銀行	総合企画部企画課長	菊 澤 智 彦	地域経済

※研究会を設置する場合は、学識経験者を中心に人選。

［3］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

（1）客観的現状分析、ニーズ調査に基づく事業・措置の集中実施

1）旧中心市街地活性化法に基づく計画の実施

① 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［2］これまでの中心市街地活性化に関する取組」を参照

		全事業数	完了	着手済
方針１． 個性を活かした美しいまちづくり	中心市街地の整備改善のための事業	92	53	39
	商業の活性化のための事業	12	2	10
方針２． 暮らしの良さを実感する定住促進	中心市街地の整備改善のための事業	60	25	35
	商業の活性化のための事業	6	5	1
	その他の事項	1	0	1
方針３． 元気な商店街・都心ビジネスの形成	中心市街地の整備改善のための事業	12	4	8
	商業の活性化のための事業	82	45	37
	その他の事項	1	0	1
方針４． 人・環境にやさしいまちなか交通の確立	中心市街地の整備改善のための事業	51	34	17
	商業の活性化のための事業	5	3	2
	その他の事項	25	4	21
方針５． まちなか交流活動の促進	中心市街地の整備改善のための事業	52	32	20
	商業の活性化のための事業	59	32	27
合計		458	239	219

※事業数は複数の方針にまたがるものも含みます。

本市においては、毎年度、基本計画の進捗状況の把握、新規事業の追加等を適切なタイミングで行ってきたことから、事業の進捗状況は延べ事業数 458 事業に対し、完了 239 事業、着手済 219 事業と高いものとなっています。

2）過去の取組の評価について

「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針［４］課題の整理」（P20）を参照

3）統計的なデータ等による客観的な把握・分析

① 面積

・金沢市域の面積（46,777ha）に占める中心市街地の面積（860ha）の割合は、1.8%となっています。

・金沢市の DID 区域の面積は、平成 17 年時点で 5,936ha、金沢市域の 12.7%を占めており、経年的に拡大してきています。

■ 面積　　（単位：人、ha、人／ha）

	金沢市			ＤＩＤ区域内			中心市街地		
	人口	面積	人口密度	人口（占有率）	面積（占有率）	人口密度	人口（占有率）	面積（占有率）	人口密度
平成２年	442,868	46,777	9.5	346,946 (78.3%)	5,160 (11.0%)	67.2	80,539 (18.2%)	860 (1.8%)	93.7
平成７年	453,975	46,777	9.7	369,635 (81.4%)	5,600 (12.0%)	66.0	74,033 (16.3%)	860 (1.8%)	86.1
平成12年	456,438	46,777	9.8	369,986 (81.1%)	5,853 (12.5%)	63.2	67,595 (14.8%)	860 (1.8%)	78.6
平成17年	454,607	46,777	9.7	366,532 (80.6%)	5,936 (12.7%)	61.7	62,245 (13.7%)	860 (1.8%)	72.4

資料：国勢調査

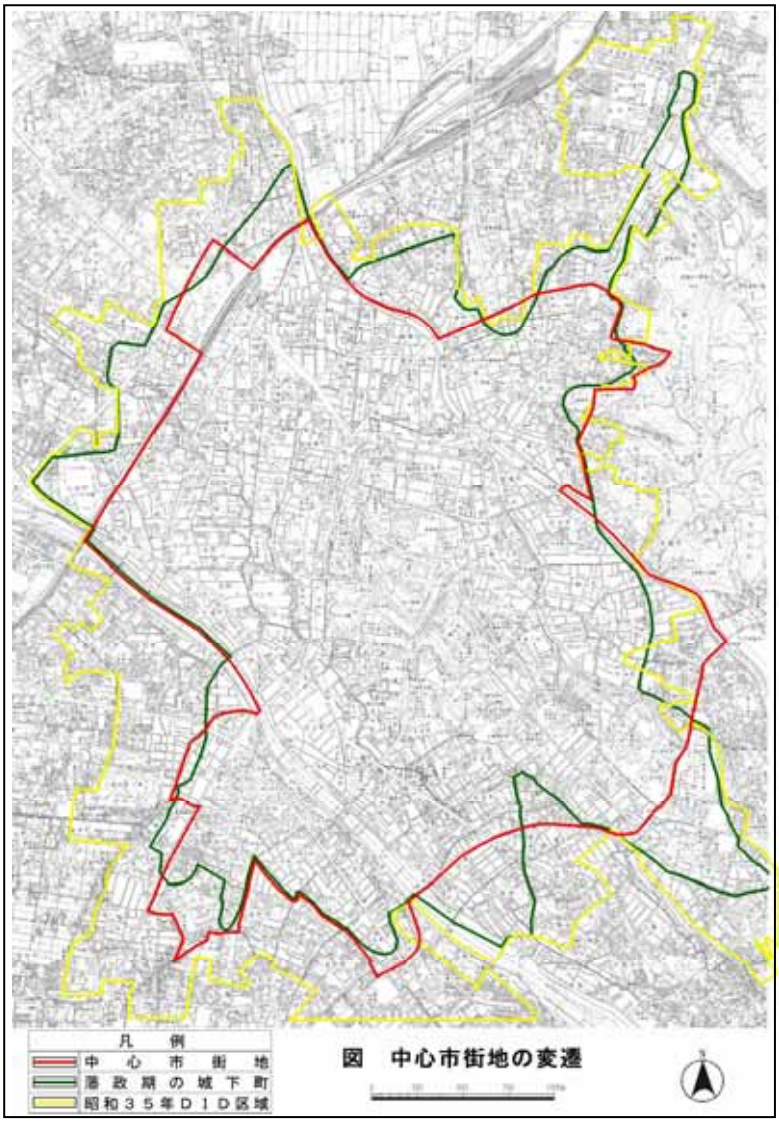

図　中心市街地の変遷

② 人口・世帯数の推移

・金沢市全体及び DID 区域内では、世帯数は増加傾向となっていますが、人口は平成 12 年をピークに減少に転じています。

・一方、中心市街地では、人口・世帯数ともに減少傾向が続いていますが、その減少率は、近年、緩やかになってきています。

・世帯人員は、金沢市、DID 地区、中心市街地ともに減少傾向となっており、核家族化の進行が伺えます。

・中心市街地の世帯人員は 2.2 人／世帯となっており、金沢市全体や DID 地区の世帯人員（2.5 人／世帯）と比較して、小規模な世帯が多い状況が伺えます。

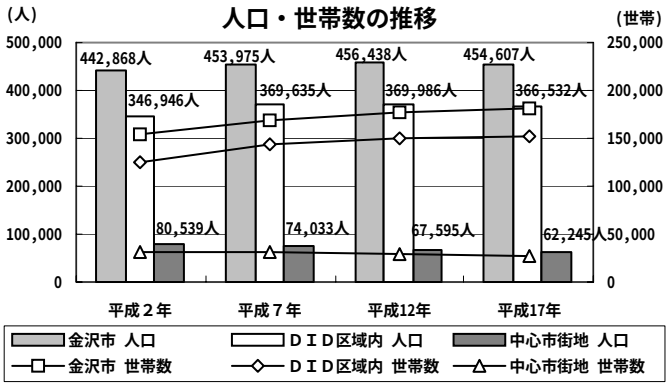

資料：国勢調査

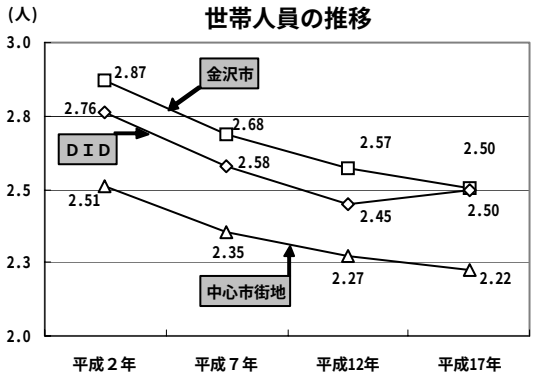

資料：国勢調査

③ 世帯状況

ア）家族類型別一般世帯数

・金沢市全体では、「単身」や「夫婦と子供」世帯の占める割合が高くなっています。

・金沢市全体では、「3 世代同居」世帯が減少し、「単身」や「夫婦のみ」世帯が増加してきています。

・中心市街地では、「単身」世帯の占める割合が高くなっています。

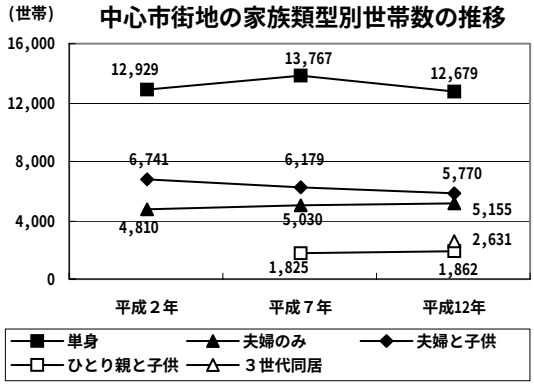

資料：国勢調査

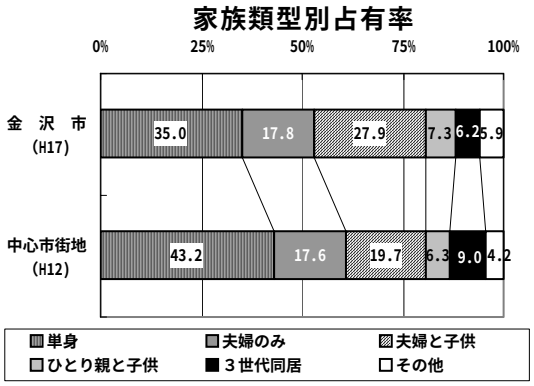

資料：国勢調査

イ）世帯人員別世帯数

・金沢市全体、中心市街地ともに、1 人世帯の占める割合が高く、世帯人員が多くなるにつれて、占有率が低くなる傾向がみられます。

・金沢市全体では、4 人以上の世帯が減少し、1～3 人の比較的小規模な世帯が増加してきています。

・中心市街地では、全体的に減少傾向がみられますが、2 人世帯のみ増加傾向となっています。

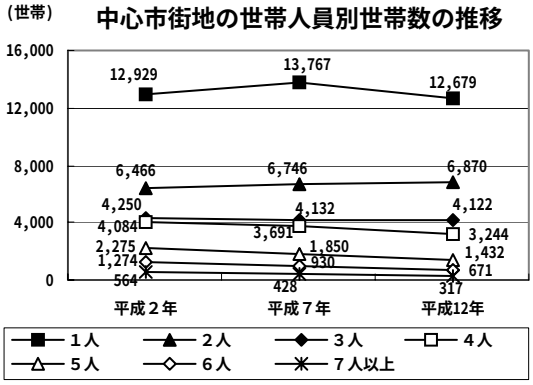

資料：国勢調査

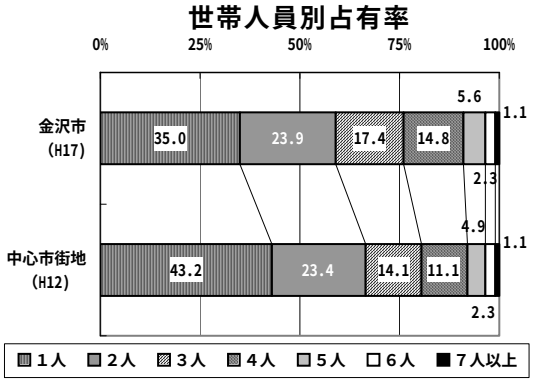

資料：国勢調査

ウ）高齢世帯数

・高齢世帯は、金沢市全体及び中心市街地ともに増加傾向となっており、それぞれの全体の世帯数に占める割合も増加傾向となっています。

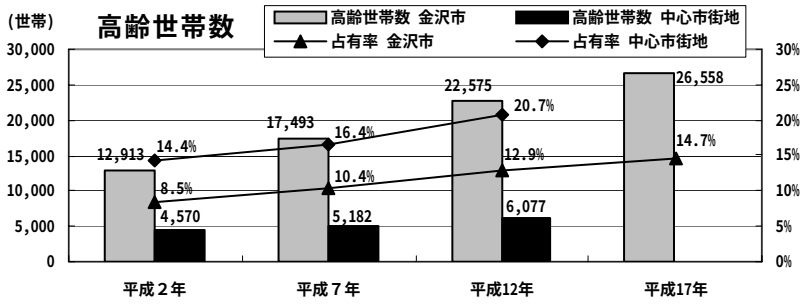

資料：国勢調査

注）中心市街地の平成 17 年の値は不明（統計区別データが未発表のため）

高齢世帯数＝高齢単身世帯数＋高齢夫婦世帯数
高齢単身者世帯：65 歳以上の単身者のみの世帯
高齢夫婦世帯　：【平成 2 年～12 年】夫婦とも若しくはいずれか一方が 65 歳以上の夫婦一組のみの世帯
　　：【平成 17 年】夫が 65 歳以上、妻が 60 歳以上の夫婦一組のみの世帯

④ 世代構成（年齢階層別人口）

・金沢市全体では、年少人口（15 歳未満）や生産年齢人口（15 歳～65 歳未満）が減少、老年人口（65 歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。

・中心市街地も同様に少子高齢化が進んでいますが、金沢市全体と比較して、年少人口及び生産年齢人口の減少率が大きく、老年人口の増加率が低くなっています。

・高齢化率は、金沢市全体で 18.8%と高齢社会（高齢化率 14～21%）を迎えているのに対し、中心市街地では 28.2%と超高齢社会（同 21%以上）を迎えています。

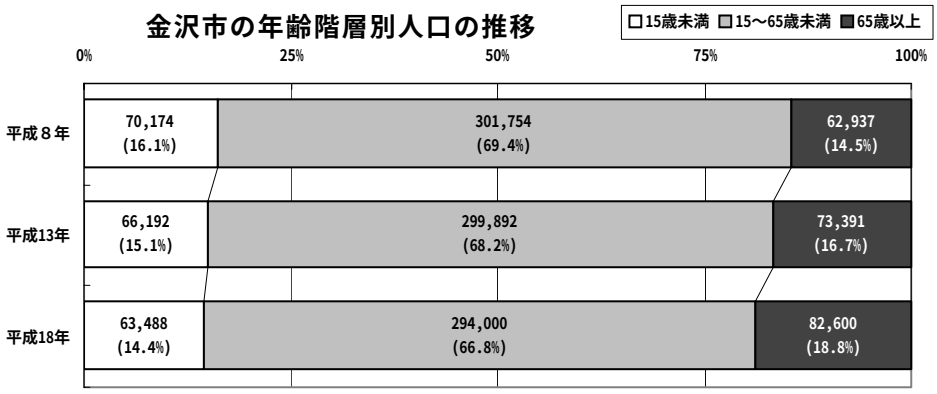

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

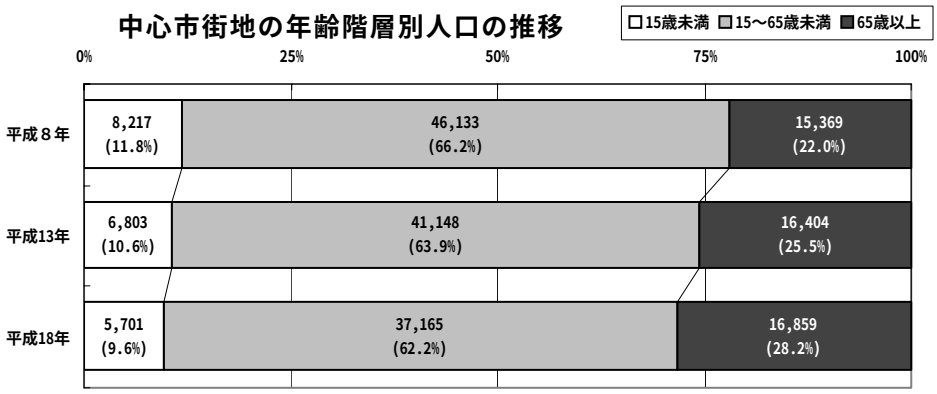

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤ 従業・通学の状況（金沢市全体）

ア）昼夜間人口

・金沢市では、昼夜間人口ともに増加傾向が続いていましたが、平成７年をピークに減少に転じています。

・金沢市外への通勤による流出人口の増加に伴い、昼夜間人口比率も平成７年をピークに減少に転じています。

・金沢市の昼夜間人口比率は 109.5%（平成 12 年現在）となっており、周辺市町村に対する吸引力を維持している状況が伺えます。

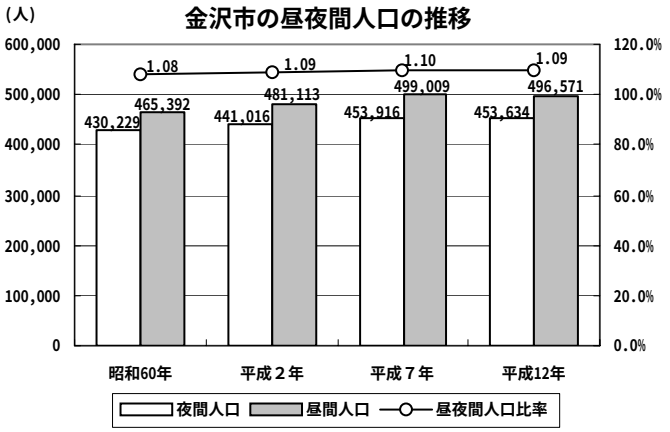

資料：国勢調査

イ）交通手段（金沢市に常住する自宅外就業者・通学者）

・金沢市に常住する通勤・通学者の利用する交通手段は、半数以上が自家用車（58.8%）となっています。

・自家用車と自転車の利用者数は増加していますが、それ以外の交通手段は全て減少となっており、交通手段が自家用車に変化してきている状況が伺えます。

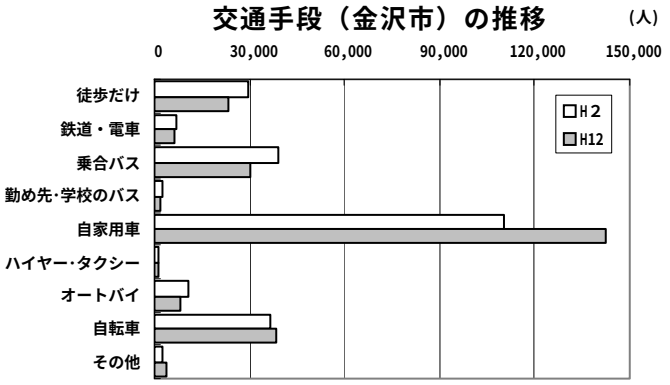

資料：国勢調査

⑥ 金沢市中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圏について

ア）地理的範囲

・平成 14 年消費者購買動向調査において、金沢市の中心市街地での購買率が 10%以上の市町村を当該中心市街地の商業集積にとってターゲットとして考えられる商圏と定義します。

・商圏に該当する地域は、平成 14 年の調査時点において、金沢市を含めて 13 市町あり、金沢市近辺の市町村から構成されています。

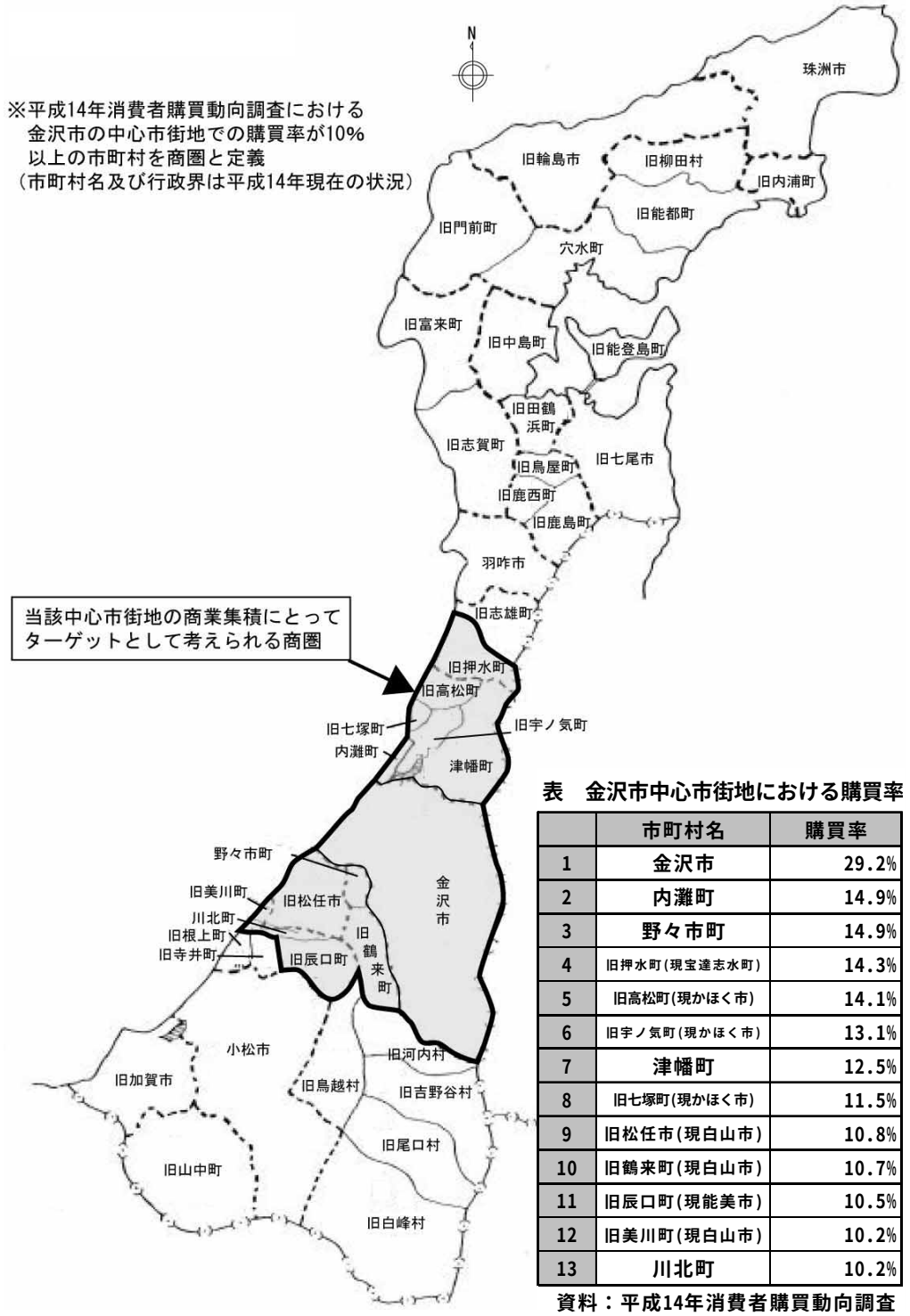

表　金沢市中心市街地における購買率

	市町村名	購買率
1	金沢市	29.2%
2	内灘町	14.9%
3	野々市町	14.9%
4	旧押水町(現宝達志水町)	14.3%
5	旧高松町(現かほく市)	14.1%
6	旧宇ノ気町(現かほく市)	13.1%
7	津幡町	12.5%
8	旧七塚町(現かほく市)	11.5%
9	旧松任市(現白山市)	10.8%
10	旧鶴来町(現白山市)	10.7%
11	旧辰口町(現能美市)	10.5%
12	旧美川町(現白山市)	10.2%
13	川北町	10.2%

資料：平成14年消費者購買動向調査

イ）世代構成、世帯構造等

・商圏内の人口の 63.0%（平成 12 年現在）を金沢市が占めています。
・高齢化率は、商圏全体で 15.7%と高齢社会（高齢化率 14～21%）を迎えています。
・世帯人員別世帯数は、1 人世帯の占める割合が高く、世帯人員が多くなるにつれて、占有率が低くなる傾向がみられます。

商圏内の人口・世帯数の状況

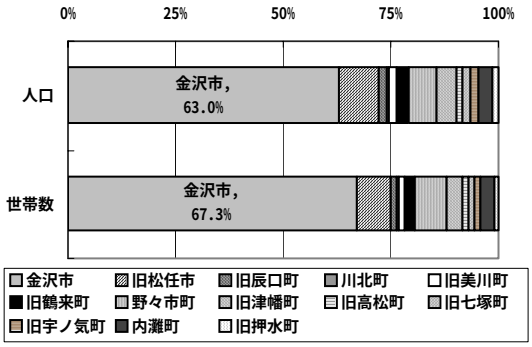

資料：平成12年国勢調査

商圏の世代構成

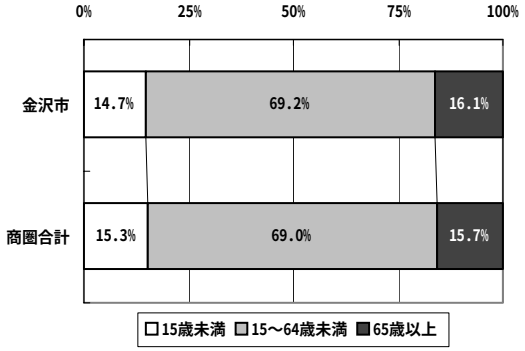

資料：平成12年国勢調査

商圏内の世帯構造

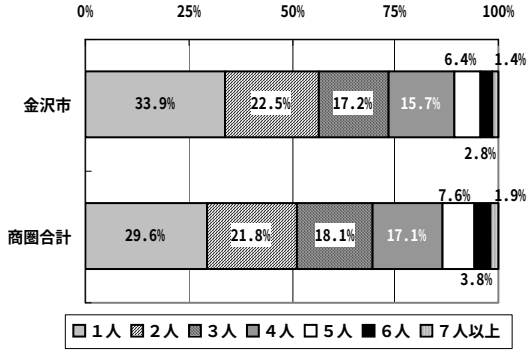

資料：平成12年国勢調査

ウ）当該商圏内の小売商業・対消費者サービス・飲食業関係

・小売商業は、当該商圏内の商店数の 7 割近くが金沢市に集積しており、年間商品販売額においても、7 割近くが金沢市で販売されています。
・飲食店は、当該商圏内の事業所数の 8 割近くが金沢市に集積しています。
・サービス業は、当該商圏内の事業所数の約 7 割が金沢市に集積しています。
・当該商圏内の小売商業・対消費者サービス・飲食業における金沢市の占める割合は突出しており、当該商圏内において金沢市と競合する商業集積はみられません。

■小売商業　（単位：件、人、億円、㎡）

		商店数（占有率）		従業員数（占有率）		年間商品販売額（占有率）		売場面積（占有率）	
1	金沢市	5,052	(68.2%)	31,854	(66.1%)	59,084,794	(68.4%)	632,438	(62.0%)
2	旧松任市(現白山市)	599	(8.1%)	4,464	(9.3%)	8,307,947	(9.6%)	97,429	(9.5%)
3	旧辰口町(現能美市)	114	(1.5%)	639	(1.3%)	837,705	(1.0%)	12,796	(1.3%)
4	川北町	34	(0.5%)	460	(1.0%)	1,245,385	(1.4%)	13,031	(1.3%)
5	旧美川町(現白山市)	160	(2.2%)	549	(1.1%)	606,788	(0.7%)	8,398	(0.8%)
6	旧鶴来町(現白山市)	187	(2.5%)	966	(2.0%)	1,390,140	(1.6%)	19,961	(2.0%)
7	野々市町	490	(6.6%)	4,874	(10.1%)	8,958,756	(10.3%)	137,045	(13.4%)
8	津幡町	230	(3.1%)	1,997	(4.1%)	3,507,201	(4.0%)	58,278	(5.7%)
9	旧高松町(現かほく市)	335	(4.5%)	1,565	(3.2%)	2,058,708	(2.4%)	26,880	(2.6%)
10	旧七塚町(現かほく市)								
11	旧宇ノ気町(現かほく市)								
12	内灘町	126	(1.7%)	483	(1.0%)	486,622	(0.6%)	8,263	(0.8%)
13	旧押水町(現宝達志水町)	81	(1.1%)	313	(0.6%)	505,108	(0.6%)	6,041	(0.6%)
商圏合計		7,408	(100.0%)	48,164	(100.0%)	86,989,154	(100.0%)	1,020,560	(100.0%)

資料：平成16年商業統計調査

■飲食店、サービス業　（単位：件、人）

		飲食店				サービス業			
		事業所数（占有率）		従業者数（占有率）		事業所数（占有率）		従業者数（占有率）	
1	金沢市	3,901	(78.1%)	24,033	(76.0%)	7,574	(71.5%)	62,257	(73.8%)
2	旧松任市(現白山市)	248	(5.0%)	1,721	(5.4%)	752	(7.1%)	4,996	(5.9%)
3	旧辰口町(現能美市)	51	(1.0%)	493	(1.6%)	123	(1.2%)	1,204	(1.4%)
4	川北町	10	(0.2%)	76	(0.2%)	65	(0.6%)	263	(0.3%)
5	旧美川町(現白山市)	43	(0.9%)	155	(0.5%)	144	(1.4%)	695	(0.8%)
6	旧鶴来町(現白山市)	97	(1.9%)	528	(1.7%)	231	(2.2%)	1,671	(2.0%)
7	野々市町	309	(6.2%)	2,850	(9.0%)	636	(6.0%)	5,893	(7.0%)
8	津幡町	92	(1.8%)	541	(1.7%)	339	(3.2%)	1,764	(2.1%)
9	旧高松町(現かほく市)	120	(2.4%)	619	(2.0%)	375	(3.5%)	1,921	(2.3%)
10	旧七塚町(現かほく市)								
11	旧宇ノ気町(現かほく市)								
12	内灘町	105	(2.1%)	495	(1.6%)	252	(2.4%)	3,191	(3.8%)
13	旧押水町(現宝達志水町)	21	(0.4%)	108	(0.3%)	91	(0.9%)	548	(0.6%)
商圏合計		4,997	(100.0%)	31,619	(100.0%)	10,582	(100.0%)	84,403	(100.0%)

資料：平成16年事業所・企業統計調査

注：飲食店の欄には、産業分類の「飲食店,宿泊業」の数値を入力した。
：サービス業の欄には、産業分類の「医療,福祉」、「教育,学習支援業」、「複合サービス業」、「サービス業」の合計を入力した。

⑦ 金沢市の地元購買率

・金沢市における地元購買率は、全商品で 85.2%（平成 14 年現在）となっています。
・経年的には、地元購買率が低下してきていることから、金沢市民が金沢市以外で買い物をする機会が増加してきている状況が伺えます。

■地元購買率（金沢市）

	全商品	大分類		
		買回品	準買回品	最寄品
平成６年	92.5%	92.6%	91.6%	93.6%
平成９年	90.1%	90.1%	88.9%	92.0%
平成11年	86.3%	85.4%	86.5%	88.9%
平成14年	85.2%	84.3%	85.3%	88.1%
増減率 (H14/H6)	▲7.3%	▲8.3%	▲6.3%	▲5.5%

資料：消費者購買動向調査

■凡例

	商 品 分 類
買回品	呉服、寝具、高級衣料（外出着、流行品）、服飾品、アクセサリー、クツ、カバン、時計、メガネ、文具、書籍、レジャー、スポーツ用品、贈答品
準買回品	実用衣料（下着、普段着）、医薬品、化粧品
最寄品	日用雑貨、生鮮食料品、一般食料品

⑧ 金沢市中心市街地の商業集積の状況

ア）中心市街地の小売商業・対消費者サービス・飲食業関係

a）小売商業

・金沢市の小売商業店舗数、年間商品販売額が減少しています。
・小売商業店舗数の 37.3%、年間商品販売額の 27.1%（平成 16 年現在）が中心市街地に集積しています。
・中心市街地では、小売商業店舗数、年間商品販売額の減少傾向が続いていますが、その減少率は、近年、緩やかになってきています。

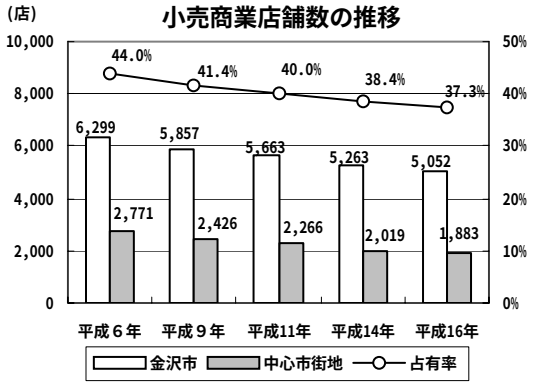

資料：商業統計調査、石川県

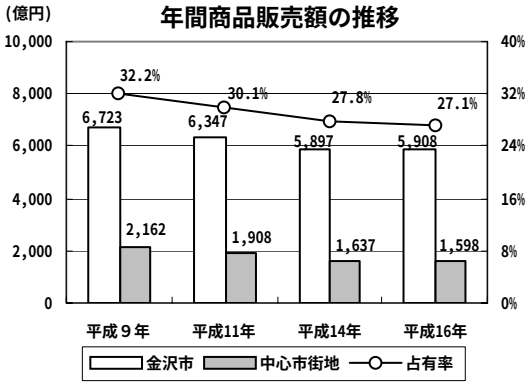

資料：商業統計調査、石川県

b）飲食業、サービス業の店舗数

・飲食業、サービス業は、店舗数及び金沢市全体に占める割合ともに減少傾向となっています。
・一方で、飲食業店舗数の市全体に占める割合は、55.3%（平成 16 年現在）となっており、金沢市の飲食店の半数以上が中心市街地に集積している状況が伺えます。

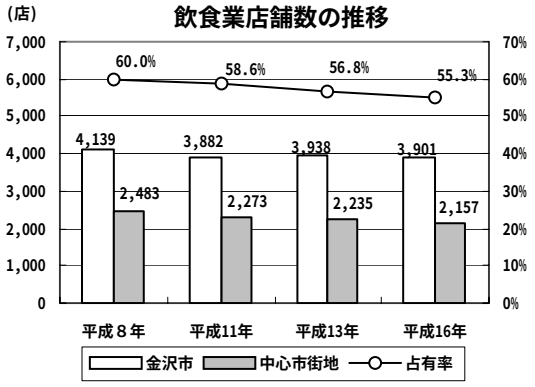

資料：事業所・企業統計調査

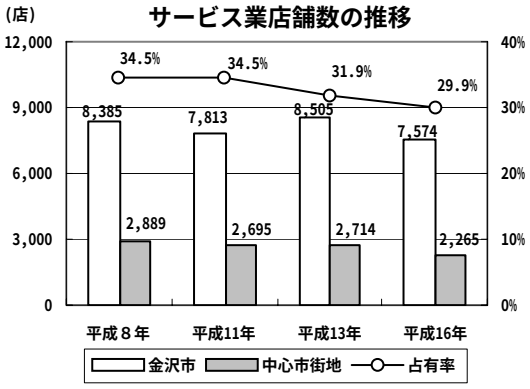

資料：事業所・企業統計調査

c）商業集積地区別の状況

・中心市街地に位置する主な商店街等の状況は、武蔵商店街や近江町商店街等、一部の地区では増加傾向がみられるものの、全体的には各項目とも減少傾向となっている地区が多くみられます。

■商業集積地区別の状況（中心市街地）　（単位：件、人、百万円、㎡）

		事業所数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
		H14	H16	増減率	H14	H16	増減率	H14	H16	増減率	H14	H16	増減率
中心市街地	武蔵商店街	56	61	8.9%	711	703	▲1.1%	22,114	26,692	20.7%	44,236	44,631	0.9%
	近江町市場商店街	129	130	0.8%	586	633	8.0%	9,992	12,155	21.6%	6,309	6,299	▲0.2%
	尾山神社前商店街	18	17	▲5.6%	96	77	▲19.8%	1,427	1,040	▲27.2%	1,250	1,038	▲17.0%
	香林坊下商店街	35	40	14.3%	153	156	2.0%	2,015	2,067	2.6%	1,990	2,575	29.4%
	香林坊商店街	78	75	▲3.8%	849	841	▲0.9%	43,345	40,692	▲6.1%	37,203	39,315	5.7%
	木倉町商店街	17	16	▲5.9%	40	43	7.5%	402	403	0.2%	555	535	▲3.6%
	片町商店街	149	160	7.4%	825	901	9.2%	11,324	10,731	▲5.2%	16,250	16,730	3.0%
	柿木畠振興会	15	11	▲26.7%	44	31	▲29.5%	535	390	▲27.2%	717	552	▲23.0%
	広坂振興会	34	27	▲20.6%	191	215	12.6%	3,265	2,903	▲11.1%	3,159	3,787	19.9%
	竪町商店街	152	145	▲4.6%	633	624	▲1.4%	9,079	8,784	▲3.2%	13,493	13,256	▲1.8%
	新天地商店街	5	5	0.0%	10	11	10.0%	45	48	8.7%	199	90	▲54.8%
	新竪町商店街	37	35	▲5.4%	82	86	4.9%	761	690	▲9.3%	1,349	1,465	8.6%
	英町商店街	24	21	▲12.5%	80	55	▲31.3%	604	390	▲35.3%	1,575	853	▲45.8%
	玉川町通り商店街	29	28	▲3.4%	79	75	▲5.1%	777	707	▲9.0%	951	899	▲5.5%
	長土塀商店街	19	17	▲10.5%	89	56	▲37.1%	455	277	▲39.1%	403	359	▲10.9%
	駅前別院通り商店街	57	46	▲19.3%	198	153	▲22.7%	3,012	2,189	▲27.3%	4,711	4,332	▲8.0%
	金沢ビル名店街	17	14	▲17.6%	72	42	▲41.7%	580	317	▲45.4%	642	504	▲21.5%
	横安江町商店街	49	48	▲2.0%	145	124	▲14.5%	1,441	1,258	▲12.7%	3,679	3,605	▲2.0%
	彦三商店街	4	4	0.0%	8	9	12.5%	93	63	▲32.2%	195	156	▲20.0%
	尾張町商店街	51	54	5.9%	156	193	23.7%	1,544	1,844	19.4%	3,439	3,586	4.3%
	橋場町振興会	16	11	▲31.3%	63	40	▲36.5%	608	423	▲30.4%	1,283	543	▲57.7%
	兼六大通り振興会	31	27	▲12.9%	178	162	▲9.0%	1,158	1,039	▲10.3%	1,870	2,673	42.9%
	石引商店街	102	91	▲10.8%	546	522	▲4.4%	6,793	6,467	▲4.8%	5,863	5,028	▲14.2%
	新野町商店街	10	9	▲10.0%	38	24	▲36.8%	252	172	▲31.8%	534	246	▲53.9%
	野町弥生地区商店街	100	95	▲5.0%	332	325	▲2.1%	3,838	3,100	▲19.2%	5,722	4,736	▲17.2%
	東山商店街	39	33	▲15.4%	154	138	▲10.4%	1,282	1,119	▲12.7%	1,405	1,371	▲2.4%
	金沢百番街	116	119	2.6%	532	633	19.0%	9,024	9,091	0.7%	4,794	4,874	1.7%
	寺町振興会	53	42	▲20.8%	257	195	▲24.1%	2,505	2,332	▲6.9%	2,376	1,742	▲26.7%
	小橋商店街	32	28	▲12.5%	99	90	▲9.1%	878	833	▲5.1%	1,467	1,183	▲19.4%
	ポルテ金沢	9	14	55.6%	45	59	31.1%	1,507	1,369	▲9.1%	543	666	22.7%
中心市街地　合計		1,483	1,423	▲4.0%	7,291	7,216	▲1.0%	140,655	139,585	▲0.8%	168,162	167,629	▲0.3%

資料：商業統計調査

イ）核店舗及びその他店舗の状況、業種構成

・中心市街地に位置する店舗面積 10,000 ㎡以上の核店舗は、5 店舗あり、百貨店が 2 店舗、専門店が 1 店舗、寄合百貨店が 2 店舗となっています。

・中心市街地に位置する店舗面積 1,000 ㎡以上の店舗は、15 店舗あり、寄合百貨店が多くなっています。

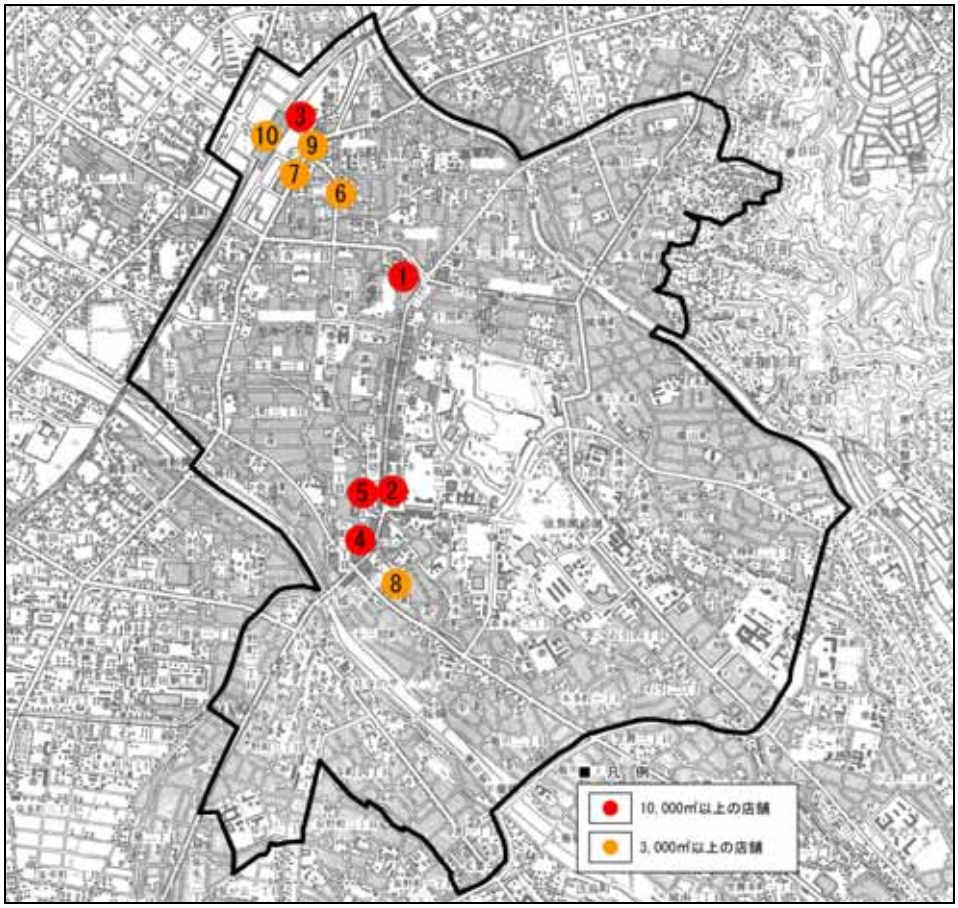

■核店舗及びその他店舗の状況（中心市街地）

（凡例：核店舗：10,000㎡以上、その他店舗：1,000㎡以上）

	店舗名	所在地	業態	開店年月	店舗面積（㎡）	駐車場（台）	図面番号（3000㎡以上）
核店舗	めいてつエムザ	武蔵町15-1	百貨店	S48.10	33,675	439	1
	香林坊アトリオ	香林坊1丁目１	百貨店	S61.10	30,625	721	2
	金沢駅前開発ビル(金沢フォーラス)	金沢市堀川新町52番、53番54番、55番	専門店	H18.11	18,736	387	3
	ラブロ片町	片町2丁目2-5	寄合百貨店	S61.11	12,050	－	4
	香林坊第一開発ビル（香林坊109）	香林坊2丁目１	寄合百貨店	S60.9	10,175	256	5
その他店舗	リファーレ	本町1丁目560	専門店	H8.11	5,201		6
	ポルテ金沢	本町2丁目801	寄合百貨店	H6.3	5,064		7
	ラポルト(LAPORTO)	竪町86-3	寄合百貨店	S57.9	4,916		8
	金沢ビル･ＫＦビル	此花町6-10	寄合百貨店	S37.11	4,639		9
	金沢高架下開発ビルＢブロック	広岡町口1番地	寄合百貨店	H3.3	3,537		10
	金沢駅前第一ビル	此花町3-2	寄合百貨店	S62.2	2,816		
	有隣ビル	片町1丁目235	寄合百貨店	S44.10	2,423		
	細田ビル	竪町24	寄合百貨店	S58.9	1,974		
	村上ハウジング	長土塀2丁目7-28	専門店	S43.7	1,905		
	金沢高架下開発ビルＣブロック	広岡町口1番地	寄合百貨店	H3.3	1,837		
	金沢高架下開発ビルＡブロック	広岡町口1番地	寄合百貨店	H3.3	1,568		
	東京ストアー横山店	横山町14-3	スーパー	S46.11	1,344		
	宇都宮広坂ビル	広坂1丁目1-30	専門店	H5.7	1,223		
	東京ストアー片町店	片町1丁目3-10	スーパー	S34.6	1,157		
	宇都宮片町ビル	片町2丁目1-7	専門店	S36.12	1,148		

資料：石川県大規模小売店舗一覧(H18.12.25 現在)

ウ）金沢市内における当該中心市街地商業集積の吸引状況（購買率）

・中心市街地の主な商業集積地における購買率の合計は、29.2%となっており、特に買回品の購買率が高い傾向がみられます。

・地区別では、百貨店等の核店舗が立地する香林坊地区、横安江町・武蔵・近江町・尾張町・彦三地区の購買率に高い傾向がみられます。

■金沢市内における当該中心市街地商業集積の吸引状況（購買率）

地区名		全商品	大分類			備考
			買回品	準買回品	最寄品	
中心市街地	片町・竪町地区	2.6%	3.5%	1.5%	1.2%	ラブロ片町、パティオ、ラポルト含む
	香林坊地区	13.0%	18.8%	6.3%	2.8%	109、アトリオ、香林坊大和含む
	横安江町・武蔵・近江町・尾張町・彦三地区	10.6%	13.8%	5.8%	6.1%	めいてつエムザ、ダイエー含む
	玉川・英町地区	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	
	金沢駅前地区	1.4%	1.5%	1.7%	0.5%	此花町、金沢ビル、百番街、ポルテ金沢、リファーレ含む
	野町・寺町地区	1.0%	0.6%	1.1%	2.2%	
	橋場・東山地区	0.5%	0.4%	0.5%	0.9%	
中心市街地　合計		29.2%	38.8%	17.0%	13.8%	

資料：平成14年消費者購買動向調査

エ）駐車場の状況

a）中心市街地における駐車場の供給状況

・中心市街地では、多種多様な駐車場が供給されており、約 9,000 台分の駐車場が供給されています。

b）中心市街地における駐車場の稼動状況（５タウンズ・武蔵パーキングネット(※)）

・駐車場の利用台数は、増加傾向が続いていましたが、香林坊・片町地区が平成 15 年度、武蔵地区が平成 16 年度をピークに減少傾向に転じています。

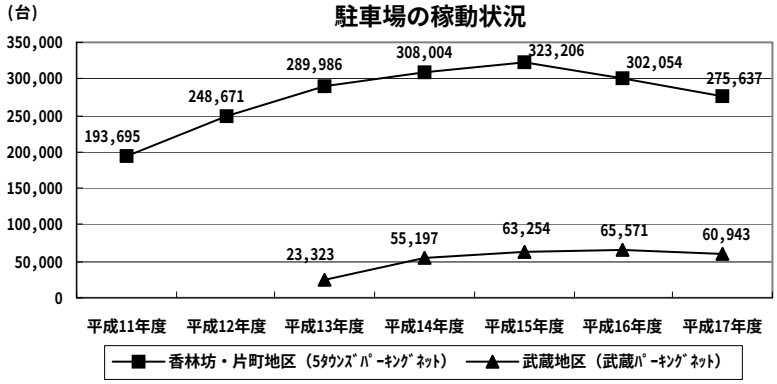

注）駐車券回収枚数からの推計による　　資料：金沢市

（※）パーキングネット
香林坊・片町地区や武蔵地区の商店街組合と近隣駐車場を結ぶ共通駐車券サービス事業。

⑨ 同じ商圏をめぐり競合する商業集積や大規模集客施設の状況

・商圏内において、金沢市の中心市街地と競合する規模の商業集積はみられないことから、金沢市の郊外部における商業集積を中心市街地と競合する商業集積と捉え、その状況把握を行います。

ア）商業集積地区別の状況

・郊外型大規模店舗の新規出店があった地区では、年間販売額等の増加がみられますが、それ以外の地区では、各項目とも減少傾向となっています。

■商業集積地区別の状況（中心市街地以外）　（単位：件、人、百万円、㎡）

		事業所数			従業者数			年間商品販売額			売場面積		
		H14	H16	増減率	H14	H16	増減率	H14	H16	増減率	H14	H16	増減率
中心市街地以外	小立野商店街	34	31	▲8.8%	111	81	▲27.0%	1,095	483	▲55.9%	910	954	4.8%
	パレット	20	19	▲5.0%	147	163	10.9%	2,602	2,391	▲8.1%	3,274	3,322	1.5%
	平和町大通り商店街	35	35	0.0%	204	196	▲3.9%	2,295	1,882	▲18.0%	2,153	2,466	14.5%
	十一屋商店街	28	24	▲14.3%	102	71	▲30.4%	726	454	▲37.4%	1,863	1,442	▲22.6%
	増泉大通り商店街	44	47	6.8%	450	475	5.6%	9,157	9,479	3.5%	15,042	14,675	▲2.4%
	西金沢ﾌﾟﾘﾝｽﾛｰﾄﾞ商店会	25	19	▲24.0%	101	90	▲10.9%	1,039	954	▲8.2%	1,084	1,157	6.7%
	伏見台商店街	32	26	▲18.8%	171	149	▲12.9%	2,211	1,991	▲10.0%	2,348	1,973	▲16.0%
	円光寺・山科振興会	56	56	0.0%	296	393	32.8%	4,487	6,274	39.8%	4,349	4,663	7.2%
	額振興会	38	34	▲10.5%	326	230	▲29.4%	3,564	3,126	▲12.3%	4,655	4,077	▲12.4%
	入江商店街	65	55	▲15.4%	544	631	16.0%	12,586	9,628	▲23.5%	7,927	7,427	▲6.3%
	金石町商店協同組合	69	61	▲11.6%	201	203	1.0%	1,784	1,858	4.2%	2,107	1,940	▲7.9%
	西部商店街	33	33	0.0%	236	226	▲4.2%	2,540	3,294	29.7%	3,309	2,894	▲12.5%
	中橋町商店街	26	25	▲3.8%	78	72	▲7.7%	632	573	▲9.4%	1,092	1,105	1.2%
	森本商店街	40	37	▲7.5%	178	169	▲5.1%	2,267	2,097	▲7.5%	3,667	3,747	2.2%
	鳴和商店街	48	42	▲12.5%	197	345	75.1%	1,748	3,135	79.4%	3,337	4,134	23.9%
	諸江地区商業協同組合	48	52	8.3%	651	703	8.0%	13,630	14,077	3.3%	21,325	22,281	4.5%
	ラパーク	33	33	0.0%	433	350	▲19.2%	8,834	8,611	▲2.5%	22,910	15,939	▲30.4%
	杜の里商店会	41	36	▲12.2%	618	753	21.8%	11,266	10,764	▲4.5%	17,337	16,437	▲5.2%
	金沢サティ	29	34	17.2%	444	452	1.8%	8,624	6,376	▲26.1%	22,078	22,822	3.4%
	中心市街地以外　合計	744	699	▲6.0%	5,488	5,752	4.8%	91,087	87,446	▲4.0%	140,767	133,455	▲5.2%

資料：商業統計調査

イ）核店舗及びその他店舗の状況、業種構成

・中心市街地以外に位置する店舗面積 10,000 ㎡以上の核店舗は、7 店舗あり、スーパーが 5 店舗、専門店が 2 店舗となっています。

・中心市街地以外に位置する店舗面積 1,000 ㎡以上のその他店舗は、65 店舗あり、スーパーや専門店が多くなっています。

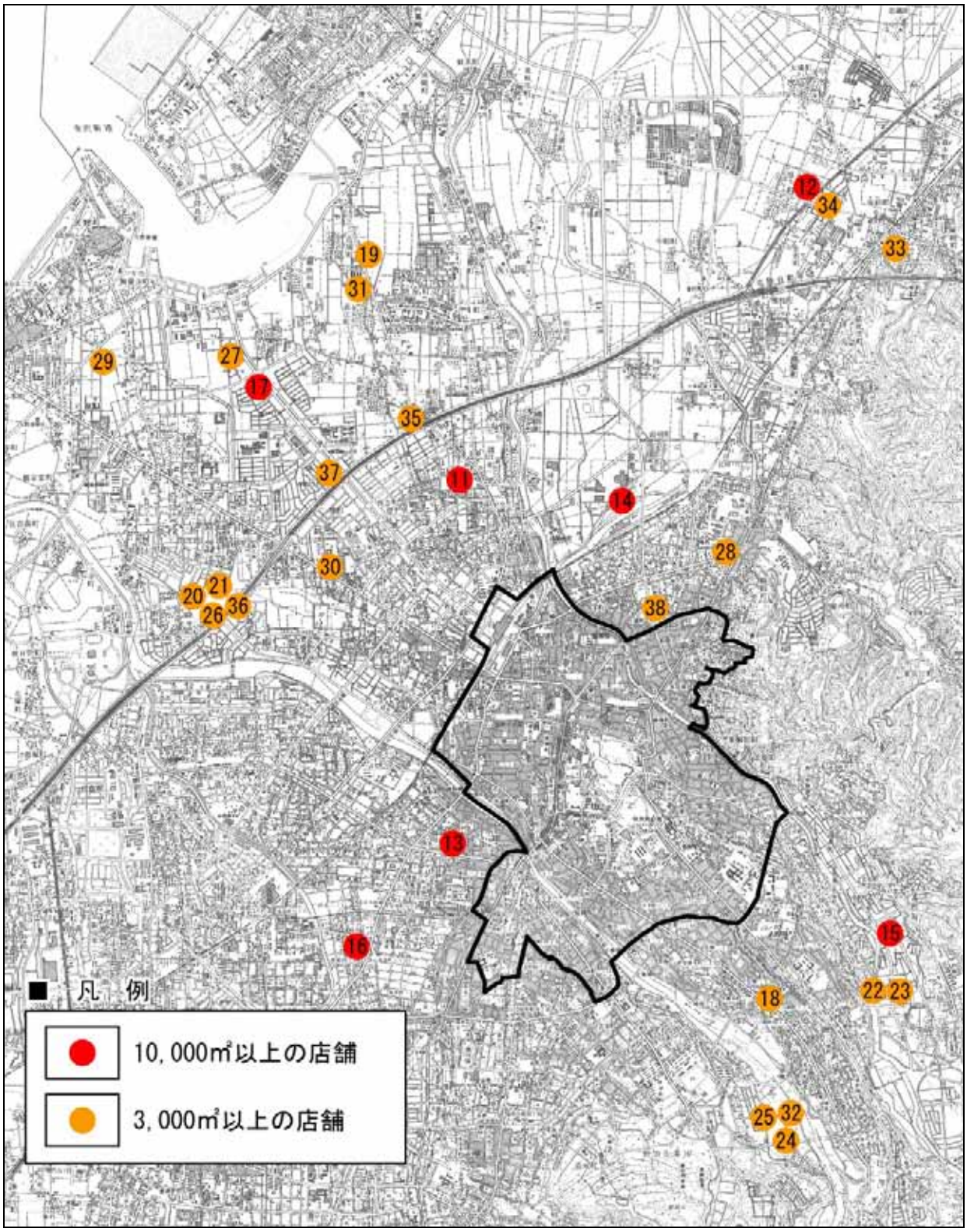

■核店舗及びその他店舗の状況、業種構成（中心市街地以外）

（凡例：**核店舗**：10,000㎡以上、その他店舗：1,000㎡以上）

	店　舗　名	所　在　地	業　態	開店年月	店舗面積（㎡）	駐車場（台）	図面番号（3000㎡以上）
核店舗	**アル・プラザ金沢**	**諸江町上丁30番地1号**	**スーパー**	**H5.4**	**25,031**	**1,629**	11
	金沢サティ	**福久町ニ32番地外**	**スーパー**	**H12.4**	**22,927**	**1,782**	12
	アピタ金沢店	**中村町10-20**	**スーパー**	**S52.11**	**19,570**	**1,074**	13
	アークプラザ金沢	**乙丸町丙1-5**	**専門店**	**H10.9**	**16,500**	**不明**	14
	ジャスコ社の星ショッピングセンター	**もりの里1丁目70番地**	**スーパー**	**H6.5**	**16,000**	**1,101**	15
	ラパーク金沢店	**西泉4丁目7**	**スーパー**	**H5.10**	**15,823**	**1,313**	16
	東京インテリア家具金沢店	**鞍月4丁目1番地**	**専門店**	**H13.1**	**13,848**	**442**	17
その他店舗	ショッピングタウンパレット	笠舞１丁目23-23	スーパー	S51.11	6,711		18
	スーパーセンター・バリュー	近岡町379	スーパー	H8.10	5,141		19
	イオン示野ショッピングセンターA棟	戸板第二土地区画整理事業地内87街区	専門店	H18.7	5,000		20
	イオン示野ショッピングセンターB棟	戸板第二土地区画整理事業地内79街区	スーパー	H18.7	5,000		21
	カーマホームセンター金沢田上店	田上土地区画整理地57街区	専門店	H14.7	4,994		22
	ニトリ金沢田上店、ゲンキー金沢田上店	田上第５土地区画整理事業施行地内８街区１番２号ほか	専門店	H14.11	4,971		23
	ヤマダ電機テックランド金沢大桑店（Cゾーン）	大桑第三地区土地区画整理事業地内	専門店	H17.10	4,917		24
	バローショッピングセンター金沢大桑（Aゾーン）	大桑第三地区土地区画整理事業地内	スーパー	H17.10	4,784		25
	イオン示野ショッピングセンターD棟	戸板第二土地区画整理事業地内77街区	専門店	H18.7	4,590		26
	スポーツデポ金沢鞍月店	鞍月土地整理地7街区	専門店	H12.10	4,580		27
	城北ショッピングセンター	鳴和１丁目14-1	スーパー	S47.6	4,484		28
	バロー木曳野ショッピングセンター	木曳野土地区画整理事業地内１７街区	スーパー	H18.6	4,448		29
	マックスバリュ金沢駅西本町店	駅西本町5丁目2番13号	スーパー	S55.11	4,302		30
	サンシャイン近岡	近岡町294-2ほか	専門店	H14.5	3,995		31
	バローショッピングセンター金沢大桑（Bゾーン）	大桑第三地区土地区画整理事業地内	専門店	H17.10	3,915		32
	スーパーセンターモリモト	吉原町ホ210	スーパー	S49.6	3,591		33
	桐的ハウジング	福久東1丁目89番地	専門店	H9.8	3,450		34
	パウ金沢店	南新保町ニ16-1	専門店	H10.2	3,345		35
	イオン示野ショッピングセンターE棟	戸板第二土地区画整理事業地内81街区	専門店	H18.7	3,305		36
	ヤマダ電気テックランド金沢店	西部土地整理地116街区	専門店	H11.9	3,200		37
	三共ｼﾞｮｰｼﾝ元町店 ゼビオ金沢元町店	元町2-88	専門店	H6.2	3,035		38
	イオン示野ショッピングセンターF棟	戸板第二土地区画整理事業地内80街区	専門店	H18.7	2,990		
	ふとん田中金沢店	鞍月土地区画整理事業地内1街区ほか	専門店	H13.10	2,892		
	コジマＮＥＷ金沢駅西店	駅西新町三丁目1201外	専門店	H5.5	2,889		
	サンピア泉ヶ丘	円光寺2-345	スーパー	S52.3	2,865		
	スーパーストアチューリップ安原中央店、クスリのアオキ安原店	安原土地区画整理事業施行地区内４２街区１ほか	スーパー	H15.11	2,860		
	ゲンキー金石店	畝田西2丁目5-1他8筆	専門店	H17.9	2,749		
	バロー金沢ゆいの里店	三池新町18番ほか	スーパー	H15.5	2,746		
	ゲンキー田上店	田上本町土地区画整理事業施行地区内ほか	専門店	H18.8	2,508		
	金沢駅西ｼｮｯﾋﾟﾝｸﾞｼﾃｨｰ	鞍月土地区画整理事業地内3街区	専門店	H12.10	2,484		
	北陸スバル自動車鞍月店	鞍月東一丁目51番地ほか13筆	専門店	H18.7	2,470		
	１００満ボルト金沢東店	高柳町5-1	専門店	S57.4	2,468		
	ネッツトヨタ金沢中央店、U-CARセンター「シャンツェ」	鞍月四丁目100番地ほか14筆	専門店	H18.8	2,290		
	カーマ金沢駅西店	駅西第2土地区画整理事業地内	専門店	H1.8	2,135		
	西松屋金沢大桑店、シュープラザ金沢大桑店、マックハウス金沢大桑店	大桑第三地区土地区画整理事業地内	専門店	H17.11	1,994		
	TSUTAYA金沢店	西念町113街区-1 3外	専門店	H9.11	1,834		
	アルビス金沢東店	柳橋町ハ28	スーパー	H6.3	1,736		
	バロー金沢元町店	元町2丁目17番地30	スーパー	H15.10	1,651		
	マルエー藤江北店	西部土地区画整理地内32街区1番	スーパー	H12.10	1,645		
	モモサカプラザ	百坂町ニ－25	スーパー	S54.4	1,640		
	イエローハット金沢田上店、セカンドストリート金沢田上店	田上第５土地区画整理事業施行地内１６街区１ほか	専門店	H16.3	1,593		
	フレッシュアリーナ田上店	田上第5土地区画整理事業地内56街区29番ほか	スーパー	H14.7	1,592		
	フレッシュアリーナ畝田店	金沢西部第二土地区画整理事業施行地区内１街区２～１１号	スーパー	H15.10	1,581		
	㈱エム・バリュー	西金沢3丁目196	スーパー	H5.4	1,535		
	キリン堂額新保店	額新保2丁目275番地外15筆	専門店	H17.9	1,500		
	東京ストアー西南部店	八日市出町264	スーパー	S52.5	1,493		
	東京ストアー額店	大額2丁目48	スーパー	S50.12	1,463		
	スーパーストアチューリップ鞍月店	大友2丁目14番地	スーパー	H13.11	1,440		
	エブリマートデイズ	大額2丁目57	スーパー	S52.7	1,423		
	食品スーパーマルエー元菊店	元菊町251番地１	スーパー	H16.2	1,390		
	コープたまぼこ	玉鉾1－180	スーパー	H10.6	1,344		
	アルペン金沢窪店	窪4丁目417	専門店	H6.10	1,342		
	カジマート桜田店	戸板第一土地区画整理事業地内	スーパー	H8.4	1,334		
	勝木書店金沢店	上荒屋東部土地区画整理事業6街区	専門店	H10.6	1,331		
	食品スーパーナルックスとうりき店	東力4丁目45番地ほか	スーパー	H16.6	1,330		
	食品スーパーマルエー久安店	久安2丁目286	スーパー	H10.11	1,314		
	東京ストアー金石店	金石東3丁目2-15	スーパー	S44.11	1,270		
	森本ターミナルビル	弥勒町ロ－68	寄合百貨店	S53.4	1,269		
	ナルックスみずき団地店	みずき1丁目１番地１	スーパー	H11.5	1,258		
	ナルックスかつら店	桂町イ126	スーパー	H7.12	1,249		
	日本海ショッピングモール	高尾南3丁目38	寄合百貨店	S54.10	1,247		
	王様の本桜田店､オレンジ金沢桜田店	桜田町20番1	専門店	H8.3	1,147		
	ナルックスプラザふじえ店	藤江南3丁目75	スーパー	S51.2	1,127		
	ニュー三久新神田店	入江1丁目202	スーパー	S52.7	1,066		
	アルコ	平和町2丁目13-18	寄合百貨店	S34.12	1,048		

資料：石川県大規模小売店舗一覧(H18.12.25 現在)

ウ）金沢市内における当該商業集積地区の吸引状況（購買率）

・中心市街地以外の主な商業集積地における購買率の合計は、56.0%となっており、特に最寄品の購買率が高い傾向がみられます。

・地区別では、ＳＣ等の大規模店舗が立地する金沢駅西地区の購買率が 10.4%と高くなっていますが、その他の地区は、おおむね 1.0～5.0%程度の購買率となっています。

■金沢市内における当該商業地区の吸引状況（購買率）

地区名		全商品	大分類			備考
			買回品	準買回品	最寄品	
中心市街地以外	金沢駅西地区	10.4%	10.6%	10.5%	9.4%	諸江、アルプラザ含む
	十一屋・平和町地区	0.9%	0.4%	1.6%	2.0%	
	増泉・中村町地区	4.6%	4.6%	4.2%	5.2%	アピタ金沢含む
	小立野・笠舞地区	3.6%	1.9%	5.2%	7.0%	パレット含む
	泉が丘・円光寺・山科地区	1.8%	0.5%	2.7%	5.1%	サンピア含む
	有松・横川・額・光ヶ丘地区	3.5%	2.7%	4.6%	4.9%	
	西金沢地区	4.1%	3.3%	5.1%	5.8%	ラパーク含む
	粟崎・金石・藤江地区	4.8%	3.2%	5.8%	8.6%	ジャスコグリーンシティ含む
	高柳・鳴和地区	2.5%	1.7%	2.7%	5.2%	ナルックス、ムサシ含む
	森本地区	2.5%	2.2%	2.6%	3.4%	金沢サティ、マイモールモリモト含む
	材木町・旭町・若松地区	4.4%	3.8%	5.1%	5.2%	ジャスコ杜の里含む
	みどり・古府・間明・入江地区	2.2%	1.3%	2.9%	4.3%	
	新県庁舎周辺地区	5.1%	4.8%	8.4%	1.4%	東京インテリア、ヤマダ等含む
	その他市内	5.6%	4.7%	7.2%	6.7%	
中心市街地以外　合計		56.0%	45.7%	68.6%	74.2%	

資料：平成14年消費者購買動向調査

⑩ 事業所数、従業者数の推移

・事業所数、従業者数は、金沢市、中心市街地ともに減少傾向となっています。

・事業所の 30.6%（平成 16 年現在）が中心市街地に集積していますが、その占める割合は緩やかな減少傾向となっています。

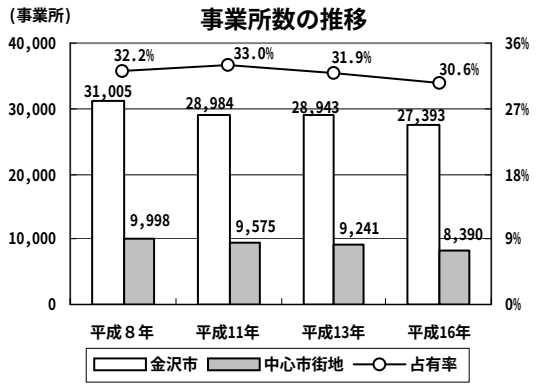

資料：事業所・企業統計調査

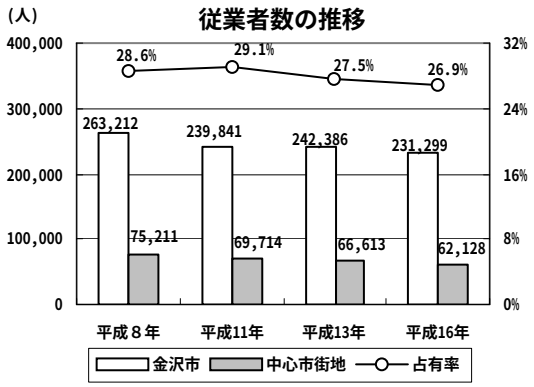

資料：事業所・企業統計調査

⑪ 都市機能関係

ア）金沢市の主要な公共機関、文化・スポーツ施設、医療・福祉施設、教育施設等の状況

a）公共公益施設の概要

・金沢市の中心市街地には、公共施設全体で約４分の１の施設が集積しています。
・特に文化・教養施設や美術館・記念館・資料館等の集積率が高くなっています。

■公共公益施設の概要　　（　）内は占有率

施設分類	施設数	うち中心市街地に立地	備考
主要公共施設	13	5　(38.5%)	国、県の機関
文化・教養施設	19	10　(52.6%)	図書館等
美術館・記念館・資料館等	25	18　(72.0%)	
スポーツ施設	42	1　(2.4%)	体育館、運動公園等
病院	49	17　(34.7%)	
福祉・保健施設	34	7　(20.6%)	
小学校	59	9　(15.3%)	
中学校	24	3　(12.5%)	
高校	21	3　(14.3%)	高専含む
大学	7	1　(14.3%)	
市民ｾﾝﾀｰ・市民ｻｰﾋﾞｽｺｰﾅｰ	15	2　(13.3%)	
公共公益施設　合計	308	76　(24.7%)	

資料：金沢市

b）施設の利用者数

・中心市街地内の主要公共施設の延べ利用者数は、経年的にみて緩やかな減少傾向を示していましたが、金沢 21 世紀美術館の開館に伴い、平成 16 年の主要公共施設利用者数は大幅に増加しています。（※金沢 21 世紀美術館：平成 16 年 10 月 9 日開館）

■主要公共施設の利用者数

	施設名称	平成９年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	増減率	
											H17/H9※	H17/H16
1	石川県立美術館	249,708	339,957	279,831	342,361	191,560	354,753	278,357	239,134	192,554	▲22.9%	▲19.5%
2	石川県立歴史博物館	122,905	111,860	110,356	91,012	95,447	104,835	89,170	76,937	71,606	▲41.7%	▲6.9%
3	中村記念美術館	24,225	19,589	20,228	16,950	15,624	20,030	17,946	16,051	15,229	▲37.1%	▲5.1%
4	民俗文化財展示館	5,312	4,689	4,637	5,838	6,099	4,706	4,419	3,822	6,368	19.9%	66.6%
5	成巽閣	164,134	131,847	116,854	100,384	108,591	113,667	85,674	85,757	75,187	▲54.2%	▲12.3%
6	泉鏡花記念館	-	-	11,128	23,473	23,581	23,260	20,101	17,972	21,327	▲9.1%	18.7%
7	前田土佐守家資料館	-	-	-	-	-	14,026	30,659	22,068	23,000	▲25.0%	4.2%
8	石川近代文学館	31,838	24,617	19,116	14,972	15,301	13,108	12,091	11,005	11,063	▲65.3%	0.5%
9	石川県立伝統産業工芸館	96,907	80,285	74,479	59,998	28,414	36,519	44,138	64,010	76,273	▲21.3%	19.2%
10	藩老本多蔵品館	27,838	25,288	20,205	17,616	17,670	18,600	14,074	11,065	13,091	▲53.0%	18.3%
11	ふるさと偉人館	8,045	8,599	7,021	7,423	5,833	6,698	6,569	8,109	8,083	0.5%	▲0.3%
12	金沢蓄音器館	-	-	-	-	14,482	14,541	11,642	12,591	9,742	▲32.7%	▲22.6%
13	徳田秋聲記念館	-	-	-	-	-	-	-	-	17,543	-	-
14	金沢21世紀美術館	-	-	-	-	-	-	-	682,193	1,350,563	-	-
15	兼六園	2,088,959	1,901,501	1,766,630	1,761,619	1,939,338	1,935,660	1,787,963	1,635,614	1,605,808	▲23.1%	▲1.8%
	総利用者数	2,819,871	2,648,232	2,430,485	2,441,646	2,461,940	2,660,403	2,402,803	2,886,328	3,497,437	24.0%	21.2%

※）平成9年のデータがない施設の増減率は、最も古い年間利用者数との比較　　資料：金沢市統計書

イ）鉄道駅の乗車人員数

・ＪＲ東金沢駅で、乗客数の増加がみられますが、その他のＪＲ各駅及び電車（市内駅分）の乗客数は年々減少しています。

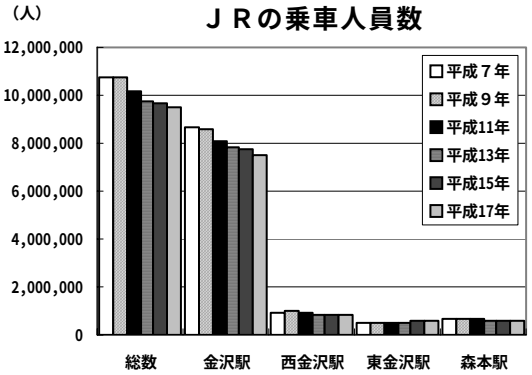

資料：西日本旅客鉄道株式会社金沢支社

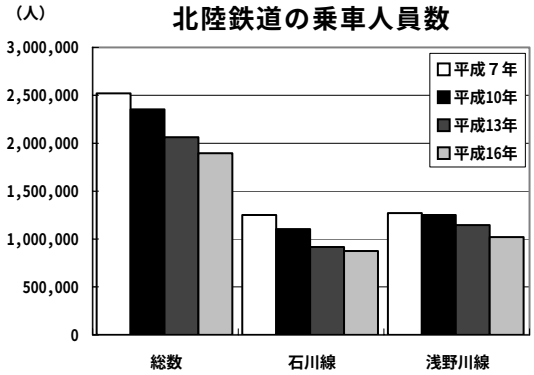

資料：北陸鉄道株式会社

ウ）バス利用者数

・民間のバスの利用者数は、年々減少しており、特に市内線の利用者数の減少率が大きくなっています。

・金沢ふらっとバス（コミュニティバス）の利用者数は、全体では年々増加していましたが、平成 17 年度に減少に転じています。ルート別では、材木ルートは、平成 16 年 9 月にルート延長したこともあり、増加傾向となっています。

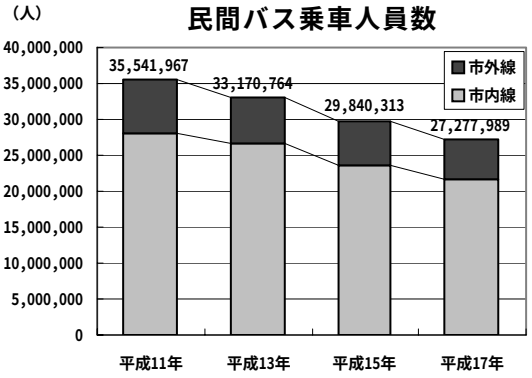

資料：民間バス会社

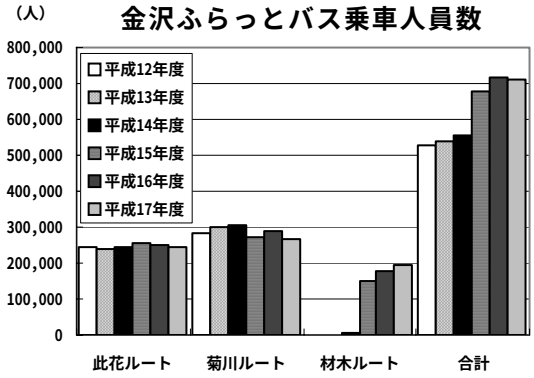

資料：金沢市

⑫ 自動車保有状況

・金沢市における自動車保有台数は、年々増加しています。

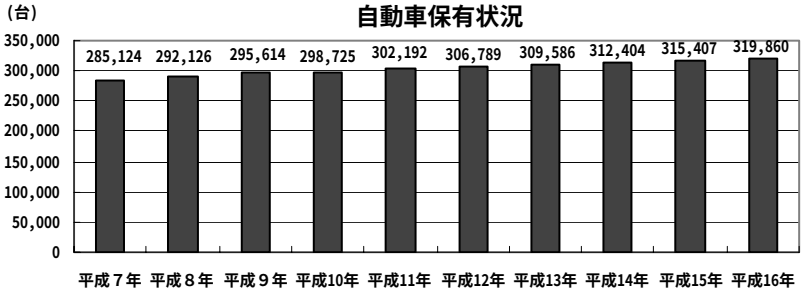

資料：北陸信越運輸局石川運輸支局

⑬ 主要道路・主要交差点の自動車通行量、歩行者・自転車通行量

ア）主要道路・主要交差点の自動車通行量

・平成 18 年 4 月に金沢外環状道路「山側環状」が開通し、市内交通の一部が山側環状にシフトした結果、中心市街地内の交通量が減少し、交差点の渋滞も緩和されてきています。

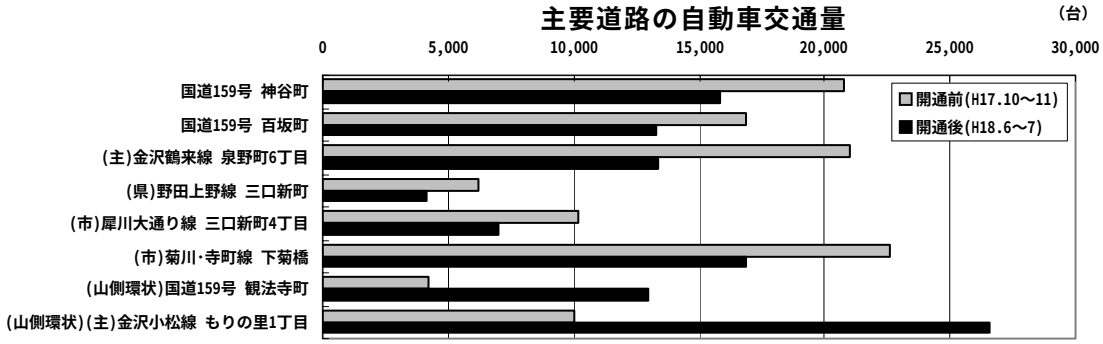

資料：金沢都市圏交通量調査（平日12時間交通量）

イ）中心市街地の主要商店街の歩行者・自転車通行量

・平成 17 年時調査の「平日」は、天候が雨であったため、前回調査（平成 15 年）と比較して歩行者・自転車通行量が減少する地点が多くなっていましたが、竪町、香林坊商店街では歩行者・自転車通行量の増加がみられました。

・平成 17 年時調査の「休日」は、前回調査（平成 15 年）と比較して、周辺でのイベントの開催が少ない状況でしたが、香林坊、武蔵商店街では歩行者・自転車通行量の増加がみられました。

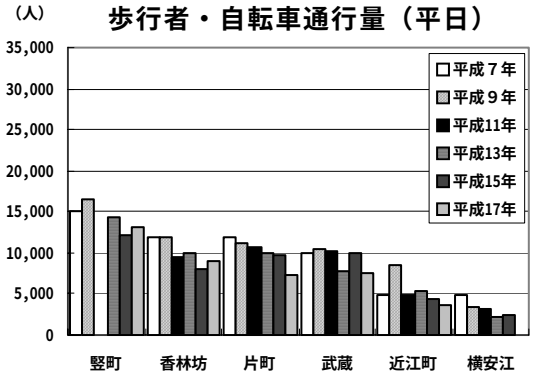

資料：歩行者通行量調査

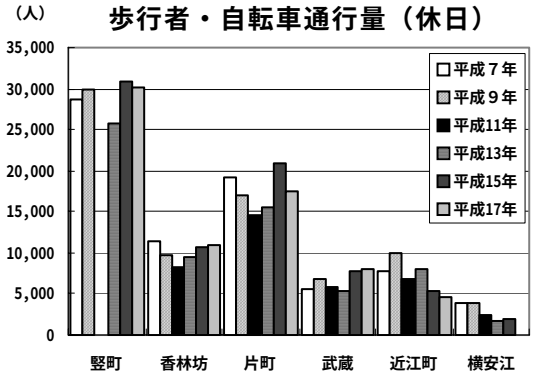

資料：歩行者通行量調査

竪町　：平成 11 年は舗装工事のため未調査
横安江：平成 17 年はアーケード建替工事のため未調査

⑭ 中心市街地及びその他の市街地の地価、店舗賃料の状況

ア）地価

・各調査地点ともに、平成３年をピークに地価の下落が続いていますが、近年その下落幅は縮小傾向にあり、本町（金沢駅前）では地価の下げ止まりの傾向がみられます。

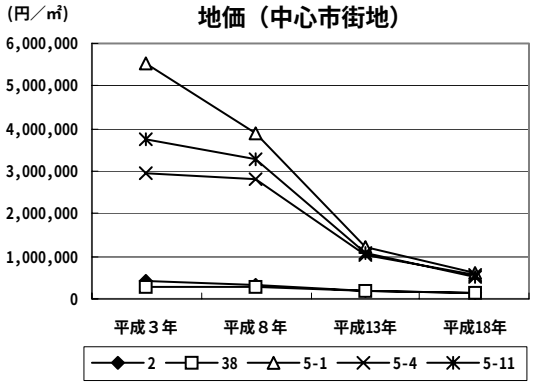

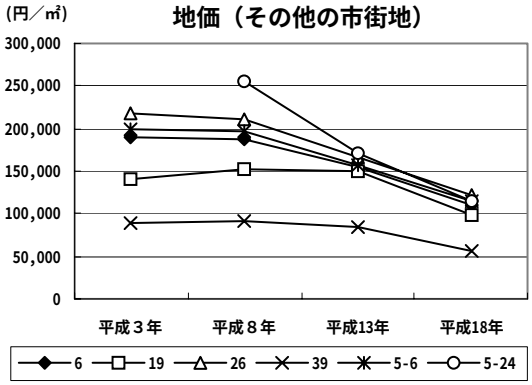

資料：国土交通省地価公示

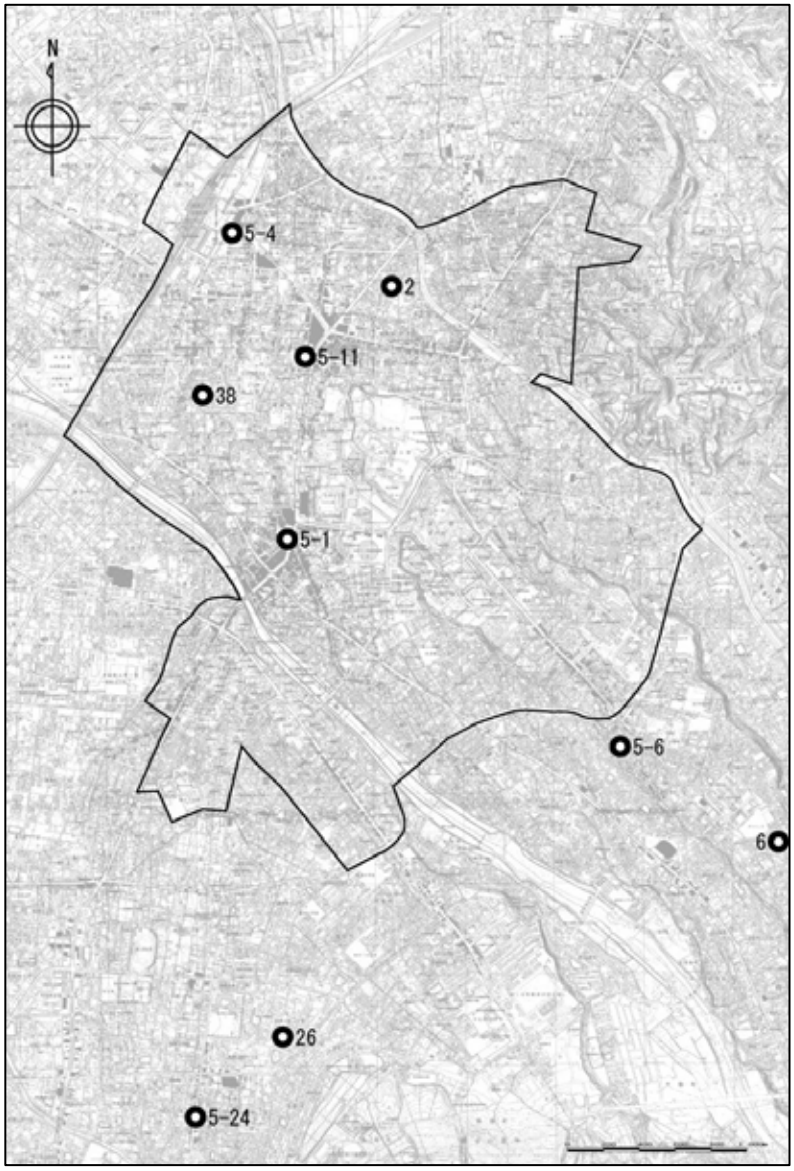

基準地番号	住　　所	土地利用	都市計画等
2	彦三町1-14-27	住宅	１住居 200 準防
6	小立野1-35-21	住宅	１中専 60,200
19	松村町ヌ42番5	住宅	１住居 200
26	泉野出町2-24-5	住宅	１中専 60,200
38	長土塀1-10-16	住宅	１住居 200 準防
39	南森本町ワ157番1外	住宅	１住居 200
5-1	片町2-1-7	店舗兼事務所	商業 600 防火
5-4	本町2-16-12	ホテル	商業 600 防火
5-6	小立野3-12-30	店舗兼住宅	近商 300 準防
5-11	武蔵町1-15	店舗	商業 600 防火
5-24	円光寺2-5-31	店舗兼住宅	近商 200

資料：国土交通省地価公示

注）基準地番号 19 及び 39 は、地図の範囲外

イ）オフィス賃料と空室率

・各調査地点ともに、平成 6～7 年をピークに賃料の下落が続いてきましたが、平成 18 年から上昇に転じる地点もみられ、全体的に賃料の回復傾向がみられます。

・しかしながら、南町地区や武蔵ヶ辻地区の空室率は、依然として 25%程度の厳しい状況が続いています。

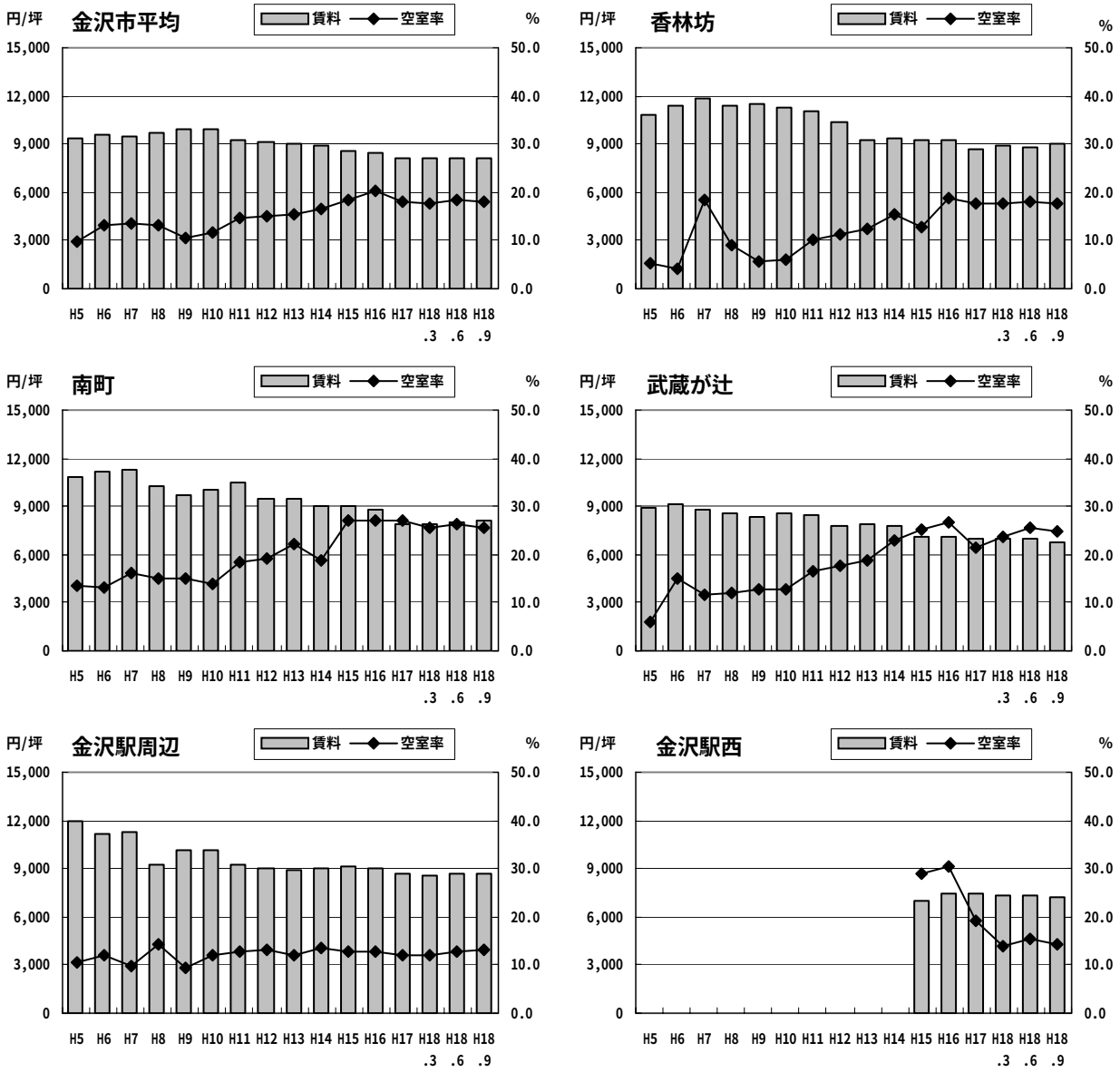

資料：オフィスマーケットレポート　各年12月現在のデータ（シービー・リチャードエリス株式会社）

４）地域住民のニーズ等の客観的な把握・分析

① 次期基本計画策定にかかる市民アンケート調査（平成 17 年 3 月）

対象者：金沢市内在住者 3,600 名（無作為抽出による郵送配布・回収）
回収率：34.0%（1,224 通）　回答者：男性 42.8%、女性 55.5%

・まちづくりに関する満足度調査の結果、「身近な生活道路の整備」、「高齢者や障害者（児）施設の整備や充実」、「少子化対策」、「公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策」、「市街地の整備」に関するニーズが高くなっています。

ア）生活道路の整備についての満足度

・「身近な生活道路や路地など生活道路の整備」について満足（「満足」、「やや満足」の合計）と答えた方の割合は、中央地区(※)で 46.6%、市全体で 50.4%となっており、中央地区における満足度が 50%以下と高くないことから、生活道路の整備、充実に対するニーズが比較的高いことが伺えます。

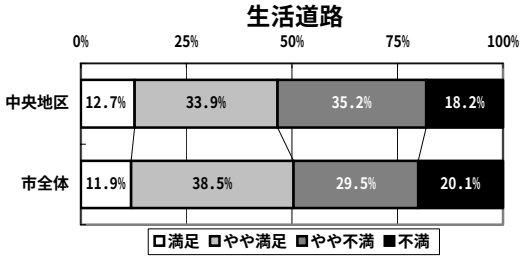

イ）自宅近くの公園や緑地、広場などの整備についての満足度

・「自宅近くの公園や緑地、広場などの整備」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 68.3%、市全体で 65.1%となっており、中央地区において身近な公園や緑地等が充実している状況が伺えます。

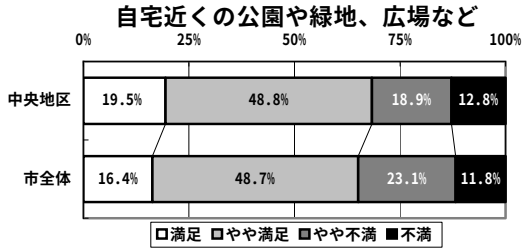

ウ）高齢者や障害者（児）施設の整備や充実についての満足度

・金沢市全体の「高齢者や障害者（児）施設の整備や充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 40.9%、市全体で 41.1%となっており、全市的に満足度が高くないことから、高齢者や障害者（児）施設の整備、充実に対するニーズが高いことが伺えます。

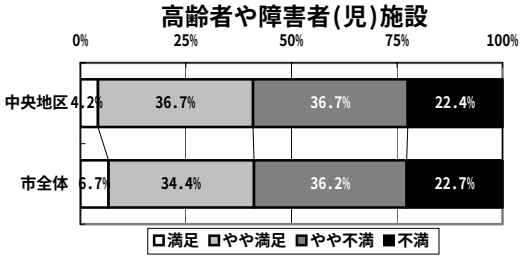

エ）児童福祉施設の整備や充実についての満足度

・金沢市全体の「保育園や児童館などの児童福祉施設の整備や充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 62.3%、市全体で 53.6%となっており、中央地区の地域住民の満足度が比較的高い状況となっています。

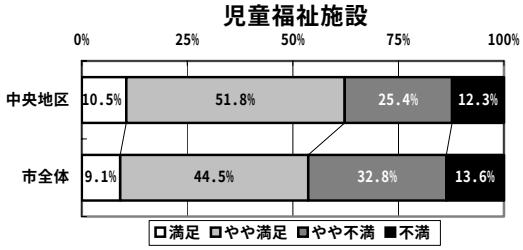

（※中央地区：中心部に位置する７つの小学校の通学エリア。中心市街地(860ha)を含む約 1,010ha）

オ）少子化対策の充実についての満足度

・金沢市全体の「子育て支援、子育て相談、子育て情報の提供などの少子化対策の充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 36.5%、市全体で 33.6%となっており、全市的に満足度が高くないことから、少子化対策の充実に対するニーズが高いことが伺えます。

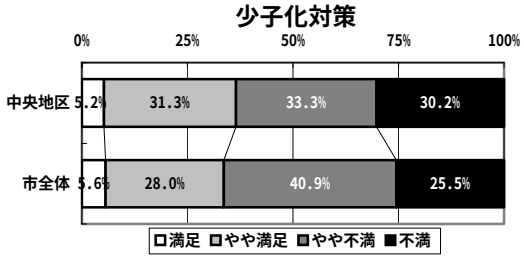

カ）医療・保健施設の整備や充実についての満足度

・金沢市全体の「医療・保健施設の整備や充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 59.9%、市全体で 58.5%となっており、中央地区の地域住民の満足度が比較的高い状況となっています。

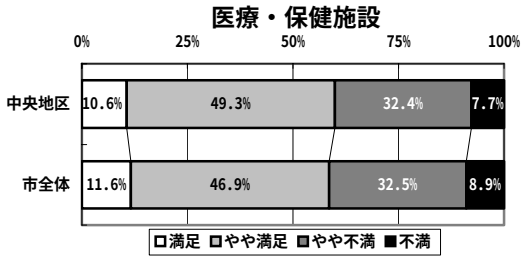

キ）広域交通網の整備についての満足度

・「新幹線・金沢港など広域交通網の整備に対する取り組み」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 59.0%、市全体で 56.5%となっており、中央地区の地域住民の満足度が比較的高い状況となっています。

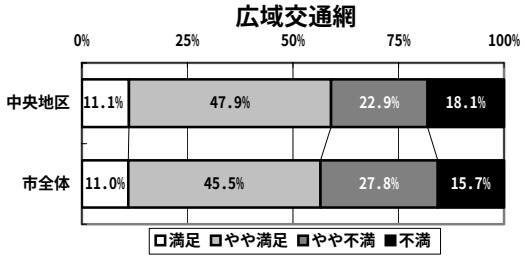

ク）広域道路網の整備についての満足度

・「能登、加賀、富山方面への広域道路網の整備」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 65.9%、市全体で 64.1%となっており、中央地区の地域住民の満足度が比較的高い状況となっています。

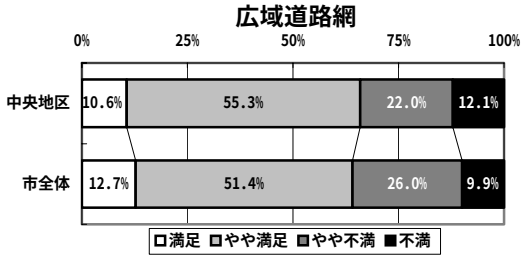

ケ）都市内道路網の整備についての満足度

・「環状道路などの都市内道路網の整備」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 64.8%、市全体で 60.9%となっており、中央地区の地域住民の満足度が比較的高い状況となっています。

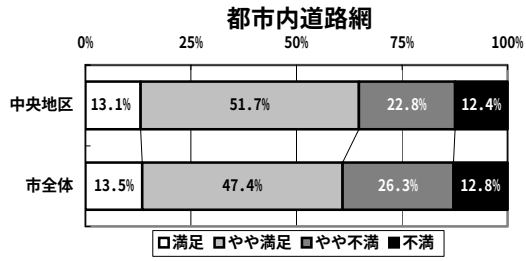

コ）公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実についての満足度

・「公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 29.4%、市全体で 26.4%となっており、全市的に満足度が高くないことから、公共交通機関の利便性の確保や駐車場対策の充実に対するニーズが高いことが伺えます。

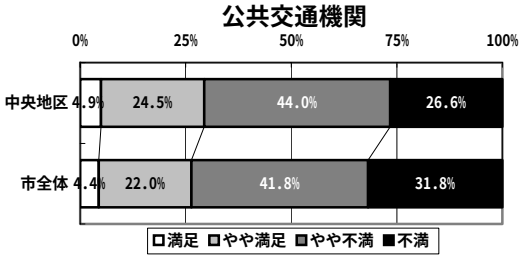

サ）市街地の整備についての満足度

・「土地区画整理事業や再開発事業による市街地の整備」について満足と答えた方の割合は、中央地区で 48.2%、市全体で 48.9%となっており、全市的に満足度が 50%以下と高くないことから、市街地の整備に対するニーズが高いことが伺えます。

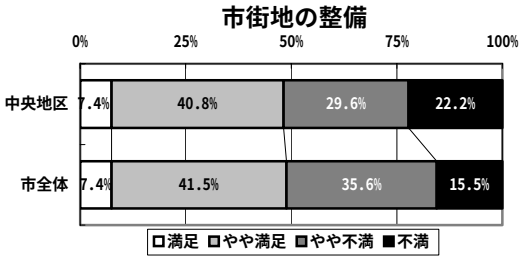

（２）様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整について

○ホームページの活用、市民・学生等との連携

中心市街地の活性化は、行政のみならず、市民、事業者等の主体的な参加、協働での取り組みが不可欠であり、金沢市ホームページ上で、中心市街地活性化に関する情報提供、意見募集（パブリック・コメント等）を今後も積極的に行っていきます。

市民参加・協働によるまちづくりとしては、公募された市民研究員が、研究ディレクター（大学教授）の支援のもと、多様なまちづくりに関する研究（「金沢らしさの具体化に関する研究」、「市民・住民の参加・主体による個性的で豊かなまちづくり」、「市民による金沢文化の継承と発展」等(※)）を実施し、成果発表並びに市政への提言を行い、本市も必要に応じ、提言を受けた施策を市政に反映する体制（金沢まちづくり市民研究機構：平成 15 年設置）が既に整えられています。

(※)第 3 期研究成果報告のテーマより

また、平成 18 年度には、まちなかの賑わい創出に向け、中心市街地の空き店舗において、地元大学生（金沢工業大学、金沢星稜大学他）と共同で中心市街地のまちづくりデザインを提案する「まちづくりアトリエ」や、金沢の伝統文化をテーマとした講演会や体験教室を実施する「まちなかゼミナール」を開催し、まちなかの賑わい創出の検討を進めてきました。

さらに、高齢者の多い中心市街地の町会と学生（主に大学生）が雪かきに関するボランティア協定を市が仲介することによって締結し、中心市街地における学生の社会参加やまちなかのコミュニティの推進を図っていく仕組みを整えました。

今後も、多様な住民とともに中心市街地活性化を推進し、基本計画の進捗状況に応じて、市民アンケートも実施することで、基本計画の基本方針（１～５）ごとの満足度調査等を行うとともに、寄せられた意見・提案等を基本計画に反映させていきます。

○民間事業者との連携

民間事業者や関係団体と行政との協力体制としては、金沢市市街地活性化推進協議会の設置をはじめ、まちなかでの定住を進める「かなざわ定住推進ネットワーク（平成 15 年）」、「金沢まちなか住宅団地整備促進協議会（平成 18 年）」、オフィス街の活性化とにぎわい創出を図る「香林坊・武蔵間都心賑わい回廊整備懇話会（平成 14 年）」、金沢駅～武蔵ヶ辻～香林坊・片町の都心軸沿いでのにぎわいを創出する「かなざわ 21 まちおこし推進ネットワーク（平成 15 年）」等を設置し、民間事業者、関係団体も巻き込み、連携・調整を図りながら各種中心市街地活性化事業を進めてきました。

今後は、金沢市中心市街地活性化協議会を中心としながら、引き続き、それぞれの各種事業者、団体ともより一層の協力体制を構築することで、中心市街地の活性化に民間事業者の発想等を取り入れ、個別事業を効率的、効果的に推進していきます。

10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［1］都市機能の集積の促進の考え方

基本計画の上位計画である金沢世界都市構想において、本市の土地利用の基本方針は、「金沢の豊かな自然や地形、歴史的都市構造、文化的環境を大切にしながら、保存と開発の調和と成長管理を基本としたコンパクトなまちづくりを進める」と記載されています。都市機能の集積の促進の考え方も、この基本方針をふまえ、金沢固有の歴史、文化を礎としながら、それらを磨き高めるとともに、これまでのまちづくりに関する施策の積み重ねによって蓄積されてきた貴重な資産を活かしていくことで、中心市街地は、古いものと新しいものが共存しながら、市民が快適に安心して暮らすことができる、元気で美しいまちづくりを目指していきます。

具体的には、都心軸沿線での再開発事業の実施、中心市街地での良好な住環境を整備し、定住を促進するための「まちなか定住促進条例」の制定、さらには、自然、歴史、文化等、金沢のまちの個性に親しみながら、市民が安全で快適にまちなかを歩くことができるまちづくりを推進する「歩けるまちづくり推進条例」の制定、中心部での金沢 21 世紀美術館、金沢能楽美術館をはじめとした文化施設の開設等により、中心市街地における都市機能の集積を促進し、快適な暮らしの実現を目指しています。

また、良好な商業環境の形成によるまちづくりの推進のために大規模な集客施設の建築等の手続きを定め、都市機能の適正配置を推進し、都市機能の無秩序な拡散を防止する「商業環境形成まちづくり条例」等、現在、20 を超える金沢市独自のまちづくりに関する条例を活用しながら、中心市街地の魅力を高め、都市機能の集積を促進するとともに、市民と協働で保存と開発の調和のとれたまちづくりを進めています。

［2］都市計画手法の活用

（1）準工業地域における大規模集客施設(※)の立地の制限について

本市における準工業地域は、主に郊外部に指定されています。

商業環境形成指針上（P6 参照）は、産業集積ゾーンに指定されており、目安となる店舗面積の上限として、幹線道路（幅員が概ね 16m以上）沿いでは 3,000 ㎡、それ以外の場所では 1,000 ㎡となっていますが、今般、中心市街地への都市機能の集積を促進する観点から、準工業地域に 1 万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する内容の特別用途地区を指定し、改めて大規模集客施設の立地の制限を行っていく方針としました。

この方針は、平成 19 年 2 月 22 日に開催された第 52 回金沢市都市計画審議会において、報告・公表がなされ、平成 19 年 11 月 30 日に都市計画決定を行いました。

(※)大規模集客施設

・建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第二（わ）項に掲げる建築物をいいます。

□第 52 回金沢市都市計画審議会諮問内容

中心市街地活性化基本計画認定に伴う準工業地域における
特別用途地区の指定について

1）背景・目的

金沢市では、旧中心市街地活性化法に基づき平成 10 年に中心市街地活性化基本計画（以下、基本計画と略す。）を策定しております。

今般、より効果的な中心市街地の活性化を図るため、中心市街地活性化法が改正（平成 18 年 8 月 22 日施行）されました。この改正により、内閣総理大臣による基本計画の認定制度が新たに創設され、認定を受ける際の要件の 1 つとして、準工業地域における大規模集客施設の立地の抑制が条件とされております。

本市においては、基本計画の認定を受けるべく、今回、準工業地域における特別用途地区での用途制限の方針を諮問するものであります。

2）特別用途地区での用途制限の方針

① 対象区域

金沢市内の準工業地域全部（1,397ha）

② 建築物の用途制限の内容

用途制限する建物の種類	延べ床面積の制限
劇場、映画館、演芸館、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場　等	1 万㎡を超えるもの

3）特別用途地区指定のスケジュール

平成 19 年　4 月	現況調査解析、素案の作成
平成 19 年　5 月から 6 月	新聞広報掲載、都市計画ホームページ掲載、公聴会開催等
平成 19 年　7 月	県都市計画課事前協議
平成 19 年　8 月	法定縦覧及び市都市計画審議会附議
平成 19 年　9 月	市議会定例議会に建築条令(案)上程
平成 19 年 11 月 1 日	決定・告示

※当初、平成 19 年 11 月 1 日に決定・告示予定でしたが、平成 19 年 11 月 30 日の都市計画法改正にあわせて決定・告示しました。

［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

（１）都市機能の適正立地

［２］都市計画手法の活用（P182）を参照

（２）既存ストックの有効活用

中心市街地の重点整備地区内におけるコールセンターの進出や都心軸（金沢駅～武蔵ヶ辻～香林坊～広坂）沿いへのオフィス進出、オフィスビルの住宅転用等に財政的な支援制度を設け、都市機能のまちなかへの集積を促進するとともに、都心オフィスの一角に、SOHO事業者等の創業支援を目的としたインキュベーション施設、貸しオフィス（ＩＴビジネスプラザ武蔵、金沢ビジネスプラザ南町、金沢ビジネスプラザ尾山）を提供し、まちなかでのビジネス支援を行っています。

また、地元経済界（金沢経済同友会）と協働し、ビルオーナーに代わり、オフィスビルへのテナント誘致や管理、コンサルティング等を行う「金沢型家守（やもり）事業」の展開の可能性についても研究し、建て替えではなく、既存ストックを活かしながら、建物をリニューアルし、有効活用する手法を検討しています。

既存ストックの実際の有効活用事例としては、大手町の旧石川県医師会館を取得後、改修整備を行い、市民の健康づくりの拠点として、金沢大手町健康プラザを開設、また、旧石川銀行橋場町支店を取得後、同様に改修整備を行い、金沢の文芸活動の交流拠点、発信基地となる、金沢文芸館をそれぞれ平成 17 年に開設しました。

今後の計画としては、旧日本たばこ産業㈱金沢支店ビルの改修整備を行い、平成 20 年度には、中学生以下の子どもを主たる利用対象者とした玉川こども図書館（仮称）を開設する予定であり、今後もまちなかの優良な既存建築物については、できる限り、中心市街地活性化に資する施設等への利用転換を検討していくこととします。

１）中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現況

・10,000 ㎡以上の大規模建築物は、中心市街地に 23 あり、用途としては事務所が多くなっています。

■大規模建築物等の既存ストックの現況

	建物名称	所在地	用途	延床面積	築年
1	香林坊アトリオ	香林坊1-1-1	物販	74,288	昭和59年
2	金沢スカイビル	武蔵町14-1,15-1	複合	63,565	昭和48年
3	ポルテ金沢	本町2-15-1	複合	61,935	平成3年
4	ヴィサージュ	昭和町16-1	複合	61,448	平成1年
5	ＪＲ金沢駅ＮＫビル	堀川新町3-1	物販	61,045	平成18年
6	リファーレ	本町1-5-1	複合	56,500	平成8年
7	金沢東急ホテル	香林坊2-1-1	複合	46,984	昭和58年
8	北国新聞会館	香林坊2-5-1	事務所	40,551	昭和63年
9	金沢ビル	此花町6-10	複合	31,329	昭和36年
10	ラブロ片町	片町2-2-5	物販	25,014	昭和32年
11	ＪＲ金沢支社事務所	木ノ新保7-5	事務所	20,774	昭和37年
12	北電石川ビル	下本多町6番丁11	事務所	17,954	平成３年
13	ホテルイン金沢	堀川町34	ホテル	16,212	昭和53年
14	金沢百番街	広岡町1	物販	14,570	平成２年
15	ＮＴＴ北陸支社	出羽町4-1	事務所	14,255	昭和41年
16	ライブ１	此花町3-2	物販	13,426	昭和59年
17	金沢ニューグランドホテル	高岡町1-50	ホテル	13,364	昭和47年
18	住友生命金沢高岡町ビル	高岡町1-39	事務所	11,107	昭和57年
19	北陸放送会館	本多町3-2-1	事務所	10,323	昭和43年
20	北国ビルディング	片町2-2-15	事務所	10,183	昭和39年
21	北国銀行片町支店	片町2-2-15	事務所	10,180	昭和40年
22	金沢第一生命ビルディング	片町1-1-34	事務所	10,174	昭和47年
23	ＮＴＴ白鳥路ビル	大手町4-1	事務所	10,107	昭和33年

注）10,000㎡以上の施設を整理　　資料：金沢市

2）金沢市内の行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況

・金沢市における主な施設の立地状況は以下の通りとなっています。

・各施設について現時点での移転計画はありません。

■公共公益施設の概要　　（　）内は占有率

施設分類	施設数	うち中心市街地に立地	備考
主要公共施設	13	5　(38.5%)	国、県等の機関
文化・教養施設	19	10　(52.6%)	図書館等
美術館・記念館・資料館等	25	18　(72.0%)	
スポーツ施設	42	1　(2.4%)	体育館、運動公園等
病院	49	17　(34.7%)	
福祉・保健施設	34	7　(20.6%)	
小学校	59	9　(15.3%)	
中学校	24	3　(12.5%)	
高校	21	3　(14.3%)	高専含む
大学	7	1　(14.3%)	
市民ｾﾝﾀｰ・市民ｻｰﾋﾞｽｺｰﾅｰ	15	2　(13.3%)	
公共公益施設　合計	308	76　(24.7%)	

資料：金沢市

■位置図（中心部）

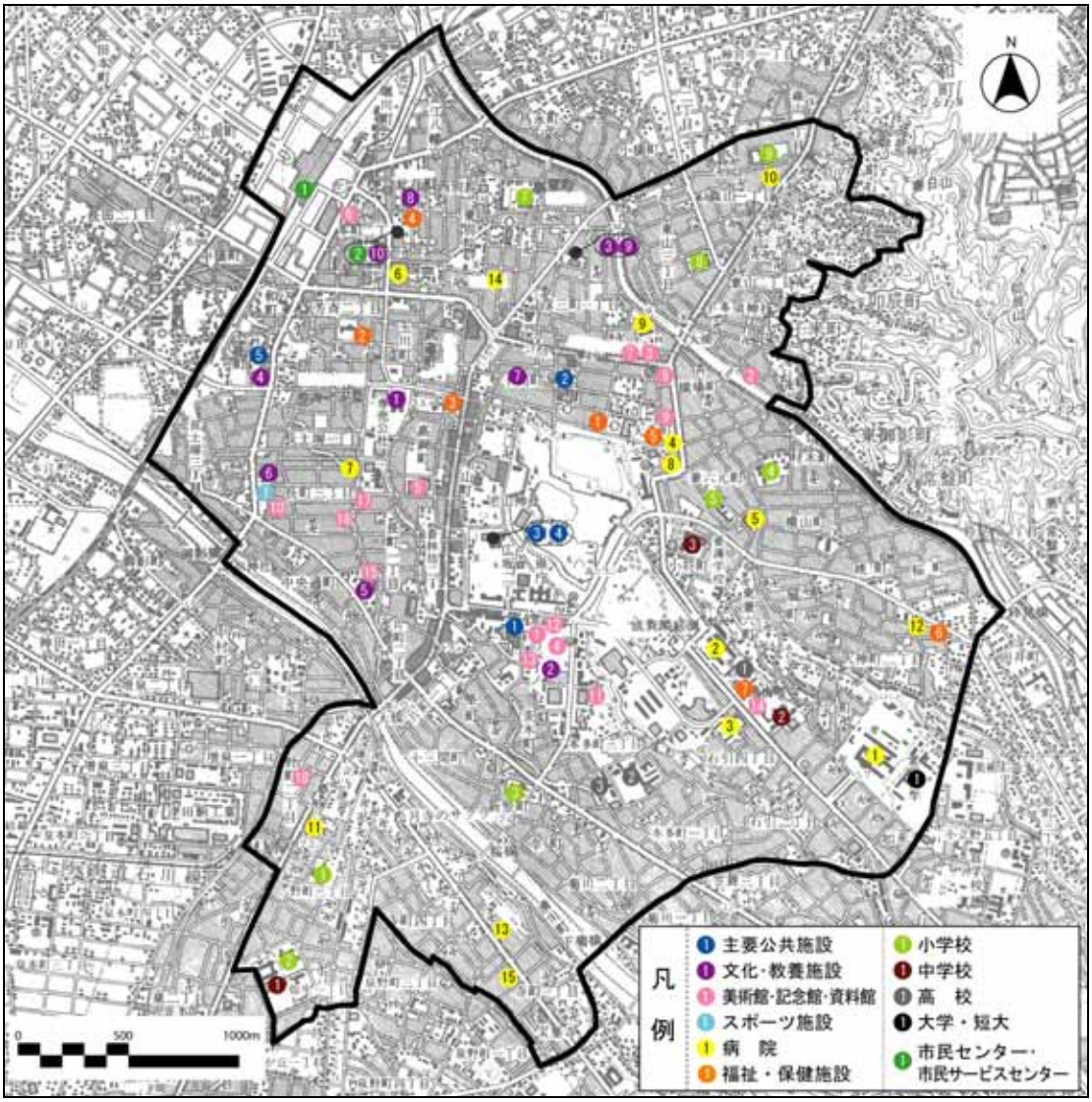

■位置図（郊外部）

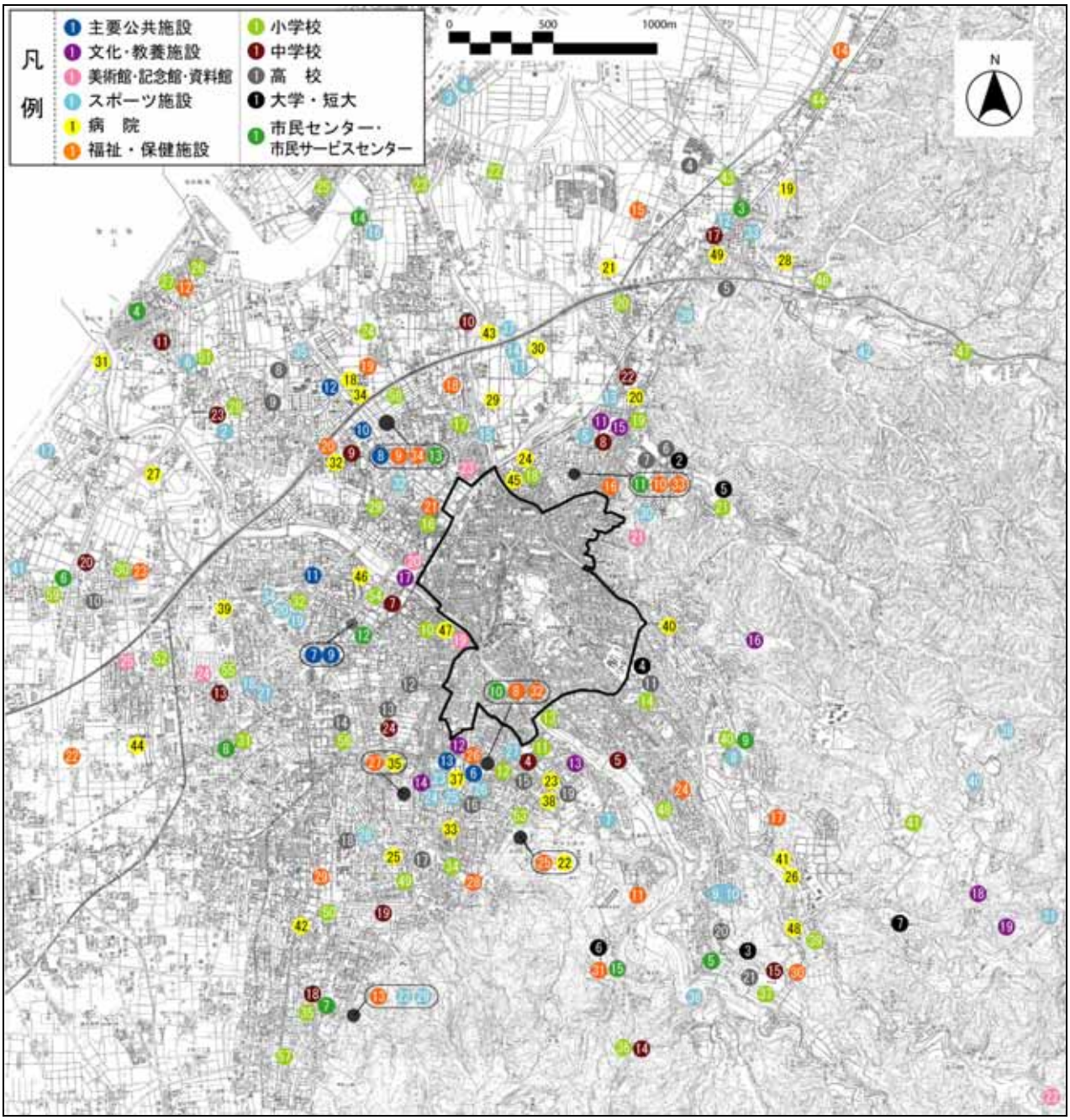

■主要公共施設

		施設名
中心市街地	1	金沢市役所
	2	日本郵政公社北陸支社
	3	金沢国税局
	4	北陸農政局
	5	金沢北社会保険事務所
中心市街地以外	6	石川社会保険事務所金沢南事務所
	7	金沢地方法務局
	8	金沢税務署
	9	北陸財務局
	10	国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所
	11	北陸信越運輸局石川運輸支局
	12	石川県庁・石川県警察本部
	13	石川社会保険事務所金沢南事務所

■文化・教養施設

		施設名
中心市街地	1	玉川図書館・近世史料館
	2	中央公民館本多町館
	3	中央公民館彦三館
	4	女性センター
	5	長町研修館
	6	長土塀交流館
	7	西町教育研修館
	8	相談センター此花(此花分館)
	9	(社)金沢ボランティア大学校
	10	(財)金沢国際交流財団
中心市街地以外	11	玉川図書館城北分館
	12	泉野図書館
	13	平和町自動図書館
	14	教育プラザ富樫
	15	城北児童会館
	16	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
	17	金沢職人大学校
	18	キゴ山ふれあいの里
	19	キゴ山天体観察センターキゴ山少年自然の家

■美術館・記念館・資料館等

		施設名
中心市街地	1	金沢21世紀美術館
	2	徳田秋聲記念館
	3	泉鏡花記念館
	4	観光会館
	5	文化ホール
	6	アートホール
	7	金沢蓄音器館
	8	金沢文芸館
	9	武家屋敷寺島蔵人邸跡
	10	前田土佐守家資料館
	11	中村記念美術館
	12	金沢能楽美術館
	13	ふるさと偉人館
	14	民俗文化財展示館
	15	老舗記念館
	16	旧加賀藩士高田家跡
	17	足軽資料館
	18	西茶屋資料館
中心市街地以外	19	室生犀星記念館
	20	市民芸術村
	21	卯辰山工芸工房
	22	湯涌創作の森
	23	安江金箔工芸館
	24	埋蔵文化財収蔵庫
	25	埋蔵文化財センター

■スポーツ施設

		施設名
中心市街地	1	中央市民体育館
中心市街地以外	2	大徳テニスコート
	3	湊運動公園
	4	湊野球場
	5	城北市民体育館
	6	城西市民体育館
	7	大桑運動広場
	8	田上運動広場
	9	城東市民体育館
	10	城東テニスコート
	11	市民サッカー場
	12	森本市民体育館
	13	東金沢スポーツ広場
	14	市民野球場
	15	浅野運動広場・テニスコート
	16	浅野川市民体育館
	17	専光寺ソフトボール場
	18	西金沢テニスコート
	19	西部体育会館・プール
	20	西部市民憩いの家
	21	西金沢少年運動広場
	22	額谷ふれあい体育館
	23	陸上競技場
	24	球技場
	25	総合プール
	26	総合体育館
	27	城南市民体育館
	28	久安運動広場
	29	額谷運動広場
	30	鳴和台市民体育館・プール
	31	医王山スキー場
	32	障害者高齢者体育館
	33	森本こどもグラウンド
	34	伏見川スポーツ公園
	35	鞍月広場
	36	内川スポーツ広場
	37	城北市民テニスコート
	38	医王山運動広場
	39	法光寺運動広場
	40	戸室スポーツ広場
	41	安原スポーツ広場
	42	金沢テクノパーク運動広場

■病院

		施設名
中心市街地	1	国立大学法人金沢大学医学部附属病院
	2	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター
	3	医療法人財団松原愛育会松原病院
	4	大手町病院
	5	敬愛病院
	6	林病院
	7	金沢聖霊総合病院
	8	小池病院
	9	ＮＴＴ西日本金沢病院
	10	越野病院
	11	川北病院
	12	医療法人社団金沢宗広病院
	13	石田病院
	14	金城病院
	15	鈴木レディスホスピタル
	16	伊藤病院
	17	藤田病院
中心市街地以外	18	石川県立中央病院
	19	医療法人社団浅ノ川桜ケ丘病院
	20	医療法人社団浅ノ川浅ノ川総合病院
	21	医療法人社団浅ノ川千木病院
	22	岡部病院
	23	金沢市立病院
	24	社団法人石川勤労者医療協会城北病院
	25	金沢赤十字病院
	26	十全病院
	27	石川県済生会金沢病院
	28	独立行政法人国立病院機構医王病院
	29	金沢社会保険病院
	30	医療法人社団浅ノ川金沢循環器病院
	31	かないわ病院
	32	金沢西病院
	33	結城病院
	34	映寿会みらい病院
	35	金沢有松病院
	36	青和病院
	37	国家公務員共済組合連合会北陸病院
	38	石川整肢学園
	39	医療法人社団博洋会藤井脳神経外科病院
	40	すずみが丘病院
	41	医療法人財団医王会医王が丘病院
	42	南ケ丘病院
	43	木島病院
	44	金沢リハビリテーション病院
	45	整形外科米沢病院
	46	安田内科病院
	47	石野病院
	48	石川療育センター
	49	的場病院

■福祉・保健施設

		施設名
中心市街地	1	**金沢健康プラザ大手町**
	2	**金沢市福祉サービス公社**
	3	**松ヶ枝福祉館**
	4	**金沢福祉用具情報プラザ**
	5	**お年寄り地域福祉支援センターおおてまち**
	6	**お年寄り地域福祉支援センターさくらまち**
	7	**お年寄り地域福祉支援センターとびうめ**
中心市街地以外	8	泉野福祉健康センター
	9	金沢保健所駅西福祉健康センター
	10	元町福祉健康センター
	11	老人福祉センター万寿苑
	12	老人福祉センター松寿荘
	13	老人福祉センター鶴寿園
	14	お年寄り地域福祉支援センターきしかわ
	15	お年寄り地域福祉支援センターふくひさ
	16	お年寄り地域福祉支援センターかすが
	17	お年寄り地域福祉支援センターたがみ
	18	お年寄り地域福祉支援センターもろえ
	19	お年寄り地域福祉支援センターくらつき
	20	お年寄り地域福祉支援センターえきにしほんまち
	21	お年寄り地域福祉支援センターひろおか
	22	お年寄り地域福祉支援センターやすらぎ
	23	お年寄り地域福祉支援センターきたづか
	24	お年寄り地域福祉支援センターみつくちしんまち
	25	お年寄り地域福祉支援センターながさか
	26	お年寄り地域福祉支援センターいずみの
	27	お年寄り地域福祉支援センターありまつ
	28	お年寄り地域福祉支援センターやましな
	29	お年寄り地域福祉支援センターまがえ
	30	お年寄り地域福祉支援センター第二金沢朱鷺の苑
	31	お年寄り地域福祉支援センター第三万陽苑
	32	泉野お年寄り福祉支援センター
	33	元町お年寄り福祉支援センター
	34	駅西お年寄り福祉支援センター

■小学校

		施設名
中心市街地	1	**野町小学校**
	2	**弥生小学校**
	3	**新竪町小学校**
	4	**材木町小学校**
	5	**味噌蔵町小学校**
	6	**中央小学校**
	7	**明成小学校**
	8	**馬場小学校**
	9	**森山町小学校**
中心市街地以外	10	中村町小学校
	11	十一屋小学校
	12	泉野小学校
	13	菊川町小学校
	14	小立野小学校
	15	中央小学校芳斎分校
	16	長田町小学校
	17	諸江町小学校
	18	浅野町小学校
	19	小坂小学校
	20	千坂小学校
	21	夕日寺小学校
	22	大浦小学校
	23	浅野川小学校
	24	鞍月小学校
	25	粟崎小学校
	26	大野町小学校
	27	金石町小学校
	28	大徳小学校
	29	戸板小学校
	30	緑小学校
	31	押野小学校
	32	米丸小学校
	33	三馬小学校
	34	富樫小学校
	35	額小学校
	36	内川小学校
	37	犀川小学校
	38	湯涌小学校
	39	東浅川小学校
	40	田上小学校
	41	俵小学校
	42	医王山小学校
	43	森本小学校
	44	花園小学校
	45	朝日小学校
	46	不動寺小学校
	47	三谷小学校
	48	南小立野小学校
	49	伏見台小学校
	50	扇台小学校
	51	木曳野小学校
	52	三和小学校
	53	長坂台小学校
	54	新神田小学校
	55	西南部小学校
	56	米泉小学校
	57	四十万小学校
	58	西小学校
	59	安原小学校

■中学校

		施設名
中心市街地	1	**泉中学校**
	2	**紫錦台中学校**
	3	**小将町中学校**
中心市街地以外	4	野田中学校
	5	城南中学校
	6	兼六中学校
	7	高岡中学校
	8	鳴和中学校
	9	長田中学校
	10	浅野川中学校
	11	金石中学校
	12	芝原中学校
	13	西南部中学校
	14	内川中学校
	15	犀生中学校
	16	医王山中学校
	17	森本中学校
	18	額中学校
	19	高尾台中学校
	20	緑中学校
	21	港中学校
	22	北鳴中学校
	23	大徳中学校
	24	清泉中学校

■高校

位置		店　舗　名　称
中心市街地	1	**北陸学院高等学校**
	2	**石川県立工業高等学校**
	3	**遊学館高等学校**
中心市街地以外	4	石川県立金沢向陽高等学校
	5	石川県立金沢北陵高等学校
	6	星稜高等学校
	7	石川県立金沢桜丘高等学校
	8	石川県立金沢西高等学校
	9	金沢市立工業高等学校
	10	尾山台高等学校
	11	石川県立金沢商業高等学校
	12	石川県立金沢中央高等学校
	13	金沢高等学校
	14	石川県立金沢伏見高等学校
	15	石川県立金沢二水高等学校
	16	石川県立金沢泉丘高等学校
	17	石川県立金沢錦丘高等学校
	18	金沢工業高等専門学校
	19	金沢大学教育学部附属高等学校
	20	石川県立金沢辰巳丘高等学校
	21	金沢学院東高等学校

■大学

位置		店　舗　名　称
中心市街地	1	**金沢大学**
中心市街地以外	2	金沢星稜大学
	3	金沢学院大学・金沢学院短期大学
	4	金沢美術工芸大学
	5	星稜女子短期大学
	6	北陸学院短期大学
	7	北陸大学

■市民センター・市民サービスコーナー

		施設名
中心市街地	1	**金沢駅市民サービスコーナー**
	2	**本町市民サービスコーナー**
中心市街地以外	3	森本市民センター
	4	金石市民センター
	5	犀川市民センター
	6	安原市民センター
	7	額市民センター
	8	押野市民センター
	9	浅川市民センター
	10	泉野市民センター
	11	元町市民センター
	12	新神田市民センター
	13	駅西市民センター
	14	湊市民サービスコーナー
	15	内川自動交付機コーナー

3）金沢市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況及び設置計画がある場合はその状況

・金沢市及びその周辺都市（白山市、かほく市、野々市町、津幡町、内灘町）の 1,000 ㎡以上の大規模小売店舗の立地状況は以下のとおりとなっています。

・金沢市では、「商業環境形成まちづくり条例（平成 14 年 4 月施行）」により、大規模な集客施設の無秩序な郊外への拡散立地の動きに歯止めをかけると同時に、中心市街地への都市機能の集積に取り組んでいます。

・条例の制定後は、中心市街地以外で 5,000 ㎡を越える大規模小売店舗の出店はありません。

■大規模小売店舗の状況（金沢市）　（単位：店、㎡）

	金沢市全体		中心市街地		中心市街地以外	
	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計
1千～3千㎡	54	95,927	10	17,395	44	78,532
3千～5千㎡	20	82,998	3	13,092	17	69,906
5千～1万㎡	6	32,117	2	10,265	4	21,852
1万～2万㎡	8	122,702	3	40,961	5	81,741
2万㎡超	4	112,258	2	64,300	2	47,958
合　計	92	446,002	20	146,013	72	299,989

※休業中の店舗を除く　　資料：石川県大規模小売店舗一覧(H18.12.25 現在)

■大規模小売店舗の状況（周辺都市）　（単位：店、㎡）

	周辺都市合計		白山市		かほく市	
	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計
1千～3千㎡	31	57,946	5	8,609	5	9,766
3千～5千㎡	10	38,678	5	18,286	1	3,402
5千～1万㎡	7	45,672	2	14,780	0	0
1万～2万㎡	3	34,758	0	0	0	0
2万㎡超	4	105,623	2	58,091	0	0
合　計	55	282,677	14	99,766	6	13,168
	野々市町		津幡町		内灘町	
	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計	店舗数	店舗面積計
1千～3千㎡	15	28,212	4	6,027	2	5,332
3千～5千㎡	4	16,990	0	0	0	0
5千～1万㎡	5	30,892	0	0	0	0
1万～2万㎡	1	10,638	2	24,120	0	0
2万㎡超	1	26,512	1	21,020	0	0
合　計	26	113,244	7	51,167	2	5,332

※休業中の店舗を除く　　資料：石川県大規模小売店舗一覧(H18.12.25 現在)

・なお、隣接する内灘町、かほく市においては、店舗面積約 20,000 ㎡、約 63,000 ㎡の 2 店の大規模小売店舗の出店計画がある旨の新聞報道がなされています。

・店舗面積 10,000 ㎡以上の既存の大規模小売店舗の立地状況について、中心市街地に立地する 5 店舗は全て商業地域内に立地しています。

・郊外部に立地する 7 店舗のうち、4 店舗が準工業地域、2 店舗が商業地域、1 店舗が近隣商業地域に立地しています。

■金沢市及び周辺都市の大規模小売店舗（店舗面積1万㎡以上）

市町村名等		店舗名称	所在地	建物設置者	業態	店舗面積	用途地域
金沢市	中心市街地	めいてつエムザ	武蔵町15-1	㈱金沢名鉄丸越百貨店他７	百貨店	33,675	商業地域
		香林坊アトリオ	香林坊1丁目１	金沢都市開発㈱	百貨店	30,625	商業地域
		金沢駅前開発ビル(金沢フォーラス)	金沢市堀川新町52番、53番54番、55番	ジェイアール西日本不動産開発㈱	専門店	18,736	商業地域
		ラブロ片町	片町2丁目2-5	㈱大和	寄合百貨店	12,050	商業地域
		香林坊第一開発ビル(香林坊109)	香林坊2丁目１	香林坊第一開発ビル㈱	寄合百貨店	10,175	商業地域
	中心市街地以外	アル・プラザ金沢	諸江町上丁30番地1号	㈱平和堂	スーパー	25,031	準工業地域
		金沢サティ	福久町ニ32番地外	㈱マイカル	スーパー	22,927	準工業地域
		アピタ金沢店	中村町10-20	ユニー㈱	スーパー	19,570	商業地域
		アークプラザ金沢	乙丸町丙1-5	アークランドサカモト㈱	専門店	16,500	準工業地域
		ジャスコ杜の里ショッピングセンター	もりの里1丁目70番地	イオン㈱	スーパー	16,000	近隣商業地域
		ラパーク金沢店	西泉4丁目7	㈱長崎屋エステート	スーパー	15,823	準工業地域
		東京インテリア家具金沢店	鞍月4丁目1番地	㈱東京インテリア家具	専門店	13,848	商業地域
周辺都市	白山市	フェアモール松任	幸明町304	ユニー㈱	スーパー	35,374	
		ジャスコ松任ショッピングセンター	平松町102-1	イオン㈱	スーパー	22,717	
	野々市町	御経塚サティ	御経塚2丁目91番地	㈱マイカル	スーパー	26,512	
		ジャスコ野々市南店	上林4丁目747番地	イオン㈱	スーパー	10,638	
	津幡町	アルプラザ津幡	北中条5番25号ほか	㈱平和堂	スーパー	21,020	
		SUPER CENTER PLANT-3津幡店	庄ヌ3番地ほか	㈱ＰＬＡＮＴ	スーパー	12,312	
		コメリホームセンター津幡店	庄ホ8	㈱コメリ	専門店	11,808	

資料：石川県大規模小売店舗一覧(H18.12.25 現在)

■位置図

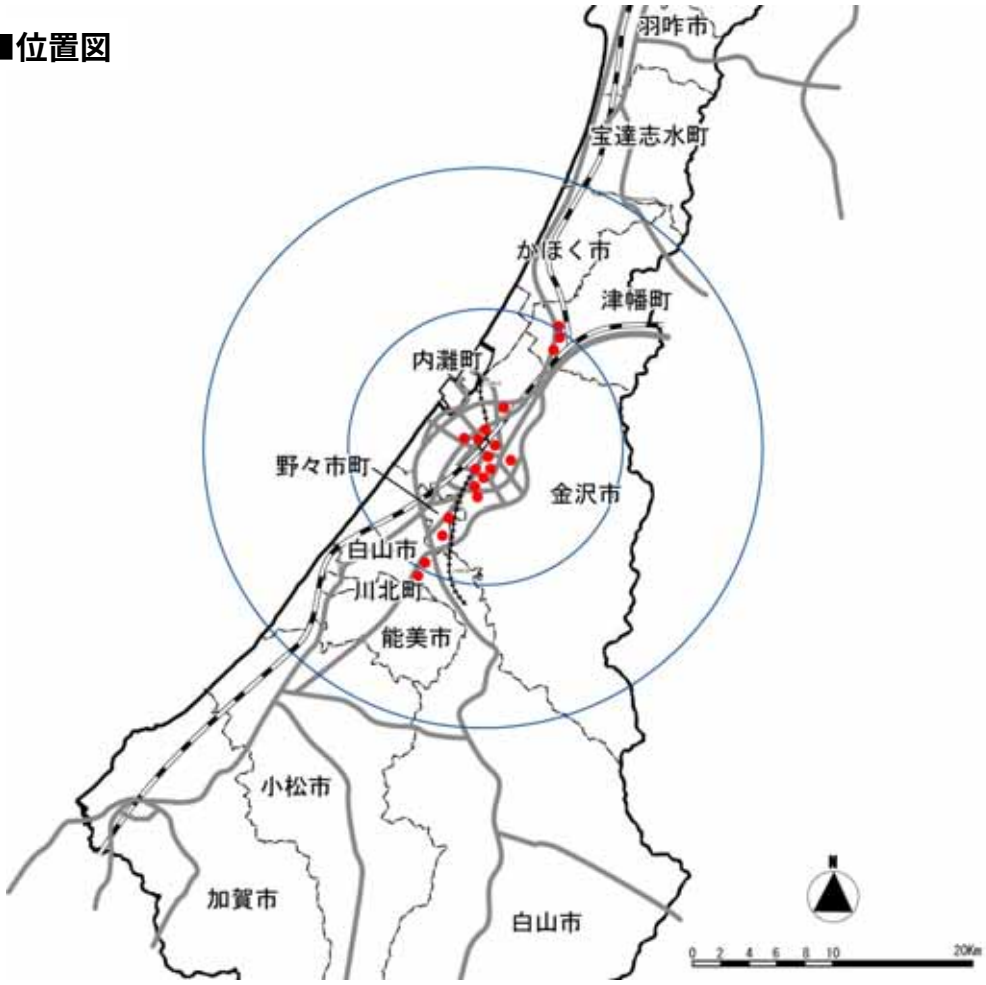

［4］都市機能の集積のための事業等

都市機能の集積に特に資すると考えられる事業等については、以下のとおりであり、中心市街地の骨格部分である都心軸沿線の再開発事業等の整備、まちなか居住の利便性を高める都市福利施設（玉川こども図書館）の整備、中心市街地の居住人口増加を図るまちなか定住促進事業、中心市街地における生鮮食料品等の出店支援事業、都市型新ビジネスの展開、中心市街地内のモビリティ（移動利便性）を高める公共交通の活性化等の取組を多面的、重層的に推進することで、中心市街地活性化を図っています。

○市街地の整備改善事業

・金沢駅武蔵北地区第一種市街地再開発事業第三・四工区
・武蔵ヶ辻第四地区第一種市街地再開発事業
・金沢駅西広場再整備事業
・武蔵ヶ辻地区優良建築物等整備事業

○都市福利施設整備事業

・玉川こども図書館（仮称）整備事業

○居住環境向上事業

・住宅市街地総合整備事業（石屋小路・栄町地区）
・まちなか定住促進事業

○商業の活性化のための事業

・近江町市場「市民の台所」活性化事業〈アーケード架け替え〉
・近江町市場「市民の台所」活性化事業〈共同店舗設置〉
・中心市街地生鮮食料品店出店・整備支援事業
・中心市街地業務機能集積促進事業
・金沢ファッションストリート創出事業

○４から７までの事業及び措置と一体的に推進する事業

・金沢ふらっとバス運行事業
・歩けるまちづくり推進事業
・金沢オムニバスタウン推進事業
・ＩＴビジネスプラザ武蔵運営事業

11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項

［1］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

（1）個別事業等に関連した実践的・試行的な活動の内容・結果等

今回の基本計画に掲げる事業は、平成10年に第1次基本計画を作成して以来(※)、毎年度、事業の進捗状況の確認、見直し作業を実施するとともに、金沢市市街地活性化推進委員会での議論も経て、最終的に着手してきた事業を基本としながら作成したものです。

また、本基本計画は、本市の健全な財政運営を進めるため、平成18年度に定めた「金沢市中期財政計画」（平成18～22年度）との整合性も図られたうえで作成された計画となっています。

なお、実践的・試行的な活動例としては、本市の中心部における公共交通不便地域のモビリティ向上を図るため、平成11年3月に住宅地と交通結節点や商店街を結ぶコミュニティバス「金沢ふらっとバス」の運行を開始し、高齢者など、公共交通以外に外出するための移動手段を持たない人の気軽な足として利用され、商店街の歩行者専用道路を通る「此花ルート」など、現在3路線で運行しています。

また、中心市街地の活性化を実現する上で、魅力あるまちなか居住は重要な課題であることから、本市では平成10年より、まちなか定住を促進させる事業を進めており、平成13年には全国に先駆けて「まちなか定住促進条例」を制定し、まちなか区域での戸建て住宅、共同住宅の建設等に対し重点的に助成を行ってきました。その結果、中心市街地における人口・世帯数の推移ですが、ともに減少傾向は続いているものの、その減少率は、近年、緩やかになってきています。

他には、平成18年度全国都市再生モデル調査として、㈱金沢商業活性化センターと共同で、「大学との連携協働による「元気なまち」再生調査」を行い、まちなかの賑わい創出に向け、中心市街地の空き店舗において、地元大学生と共同で中心市街地のまちづくりデザインを提案する「まちづくりアトリエ」や、金沢の伝統文化をテーマとした講演会や体験教室を実施する「まちなかゼミナール」を開催しました。

さらに、本市は、豊かな自然環境、歴史や文化に彩られた城下町であり、多くの観光客が訪れる観光都市でもあることから、景観と交通安全性のバランスを取りつつ、周辺環境と調和した金沢独自の標識設置を行うことができるよう「周辺環境に調和した道路標識金沢特区」の認定を受けました（平成18年3月）。

（※）第1次基本計画作成後のこれまでの事業の取組については、「1．中心市街地の活性化に関する基本的な方針［2］これまでの中心市街地活性化に関する取組」（P2）を参照

［2］都市計画との調和等

[金沢世界都市構想（平成 7 年 12 月作成)]

金沢世界都市構想において、中心市街地は、「良好な自然環境や伝統環境と調和した整備を進めていく」、「都心軸沿線については、近代的な金沢を象徴する地区として積極的に、新たな開発や再開発を推進する」としており、伝統文化を継承しながら、新しい価値をまちなかに創り出して中心市街地を活性化するという本基本計画の趣旨と整合性が図られています。

[金沢世界都市構想第 2 次基本計画（平成 18 年 3 月作成)]

金沢世界都市構想第 2 次基本計画において、中心市街地は、「金沢の個性（歴史・伝統・文化）を磨き、郊外とは異なるにぎわいや暮らしやすさ、交通利便性等を享受できる都市空間を創出し、まちなかの定住と交流の促進を図る」としており、まちなかの特性を行かした住環境づくりを進め、中心市街地を活性化するという本基本計画の趣旨と整合性が図られています。

[金沢市都市計画マスタープラン（平成 10 年 7 月作成)]

金沢市都市計画マスタープランにおいて、中心市街地は、「歴史性、近代性をあわせもつ金沢の顔として、伝統的まちなみの保全、商業業務機能の充実、良好な都心居住環境の創出の 3 つを柱として調和のとれた開発と保全を展開します」とされており、伝統文化を継承しながら、新しい価値をまちなかに創り出して中心市街地の活性化を推進するという本基本計画の趣旨と整合性が図られています。

[新金沢市総合交通計画（平成 13 年 4 月作成)]

新金沢市総合交通計画において、中心市街地は、「金沢市が歴史的な中心市街地を持つことをふまえ、市中心部ではできるだけ通過交通を排除し、公共交通を優先します。裏通りを中心に歩行者や自転車が移動しやすく、歩きたくなるような空間を整備します。郊外から都心部へのアクセスは、パーク＆ライド等、ＴＤＭ施策を実施するとともに、バス等公共交通の利便性を高めることにより、マイカー利用の抑制を進めます」とされており、歩行者、公共交通を優先したまちなか交通を推進するという本基本計画の趣旨と整合性が図られています。

［3］その他の事項

本市では、都心部の通過交通を分散させる環状道路を整備し、金沢都市圏全体の自動車交通の円滑化に取り組んでいます（平成 18 年 4 月末現在整備率:内環状道路 95.3%、中環状道路 95.3%、外環状道路 山側幹線 100%・海側幹線 49.5%)。環状道路整備事業の進捗状況をふまえ、「新金沢交通戦略」において、市中心部は、過度のマイカー利用から脱却し、歩行者と公共交通を優先したまちづくりを目指すこととしており、基本計画においても、歩行者の快適なまちなか移動と公共交通の利便性向上の観点から施策の展開に取り組むことにより、大気汚染、騒音の防止、交通の安全と円滑の確保を図っていきます。

12．認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 **基本方針に適合するものであること**	意義及び目標に関する事項	「３．中心市街地の活性化の目標」に記載（P35）
	認定の手続	「９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載（P163～P195）
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「２．中心市街地の位置及び区域」に記載（P27～P34）
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載（P163～P195）
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10．中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載（P196～P207）
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11．その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載（P208～P209）
第２号基準 **基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること**	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	「４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項」に記載（P51～P162）
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載（P1～P26） 各事業等ごとに掲載した「目標達成のための位置付け及び必要性」に記載（P51～P162）
第３号基準 **基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること**	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	各事業等ごとに掲載した「実施主体」に記載（P51～P162）
	事業の実施スケジュールが明確であること	各事業等ごとに掲載した「実施時期」に記載（P51～P162）

金沢市中心市街地活性化基本計画（平成 19 年 5 月～平成 24 年 3 月）

平成 19 年 5 月 28 日認定
平成 19 年 8 月 27 日変更
平成 20 年 3 月 31 日変更
平成 21 年 3 月 27 日変更
平成 21 年 11 月 26 日変更
平成 22 年 11 月 12 日変更
平成 23 年　7 月　7 日変更

金沢市都市政策局企画調整課
Tel(076)220-2031　Fax(076)264-2535
E-mail　kikaku@city.kanazawa.lg.jp